災害ケースマネジメント 実施の手引き



目次

第1章 はじめに	2
1.1 手引きの目的	2
1.2 手引きの位置づけ	
1.3 手引きの使い方	
1.4 用語について	5
第2章 災害ケースマネジメントの基本的考え方と取組の概括	8
2.1 災害ケースマネジメントとは	8
2.2 災害ケースマネジメントの効果	11
(1) 災害関連死の防止	11
(2) 避難所以外への避難者への対応	
(3) 支援漏れの防止	
(4) 被災者の自立・生活再建の早期実現、地域社会の活力維持への貢献等	
2.3 その他留意点	14
(1) 自立・生活再建の主体について	
(2) 災害ケースマネジメントを委託する場合について	14
第3章 災害ケースマネジメントの実施の準備(平時からの取組)	16
3.1 災害ケースマネジメントの実施主体の確認	17
3.2 関係する機関、民間団体との連携体制の構築	21
3.3 市町村地域防災計画等への位置づけ	28
第 4 章 災害ケースマネジメントの実施	32
4.1 発災直後〜避難所運営段階の対応	
(1) 発災直後〜避難所運営段階の災害ケースマネジメントの必要性	
(2) 発災直後〜避難所運営段階の災害ケースマネジメントの実施体制	36
(3) 支援拠点設置の検討	37
(4) アウトリーチによる被災者の状況の把握	20
(5) 災害ケースマネジメント情報連携会議の実施	50
(6) 災害ケースマネジメントケース会議の実施	51
(7) 発災直後〜避難所運営段階の対応で地方公共団体が利用可能な支援>	ノニュ
-	52
4.2 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の対応	56
(1) 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の災害ケースマネジメントの	D必要
性	57
(2) 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の災害ケースマネジメントの	D実施
体制	58
(3) 支援拠点の設置の検討	59

(4) アウトリーチによる被災者の状況の把握	60
(5) 災害ケースマネジメント情報連携会議の実施	
(6) 災害ケースマネジメントケース会議の実施	
(7) 支援記録の作成	
(8) 課題に応じた支援へのつなぎ・支援の実施	
(9) 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の対応で地方:	公共団体が利用可能
な支援メニュー	98
4.3 応急仮設住宅供与段階以降の対応	
(1) 応急仮設住宅供与段階以降の災害ケースマネジメントの	
(2) 応急仮設住宅供与段階以降の災害ケースマネジメントの)実施体制 103
(3) 支援拠点設置の検討	104
(4) アウトリーチによる被災者訪問、相談、見守り等の実施	
(5) 災害ケースマネジメント情報連携会議の実施	116
(6) 災害ケースマネジメントケース会議の実施	117
(7) 支援記録の作成	119
(8) 課題に応じた支援へのつなぎ・支援の実施	
(9) 継続的な支援の実施	135
(10) 応急仮設住宅供与段階以降で地方公共団体が利用可能	な支援メニュー 137
第 5 章 災害ケースマネジメントの実施に係る個人情報の取扱に	ついて 140
5.1 個人情報保護法制の概要	
5.2 個人情報の利用・提供場面と本人同意	
5.3 被災者台帳の作成・活用	
5.4 参照先	
第 6 章 災害ケースマネジメント実施者の研修・支援について _	
6.1 災害ケースマネジメント実施者に対する研修	
(1) 研修の必要性	
(2) 想定される研修の例	
6.2 災害ケースマネジメント実施者に対する相談体制	
6.3 災害ケースマネジメント実施者のメンタルケア	
(1) メンタルケアの必要性	
(2) メンタルケアの実施内容	
第 7 章 都道府県の役割	
37 年 前週前来の役割	
(1) 都道府県レベルでの体制整備	
(1) 即起州県レージアでの「本間豊富」 (2) 市町村向けの研修・人材育成の実施	
(2) お当れらりのよう (3) 都道府県地域防災計画への位置づけ	
(4) その他の制度等への位置づけ	
7.2 災害時の都道府県の取組	

(1) 災暑	『時の都道府県の取組・市町村の支援	167
(2) 都道	道府県による実施	169
第8章 大規	模広域災害の発生に備えた準備について	178
8.1 管内の	D市町村間の連携体制や近隣の都道府県との連携体制の構築	179
8.2 遠隔均	也からの応援体制の整備	180
8.3 民間回	団体との連携	183
第9章 災害	ケースマネジメントの評価と改善(次の災害への備え)	186
9.1 評価の	D必要性	187
	と改善の例	
9.3 平時の	D取組への反映	193
第10章福	祉施策による災害ケースマネジメントの実施	196
	の福祉施策による災害ケースマネジメントの実施	
10.2 支援	会議等の枠組みを活用した災害ケースマネジメントケース会詞	炎の実施
		203
	の福祉施策を活用して災害ケースマネジメントを実施する場合の	
等_		206
第11章 災	害ケースマネジメントの実施に係るデジタル技術の活用について	_210
11.1 災害	ケースマネジメントにおけるクラウド型被災者支援システムの流	5用 211
(1) クラ	5ウド型被災者支援システムの概要	211
(2) 避業	惟行動要支援者関連機能	211
(3) 避業	断関連機能	213
(4)被约	《者台帳機能	215
11.2 その	他のデジタル技術の活用の例	219
付属資料1	用語集	223
付属資料2	主な被災者支援関連制度集	227
付属資料3	地方公共団体の独自支援制度等	243
【索引】地方	5公共団体の取組事例	299
おわりに		202

コラム目次

No.	コラムタイトル	ページ 番号
1	熊本地震における災害関連死	11
2	多様な関係機関との連携の例	24
3	令和元年度医療・保健・福祉防災の連携に関する作業グループの 調査票	35
4	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用	35
5	被災者との円滑なコミュニケーションを取るための工夫の例(うるうるパック)	40
6	NPO が個別訪問時に活用している調査票の例	47
7	発災直後の対応方法について紹介する資料の例 (水害にあったと きに)	48
8	災害ボランティア・NPO が活用可能な制度(災害ボランティア・NPO 活動サポート募金(ボラサポ)(中央共同募金))	55
9	アセスメント手法の例	82
10	NPO 等による見守り・相談の実施、転居支援の例	108
11	NPO による修繕支援の例	131
12	NPO 等による非住家被害への支援の例	132
13	被災者支援制度の紹介に活用できる資料の例(被災者支援チェックリスト・被災者支援カード)	133
14	コミュニティ単位での継続的支援の例	136
15	「被災者生活再建カード」の研修での活用	154
16	弁護士や NPO が実施した支援者へのサポートの例	156
17	県外避難者への災害ケースマネジメントの実施例	181
18	災害中間支援組織との連携	183
19	数年後にフォローアップを行い、アセスメント調査の判定等が適 切であったかを検証した例	187

第1章

はじめに

1.1 手引きの目的

1.2 手引きの位置づけ

1.3 手引きの使い方

1.4 用語について

第1章 はじめに

1.1 手引きの目的

災害ケースマネジメントは、2005年のハリケーン・カトリーナで甚大な被害を受けたアメリカ合衆国において実施され、我が国においても、東日本大震災や熊本地震、平成28年鳥取県中部地震等の災害において、地方公共団体が主体となって取り組まれてきた被災者支援の手法である。

支援メニューを用意し、申請に基づき当該支援を提供するという従来の被災者支援の手法では必ずしも十分に被災者の自立・生活再建に結びつかないことがあることから、訪問等のアウトリーチにより被災者の状況を把握し、官民連携の下、多様な課題に対応することで被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援する災害ケースマネジメントが実施されてきた。

これまで内閣府においても、防災基本計画への災害ケースマネジメントに関連する 内容の位置づけや、先進的な事例をまとめた「災害ケースマネジメントに関する取組 事例集(令和4年3月)」¹の作成等、災害ケースマネジメントの普及・啓発に取り組 んできたところである。

昨今の自然災害の頻発化・激甚化の傾向、超高齢化社会の到来、地域のつながりの 希薄化が進む可能性等を鑑みれば、これまで被災経験の無い地方公共団体においても、 災害時に災害ケースマネジメントの実施が求められることが想定される。

このため、地方公共団体が災害ケースマネジメントに取り組む際に参照できる手引きを作成することとし、令和4年度に「災害ケースマネジメントの手引書作成に関する有識者検討会(座長:鍵屋一 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科教授)」を設置し、4回にわたって議論してきたところである。

本手引きは、検討会での意見に加え、地方公共団体や NPO 等からの意見等を踏まえ、被災経験の無い地方公共団体でも災害時に適切に災害ケースマネジメントを実施出来るよう、標準的な取組や流れを提示するとともに、先進的な取組事例についても整理し、災害種別や被災状況に応じて地域の実情にあった取組を検討する際の参考ともなるようとりまとめたものである。

なお、災害ケースマネジメントに取り組むにあたっては、その目的は被災者の自立・ 生活再建であり、災害ケースマネジメントはあくまで目的を達成する手段の一つであ ることに留意する必要がある。

¹ 災害ケースマネジメントに関する取組事例集 (内閣府(防災担当)令和4年3月) https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html



1.2 手引きの位置づけ

本手引きは、地方公共団体が活用することを想定したものであるが、社会福祉協議会や NPO 等、地方公共団体と一体となって災害ケースマネジメントを担う民間団体においても参考となるものである。

また、本手引きは、災害ケースマネジメントの標準的な取組を示したものであり、本手引きを参考にしつつ、人と人とのつながりの度合いの違いや人口、社会資源の集積等地域の特性、被災の状況に応じて、必要な事項を検討しながら取り組むことが求められる。本手引きのほかに、「災害ケースマネジメントに関する取組事例集(令和4年3月)」²も参照されたい。なお、災害ケースマネジメントは、防災部局、福祉部局をはじめとし、様々な部局が連携して実施することが求められることから、本手引きは関連する部局が連携して取り組むことを前提に作成している。

本手引きの内容は、新たなノウハウや事例を反映する等、絶えず改訂の検討を行う ものとする。

改訂履歴

版	į	改訂	改訂内容	
第1	版 令和	15年(2023年)3月	初版発行	

² 災害ケースマネジメントに関する取組事例集 (内閣府(防災担当)令和4年3月) https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html



1.3 手引きの使い方

本手引きは、標準的な取組に加え、実施にあたってのポイント・留意点を示すとともに、これまで災害ケースマネジメントに取り組んできた地方公共団体の事例も記載している。本手引きの内容とこれまで取組を行ってきた地方公共団体の例を参考に、各地方公共団体の実情に応じた取組を検討されたい。

- 第3章では、平時に取り組むべき内容について記載している。
- 第4章では、発災後の取組を3段階に分類し、災害ケースマネジメントの実施方法を記載している。取組を実施する段階の部分を読み進めることで、その段階で行うべき取組や注意点を把握できるように記載しているため、該当段階の部分だけ参照することも可能である。第4章を通読すると記載内容が一部重複するが、同じ取組であっても注意すべき点は段階毎に異なるため、各段階の記載を確認し実施されたい。
- 第5章以降では、第3章と第4章を実施するにあたって留意すべき横断的な事項を記載している。このため、実際に取り組む場合にはこちらについても併せて参照すること。

1.4 用語について

本手引きに頻出する用語についてその内容を下記に示す。全体版は、付属資料 1 に 掲載する。

用語	内容
アウトリーチ	災害からの自立・生活再建の課題を抱えながらも自ら支援にアクセ
	スできない被災者に対し、住居や仮設住宅等への訪問、当事者が出向
	きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の仕組みづ
	くり、当事者との関係づくりなどを行うことにより、支援につながる
/s I	よう積極的に働きかける取組。
アセスメント	被災者の自立・生活再建に必要な支援を行うため、家族構成や住家
	│の被災状況、生業、金銭的課題その他住まいの再建に必要な課題及び │介護等の状況、病歴、服薬、その他日常生活上の留意事項等に関する
	「
	接の必要性について評価すること。
災害ケースマネ	被災者一人ひとりの自立・生活再建に必要な支援方策や支援の方向
ジメントケース	性について、行政と関係機関が連携して検討を行う会議。
会議	
災害ケースマネ	市町村の関係部局の職員、地域支え合いセンター等の支援拠点の職員、関
ジメント情報連	係機関等で、被災者支援の全体状況について情報共有を行うための会議。
携会議	
災害公営住宅	公営住宅法に基づき、一定の要件に該当する災害の場合に、災害に
((字ギニヽー /	より滅失した住居に居住していた低額所得者に賃貸する公営住宅。 近隣住民の助け合いだけでは対応できない規模の災害時に開設さ
災害ボランティ アセンター	近隣住氏の助り合いだりでは対応できない規模の炎音時に開設さ
アピンター	16、パランティテの力を値りと板炎省支援に後間・後興に同けた地域 支援を行うための拠点(市町村から要請を受けた社会福祉協議会によ
	り設置・運営されることが多い。)。
在宅避難者	様々な理由により避難所に滞在することができないため、ライフラ
	インの止まった自宅もしくは損傷を受けた自宅で避難生活をおくる被
	災者。
支援記録	被災者への個別訪問等を実施した際に聞き取った内容やケース会議
	で決定した内容等、被災者の支援のために行ったことを記録したも
바바=	
地域支え合いセンター(被災者	被災者への見守り・相談支援(生活支援相談員等による個別訪問、 見守り支援、各種支援制度の情報提供や地域コミュニティづくり等。)
見守り・相談支	兄守り文援、各種文援制度の情報提供や地域コミューディラくり等。) を行うための拠点として設置されるもの(市町村等から委託を受けた
援等事業)	社会福祉協議会等の民間団体により運営されることが多い。また、名
1次行子术/	称も地域によって異なるが、「地域支え合いセンター」の名称で運営し
	ている場合が多い。)。
被災者台帳	災害対策基本法に基づき、被災者の支援について「支援漏れ」や
	「手続の重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効果的に
	実施するため、被災市町村が、個々の被災者の被害状況や支援状況、
ш-///=тпП- = +	配慮事項等を一元的に集約した台帳。
罹災証明書	災害対策基本法に基づき、市町村の地域に係る災害が発生した場合
	において、市町村長が交付する当該災害による被災の程度を証明する 書面。
	音曲。 被害程度の区分は、住家の損害割合に応じて、全壊・大規模半壊・
	中規模半壊・半壊・準半壊に至らない(一部損壊)の6つに
	区分される。
	罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活
	用されている。

第2章

災害ケースマネジメ ントの基本的考え方 と取組の概括 2.1 災害ケースマネジメントとは

2.2 災害ケースマネジメントの効果

2.3 その他留意点

第2章 災害ケースマネジメントの基本的考え方と取組の概括

2.1 災害ケースマネジメントとは

行政が金銭給付や税制減免措置等の支援メニューを用意し、利用を申請した被災者に対して当該支援を提供するというこれまでの支援と異なり、災害ケースマネジメントは、被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援するものであり、本手引きでは、「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組」と定義している。

災害ケースマネジメントの実施の流れについて、p. 9 に示している。第4章においてその方法を詳解するが、特徴を整理すると下記の4点に集約できる。

【災害ケースマネジメントの特徴】

◆アウトリーチによる被災者の発見、状況把握

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの自立・生活再建のプロセスを支援するものである。被災者の中には、支援の窓口に出向くことが難しい者や本来支援が必要であるにもかかわらず声を上げられない者もいることから、訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人ひとりの抱える課題を把握する。

◆官民連携による被災者支援

被災者支援の実施主体は行政である一方で、被災者の抱える様々な課題に対応するための専門性が必要とされることなどから、行政単独での災害ケースマネジメントの実施は困難であり、民間の団体や機関と連携して取り組むことが重要である。 官民がそれぞれの専門性、強みを活かして取り組むことで、効果的かつ効率的な被災者支援につながる。

◆被災者の個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ

被災者の抱える課題は、同じ地域内でも世帯構成や住まい方によって異なるものであることから、一人ひとりの課題に応じた支援を実施することが必要である。このため、災害ケースマネジメントは、アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、支援方針を検討(ケース会議)の上、それぞれの被災者に合わせ、多様な主体が様々な支援策を組み合せて総合的な支援を実施する。

◆支援の継続的な実施

災害ケースマネジメントは、被災者の自立・生活再建のプロセスを支援するものであり、アウトリーチによる課題の把握→ケース会議による支援方針の決定→支援の実施、を継続的に繰り返し行い、都度、再建に向けた進捗の確認や支援方針の修正等を行うなど寄り添った支援を実施する。

これらの取組を実施するためには、平時からの備えが重要であることは言うまでもない。平時の取組については第3章で詳解している。

※災害ケースマネジメントを開始する段階については自治体の実情に応じて検討する

	平時 P.16	発災直後 P.33 ~避難所運営段階	避難所閉所検討 P.56 ~応急仮設住宅供与段階	応急仮設住宅 P.101 供与段階以降
被災者の生活		避難所	応急仮	<mark>設住宅 </mark>
			在宅避難	
	実施体制の検討・構築(市町村内)	P.17		
	計画等への位置づけ	支援関係機関、NPC)等との連携 	
支援体制等	可画寺/ ◇グ位直 グ//	人材確保・育成	、研修実施 P.150	
		災害ボランティアセンター設置・運営		
			支援拠点の設置・運	営
		罹災証明	書発行	
			被災者台帳作成・活用 P.145	
	アウトリーチ等	P.39 ○主な目的 ・応急的な対応が必要な被災者の 発見及び状況の把握 ・生活再建に向けた支援情報の適 切な周知(罹災証明書の発行等) ○対象 ・避難所避難者、在宅避難者	P.60 ○主な目的 ・住まいの再建、日常生活の自立 にあたっての支援が必要な被災者 の発見及び課題の把握 ○対象 ・当該災害の被災者(全数調査が 望ましい)	P.105 〇主な目的 ・継続的支援が必要な被災者に対 する見守り・相談支援 〇対象 ・仮設住宅入居者、在宅被災者等
被災者支援		→応急的な対応が必要な被災者につ いては、医療や保健、福祉につな ぎ、災害関連死を防止	→アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定	→アウトリーチで得られた情報を踏 まえ、適宜アセスメントを見直し
似火石又饭	災害ケースマネジメント ケース会議	※必要に応じて開催 ※応急的に対応が必要な被災者を 医療・福祉等の支援につなぐ ことが重要	P.86 ○目的 ・アウトリーチ、アセスメントの 結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、 支援サービス提供者、NPO等	○目的 ・アウトリーチ結果等を踏まえ 個々の課題に応じた支援方策を 検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、 支援サービス提供者、NPO等
	支援へのつなぎ等	必要に応じて、適切な支援先への つなぎ等支援を実施	・適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 ・次の生活への移転等、避難所で生活す る被災者への支援を実施	P.129 適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 →行政内関連部局、支援関係機関、 士業団体、NPO等
	災害ケースマネジメント 情報連携会議	P.50 ○目的 ・被災者支援の全体状況の共有 避難所運営や要対応者への対応 状況、全体的な方針等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、災害(ランティアセンター、支援関係機関、NPO 等	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、 アウトリーチの進捗状況、ケース 会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等	P.116 ○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、 アウトリーチの進捗状況、ケース 会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセ ンター、支援関係機関、NPO等

2.2 災害ケースマネジメントの効果

災害ケースマネジメントの実施により以下の効果が期待される。

(1) 災害関連死の防止

災害関連死は、地震による家屋倒壊など直接的被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など、間接的な原因で死亡することをいうとされている。

東日本大震災における「震災関連死³」は、令和 4 年 3 月 31 日時点で 3,789 人 4 にも上るとされる。また、熊本地震においては、「市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの」は令和 3 年 3 月末時点で 218 人 5 とされており死者全体の 273 人の約 8 割を占めている。

アウトリーチにより被災者の状況を積極的に把握することで、高齢者、障害者(児)、 生活困窮者等リスクの高い被災者を必要な支援につなぐことができるため、災害ケー スマネジメントは、災害関連死を減らす一助になると考えられる。

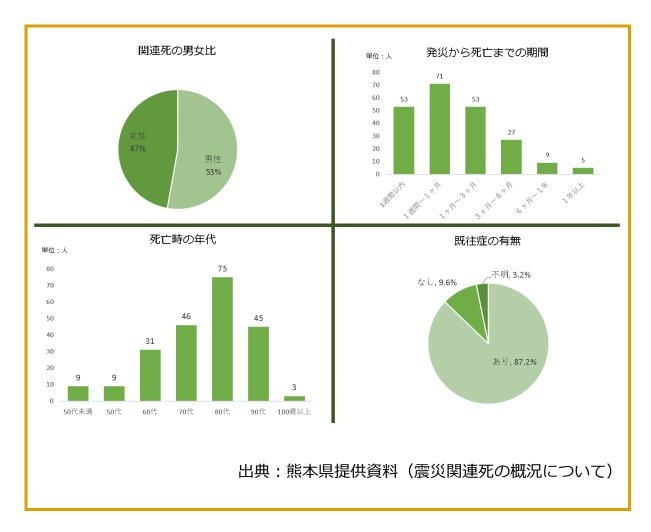
コラム1: 熊本地震における災害関連死

- 熊本地震における災害関連死は、令和3年3月末時点で、218人とされている ところ、概況は下記のとおり。
 - ・男女比では大きな偏りはないが、若干男性が多くなっている。
 - ・70 代以上の方が 169 名と死亡者の多くが高齢であるほか、約9割が既往症 (具体的な病名が記載されている方に加え、要介護認定を受けている方や薬 を服用している方を含む。)を有している者であった。
 - ・発災から3ヶ月以内に亡くなられた方が177名と全体の約8割を占めている。
 - ・死亡時の生活環境等区分では、「病院」に入院中に亡くなられた方が85名と最も多く、全体の約4割を占めている。続いて、発災前から生活していた「自宅等」が81名となっている。
 - ・死因分類では、「呼吸器系の疾患」や「循環器系の疾患」で亡くなられた方が 123名で全体の6割を占めている。

³ 東日本大震災による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害 弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づき災害が原因で死亡したものと認め られたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明 なものは除く。)

⁴ 復興庁、内閣府(防災担当)、消防庁「東日本大震災における震災関連死の死者数」令和4年6月 30日 https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20220630_kanrenshi.pdf

⁵ 熊本県危機管理防災課「平成 28 年熊本地震に関する被害状況について」令和4年 11 月 11 日 https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/200527.pdf



(2) 避難所以外への避難者への対応

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、在宅、ホテル等の活用や親せきや友人の家等、避難所外への避難が選択肢の一つとなっている。また、障害や難病を抱えている等により、避難所に避難できない被災者もいる。避難所は、個々の事情により避難所以外へ避難した被災者への情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして運営されている。一方で、在宅避難者等は、実態上その状況把握が難しく、支援の手が届かない場合も想定される。災害ケースマネジメントは、アウトリーチにより被災者の状況を把握し、必要な支援を検討・実施するものであり、避難所以外への避難者への対応としても有効である。

(3) 支援漏れの防止

被災者の中には、支援制度を利用するための申請手続きが困難である者やそもそも 支援制度に関する情報が届いていない者がおり、適切な支援が受けられていない場合 があることが指摘されている⁶。こうした支援漏れの防止のためには、アウトリーチにより、支援が必要な被災者を発見し、被災者一人ひとりの課題を把握し、課題に応じた支援策や必要な情報を提供することが有効である。また、災害に起因する課題を抱える者についても、早期にその状況を把握することで適切な支援につなげることが可能である。

(4) 被災者の自立・生活再建の早期実現、地域社会の活力維持への貢献等

災害ケースマネジメントの実施により、被災者の自立・生活再建期間の短縮、早期 課題の発見による重症化の防止等の効果も期待される。また、被災者が早期に平時の 生活に戻ることは、地域経済のみならず、地域社会の活力の早期の回復・活性化にも つながる。

災害ケースマネジメントは、被災者の自立・生活再建の方向性を丁寧に聞き取り、 被災者の意向を踏まえた支援を行うものであり、孤独孤立の防止や心のケアにも資す るものであるほか、この取組を丁寧に行うことで、まちの再生やコミュニティ維持と いった点においても地域住民の意向が反映され、よりよい復興の実現にも貢献するも のである。

⁶ 内閣府政策統括官(防災担当)、中央防災会議 防災対策推進検討会議(第11回)「被災者支援に 係る課題について 平成24年6月28日

https://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/suishinkaigi/11/pdf/5.pdf

2.3 その他留意点

(1) 自立・生活再建の主体について

自立・生活再建の主体は被災者であり、災害ケースマネジメントは、被災者の自立・ 生活再建のプロセスを支援するものであるから、その実施にあたっては被災者の意思 を最大限尊重することが必要であり、行政側からの押し付けとならないよう十分配慮 する。

他方で、支援がなければ生活が困難であるような被災者に対しては、訪問を継続的 に行い、支援についての合意形成を図るよう努めることが必要である。

(2) 災害ケースマネジメントを委託する場合について

災害ケースマネジメントの実施にあたって、取組の一部を社会福祉協議会や NPO 等に委託することも想定される。行政の職員が限られるなか、専門的な知識やノウハウを有する団体等に委託することは、効率的な実施に資するものであるが、その場合であっても災害ケースマネジメントの全体をコントロールするのは行政であり、適切に災害ケースマネジメントを実施するとともに、民間では把握できない情報の収集・提供や様々な行政権限の行使等、必要な業務を行わなければならないことに留意する。

第3章

災害ケースマネジメ ントの実施の準備 (平時からの取組)

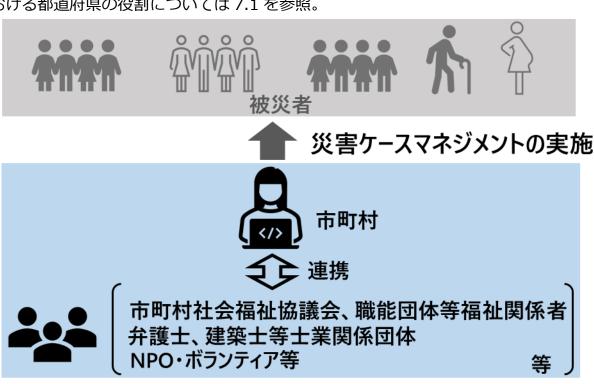
- 3.1 災害ケースマネジメントの実施主体の確認
 - 3.2 関係する機関、民間団体との連携体制 の構築
 - 3.3 市町村地域防災計画等への位置づけ

第3章 災害ケースマネジメントの実施の準備(平時からの取組)

災害ケースマネジメントは、地方公共団体の部局間の連携のみならず、専門的知見を有する社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会、NPO等の民間団体との協働が必要であることから、発災後に円滑に連携して取り組めるよう平時から連携体制を構築しておくことが重要である。

特に、社会福祉協議会や NPO 等の民間団体との連携は、発災後から体制を構築しようとすると、支援の実施開始の遅れにつながることから、平時から顔の見える関係づくりを進めておく必要がある。

また、円滑な実施のためには、研修の実施など平時からの人材育成に加え、災害時に連携を行う NPO 等の関係機関の活動内容について被災者に誤解なく理解されるよう、災害ケースマネジメントの概要や実施について、平時から広報に取り組むことも効果的である。災害ケースマネジメントに係る研修の実施については 6.1 を、平時における都道府県の役割については 7.1 を参照。







都道府県

€ 連携



都道府県社会福祉協議会、職能団体等福祉関係者 弁護士、建築士等士業関係団体(都道府県域レベル) 災害中間支援組織等

3.1 災害ケースマネジメントの実施主体の確認

基本的考え方・取組

- 平時から地方公共団体内の各部局で連携して災害ケースマネジメントの実施 について検討を行い、実情に応じた体制を構築する。
- 防災部局は災害対応の観点から、福祉部局は被災者の福祉的な支援の観点から、災害ケースマネジメントの主要な実施主体となるが、被災者支援の各段階で関与の度合いは異なる。
- 災害ケースマネジメントは、どちらかの部局のみで対応することは困難であるが、実施に係る責任の所在は明らかにしておくことが望ましい。
- 災害時には防災部局、福祉部局は他の災害対応業務により多忙となるため、災害ケースマネジメントを主体的に実施することが困難となることが想定される場合は、総括担当部局等を災害ケースマネジメントの取組主体として位置づけることも想定される。

【実施にあたってのポイント・留意点】

①発災後に円滑に災害ケースマネジメントを実施するため、あらかじめ実施体制等 について検討しておく。

〈事前に検討すべき事項の例〉

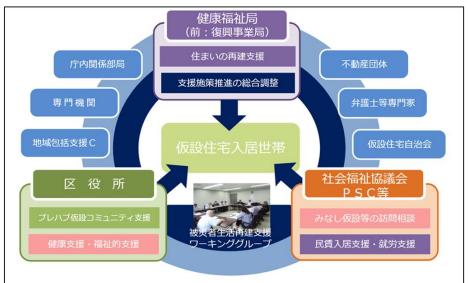
- ▶業務分担(中心となって進める部局をあらかじめ検討し、実施体制を明確に することが重要である。)
- > 活用する予算事業等の確認・整理
- ▶ アウトリーチの実施方法・体制
- ▶ 発災後の部局間連携手段(会議の開催方法、メンバー等)
- ▶ アセスメントシートや支援記録の様式の作成 等
- ②事前に決定した体制や分担については、地域防災計画や地域福祉計画に位置づけるなど明文化して関係者に周知し、災害時にはそれに基づいた対応ができるよう準備することが望ましい。詳細は市町村について 3.3、都道府県について 7.1 (3)参照。
- ③福祉部局が保有する名簿や避難行動要支援者名簿を部局間で共有し支援が必要となる可能性が高い者をあらかじめ把握しておくことなど、平時から、円滑な災害ケースマネジメント実施にあたって必要な準備を実施することが望ましい。その際、平時の福祉的な支援を実施している機関(特に、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業者など包括的な支援の中核となる機関)との情報連携に配慮する。
- ④平時の福祉施策を活用した災害ケースマネジメントの実施については第 10 章参 照。

総括担当部局を取組主体とした例 (北海道厚真町)

- ○災害名:平成30年北海道胆振東部地震
- ○取組内容:
 - ▶ 厚真町では、各部署と関係機関はコミュニケーションをとることができていたが、部署間を横断する形での連携は十分に取れていなかった。震災後に、被災者見守り・相談支援等事業を活用した生活支援相談員の活動を核として、仮設住宅等の被災者を支援するための連携会議や情報共有をする連絡会議が開催されるようになったことから、会議を発展させる形で各部局が参加し、災害ケースマネジメントの体制をとることができた。
 - ▶情報共有会議は当初、全体的な課題感の把握や対策には効果的であったが、 個別具体的に踏み込んだ支援にはつながりづらかった。そこで、企画部局が 中立的な立場で連携の輪に入ることで、全体を俯瞰して見ながら被災者に寄り添った支援をできるようになった。
 - ▶ また、企画部局が関与することで、その後の支援制度の制度化も円滑に進めることができた。
- ⑤災害ケースマネジメントの実施にあたって連携が想定される関係部局の例は以下のとおり。
 - ▶ 防災部局:災害対策本部の設置・運営、災害救助の実施、(避難所の設置・運営、ボランティアセンターの開設 等)
 - ▶ 医療・保健・福祉部局:災害時の医療・保健・福祉サービスの提供、在宅の高齢者・障害者(児)等要介護者要支援者の安否確認、(避難所の設置・運営、ボランティアセンターの開設等)
 - ▶ 市民部局、税務担当部局:罹災証明書の発行 等
 - ▶ 住宅担当部局:仮設住宅設置、住宅再建支援 等
 - ▶ 農林水産、商工担当部局:生業支援、就業支援 等
 - ▶ 教育担当部局:就学支援 等
- ⑥また、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援 機関などの相談支援事業について、外部委託している場合については、委託事業 者との間で災害時の対応について整理しておくことが必要である。

新たに実施部局を設置し、連携体制を構築した例 (宮城県仙台市)

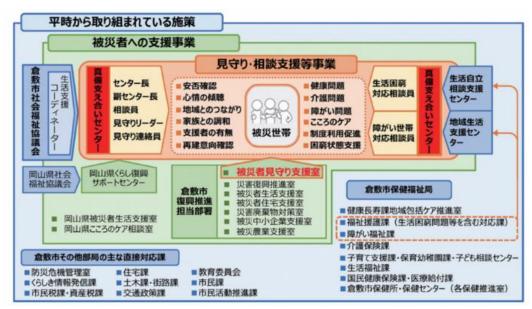
- ○災害名:東日本大震災(平成23年)
- ○取組内容:
 - ▶ 仙台市では、東日本大震災からの復興にあたって、新たに復興事業局を設置し被災者支援を実施した。
 - ▶ 復興事業局が総合調整を担い、社会福祉協議会の地域支え合いセンター運営 や一般社団法人パーソナルサポートセンターの見守り・相談支援、伴走型民 間賃貸住宅入居支援の実施を推進した。



【災害ケースマネジメント実施体制】

複数の部局連携による実施体制の構築例 (岡山県倉敷市)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
 - ▶ 倉敷市被災者見守り支援室と真備支え合いセンターが一体となって、被災者 見守り・相談支援等事業を実施。
 - ▶ 生活困窮・障がい世帯の支援のため、生活自立相談支援センター及び地域生活支援センターから常駐相談員を配置。
 - ▶ その他、復興推進担当部署や、住宅課、教育委員会、くらしき情報発信課、 市民課等が直接対応課として連携。
 - ▶ 倉敷市外に避難し、当該地域に定住する意思がある被災者に関しては、「岡山県くらし復興サポートセンター」(県社会福祉協議会が運営)に協力依頼を行い、転居先の市町村社会福祉協議会と調整の上、個別訪問を実施。



出典: 倉敷市社会福祉協議会「平成 30 年 7 月豪雨災害(倉敷市真備地区) における被災者生活支援に関する報告書」

3.2 関係する機関、民間団体との連携体制の構築

基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントの実施にあたって、連携が想定される機関と平時から 顔の見える関係を構築しておき、発災直後から円滑な連絡・調整を実施できる ようにすることが重要である。
- 災害時には、行政の取組に加え、地域住民同士の見守りや支え合いも重要となる。例えば、自治会や自主防災組織、社会福祉協議会等の福祉関係の支援関係機関において、平時から地域住民との関係構築に努めるとともに、住民に対して災害発生時に地域住民同士の見守りや支え合いが重要となる旨を啓発する等も考えられる。

【実施にあたってのポイント・留意点】

- ①支援関係機関との連携については、事前に災害時の連携協定を締結し、具体的な連携の方法について明確にしておくなど、発災直後に関係者が速やかに連携できるよう準備しておくことも重要である。
- ②定期的に情報共有等のための会議を開催する等、書面上のみの確認等形式的な対応とならないように留意する。特に、地方公共団体や支援関係機関の担当者が変わったことで、顔の見える関係がなくなってしまうということがないよう、定期的に顔を合わせる仕組みとすることが望ましい。
- ③災害ケースマネジメントの実施にあたって連携が必要となる機関は、被災者支援 の段階によって異なる。各段階において連携が想定される関係先を以下に示す。 なお、以下に例示する関係先以外にも地域の実情に応じて、支援が期待できる者 が想定される場合には、積極的に協力体制の構築を検討する。

\±1# #_	*** > * ***
連携先	有する専門性
社会福祉協議会	自治会・町内会等の地縁組織と日頃の事業・活動を通じてつながりを持って おり、地域との幅広いネットワークを有するほか、地域が抱える福祉的課題
	についても詳しい。
災害ボランティア	近隣住民の助け合いだけでは対応できない規模の災害時に被災者の支援を
センター	実施している。災害ボランティア活動のニーズ把握の際、ボランティアニー ズ以外の情報収集も可能。
	それぞれの団体が支援の対象としている生活困窮者や外国人等と日頃の事
NPO 等	業・活動を通じてつながりを持っており、それぞれの対象者に対する専門性
5 (5	を有し、抱える課題についても詳しい。また、災害時の被災者支援を専門と
	する NPO もあり、公的な支援との連携により隙間ない被災者支援に資する。
	健康相談や家庭訪問などの個人の支援から、地域・企業単位の健康指導を行
保健師	っていることから、日頃の事業・活動を通じて地域との幅広いネットワーク
体性叩	を有するほか、地域の医療的支援を必要としている者の課題を把握してい
	る。また、発災直後から個別訪問を行っている。
	住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの
民生委員・児童委員	「つなぎ」を実施しており、地域の支援を必要としている者の抱える課題を
	把握している。
地域包括支援	高齢者の総合的な支援を実施するための拠点であり、被災者が高齢者の場合
地域已括又接	に介護、介護予防、保健医療、生活支援等について相談する際の連携先とし
ピンター	て想定される。

連携先	有する専門性
社会福祉士(各都道 府県社会福祉士会)	社会福祉士は、高齢者、障害者(児)等に対する各種福祉制度について知見を持っており、日常生活の自立に向けて支援が必要な被災者の相談援助に応じ、必要な支援につなげることが期待できる。
社会福祉法人· 社会福祉施設	特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の社会福祉事業を行っており、災害時には定員を超過しての高齢者や障害者の受け入れや、福祉避難所の開設・運営など福祉サービスによる支援が必要な被災者の支援が想定される。
ケアマネジャー	要介護者や要支援者に対し、訪問介護やデイサービス等のサービスに係るケアプランの作成等を実施しており、要介護者や要支援者の自立的な生活に必要な支援に関する知識と技術を有している。被災者が要介護者や要支援者である場合の連携先として想定される。
相談支援専門員	障害福祉サービスなどの利用計画の作成、日常生活や社会生活を営む上での 諸般の相談支援を実施しており、障害のある者の自立した生活の支援に関す る知識と技術を有している。被災者が障害のある者である場合の連携先とし て想定される。
生活困窮者自立相談支援機関	生活困窮者の生活の困りごとや不安について、支援員が相談を受けて、支援 の方向性を相談者と一緒に検討、具体的な支援プランを作成し、寄り添いな がら自立に向けた支援を実施しており、被災者が生活困窮者である場合の連 携先として想定される。
その他福祉サービス 事業者	高齢者、障害者(児)、子ども子育てなどそれぞれの分野において相談支援・日常生活支援等の業務を行っており、当該事業の利用者の状況を把握しているほか、支援が必要な者のアセスメントなど支援のノウハウを有している。
居住支援法人	住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が 指定。住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談や見守り など要配慮者への生活支援を行っており、入居支援の観点から連携先として 想定される。
法律関係(弁護士・ 司法書士等)	法律知識を基に、法的な課題に関する各種相談に応じる。契約関係、債務整理、登記等権利義務関係等の場面や、各種支援制度の利用についての整理、助言(被災者、行政の両方が想定される。)の場面での連携先として想定される。また、法テラスの法律相談は、政令で指定された災害の場合には資力要件なしに無料法律相談を受けられる場合がある(該当しない災害の場合は収入や資産(預貯金・不動産等)が一定額以下である者が対象。)。
ファイナンシャル プランナー	資産に関する専門性を有しており、税の減免等の各種制度の情報提供や相談、すまいの再建にあたっての資金繰りの相談等での連携先として想定される。
建築士	住宅が被害を受けた場合において、危険度の判定、損壊の程度の判定、修繕 の可能性の判断等での連携先として想定される。
不動産関係(宅建業者、不動産鑑定士、 者、不動産鑑定士、 土地家屋調査士、大 家等の団体等)	不動産流通業者において被災者に対する賃貸住宅等の斡旋の協力や土地の売買、不動産の評価等での連携先として想定される。
建設関係(地域の工 務店、UR 等)	住宅の応急的な修理や再建等の場面での支援が想定される。また、UR は、 被災者向け UR 賃貸住宅の提供や建設型応急仮設住宅建設支援等を実施し ている。
研究者等有識者	災害に関する研究等を通じ、復旧・復興等について専門的な知見を有している。

- ④市町村内に連携が想定される NPO 等の民間団体がない場合であっても、他地域や他都道府県の団体に相談することも事前の連携体制の構築においては重要である。
- ⑤ 地方公共団体の受援力の向上も重要である。災害ケースマネジメントは、NPO 等、行政機関以外との連携も必要となる。このため、平時から行政機関以外との

連携に慣れておくことで、災害時の行政機関以外からの支援を受け入れる下地を作っておくことが必要である。

コラム2: 多様な関係機関との連携の例

- 愛知県被災者支援センターは、東日本大震災の広域避難者の支援を実施している。(愛知県被災者支援センターの具体的な取組については、コラム 17: p.181 参照。)
- 地震・津波・原発事故といった影響により一律ではない被災者の課題に対応するため、一人ひとりに目を向けた支援ができるよう、「パーソナルサポート支援チーム会議」を発足させ支援に取り組んでいる。
- パーソナルサポート支援チーム会議には、被災者支援の内容の変化に応じ多様な主体が参加しており、3.2 で示した連携先に加え、どのような支援者が想定されるか検討する際に有効なものであるので参考にされたい。

<パーソナルサポート支援チーム会議の出席団体>

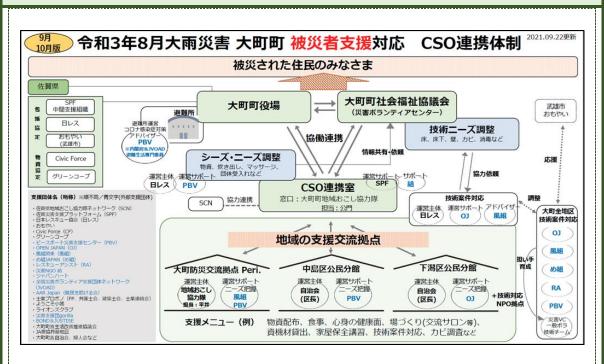
<ハーソナルサホート支援ナーム会議の出席団体> 			
分野	参加単位	所属団体	
法的支援	5	愛知県弁護士会 愛知県司法書士会 日本司法支援センター法テラス三河 日本司法支援センター法テラス愛知 福島原発事故損害賠償愛知弁護団	
心の支援	2	一般社団法人愛知県臨床心理士会 愛知教育大学心理学教室	
多文化支援	2	多文化ソーシャルワーカー 外国人ヘルプライン東海	
医療・健康支援	4	愛知県保険医協会 愛知県民主医療連合会 日本赤十字豊田看護大学(災害看護) 在宅保健師会「あいち」	
研究者等	4	名古屋大学環境学研究科(黒田由彦先生※) 中京大学現代社会学部(成元哲先生) 名古屋大学大学院法学研究科(荒見玲子先生) 金城学院大学人間科学部(原田峻先生※) ※は出席当時の在籍大学を記載	
行政相談	1	総務省中部管区行政相談課	
支援センター関係	5	愛知県被災者支援センタースタッフ 愛知県被災者受入対策プロジェクトチーム 認定 NPO 法人レスキューストックヤード 愛知県社会福祉協議会 生活協同組合コープあいち (組合員活動支援部・くらしの相談室)	
支援団体・生活支援ス タッフ関係	4	南医療生活協同組合 全国大学生協連東海ブロック NPO 法人チェルノブイリ救援・中部 東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごや	
合計	27		

地域おこし協力隊を活用している例 (佐賀県大町町)

- ○災害名:令和元年8月豪雨、令和3年8月の大雨
- ○取組内容:
 - ▶ 佐賀県大町町は、令和元年8月と令和3年8月の2度にわたって水害を経験した。
 - ▶ 令和元年8月の水害を契機に、被災者支援に携わることを通じ、町(地域)の活性化を図ることができないか探るなか、ちょうど防災に携われる人材として、地域おこし協力隊を1名採用。募集の際に、被災者支援と復旧復興支援の条件に加え、各支援団体との連携活動、地域交流イベントの開催などを条件とした。
 - ▶ 大町町の被災者支援体制の特徴として、大町町のCSO連携室(被災地や被災者の状況を共有し支援などについて検討を行う会議。)で、地域おこし協力隊員が中心となって、町役場・町社会福祉協議会・NPO・地域の支援交流拠点(町内に3拠点設置)との調整を担当したことが挙げられる。
 - ▶ 具体的な活動内容は、CSO連携室で状況を把握し、問題や課題に対し支援の内容を検討し、行政の立場と NPO 等の立場からの支援調整を行う等であり、被災者の支援及び支援関係団体間の円滑な連携に繋げた。
 - ▶ 地域おこし協力隊員を活用することで、行政では難しい支援を実施できた ほか、新たな支援を行う場合についても、行政と違う形で支援団体と連携 できた。
 - 現在も、引き続き、地域の交流の活性化に向けて、イベントの実施や地域のつながりに基づいた防災の研修等を交え、地域と行政の連携構築にむけた活動を行っている。



【地域おこし協力隊による被災者宅訪問相談の様子】





【地域おこし協力隊、行政、支援団体との情報共有会議(CSO連携会議)】



【防災交流拠点「ペリドット」 での支援取組などを協議】

参考:地域おこし協力隊について

- ○制度概要:都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員が、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- ○実施主体:地方公共団体 ○活動期間:概ね1年以上3年以下
- ○総務省の支援:・特別交付税措置 (隊員1人あたり480万円上限 等)
 - ・令和5年度予算(案):2.1億円
- ・隊員のなり手の掘り起こし (地域おこし協力隊全国サミット等)
- ・受入れ・サポート体制の強化 (地域おこし協力隊サポートデスク 等)
- ・定住促進に向けた起業支援 (起業・事業化研修 等)

出典:総務省資料(R5.2時点)

協定を活用し連携体制を構築している例① (茨城県常総市)

- ○災害名:平成27年9月豪雨
- ○取組内容:
 - ▶ 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を受けて、平成 28 年 4 月に市民協働課に被 災者支援の係を設置(平成 29 年 4 月に社会福祉課へ移管)し、市と社会福 祉協議会、NPO の 3 者で被災者世帯の生活再建支援に係る協定を締結。外 国人が多いという地域特性を考慮し、外国人支援に長けた NPO と協定を締 結した。この協定に基づき、被災者世帯の把握や被災者世帯に対する相談・ 助言等の個別訪問を実施。
 - ▶個別訪問の際に使用したアンケート調査票については 3 者で議論をして決定。毎月1回程度の頻度で3者による報告会を実施し、継続的な支援が必要と思われる被災者について情報共有を行い、社会福祉協議会が、そうした被災者が孤立しないようにサロン活動や地域での見守り活動を実施するなど緊密に連携。

協定を活用し連携体制を構築している例② (愛媛県大洲市)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
 - ▶ 令和 4 年 7 月に大洲市と市社会福祉協議会、青年会議所(JC)の 3 者で災害時の支援協定を締結。同協定は役割分担や活動支援について、人的支援や 資機材の調達と仕分け、輸送などで連携していくというもの。
 - ▶ 地域支え合いセンターや関係機関が集まる連携会議を実施。令和3年度末で 活動が一段落しているが、令和4年度も継続して情報共有を進める。

地域包括支援センターの会議を活用している例 (広島県坂町)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
 - ▶ 地域包括支援センターの連絡会議が月1回程度の頻度で実施されており、役場(保険健康課、民生課)、町社会福祉協議会、地域包括支援センターで個別ケースや個別避難計画等、各種テーマについて会議を実施している。
 - ▶ 今後は NPO にも連絡会議に入ってもらう予定。

3.3 市町村地域防災計画等への位置づけ

基本的考え方・取組

- 市町村における災害時の対応は、災害対策基本法第 42 条に規定するとおり、 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村 の市町村長。)が市町村地域防災計画を作成し、これに基づき、実施されている ところである。このため、3.1 実施主体の確認、3.2 関係する機関、民間団体 との連携体制の構築において記載している内容等について、体制が整った段階 で地域防災計画に位置づけ、災害ケースマネジメントの取組の根拠を明らかに しておくことが望ましい。
- 国においては、防災基本計画に災害ケースマネジメントに関連する内容を位置 づけており、被災者の自立・生活再建支援や被災者が容易に支援制度を知るこ とができる環境整備等を記載している。

【防災基本計画(抄)】

第2編 各災害に共通する対策編

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

国〔内閣府,厚生労働省〕及び地方公共団体は,被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう,見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに,被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

【実施にあたってのポイント・留意点】

①災害ケースマネジメントの実施にあたっては、地域防災計画に加え、個別の政策分野の計画に災害時の対応を位置づけることも効果的である。例えば、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画において、災害時の取組を規定しておくことなどが想定される。社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業等、平時の福祉施策を活用した災害ケースマネジメントの実施については第10章参照。

災害ケースマネジメントを地域防災計画に位置づけている 例

(愛知県岡崎市)

- ○取組内容:
 - ▶ 令和3年度に、岡崎市地域防災計画において、災害ケースマネジメントの取組を進めるという文言を記載。
- ◎岡崎市地域防災計画 地震災害対策計画(令和4年2月修正)

第3章 地震被害軽減への備え

第5節 災害時における要配慮者・避難行動要支援者の安全確保のための備え 第1 基本的な考え方

1 趣旨

(略)

さらに、多様な支援者が、予防段階から応急期、復旧期までを一体的に連携して支援する「災害ケースマネジメント」の体制を構築するため、平常時から支援者が連携できるよう、会議体の設立や、研修会や訓練などを実施するものとする。

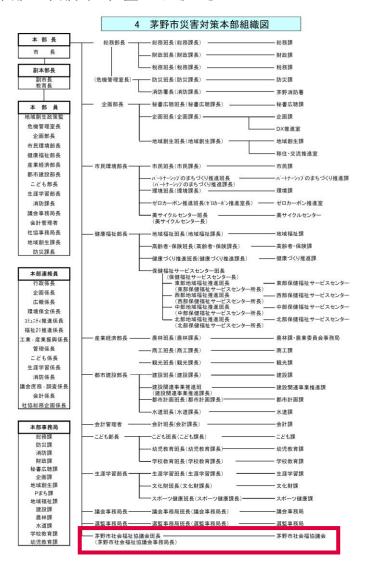
また、県、市及び施設管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」 (平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備の 推進や教育・広報活動などの体制づくりに努めるものとする。

> > 【対策の体系】

- ②地域防災計画において災害時の業務分担について規定している場合には、災害ケースマネジメントについても、各段階における業務分担を規定しておくことで、 発災後の円滑化な実施に資するものと考えられる。
- ③市町村においては、各法令に基づく計画への位置づけのほかに、条例への位置づけ等、独自の取組を行うことも推奨される。

災害対策本部員に民間団体を位置づけている例 (長野県茅野市)

- ○災害名:令和3年9月豪雨・土砂災害
- ○取組内容:
 - ▶ 平時から保健福祉サービスセンター等を通じ、市と市社会福祉協議会は連携を図っている。災害時においても、情報共有を行い、被災者支援活動を迅速・円滑に実施するため、地域防災計画において、市社会福祉協議会事務局長を災害対策本部の本部員に位置づけている。



【茅野市災害対策本部組織図】

第4章

災害ケースマネジメ ントの実施 4.1 発災直後〜避難所運営段階の対応

4.2 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段 階の対応

4.3 応急仮設住宅供与段階以降の対応

第4章 災害ケースマネジメントの実施

災害ケースマネジメントは、発災後の段階に応じて、主たる目的や取組方法等が異なる。このため、進め方について、発災後の段階を以下の3つに区切り、それぞれの取組について記載する。

- 発災直後~避難所運営段階
- 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階

おいても支援が必要な被災者がいることに注意する。

● 応急仮設住宅供与段階以降

地域ごとの被災の程度によって取組の要否は異なることから、被災の状況に応じて参考にされたい。

フェーズ	特徴	対応のポイント
発災直後 ~ 避難所運営段階	● 発災直後〜避難所運営段階は、避難所に加え在宅等で避難生活を送っている被災者もおり、在宅等の被災者も含めた被災者の状況把握が必要。	●避難所や在宅等における被災者の うち緊急的な対応が必要な者を発 見、把握し、医療や保健、福祉とい った必要な支援につなぐ。●自立・生活再建に向けた支援の情報 提供(罹災証明書の申請等)。
避難所閉所検討 ~ 応急仮設住宅 供与段階	● 避難所閉所検討から、応急仮設住 宅等での生活に移行していく段 階は、自立・生活再建に向けた支 援が本格化していく。生活の再建 に向け、支援が必要な被災者に漏 れがないよう被災者の状況把握 が必要。	● 被災者の状況を聞き取り、アセスメントを実施することで、被災者の支援の必要性や支援の頻度等を決定。● 支援漏れが発生しないよう、必要な地域については全戸調査を行う等の対応が必要。
応急仮設住宅 供与以降	● 応急仮設住宅の供与が始まって 以降は、個々の被災者の自立・生 活再建に向けて継続的な支援が 必要。	 ▼セスメントに基づき、支援が必要な被災者に対して継続的に寄りそった支援を実施する。 支援の実施にあたっては、個別訪問、ケース会議の実施、適切な支援策のつなぎ等に加え、コミュニティの構築支援等の実施も検討する。 支援にあたっては、被災者の自立・生活再建の意向を尊重し、行政からの押し付けとならないよう配慮する。
		ることから説明上分けたものであり、そ 。このため、全期間を通じて、在宅等に

4.1 発災直後~避難所運営段階の対応

発災直後〜避難所運営段階は、特に緊急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の 把握が重要となる。避難所に避難している者については、健康状態等の確認を避難所 で行うことができる一方、在宅等で避難生活を送っている被災者については、課題を 抱えている場合であってもその発見が困難である。支援漏れの防止には、アウトリー チにより個別に状況を確認することが効果的である。

発災直後の災害ケースマネジメントの主な目的は、①避難所や在宅等における被災者のうち緊急的な対応が必要な者の把握、②自立・生活再建に向けた支援の情報提供である。

発災直後の被災者の状況把握については、保健師が避難行動要支援者を中心に訪問を行っている場合がある等、それぞれの観点からの支援が行われているが、災害ケースマネジメントの観点からアウトリーチすべき被災者と保健師等の訪問対象が一致しない部分もあるため、漏れがないよう注意が必要である。

(1) 発災直後~避難所運営段階の災害ケースマネジメントの必要性

基本的考え方・取組

- アウトリーチによる被災者の状況把握の要否については、発災後の各段階に応じて判断する必要がある。
- 発災直後〜避難所運営段階においては、下記のような状況の場合には、訪問等 により被災者の状況を把握することが必要である。
 - 災害により孤立している世帯が存在する場合
 - ▶ 在宅避難者等が存在している場合において、被害の状況が把握できていない者が存在する場合
 - ▶ 被害の全容把握ができていないものの、明らかに被害を受けた地域が存在し、在宅避難者が存在する可能性がある場合
- ●発災直後のアウトリーチは、在宅避難者等を中心に、緊急的な支援が必要な者が支援からこぼれ落ちないようにすることを目的とする。
- 避難所における被災者の健康把握等については、避難所の保健師や災害派遣福祉チーム(DWAT)により実施されているところであるが、災害ケースマネジメント観点からもフォローし、自宅の被災状況把握や罹災証明書等支援メニューの情報提供について漏れがないようにする。
- リスクの高い被災者の把握の一助として、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用することも想定される。詳細はコラム参照。

- ①発災直後は、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や、行政においても保健師等が在宅等の被災者に対する訪問等を実施している。このため、これらの訪問の際に、災害ケースマネジメントに関係する事項についても併せて最低限の聞き取りを実施することを積極的に検討する。
- ②上記のほか、行政に先行して、NPO や地域の自主防災組織等が被災者の状況を把握・支援している場合があることから、この取組状況を把握する。なお、平時からの連携体制の構築については 3.2 を参照。
- ③発災直後は様々な主体がそれぞれの観点から情報を収集しているため、その集約 方法について検討しておく。また、平時から部局間共通の訪問用様式を作成して おくことも効率的な情報収集の点で効果的である。

コラム3: 令和元年度医療・保健・福祉防災の連携に関する作業 グループの調査票

●「令和元年度医療・保健・福祉防災の連携に関する作業グループ」では、医療、 保健、福祉、防災分野の関係者が共通で把握しなければならない事項と各分野が 専門的視点からそれぞれ把握しなければならない事項を整理している。整理され た調査項目を記載した調査票は、下記から利用できる。

URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html



①被災者に関するアセスメント調査票

医療、保健、福祉関係者が分野横断的に被災者の被災状況を直ちに把握し、共有することを目的に作成された調査票。ここに記載された基本的な調査項目について、医療チームや災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)をはじめ被災状況を最初に把握する主体が確認し、そこで得られた情報を保健チームや福祉チームなど他の専門職チームと共有することで、被災者に対するアセスメントの反復、重複が回避できるとされる。

②避難所に関するアセスメント調査票(ラピッドアセスメントシート) 避難所を中心に周辺地域の被災状況やニーズを適切に把握し、分野横断的に情報共有を図ることにより、迅速な支援の優先付けを可能とすることを目的に作成された調査票。あらかじめ避難所の被災状況や被災者ニーズを把握することができれば、避難所の状況やニーズに即した専門職チームを派遣できるなど、迅速かつ効率的な資源投入が期待できるとされる。

コラム4: 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用

- 避難行動要支援者名簿は、高齢者や障害者といった避難行動要支援者の安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿である。
- 個別避難計画は、名簿に記載等されている避難行動要支援者ごとに避難支援等を 実施するための計画である。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載等された個人情報の取扱いについては、災害対策基本法に根拠が規定されており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者などに本人の同意なく提供できるとしており、この範囲内で発災直後の安否確認の実施にあたって活用することが可能である。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、平時からの整備が進められており、 これらの仕組みは、災害ケースマネジメントにおける発災直後からのアウトリー チの実施にあたって、自ら避難することが困難であり特に支援が必要な被災者の 特定に資するものであると考えられる。

(2) 発災直後~避難所運営段階の災害ケースマネジメントの実施体制

基本的考え方・取組

- 平時に実施体制を決定している場合は、その体制に基づき災害ケースマネジメントを実施する。他方で、想定していない規模等の災害である場合は、事前に決定している実施体制で支障がないか再度検討を行う。
- 発災直後〜避難所運営段階は、災害対応関係部局の業務がひっ迫するため、他 部局での実施や専門的知識を有するボランティア、NPO との協働についても 検討する。

- ①災害ケースマネジメントの主体は、応急期から生活再建期にかけて災害対応部局から福祉部局その他の関係部局へと比重が移っていくと考えられる。このため、体制については、関係部局が連携したものとしつつ、いずれかの部局が主体となって取り組むか、段階に応じて関与の度合いに差をつけて取り組むか、各地方公共団体の状況に応じて検討する必要がある。
- ②災害時は、災害対応部局及び福祉部局の業務がひっ迫することから、横断的な調整機能を有する部局が災害ケースマネジメントの実施主体となることも積極的に検討すること。
- ③また、発災直後は保健師による健康観察や災害ボランティアによる被災者の復旧・復興活動などが並行して行われることから、横の連携を特に意識し、必要な情報連携を行うよう努める。さらに、医療的ケアが必要な被災者に対しては、医療機関、薬局、医薬品メーカー等による医薬品物資の供給に関する体制が構築されている場合があり、それらも踏まえて避難所への安定的な物資配布や、医療提供体制も見極めながら連携を行う必要もある。連携が想定される機関等は以下のとおり。
 - ▶ 居宅介護支援事業所のケアマネジャー、公的相談支援機関の相談支援員、地域包括支援センター等福祉関係者
 - ▶ 自主防災組織
 - ▶ 専門的知識を有する災害ボランティア
 - > 民生委員・児童委員
 - ▶ 医療機関・薬局、医薬品メーカー 等

(3) 支援拠点設置の検討

基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントの実施にあたって、必要に応じて、個別訪問、見守り 支援、各種支援制度の情報提供や地域のコミュニティづくり等を行う拠点を設 置する。
- 実際には、被災者見守り・相談支援等事業の委託により「地域支え合いセンター」という名称で運営されることが多いが、市町村が直接役場内に拠点を設置することも想定される。それぞれの状況等に応じて設置の可否を検討する。
- 各種支援を複数の部局がそれぞれの所管に応じて実施する場合であっても、被 災者が窓口をたらいまわしにされないよう、ワンストップ窓口を設置する等の 対応を検討することが望ましい。

- ①支援拠点は、地域支え合いセンターという名称で、社会福祉協議会等の民間団体に委託して設置される場合もある。どのタイミングで支援拠点を設置するか(災害ボランティアセンターと並行して地域支え合いセンターを設置するか等。)は、地方公共団体の状況により判断する。
- ②地域支え合いセンター等の設置が難しい場合は、実情に応じ、地方公共団体に窓口等を設置し、支援拠点とすることも想定される。

現地に支援拠点を設置した例 (長野県茅野市)

- ○災害名:令和3年9月豪雨・土砂災害
- ○取組内容:
 - ▶ 市役所と被災地の距離が 4km 程離れていたことから、現地に災害ボランティアセンター本部を設置。
 - ▶ 行政職員が現地に常駐することが難しかったことから、現地の社会福祉協議会職員と連携しながら運営。

災害ボランティアセンターと地域支え合いセンターを並行 して設置した例 (愛媛県大洲市等)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
 - ➤ 愛媛県では、発災後の早い段階から、愛媛県社会福祉協議会を通じて、大洲市に対して、災害ケースマネジメントに取り組む「支え合いセンター」の立ち上げに向けた動きがあるという情報を伝えており、平成 30 年 10 月からの設置が決定。
 - ▶ 災害ボランティアセンターの活動が終わらない段階から、愛媛県内には、大 洲市、八幡浜市、宇和島市、西予市の計4か所において支え合いセンターを 設置し、個別訪問等の支援を実施した。

(4) アウトリーチによる被災者の状況の把握

a) 総論

基本的考え方・取組

- アウトリーチによる被災者の状況の把握は、災害ケースマネジメントの核となる要素の一つである。支援漏れを防止し、被災者一人ひとりに寄り添った支援を実施する観点から、適切なアウトリーチが必要である。
- 発災直後〜避難所運営段階におけるアウトリーチは、避難所や在宅等における 被災者のうち緊急的な対応が必要な者の発見及び把握と自立・生活再建に向け た支援情報の提供が中心となる。
- また、アウトリーチに加え、相談窓口にくる被災者に対しても、相談事に対応 するほか、他に抱える課題がないか被災状況の把握を行うとともに、支援情報 の提供等を行う。
- アウトリーチにより、医療や福祉サービス等の支援を早急に必要とする被災者 を把握した場合は、迅速に適切な支援につなげることが重要である。
- 特に、平時から福祉サービスを受けている高齢者や障害者(児)等、リスクの高い被災者については、関係事業者が中心となって安否確認と必要なサービス提供を行うことが重要である。

- ①発災直後〜避難所運営段階においては、健康管理の観点から保健師が巡回を行っている場合や民生委員や居宅介護支援事業所のケアマネジャー、公的相談支援機関の相談支援員、地域包括支援センター、自主防災組織、町内会の者等がそれぞれの観点から個別訪問を行っている場合があるので、特に横の連携に配慮する。平時から連携体制を構築しておく。
- ②発災直後〜避難所運営段階においては、防災関係部局、福祉関係部局ともに、災害への応急対応や避難所の運営等の業務がひっ迫し、アウトリーチによる被災者の状況把握を行うことが困難となることが想定される。このため、保健師、民生委員、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、公的相談支援機関の相談支援員、災害ボランティアセンター、NPO 等の民間団体などとの連携を積極的に検討する。
- ③なお、保健師、民生委員、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、公的相談支援機関の相談支援員等のそれぞれの観点から実施されるアウトリーチでは漏れる被災者がいる場合もあることから、災害ボランティアセンターや NPO と連携した取組を平時から検討する。
- ④被災者の状況の把握にあたっては、質問に対する被災者の回答のみならず、短い コミュニケーションでも繰り返し訪問を重ね、被災者の顔色や部屋の汚れ、家の 外観上の問題、臭いなどを訪問時に確認するなど、本人の回答内容以外の部分か らも情報を拾い上げていくことが重要である点に留意する。

コラム5: 被災者との円滑なコミュニケーションを取るための 工夫の例(うるうるパック)

- ●「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援 P)」は、企業、NPO、社会福祉協議会、共同募金会等により構成されるネットワーク組織であり、平成16年の新潟中越地震後、平成17年1月から共同募金会に設置。平時は、災害ボランティア活動の環境整備を目指して、調査・研究、人材育成や啓発活動を実施。災害時は、人材・物資・資金など多くの社会資源が有機的かつ効果的に活用されるよう、被災者の声に耳を傾けながら、被災者中心・地元主体の活動を支援。
- 支援 P では、被災地域の方々が必要とする物資を、被災した県の外で集約し、 各世帯に配布できるようパックにして届けている(うるうるパック)。
- このような、支援物資の配布は、被災者を応援する心を届ける手段となるほか、 被災者の方々とのコミュニケーションの円滑剤としても活用できる。被災者の 関係性の構築にあたっては、このような支援物資の活用なども有効である。



みなさまへ

どれだけ月日が経とうとも、みなさまのことを 変わらず応援しています。

この「うるうるパック」は、社協や企業、 NPO(ボランティア団体など)の方々からの ささやかなプレゼントです。

新しい暮らしにお役だていただければ幸いです。

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議



【「うるうるパック」の内容の例】



【パックの作成の作業】

b) 訪問、見守り・相談の実施体制

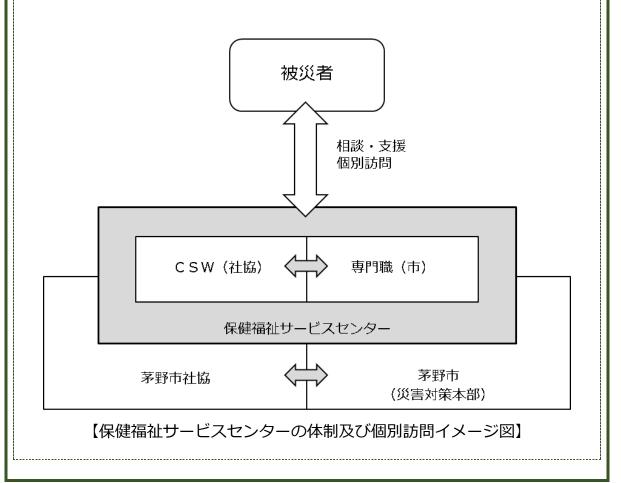
基本的考え方・取組

- 個別訪問、見守り・相談といったアウトリーチの取組は、複数名で実施することが望ましい。必要に応じ、民間団体などとの連携を積極的に検討する。
- 行政内での実施体制を明確にし、被災者の状況把握に係る責任を明らかにし、 行政が状況を把握していないということがないようにする。
- 訪問等を実施する者に対しては、事前にアセスメントや聞き取りに関する基本 的な研修を受講させることが望ましい。なお、平時から訪問等を実施する者が 決まっている場合は、平時に訓練を実施する。
- 災害の発生後にシルバー人材センターからの人材派遣や被災した地域の住民 等の協力を受けて訪問する者を確保する場合は、訪問の実施前に研修を実施す ることが望ましい。

- ① 複数名で実施することで、一人が被災者とのコミュニケーションを担い、一人が 記録するといった役割分担ができることに加え、聞き取り内容を相談員間で確 認し被災者の支援ニーズについて話し合いながら整理することができ、適切な 聞き取りにつながる等のメリットがある。また、訪問にあたり精神的な負荷がか かる場合もあるため、負担の分散の観点からも複数名での実施が望ましい。
- ②研修については、一般的な新任スタッフへの研修(社会福祉協議会が支援相談員を採用する場合は、社会福祉協議会の事業概要や地域支え合いセンターの業務に関する説明会を実施。)のほか、ヒアリングに関する研修や自立・生活再建支援制度に関する研修が想定される。また、これまで災害ケースマネジメントに取り組んできた市町村の事例に関する研修や訪問等を行う中でのOJT、研修をロールプレイで行うことも有効である。
- ③個別訪問により被災者の状況を把握し、課題を引き出すためには、被災者とアウトリーチ実施者の信頼関係の構築が重要であり、信頼関係の構築に資する研修等によりノウハウを身につけることが重要である。また、訪問を担う者に対しては、心のケアやメンタルヘルスの研修等についても行うことを検討する。研修については第6章参照。
- ④研修には、地方公共団体内の関係部局、協働して支援を行う社会福祉協議会や NPO 等の団体が参加し、災害ケースマネジメントに取り組む者が広く共有する ことが望ましい。
- ⑤平時の福祉施策を活用した災害ケースマネジメントの実施については第 10 章参 照。

発災直後のアウトリーチの実施例① (長野県茅野市)

- ○災害名:令和3年9月豪雨・土砂災害
- ○取組内容:
 - ➤ 茅野市では市内の中学校区ごと(保健福祉サービスエリア)に保健福祉サービスセンターを設置。保健福祉サービスセンターには市職員の他、市社会福祉協議会からコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が配属されている。
 - ▶ 発災翌日から当該地区の市担当者と市社会福祉協議会の CSW が現地の状況を確認。平時から携わっている高齢者、障害者や独居の方などは福祉の台帳に基づき個別に対応。
 - ▶床上浸水以上の世帯は、平時から携わっている福祉の台帳の有無にかかわらず全世帯を対象として個別訪問を行い、困りごとの相談や支援などのニーズ調査を実施。



発災直後のアウトリーチの実施例② (佐賀県大町町)

- ○災害名:令和元年8月豪雨、令和3年8月の大雨
- ○取組内容:
 - ▶ 令和元年災害時には、町の被災者相談窓口において聞き取りを実施したが、 十分に周知できていない可能性も考慮し、床上浸水に絞ってローラー作戦で 個別訪問を実施。
 - ▶ 令和 3 年災害時には、保健医療チームで要支援者を中心に個別訪問を実施。 被災地区を中心に行政が NPO の協力を得て在宅避難者の訪問も実施。

c) 確認すべき内容

基本的考え方・取組

- 発災直後〜避難所運営段階におけるアウトリーチは、健康状態や被災状況(特に住家の被害等)の把握や、罹災証明書の取得に関する情報提供などを中心に実施する。
- 被災者に確認する内容の例は、以下のとおりである。
 - ▶被災者の健康状態
 - ▶ 住家の被害状況(風呂、台所等生活に必要な設備の被害状況(利用可能かどうか。)、修理の見通し等。)
 - ▶ 住家の保険(損害保険、共済)の加入情報
 - ▶ 住家の修理等費用の確保の見通し
 - ▶ 必要な物資の状況(必要に応じて避難所における配布状況等を案内。)
 - ▶ 罹災証明書の発行等に関する情報が提供されているか(必要に応じて案内。)
 - > その他避難生活で必要な事項、抱えている課題 等
- 被災者には上記の確認に併せて緊急時に連絡する先を伝えておくことも効果 的である。
- 被災者が制度を認知しているか、必要な申請をしているか、情報が伝わっているかという点が自立・生活再建にあたって重要となるため、アウトリーチの際には注意する必要がある。
- 訪問時に聞き取り等を行った被災者の個人情報は、支援の実施にあたりケース会議での利用や支援関係機関への提供を行うことが想定されることから、調査票等において、個人情報の利用目的を明示する。個人情報の取り扱いについては第5章参照。

- ①自立・生活再建の具体的な意向や必要な支援についての聞き取りは、避難所閉所 検討~応急仮設住宅供与のタイミングで実施してもよいが、発災直後~避難所運 営段階の訪問等が避難所運営段階の後半に実施される場合は、これらの内容につ いてもこの段階で聞き取ることも検討する。
- ②個人情報については、提供が想定される団体名、内部利用又は外部提供される情報の種類等の説明を行い、被災者の個人情報の提供等が適切になされることにより支援が円滑に実施されること、被災者自身が支援に関する情報を得やすくなること等を説明し、理解を得られるように取り組む。
- ③災害ケースマネジメントの観点からボランティア等が被災者の訪問を行う際、被 災者の健康状態が悪い場合は、被災者が病院に通えているかどうか、常用してい る薬の服薬状況などの確認に留める。医療については専門的な判断が必要となる ことから、医療関係者につなぎ、医療行為の必要性等の判断を行わないこと。

地方公共団体の調査票の例① (岩手県岩泉町)

- ○災害名: 平成 28 年台風第 10 号
- ○保健師等が活用した健康被害調査票:
 - ▶ 発災初期の各自治体の保健師等による健康調査で活用したもの。

					地						地区名·No.		
į.	查月月	令和 年 月 日(被災後 日目)						8	間査者	所属			7
調査方法 氏 名		生 1訪問 2電話 3来所 4その他() 調						調査者氏名				7	
		名 (世帯主) 被							被調査	者			-
住	所								電	話		0.000	
被	害状況	0被害な	L 15	下浸水	2床上	浸水(cm) 3-	の他()			7
	About the		1上水i	色のみ	2上水道	、井戸기	3井戸水の) <i>3</i> ;		-	特記事	項 .	-
清	飲料水		0問題/	なし 1問	題あり	2早急	に改善の必要	54					
潔	手洗い		0問題/	まし 1問	題あり	2早急	に改善の必要	54		_			
	消毒		0問題が	ぶし 1問	題あり	2早急	に改善の必要を	54			-		7
1	食生活		0問題が	まし 1問	題あり	2早急	に改善の必要	59					
	介護		0問題が	よし 1問	題あり	2早急	に改善の必要	54				500	
1	精神面		0問題7	まし 1問	題あり	2早急	に改善の必要を	54					
	トイレ		1浄化村	<u>\$</u> 2<∂	・取り式	3-₹	の他()					7
	170		0問題が	よし 1問	題あり	2早急	に改善の必要	54			13		
環境	ш,		0問題が	なし 1間	題あり 2早急に改善の必要あり								
	下水	d	0問題な	に 1間	題あり 2早急に改善の必要あり			7925		9		7	
	泥		0問題が	に 1問	題あり	2早急	に改善の必要を	54				10.00	
受	診状況		0問題な	た 1間	題あり	2早急	に改善の必要を	54					7
	種別※	1	氏名	年齢			消化器症状			症状出現	時期	備 考※	
					0なし 5発熱	1腹痛 6頭痛	2下痢 3幅 7その他(気 4	嘔吐	月	В		
家族					0なし 5条熱	1腹痛	2下痢 3幅 7その他(気 4	嘔吐	月	В		7
の状況					0なし 5発熱	1腹痛	2下痢 3幅 7その他(気 4	嘔吐	. Я	B		1
況					0なし	1腹痛	2下痢 3嘔 7その他(気 4	嘔吐	月	日		
					0なし 5発熱	1腹痛 6頭痛	2下痢 3幅 7その他(気 4	嘔吐)	月	В		
自由記載							5=7		,				
	世帯人数								_		_	-	-
集計	消化器症	状がある		- `								⊣	
用	その他症	状のある	人数		Α .								⊣
	要フォロー	オロー者の人数 人											回射烈祭涯

- ○在宅生活者調査票:
 - ▶ 発災初期から在宅生活者の個別訪問で使用した調査票。

在宅生活者調査票

調査月日	平成 年 月 日
世帯主氏名	電 話 28-
家族人数	,
住 所	岩泉町 字
現在生活してい る場所	ア 自宅(今まで通り・2階) イ 物置 ウ その他()
今後の生活の見 通し	ア 自宅 イ 自宅再建 ウ 修繕する(完成予定: 月) エ その他()
暖 房	ア 石油ストーブ イ 薪ストーブ ウ 電気こたつ エ なし オ その他()
布団・毛布	ア 十分ある イ 十分ではないがある ウ ない
食 事	ア 調理して食べている イ インスタント食品を購入し て食べている ウ 調理できない エ その他()
入 浴	ア 自宅で入浴 イ ホテル等で入浴 ウ 身体を拭いて いる エ 入浴していない
トイレ	ア 自宅のトイレを使用 イ 仮設トイレを使用 ウ 屋外 エ その他 ()
困っていること	
備考	



コラム6: NPO が個別訪問時に活用している調査票の例

● 平成 29 年 7 月に発生した九州北部豪雨の災害支援をきっかけに設立され、在宅被災世帯を中心に支援活動を行う NPO 法人 YNF では、調査票に従前住宅の所有形態や任意保険の加入状況を確認項目として設け、自主的な住まいの再建可能性の判断に活用しているほか、契約締結や見積もりの作成等の状況を聞くことで、住まいの再建の進捗状況を客観的に判断できるよう工夫している。

訪問日	4 年	月	日	世帯番号				り災証明	□全壊	□大規模半壊	□中規模半壊	□半壊	□準半
訪問者	1			2				7 火皿切	□一部損壊	口床下浸	水 □その他	□未着	□未申記
ふりがな					性別		П	従前住宅の所	□持ち家	□借家	□その他(
氏 名					年齢		才	有形態	(任意保険の加			□なし	
20 14					ТШР			現在の住まい	0±0				凭货运
住所									□その他	3(国民年金
転居先住所								家族状況の変化	なし・あり() 収入源	M1-7	B 7.0
(あれば)							П	住まいの再建	□完了 □完了	の見込み(契約)	締結など)		
電話番号			携	帯番号			П	進捗状況	□再建に向けて	具体的な行動が	ヾある(見積など) □	再建に向けた	:行動がな
世帯	人数				•	人	Ц	円周豕灰灰木					
	被多	災家屋・ボ	ランティ	アについ	7			で頼れる人					
川用可能なも	のにチェック)						パリ	リアフリー改修		3	・不要	
]風呂 □台月	斤 □トイレ	□給湯 □	エアコン	□一階居雪	2			メモ(ニーズや:	状況など)				
末下等の乾燥))						\neg						
]行った [□行っていなし	, \											
作業ボランテ	ィア)(必要な	場合チェック	7)										
	Fはがし [□壁はがし	□清掃										
]その他()							
家屋で困って	いること)(あ	れば)											
耳建の意向)							-						
9年の忌回)]修理 □第	5年・購入	□公営住穿	: 口質	貸住宅									
		□福祉施設	,										
家族や親族と													

コラム7: 発災直後の対応方法について紹介する資料の例(水 害にあったときに)

● 「震災がつなぐ全国ネットワーク」は、過去の水害被災地での支援経験をもと に、水害にあった際の対応について、必要な手続きや家屋のかたづけ、掃除、 生活の再建等に関する情報を記載したチラシと冊子を作成している。

(https://blog.canpan.info/shintsuna/archive/1420)

● 発災直後の訪問等において、このような情報が記載されたもの の配布は、被災者の生活再建を支援する上で効果的である。







石けんがお勧め

●カビを防ぎ、とにかく乾燥 ・床、壁、天井などに消毒用エタノール (80%溶液)をスプレーし、ぞうきんでふき

たないところで確認する

換気をよくし、火気を使わない 壁も水を吸っているので、中を確認する しっかり乾燥させるには最低 1 ヶ月ほどか

d) 情報の集約

基本的考え方・取組

- 発災直後〜避難所運営段階のアウトリーチを、複数の主体が実施している場合、それぞれの情報をそれぞれの主体のみが保有することのないよう、災害ケースマネジメントの実施主体である行政の担当部局等が情報の集約を行う。
- ●複数の者が発災直後のアウトリーチを実施している場合、発災直後の段階で被災者の情報を集約することで、支援漏れの防止につながるほか、その後の支援の効率的な実施にも資する。

【実施にあたってのポイント・留意点】

①この段階の被災者に係る情報を、罹災証明書の発行漏れの確認に活かせるよう、 罹災証明書を担当する部局(税務担当部局等)とも連携する。

(5) 災害ケースマネジメント情報連携会議の実施

基本的考え方・取組

- 被災者の支援の全体状況について共有するため、市町村の関係部局の職員、地域支え合いセンター等の支援拠点の職員、関係機関等で、情報共有を行う災害ケースマネジメント情報連携会議を開催する。実施のタイミングについては、個々の業務の状況に応じて検討する。
- ●発災直後~避難所運営段階における災害ケースマネジメント情報連携会議では、災害ケースマネジメントの全体の進捗状況の把握を行うとともに、緊急的な支援が必要な被災者への対応状況、避難所の開設状況、今後の災害ケースマネジメントの実施の方向性等について共有することが想定される。

- ①情報連携会議は、関係者間の情報連携を適切に行うために開催するものであることから、発災直後~避難所運営段階においても可能な限り開催することが望ましい。
- ②情報連携会議は、個々の被災者の支援方針を検討するケース会議とは異なる。このため、個人情報の取り扱いは想定されない。
- ③情報連携会議の内容として想定される例は、以下のとおり。
 - ୬ 災害による被害の状況
 - ▶避難所の被災者、在宅避難者の状況 等(健康相談等の状況 等)
 - ▶ 災害ボランティアセンターの状況
 - ▶ 今後の災害ケースマネジメントの実施方針、スケジュール 等

(6) 災害ケースマネジメントケース会議の実施

基本的考え方・取組

●発災直後〜避難所運営段階においては、被災者の緊急的な対応が主となるが、 支援方針等について議論を行う必要があるときは、適宜ケース会議を開催する。

- ①発災直後からケース会議を開催することは必ずしも必須ではなく、応急的に対応が必要な被災者を、医療、福祉等の支援に適切につなぐことができればよい。ケース会議を行う場合の具体的な実施方法については 4.2(6)、4.3(6)を参照。
- ②他方で、医療、福祉等の支援を行っている被災者がいる場合等は、今後の支援にあたって当該情報が関係部局に連携されていることが望ましいことから、被災者台帳や支援記録の活用を検討する。被災者台帳、支援記録の作成については、4.2 (7)参照。

(7) 発災直後~避難所運営段階の対応で地方公共団体が利用可能な支援メニュー

支援メニュー

① <被災高齢者等把握事業(厚生労働省老健局)>

○目的:

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

○実施主体:

災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市区町村等 ※民間団体(介護支援専門員等の職能団体等)へ委託可

- ○補助率:
 - ①特定非常災害の指定がある場合 10/10
 - ②上記以外の場合

1/2

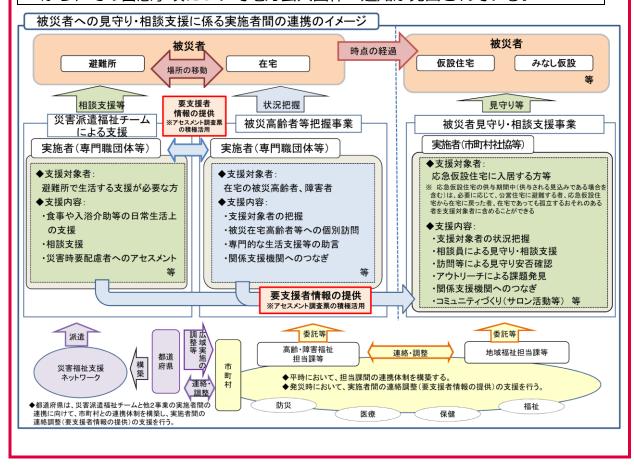
○実施内容:

被災した在宅高齢者等に対して、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、災害救助法の適用から概ね3か月以内の間で、集中的に以下のような事業を実施する。

- ア 避難行動要支援者名簿等に基づく被災した在宅高齢者等への個別訪問による 現状把握の実施
- イ 必要に応じた関係支援機関へのつなぎの実施
- ウ 個別訪問に基づく専門的な生活支援等の助言の実施
- エ その他被災者の状態悪化の防止を図るため、被災高齢者等の把握と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業
 - ※高齢者に加えて、障害者も対象として事業を実施している。

【通知】被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について (令和2年12月7日: 社援地発1207第1号等)

- ○被災者への見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて、以下の事業が実施されているところ。
 - ・災害派遣福祉チーム(DWAT)による避難所で生活する支援が必要な方の入 浴介助等の日常生活上の支援や、災害時要配慮者が抱える課題を解決するた めの相談支援等
 - ・「被災高齢者等把握事業」による、在宅で生活する高齢者、障害者へのケアマ ネジャー等の専門職による生活支援の助言等
 - ・「被災者見守り・相談支援等事業」による、応急仮設住宅に入居する方等への 見守りや相談支援等
- ○被災者の状況に応じて切れ目のない支援を実施するにあたっては、支援に関する情報共有など、各事業が十分な連携の下で実施されることが重要であることから、その留意事項について地方公共団体へ通知が発出されている。



支援メニュー

② <災害ボランティアセンター運営に活用可能な制度>

○災害救助法の救助事務費

災害ボランティアセンターに係る費用について

近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要不可欠なボランティアの調整(受入・活動調整等)を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図る。

<背景・課題>

- 災害ボランティア活動やそれを調整する災害ボランティアセンターの運営は、被災者を支援する 共助の取組として行われている。
- 一方、近年わが国で災害が頻発化・激甚化する中、ボランティア活動は益々活発化しており、広域から多数駆け付けるボランティアの調整の負担は増大している。
- 公助の災害救助活動である避難所運営や障害物除去などの救助を円滑かつ効果的に行うためには、 公助の救助事務として、共助のボランティア活動との調整を実施することが必要となってきている。

公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とする。

<概要>

○対象事務

: 災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務

〇対象経費

- : 調整事務を行う人員を確保するための次の経費
- ・人件費(社協等職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む)及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金)
- ・旅費 (災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費)
- ※令和2年7月豪雨以降の災害に適用

○災害等準備金(共同募金会)

- ・各都道府県共同募金会では、災害発生後、即座に災害支援を行えるよう平時より 毎年の募金額の一部(上限:募金額の3%)を、社会福祉法に基づき災害等準備 金として積立てている。
- ・この準備金は、被災県に設置の災害ボランティアセンターやボランティア団体の 活動支援等に活用可能。
- ・仮に被災県単体での積立金が不足した場合であっても、被災県以外の全都道府県 共同募金会が保有する災害等準備金の中から被災県共同募金会へ拠出すること ができる。

※共同募金

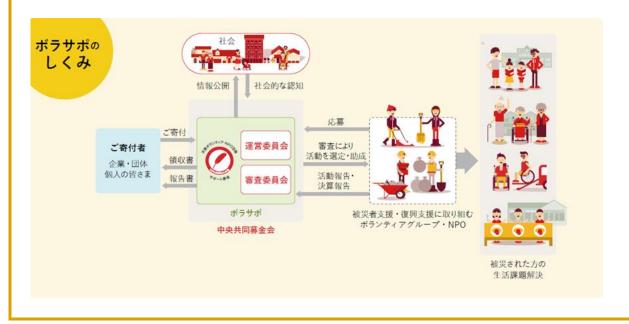
社会福祉法において、「都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の 定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における 地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更 生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者(国及び地方公共団 体を除く。)に配分することを目的とするものをいう。」と規定されている。

コラム8: 災害ボランティア・NPO が活用可能な制度(災害ボランティア・NPO 活動サポート募金(ボラサポ)(中央共同募金))

- 中央共同募金会は、被災者支援を直接的に行うボランティアグループや NPO の 活動を支える資金支援の仕組みとして、赤い羽根「災害ボランティア・NPO 活動 サポート募金」(ボラサポ)を設置、寄付金の募集と支援活動に対する助成を実施。
- ボラサポは、災害時だけなく平時の防災・減災活動についても寄付金を常時受け付けるとともに、大規模な災害発生時には、災害を特定したボラサポへの寄付金募集と助成事業を実施。
- 災害発生時に限らず、常時寄付金を受け付けており、迅速に被災者支援活動を行う団体へ助成を実施。
- また地域の防災・減災力向上のための活動や、災害時に備えた準備のための基盤 整備活動にも使用可能。

<ボラサポのしくみ>

- 第三者(外部識者)による運営委員会および審査委員会を設け、運営要綱に基づいた公正で適切な運営、審査による助成を実施。
- 適切な助成を行うため、都道府県や市区町村の関係機関・組織、全国的な支援機関・団体とのネットワークを活用して、発災当初から復旧、復興期までのニーズや支援状況の情報を共有。



4.2 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の対応

避難所閉所の検討を進めていく段階は、災害の応急対応が一定程度終了し、自宅に戻り生活再建を進める者、自宅での生活が難しいため応急仮設住宅等に入居する者、親族の家で生活しつつ生活再建を進める者等、被災者一人ひとりの自立・生活再建の方向性が一定程度見えてくる状態であることが想定される。この段階においては、発災直後の健康管理、適切な福祉サービスの提供等を中心とした支援から、具体的な被災者の自立・生活再建に向けて、支援が必要な者を特定し、支援を行っていくことに主眼が移る。このため、被災者の自立・生活再建に向けた取組状況や意向を確認し、支援の必要性について評価を行うことで、漏れのない被災者支援につなげることが重要である。

特に避難所の閉所に向けては、避難所で生活をおくる被災者の閉所後の生活についてヒアリングを行い、その後の生活の見通しについて確認を行うとともに、支援が必要と判断される被災者については、この段階から寄り添った支援を実施する必要がある。

なお、住家被害が発生している場合には、被災者の自立・生活再建の方向性や課題を把握せずに避難所を閉所してしまうと、その後の被災者の生活環境の悪化や自立・ 生活再建の遅れが生じかねないため、注意が必要である。 (1) 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の災害ケースマネジメントの必要性

基本的考え方・取組

- 災害の応急対応が終了し避難所閉所の検討を進めていく段階において、住家被 害等が確認されている場合は、避難所閉所前に、住民の被害状況、自立・生活 再建に関する意向の把握を目的とした調査を実施する。
- この段階においては、支援漏れを防ぐため、被害が想定される地域については 全戸調査を実施することが望ましい。訪問による全戸調査が難しい場合は、訪 問以外による調査の手法についても検討する。
- 避難所の閉所を検討するにあたっては、避難所で生活をおくる被災者について、上記の全戸調査に併せて又は先行して、個々の状況について聞き取りを行い、被災者の住家の被害状況や自立・生活再建の希望、仮設住宅への入居の希望の有無等を把握するなど状況の把握を行った上で、課題を抱える被災者については寄り添った支援を実施する。
- 避難所閉所にあたっては、行き先が決まらない被災者がいる中で一方的に閉所するなど追い出しとならないように配慮する。

- ①避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階におけるアウトリーチでは、被災者の自立・生活再建に向けて状況を把握し、支援の必要性や優先度を判断し、継続的な支援が必要な被災者を把握することを目的とする。
- ②このタイミングで全戸調査(避難所で生活をおくる被災者へのヒアリングを含む。)を実施することにより、仮設住宅の必要戸数の把握にも役立つ。また、その後のアウトリーチ(訪問・見守り)の実施に必要な人数など、今後必要となるリソースの予測としても活用する。全戸調査は、支援が必要な被災者の把握を行う取組であるとともに、継続的な支援が不要な者であることを確認する取組でもある。全戸調査の実施により、限りのあるリソースを支援が必要な被災者に集中することが可能となる。
- ③全戸調査ではなく、罹災証明書の発行者を対象として調査を実施する場合は、必要な者に罹災証明書がいきわたっているか捕捉できている場合に限る。必要な者に発行されていることを確認できていない状態で罹災証明書発行世帯に対象を限って実施すると、本来支援が必要である者が漏れる可能性があることに留意する。
- ④全戸調査を原則としつつも、災害の種別によって実行可能性が異なる。津波・地震など多くの被災者が発生する場合には、訪問以外の手法の検討や他の地域の地方公共団体や民間団体と連携した実施体制構築の検討を行う等が必要となる。この場合、訪問による全戸調査を実施する区域は、被災地域の実情に応じて判断する。
- ⑤訪問した世帯数を成果目標とするなど訪問自体を目的化せず、被災者の抱える課題の聞き取りが十分にできたかを指標とし、調査の有効性を確保することが重要である。

(2) 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の災害ケースマネジメントの実施体制

基本的考え方・取組

- 平時に実施体制を決定している場合は、その体制に基づき災害ケースマネジメントを実施する。他方で、想定していない規模等の災害である場合は、事前に決定している実施体制で支障がないか再度検討を行う。
- 避難所閉所検討〜応急仮設住宅供与段階は、災害対応関係部局の業務がひっ迫するため、他部局での実施のほか、ボランティア、NPO、社会福祉士やケアマネジャー等の専門性を有する関係者との協働についても検討する。
- 避難所閉所検討〜応急仮設住宅供与段階では、幅広く被災者の状況を把握する ため、訪問等にあたって多くの人員が必要となることから、部局間で人員を融 通するなどして体制を整備する。

- ①災害時は、災害対応部局及び福祉部局の業務がひっ迫することから、横断的な調整機能を有する部局が災害ケースマネジメントの実施主体となることも積極的に検討すること。
- ②確保できる人員によって、全戸調査できる範囲も限定される。必要な調査を行えるよう人員を確保することが望ましい一方で、実施の場面では、確保できた人員で実施可能な範囲で行うこととなるため、可能な範囲で動員できる人員の最大限の確保に努める。また、他機関との連携や委託も検討する。
- ③避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の調査について連携が想定される機関等は以下のとおり。
 - ▶ 居宅介護支援事業所のケアマネジャー、公的相談支援機関の相談支援員、地域包括支援センター、社会福祉協議会(地域支え合いセンターの生活支援相談員)等福祉関係者
 - ▶ 都道府県社会福祉士会、日本介護支援専門員協会の都道府県支部等の職能団体
 - ➤ NPO 等
 - ▶ シルバー人材センター

(3) 支援拠点の設置の検討

基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントの実施にあたって、必要に応じて、個別訪問、見守り 支援、各種支援制度の情報提供や地域のコミュニティづくり等を行う拠点を設 置する。
- 実際には、被災者見守り・相談支援等事業の委託により「地域支え合いセンター」という名称で運営されることが多いが、市町村が直接役場内に拠点を設置することも想定される。それぞれの状況等に応じて設置・運営方法を検討する。
- 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階は、アウトリーチをはじめとし被災者の自立・生活再建の支援が本格化するため、地域支え合いセンターなどの支援拠点の設置がより重要となることに留意する。

- ①支援拠点は、地域支え合いセンターという名称で、社会福祉協議会等の民間団体に委託して設置される場合もある。どのタイミングで支援拠点を設置するか(災害ボランティアセンターと並行して地域支え合いセンターを設置するか等。)は、地方公共団体の状況により判断する。
- ②災害ボランティアセンター閉所後も、ボランティアによる作業ニーズが存在している場合があるため、平時から設置しているボランティア窓口や地域支え合いセンターで対応できるよう配慮することが望ましい。
- ③地域支え合いセンター等の設置が難しい場合は、実情に応じ、地方公共団体に窓口等を設置し、支援拠点とすることも想定される。
- ④支え合いセンター等の支援拠点を立ち上げなかった場合、災害から一定期間が経過した後に発覚する被災者の課題に対応することが難しくなる。例えば、水害の発生から半年程度たってから「壁にカビが生えた」、「家の中が臭い」、「生活がしんどい」という話がでてきたときになかなかその声を拾えないこともある。後から「こんなに大変な人がいた」とならないようにするためにも支援拠点の設置は重要である。

- (4) アウトリーチによる被災者の状況の把握
- a) 総論

基本的考え方・取組

- アウトリーチによる被災者の状況の把握は、災害ケースマネジメントの核となる要素の一つである。支援漏れを防止し、被災者一人ひとりに寄り添った支援を実施する観点から、適切なアウトリーチが必要である。
- 避難所閉所検討〜応急仮設住宅供与段階におけるアウトリーチは、被災者の自立・生活再建に向け、支援が必要な被災者の洗い出し、住まいの再建の方向性の大まかな希望の把握(災害公営住宅の必要戸数の推計等)が中心となる。
- また、アウトリーチに加え、相談窓口にくる被災者に対しても、相談事に対応 するほか、他に抱える課題がないか被災状況の把握を行うとともに、支援情報 の提供等を行う。
- アウトリーチにより医療や福祉サービス等の支援を早急に必要とする被災者 を把握した場合は、迅速に適切な支援につなげることが重要である。

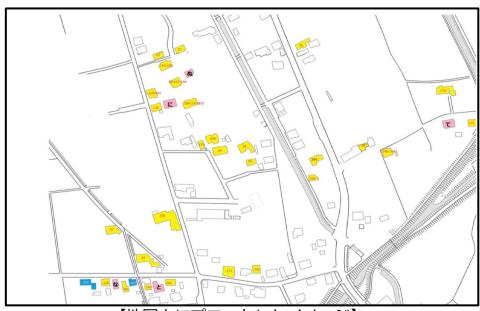
- ①避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階におけるアウトリーチは、課題を抱えた 被災者を漏れのないように把握することが重要であるため、全戸調査を行うこと が望ましい。
- ②多くのリソースが必要であることから、災害ボランティアセンターやシルバー人材センター、社会福祉協議会(生活相談員)等の連携を積極的に検討する。その際、高齢者や障害者については「被災高齢者等把握事業」の利用についても検討を行うとともに、当該事業の委託により都道府県社会福祉士会や日本介護支援専門協会都道府県支部の協力を得ることも検討する。
- ③被災者との関係を構築し、継続的に支援を行う観点からは、支援が必要な可能性の高い被災者には、最初から当該被災者を伴走型で支援できる者を調査にあたらせるなどの工夫を行うことも考えられる。
- ④実際に利用できるリソースと災害の規模等から、対面の調査が実施できる範囲は限られる場合もある。その場合は、特に対面での調査や訪問・見守りの支援を必要とする世帯を絞り込む観点から、調査票をポスティングし、"問題ない"旨を回答した世帯については、回答の内容から客観的に問題ないと判断できることを確認した上で、訪問等の対象からは除外するといった手段も検討する。このほか、水害等の局所的な被害が想定される災害の場合には、罹災証明書を取得している世帯を地図上にプロットし、プロットした世帯の周辺エリア内で罹災証明を取得していない世帯を優先的に個別訪問するといった方法も考えられる。
- ⑤調査票のポスティングによる場合、回答のない世帯の中に課題を抱えている世帯 が多く存在すると想定されるため、個別に訪問等を行い被災者の状況を把握する など、アウトリーチの実施に努めることが重要である。
- ⑥被災者台帳に「援護の実施状況」として罹災証明書の取得等の状況を記載している場合には、被災者台帳を基にして、利用可能な支援制度を利用していない被災者を洗い出し、利用していない理由等をアウトリーチにより確認するといったこ

とも検討する。

- ⑦訪問を実施する場合には、事前にアポイントメントを入れることで、不在による 再訪問等を避けることができるため、実情に応じて検討されたい。
- ⑧被災者の状況の把握にあたっては、質問に対する被災者の回答のみならず、短いコミュニケーションでも繰り返し訪問を重ね、被災者の顔色や部屋の汚れ、家の外観上の問題、臭いなどを訪問時に確認するなど、本人の回答内容以外の部分からも情報を拾い上げていくことが重要である点に留意する。

水害の際に、罹災証明書の取得状況を地図上にプロットし、 個別訪問先を検討した例 (静岡県磐田市)

- ○災害名:令和4年台風第15号
- ○取組内容:
 - ▶ 磐田市では、令和4年9月に台風により被災し、災害ボランティアセンター閉鎖のタイミングである11月から、市職員(1人)と市社会福祉協議会職員(1人)の2人組で、被災者宅の個別訪問調査を行うこととした。
 - ▶ 個別訪問先を検討するにあたり、まず、地図上に、「罹災証明書申請済の世帯」及び「床下浸水かつ 75 歳以上のみ世帯」をプロットした。
 - ▶ 罹災証明書の取得世帯等をプロットすることにより、罹災証明書未申請であるが、周辺状況等から被災していると見られ、訪問したほうがよいと考えられる世帯を把握することができたため、下記3種の
 - 罹災証明書申請済の世帯
 - ・床下浸水かつ 75 歳以上のみ世帯
 - ・罹災証明書未申請の世帯 を個別訪問先とし、訪問調査を開始した。
 - ▶ 訪問調査時には、市独自のアセスメントシートをもとに訪問し、被災者が 置かれている状況等を把握するととともに、罹災証明書の取得手続きを行 い、支援漏れを防止することができた。



【地図上にプロットしたイメージ】

凡例: 黄色 (罹災証明申請済の世帯)、青色 (床下浸水かつ 75 歳以上のみ世帯) 桃色 (罹災証明書未申請の世帯)

b) 訪問、見守り・相談の実施体制

基本的考え方・取組

- 個別訪問、見守り・相談といったアウトリーチの取組は、複数名で実施することが望ましい。必要に応じ、民間団体などとの連携を積極的に検討する。
- 実施にあたっては、被災者の状況を把握し、支援の要否等を検討するための調査であることを考慮し、被災者の過度な負担とならないようにする。
- 訪問等を実施する者に対しては、事前にアセスメントや聞き取りに関する基本 的な研修を受講させることが望ましい。なお、平時から訪問等を実施する者が 決まっている場合は、平時に訓練を実施する。
- 災害の発生後にシルバー人材センターからの人材派遣や被災した地域の住民 等の協力を受けて訪問する者を確保する場合は、訪問の実施前に研修を実施す ることが望ましい。

- ①複数名で実施することで、一人が被災者とのコミュニケーションを担い、一人が 記録するといった役割分担ができることに加え、聞き取り内容を相談員間で確認 し被災者の支援ニーズについて話し合いながら整理することができ、適切な聞き 取りにつながる等のメリットがある。また、訪問にあたり精神的な負荷がかかる 場合もあるため、負担の分散の観点からも複数名での実施が望ましい。
- ②研修については、一般的な新任スタッフへの研修(社会福祉協議会が支援相談員を採用する場合は、社会福祉協議会の事業概要や地域支え合いセンターの業務に関する説明会を実施。)のほか、ヒアリングに関する研修や自立・生活再建支援制度に関する研修が想定される。また、これまで災害ケースマネジメントに取り組んできた市町村の事例に関する研修や訪問等を行う中での OJT、研修をロールプレイで行うことも有効である。
- ③個別訪問により被災者の状況を把握し、課題を引き出すためには、被災者とアウトリーチ実施者の信頼関係の構築が重要であり、信頼関係の構築に資する研修等によりノウハウを身につけることが重要である。また、訪問を担う者に対しては、心のケアやメンタルヘルスの研修等についても行うことを検討する。研修については第6章参照。
- ④研修には、地方公共団体内の関係部局、協働して支援を行う社会福祉協議会や NPO 等の団体が参加し、災害ケースマネジメントに取り組む者が広く共有する ことが望ましい。
- ⑤平時の福祉施策を活用した災害ケースマネジメントの実施については第 10 章参 照。

被災者支援にあたって聞き取り調査を実施した例 (広島県坂町)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
 - ▶ 被災状況から、仮設入居者のみを対象とするのでは不十分であると感じたため、ダイバーシティ研究所の協力を得て町内の被災した世帯に加え、その周辺の世帯も含めた世帯(2,482世帯)を対象とした調査を実施し、注意が必要な被災者をピックアップ。調査においては、アセスメントができる社会福祉士等が2名1組でペアを組んで、訪問を実施。
 - ▶ 訪問に伺う前にはポスティングを行い、「何日から何日まで、この地区で町からの委託事業として調査を実施します」と予告した上で実施。訪問時には町からの委託であることがわかるよう、ビブスや腕章を着用。



【調査本部での打ち合わせ風景】

出典:一般財団法人ダイバーシティ研究所

c) 確認すべき内容

基本的考え方・取組

- 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階におけるアウトリーチは、支援が必要な被災者の把握を目的としており、地域の被災者について住宅再建と生活の自立の観点から状況を聞き取ることが重要である。
- 訪問時に被災者に確認すべき内容の例は、以下のとおりである。アセスメントを行うことを念頭に「住まいの再建の実現性関係」と「日常生活の自立関係」の2つの軸で質問項目を設定する。

<住まいの再建の実現性関係>

- ▶ 住宅の再建に係る意向(修理、新築・購入、公営住宅、賃貸住宅等)
- ▶ 罹災証明書の取得状況(全壊、大規模半壊、半壊等)
- 経済状況等(就労、収入(給与所得、年金等)、資産、債務等)
- ▶ 住宅再建の進捗状況(見積もりの取得、請負契約の締結状況等)

<日常生活の自立関係>

- ▶ 家族の状況(家族構成、健康状態、要支援者の該当等)
- ▶ 健康状況(既往歴・医療機関の受診状況)
- ▶ 避難生活における住環境(食事、入浴、トイレ、冷暖房の有無等)
- ▶ 近隣との関わり方、買い物の交通手段等
- ▶ その他抱える課題について
- ●被災者の状況の確認に併せて、利用できる支援制度を紹介することも積極的に 検討する。単に状況を聞き取るだけでなく支援制度を紹介することは、被災者 との信頼関係の構築の観点からも有用である。
- 訪問時に聞き取り等を行った被災者の個人情報は、支援の実施にあたりケース会議での利用や支援関係機関への提供を行うことが想定されることから、調査票等において、個人情報の利用目的を明示する。個人情報の取り扱いについては第5章参照。

- ①この段階のアウトリーチにより収集すべき情報は、災害の種別や地方公共団体の特徴に応じて異なるが、概ね上記に集約されるものと考えられる。次頁以降に地方公共団体が実際に使用した調査票等を掲載するので参考にされたい。
- ②日常生活の自立関係の項目について、発災直後〜避難所運営段階の訪問等により 情報が入手できている場合は当該情報を活用することも考えられるが、生活状況 に変化がある場合も想定されることから、生活に変わりがないか改めて確認する ことも重要である。
- ③個人情報については、提供が想定される団体名、内部利用又は外部提供される情報の種類等の説明を行い、被災者の個人情報の提供等が適切になされることによ

4.2 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の対応

り支援が円滑に実施されること、被災者自身が支援に関する情報を得やすくなること等を説明し、理解を得られるように取り組む。

地方公共団体の調査票の例② (広島県坂町(ダイバーシティ研究所))

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○アセスメント調査票:
 - ▶ 平成30年7月豪雨災害の被災状況を把握し、避難生活での被害拡大を防ぎながら生活再建期・コミュニティ再生期への移行をサポートすることを目的として、被災世帯への聞き取り個別調査を実施した。調査で得た情報は、坂町地域支え合いセンター運営の基礎資料として活用した。

記入者名			記入日	84 -	日時	分	口小屋浦	口坂	横浜 ブロ	コック番号
聞いた場所		口避難所() 口仮			口みなし仮)	m ·
调查対象者 . 世帯情		かった場合 ー	• 口不在	1 1000	住している 外観から確		か不明 る範囲で、「2	2. 家屋の状	況」を記入	して下さい。
現住所:					作住所と同じ口	前住所:	t .			
※ 聞いた	人の名前	に〇を付ける	※ 世	帯主は、	続柄に「世					
(ふりた		生年月日	性別	続柄	該当 No.		該当·特記事 帳等·備考	項 要提題者 処置 No.	同居 別居	現在の 居所 No.
()	明/大/昭/平	男・女その他						同居/別居	
()	明/大/昭/平	男・女						同居/別居	
()	明/大/昭/平	男・女その他						同居/別居	
C)	明/大/昭/平	男・女						同居/別居	
()	明/大/昭/平	男・女その他						同居/別居	
()	明/大/昭/平	男・女その他						同居/別居	
C)	明/大/昭/平	男・女その他						同居/別居	
家族の被	災状況	□ 全員無事		ガ人あ	りロ連	絡が取	れない			
要接護者數量	No.					要接機	有铅置 No.	現在	Eの居所 No.	
高齢者② 要介護③ 要介護④ 要介護⑤ 要介護⑤ 要介護	介護製 介護製 介護製 介護製	間定なし 間定あり 災害 間定あり 災害 間定あり 災害	多介護サービ 多介護サービ 多介護サービス	ス量減少し ス量増加し	.tc	② 在 ③ 透	ンシュリン注射	2		
7) 障害者 ③ 障害者 ④ 障害者 ⑤ 障害者 ① 障害者	2 音音 音	子帳あり 災害	後サービス量 後サービス量 後サービス量 サービスの利	減少した						
① 乳幼児③ 妊産婦③ 軽病・傷外国人⑥ アレルキ							- ## 7# F	A. C. O. W. I	八十二年以四日十	m (++) +
① その他資査員記入						lii			分な説明を	
世帯人数	□ 1	□ 2 □ 3	□ 4	□ 5	□ 6	7		100		
世帯状況		-・父子家庭 口					ご署名			

	□ 持ち家 -	-戸建て(□木造 □鉄骨 □鉄筋コンクリート □その他 □	不明) □ 住宅ローン有
家屋の	口 持ち家 参	集合住宅	□ 住宅ローン無
種類	□ 賃貸 -	・戸建て	
	□ 賃貸 第	合住宅	
	築()结	Ę.	•
築年数	□ 築37年よ	り古い (昭和56年以前の建物)	
		り新しい(昭和57年以降の建物)	
	口不明	- 1	
浸水被害	口浸水被害		
	□ 床上浸水	口 床下浸水	
		砂被害 □ 床下の土砂被害	
	L MINI	□ 完了 (頃に終了)	調査員記入
		口 維続中	Print PC III / C
	1.71.86.4	□ 未着手	□ 床下土砂残りの可能性
	土砂撤去	□ 今後、撤去の予定あり	あり
土砂被害		□ 今後の撤去の予定が立っていない	
		□ 撤去しない	床下土砂残りの可能性(例)
		□ 行政による撤去	・専門性のある人に見せていない
		ロ ボランティア	・床上だけ掃除をした
	支援者	口 知人·家族等	・床を剝がし床下を確認していない
		二 業者へ依頼	十分に乾燥したかわからない
	D 25-4829-1	□ その他 ()	・専門家に見て欲しい
	□ 取得済み	(口全壊 口 大規模半壊 口 半壊 口一部損	-級
		青する予定あり	
	□ 申請せず		
罹災証明		□ 該当するかどうかわからないから	
	eta ##1 eta la	□ 申請に行く時間や手段がない	
	申請しない理由	□ 罹災証明のことがわからない	
	理田	口 不要だから(家屋の被害がないから)	
		□ その他 ()
	□ 土台·基础	世 □ 梁·柱等 □ 屋根·外壁等 □ 월	t·内装·窓等
家屋の		(・ガス・水道等ライフライン設備)	
被害箇所		f・トイレ・お風呂等の生活設備)	
	□ その他		
		フライン 口 ガス 口 水道 口 電気	Z.実体が可能でも Z
		や補修をしたいと考えており、すでに着手している・予定があ や補修をしたいが課題がある	の 天肥かり形である
	口足に皆ん	□ 費用の工面に不安がある・いくらかかるかわからない	
	建て替えや	□ 住宅として使えるかどうかわからない	
建て替え・	補修の課題	口その他()
補修等	□ 建て替え	や補修はしない	
		□ 費用が工面できない □ 仮設・みなし仮	設に入居するから
	立替や補修	□ 公営住宅に入居するから □ 他に住宅が見	つかっているから
	をしない理由	□ 親族等と同居するから	
		□ その他 ()
			·

	団体の耳	又組事例
2 25 SM Sh 4	会祭子武輔栋, 3	後の避難について
5. 加工失胜10.7 日	□ 避難した	後の紅葉について
	最初の避難先	□ 町民センター □ 坂小学校 □ 横浜小学校 □ 坂中学校 □ サンスターホール □ 坂みみょう保育園 □ 上條集会所 □ 中村公民館 □ 横浜三部集会所 □ 町立図書館 □ その他 ()
避難の	いつ	□ 直後 □ 一日後 □ 二日後 □ 三日後 □ 三日以上
有無	□ 避難しなか	note
	避難しなかっ た理由	□ 移動が危険だと思ったから□ 避難の手助けがなかったから□ どこに避難すればよいかわからなかったから□ 避難のタイミングがわからなかったから□ その他 ()
救助者	□ 自力で避難	世した □ 行政による救助 □ 近隣住民による救助
教明有	□ その他	(
避難時に困ったこと	自由記入	
4. 生活状态	ぱについて ※世	帯の中の誰の不調等なのかメモを入れる
	からだ □ 変わりない □ 不調だったが回復している □ 不調が続いている	
発災後の	(口腔含む)	不調の内容・誰()
健康状態	こころ	□ 変わりない □ 不調だったが回復している □ 不調が続いている
	不調の内容・誰(
70.54	□ 困難なし	□ 困難あり
移動 困難度	困難理由	□ 外出に手助けが必要 □ 移動手段がない □ 費用がかかる □ その他 ()
現在の	□ 徒歩	□ 自転車 □ 原付·自動二輪 □ 自家用車 □ 公共交通機関
		口 日転車 一口 原刊 日刻一輪 一口 日本用車 一口 公共关連领民
移動手段	ロ タクシー	□ 移動支援(介護サービス等) □ 知人・親族等による送迎 □ その他
移動手段	ロ タクシー 日難なし	
寛い物		□ 移動支援(介護サービス等) □ 知人・親族等による送迎 □ その他
	□ 困難なし	□ 移動支援(介護サービス等) □ 知人・親族等による送迎 □ その他 □ 困難あり □ 商店等が遠くて買い物に行けない □ 買い物ができる機会が少ない(移動販売者の頻度、場所等) □ 商品が少ない・足りない
	困難なし	□ 移動支援(介護サービス等) □ 知人・親族等による送迎 □ その他 □ 困難あり □ 商店等が遠くて買い物に行けない □ 買い物ができる機会が少ない(移動販売者の頻度、場所等) □ 商品が少ない・足りない □ その他 ()
買い物	□ 困難なし 困難なし □ 困難なし	□ 移動支援(介護サービス等) □ 知人・親族等による送迎 □ その他 □ 困難あり □ 商店等が遠くて買い物に行けない □ 買い物ができる機会が少ない(移動販売者の頻度、場所等) □ 商品が少ない・足りない □ その他 () □ 日難あり □ 日3食を取れていない □ 支給される食事のみが続いている(弁当・パン) □ 調理環境がない・自炊したくても出来ない □ 食欲がない・食べられない(体調面から) 誰: □ 食欲がわかない(心理面) 誰:
買い物食事	□ 困難なし 困難理由 □ 困難なし 困難なし	□ 移動支援(介護サービス等) □ 知人・親族等による送迎 □ その他 □ 困難あり □ 商店等が遠くて買い物に行けない □ 買い物ができる機会が少ない(移動販売者の頻度、場所等) □ 商品が少ない・足りない □ その他 () □ 日難あり □ 日3食を取れていない □ 支給される食事のみが続いている(弁当・パン) □ 調理環境がない・自炊したくても出来ない □ 食欲がない・食べられない(体調面から) 誰: □ 食欲がわかない(心理面) 誰:
食事通院	□ 困難なし 困難理由 □ 困難なし 困難なし 困難なし 困難なし 困難なし □ 困難なより □ 困難なし	□ 移動支援(介護サービス等) □ 知人・親族等による送迎 □ その他 □ 困難あり □ 商品が少ない・足りない □ の他 (□ 日難あり □ 一日3食を取れていない □ 支給される食事のみが続いている(弁当・パン) □ 調理環境がない・自炊したくても出来ない □ 食欲がない・食べられない(体調面から) 誰: □ 食欲がわかない(心理面) □ 要配慮食が手に入らない(糖尿病食・減塩食等) (□ 通院・治療の回数減 □ 通院・治療の中断 □ その他) 誰:
食事通院療服	□ 困難なし 困難理由 □ 困難なし 困難なし 困難なし 困難なし 困難なあなし □ 困困難対なあいし □ 困困難があいし □ 困困難があい	□ 移動支援(介護サービス等) □ 知人・親族等による送迎 □ その他 □ 困難あり □ 商品が少ない・足りない □ 商品が少ない・足りない □ 不の他 () □ 困難あり □ 一日3食を取れていない □ 支給される食事のみが続いている(弁当・パン) □ 調理環境がない・自炊したくても出来ない □ 食欲がない・食べられない(体調面から) 誰: □ 食欲がわかない(心理面) 遊: □ 要配慮食が手に入らない(糖尿病食・減塩食等) (□ 通院・治療の回数減 □ 通院・治療の中断 □ その他) 誰: (□ 常用薬の入手困難 □ 服薬の中断 □ その他) 誰:
食 通治 服 教育	□ 困難なし 困難理由 □ 困難なし 困難理は 困難理は 困難理なり □ 困困難難なあり 対象者(幼保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□ 移動支援(介護サービス等) □ 知人・親族等による送迎 □ その他 □ 困難あり □ 商店等が遠くて買い物に行けない □ 買い物ができる機会が少ない(移動販売者の頻度、場所等) □ 商品が少ない・足りない □ その他 () □ 日難あり □ 日3食を取れていない □ 支給される食事のみが続いている(弁当・パン) □ 調理環境がない・自炊したくても出来ない □ 食欲がない・食べられない(体調面から) 誰: □ 食欲がわかない(心理面) 誰: □ 要配慮食が手に入らない(糖尿病食・減塩食等) (□ 通院・治療の回数減 □ 通院・治療の中断 □ その他) 誰: (□ 常用薬の入手困難 □ 服薬の中断 □ その他) 誰:
食事通院療服	□ 困難なし 困難理由 □ 困難理は □ 困難理なし □ 困難理なあり □ 困困難難があない 対象を必ずない 対象を必ずない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□ 移動支援(介護サービス等) □ 知人・親族等による送迎 □ その他 □ 困難あり □ 商品が少ない・足りない □ 商品が少ない・足りない □ 不の他 () □ 困難あり □ 一日3食を取れていない □ 支給される食事のみが続いている(弁当・パン) □ 調理環境がない・自炊したくても出来ない □ 食欲がない・食べられない(体調面から) 誰: □ 食欲がわかない(心理面) 遊: □ 要配慮食が手に入らない(糖尿病食・減塩食等) (□ 通院・治療の回数減 □ 通院・治療の中断 □ その他) 誰: (□ 常用薬の入手困難 □ 服薬の中断 □ その他) 誰:

生活費	□ 就労してい □ 仕送り等	る 口 求職し	ているロ			生活保護等の行	政支援)
		□ 預灯3 受け取った						,
義援金		□ 対象外だか			いどうかれ	っからないから		
	理由	□ 義援金につ	いてわからない	□ ₹ 0	0他()
その他支	□ 申請·支給	済み(口生活再建	支援金 [□災害弔慰	金	口災害見舞金)		
援金等		□ 対象外だか	_			っからないから		
	理由	□ 支援金につ	いてわからない	□ ₹ 0	0他()
今後の見		IB	o Tribbill (
		Eの場所・引っ越し 予定あり(口仮記)
当面の		目処が立っていた				10X 7417 - L		,
居所	目処が立た	□ 費用の工面	が難しい					
	ない理由	□ 物件が見つ						
A# -=		口その他(Diameter =)	1 7 T	
今後の居 住地希望		じ地区	□ 同じ町内で! □ その他 (町外に出たい(出	はる予定))	
正元帅王	L 47/25404		2 (4)18 (
支援や作	報について							
		は入手できてい				<u> </u>		
情報入手		情報は入手出来						
		出来ていないと!やメールサービス		h++-/-	7 -7 61	ic笙) ロョ	接続記念の担	= tc
		マメールサーロス 合わせ				12 寺) 口質	正規の(マリカ)	AT TIX
入手経路		5物 □						
	□ 行政職員等	からの連絡	□ 学校・幼稚	園•保育園	等からの選	絡		
		サービス事業者が)
受援の	□ 泥かぎ・片1	付け (ロボランテ)
	ロー 技術:第76	(D#=\.=		口未作		ロ税族 加入	口での他	,
	□ 荷物運び □ 各種相談			□業者	□近所	□親族・知人	口その他)
受援の 種類	□ 各種相談	(ロボランテ・ (ロボランテ・ 等 (ロボランテ	イア 口行政)
	□ 各種相談	(ロポランテ	イア 口行政					
	□ 各種相談 □ マッサージ □ その他 □ 相談相手は	(ロボランテ 等 (ロボランテ はいない(相談相手	イア 口行政 イア 口行政					
種類	□ 各種相談□ マッサージ□ その他□ 相談相手は□ 相談相手は	(ロボランテ 等 (ロボランテ はいない(相談相号 は必要ない	イア 口行政 イア 口行政					
種類	□ 各種相談 □ マッサージ □ その他 □ 相談相手は	(ロボランテ 等 (ロボランテ はいない(相談相号 は必要ない がいる	イア □行政 イア □行政 □が欲しい)	□業者	□近所	□親族・知人	口その他)
	□ 各種相談□ マッサージ□ その他□ 相談相手は□ 相談相手は	(ロボランテ 等 (ロボランテ はいない(相談相号 は必要ない	イア □行政 イア □行政 □が欲しい)		□近所)
種類	□ 各種相談□ マッサージ□ その他□ 相談相手は□ 相談相手は□ 相談相手	(ロボランテ・等 (ロボランテ はいない(相談相号な必要ないがいる) 介護支援員 日 その他 (イア □行政 イア □行政 □が欲しい)	□業者 関族·知人	□近所	□親族・知人	□その他)
種類 相談相手 不安・	□ 各種相談 □ マッサージ □ その他 □ 相談相手は □ 相談相手が 離 生活用品が □ 親族やご	(ロボランテ等 (ロボランテ等 (ロボランテ はいない(相談相当な) (の	イア 口行政 イア 口行政 Fが欲しい) 等 口 (□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人) 療や介護が不足	□その他)
種類相談相手	□ 各種相談 □ マッサー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(ロボランテ 等 (ロボランテ はいない(相談相号 は必要ない がいる ロ 介護支援員 ロ その他 (「不足している	イア 口行政 イア 口行政 Fが欲しい) 等 口 (□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人) 療や介護が不足	□その他)
種類 相談相手 不安・	□ 各種相談 □ マッサージ □ その他 □ 相談相手は □ 相談相手が 離 生活用品が □ 親族やご	(ロボランテ等 (ロボランテ等 (ロボランテ はいない(相談相当な) (の	イア 口行政 イア 口行政 Fが欲しい) 等 口 (□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人) 療や介護が不足	□その他)
種類 相談相手 不安・	□ 各種相談 □ その他 □ 相談相手は □ 相談相手は 世 無 計	(ロボランテ等 (ロボランテ等 (ロボランテ はいない(相談相当な) (の	イア 口行政 イア 口行政 ドが欲しい) 等 口 (□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人) 療や介護が不足	□その他)
種類 相談相手 不安・ 心配事	□ 各種相談 □ その他 □ 相談相手は □ 相談相手は 世 無 計	(ロボランテ等 (ロボランテ等 (ロボランテ はいない(相談相当な) (の	イア 口行政 イア 口行政 ドが欲しい) 等 口 (□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人) 療や介護が不足	□その他)
種類 相談相手 不安・ 心配事	□ 各種相談 □ その他 □ 相談相手は □ 相談相手は 世 無 計	(ロボランテ等 (ロボランテ等 (ロボランテ はいない(相談相当な) (の	イア 口行政 イア 口行政 ドが欲しい) 等 口 (□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人) 療や介護が不足	□その他)
種類 相談相手 不安・ 心配事	□ 各種相談 □ その他 □ 相談相手は □ 相談相手は 世 無 計	(ロボランテ等 (ロボランテ等 (ロボランテ はいない(相談相当な) (の	イア 口行政 イア 口行政 ドが欲しい) 等 口 (□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人) 療や介護が不足	□その他)
種類 相談相手 不配事 調査員所	日 各種相談 で その他 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(ロボランテ等 (ロボランテ等 (ロボランテ はいない(相談相当な) (の	イア 口行政 イア 口行政 手が欲しい) 等 口 4 事 口 仕事が い 口 土地ヤ	□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人) 療や介護が不足	□その他)

地方公共団体の調査票の例③ (岡山県倉敷市)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○記録のポイント:
 - ▶ 見守り連絡員が訪問支援、電話相談の対応をする際に被災者の状況を適切に 把握できるよう、記録のポイントを作成。

記録のポイント

【5W1Hの視点】いつ・どこで・誰に・何を・なぜ・どのように(手段)

(1) 訪問時の情報

Ta:電話把握の場合に可能な限り聞き取る内容

(1)訪问時の背機		は、電話だ姪の場合に可能な限り面される	שנות
記録に残すポイント項目	関連項目(※)	補足や具体例など	Tel
訪問日または把握日			
どこで話を聞いたか		仮設住所, センター(面接), 電話, など	
会えた人,話を聞いた人は誰か		氏名,世帯主からみた続柄	Tel
現在の生活で不自由なことはないか		買い物,移動手段,など	TEL
元気か	A1	体調, 食欲, 食欲がない場合は被災前後の体重減少 の有無など	Tel
眠れているか	A6	被災後に,不眠を起こしたり,睡眠薬の使用,アル コールの助けを借りていないか。不安感などに襲われて日常生活に支障を来たすようなことはないか	
必要な医療にかかれているか		上記の体調やメンタル面の不調に対して受診はでき ているか	
治療中の病気はないか		ある場合,被災後もきちんと継続できているか	Tel
恩知症,精神疾患,知的障がい等をもつ方はお られないか		おられる場合,介護保険や障がいサービスは利用できているか(被災後もきちんと継続できているか)	
今後の連絡先(対象世帯員)			
緊急連絡先 (入居者への連絡や安否確認がとれない場合の連絡先)		氏名,対象世帯主との続柄,緊急時に連絡のつく電 話番号 (携帯)	Tel
相談相手の有無	A4	制度の手続きや, 今後の生活等	TEL
親族や地域社会との交流の有無	A2	1人きりで孤立した状態におかれていないか	
市からのお知らせは届いているか			TEL
住まいの再建場所や時期については考えられて いるか	A7		Tel
民生委員への情報提供への同意の確認			TEL
拒否の場合,どのような反応の拒否であったか (発言内容,状況)		(例)・ドアは閉じたまま「結構です」と出てきてもらえなかった ・玄関は開けてもらえたが、「市には頼らない」「もう来なくてよい」と立腹された様子で扉を閉じられた。パジャマのままだった。 ・服装や髪、身だしなみは整えられていた	

※世帯基本情報シート(様式1)の、「聞き取り」「目視等でのチェック」項目



地方公共団体の調査票の例④ (愛媛県大洲市)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○フェイスシート:
 - ▶ 個別訪問時に生活支援相談員が持参し、記入。個別訪問の担当者によって、

					刊。 フェイスシー 総合判定 」 を更新
大洲市地域:	支え合いセンター フェ	ニイスシート No.2	整理番号		3.入者 新日
住まいの意向	□ 元土地に新築 □ 元家の修繕 □ 福祉施設入居	□ 別土地に新築 □ 災害公営住宅希望 □ その他 (対築建売の購□ 民間賃貸		住宅の購入・親族と同居)
進捗状況	□ 再建完了 □ 再建に向けて具体的な行 □ 不明	□ 完了見込みと判断で 行動がある □ その他 (きる(契約終了)	的な行動がない)
健康面	□ 不安なし (ありの場合)具体的に	一不安あり			
受診	□ 未受診 □ 不定期	B受診 □ 定期受診	(具体的に)		
家族・近隣と の関わり	□ 関わりなし □ 不定期	まり □ 定期的あり	(具体的に)		
家庭内状況	□ 不和 □ 口論·暴 □ その他 (言 □ 遠慮・萎縮	□ 虐待(疑い含	む) □ 問題なし)
日常生活面 での支障	□ 支障なし (ありの場合)具体的に	□ 支障あり			
その他					
センター判定	□ つなぎに緊急を要する □ 見守り継続	□ センター内で その他 (つなぎ先を相談	□ 再度状》	兄の聞き取りが必要)
	住まいの再建	□А □В	С	□ D	
総合判定	健康・日常生活面	□А □В	С	□ D	
AND ET TIME	フォロー要否	□ フォロー不要 訪問 目安	□ フォロー必要)機関(

地方公共団体の調査票の例 ⑤ (佐賀県大町町)

- ○災害名:令和元年8月豪雨、令和3年8月の大雨
- ○アンケート調査票(2021年9月罹災証明書発行時に活用):
 - このアンケート調査票をもとに、被災者台帳の情報を整備するとともに、各 支援拠点での情報共有に活用。



2年前も今年もほぼ同じ 2年前は床下浸水だった 2年前は床上浸水だった (浸水高:約 cm) 2年前は核害なし 2年前は核害なし 2年前は今年もほぼ同じ 2年前は体下浸水だった 2年前は床上浸水だった (浸水高:約 cm) 2年前は核害なし 2年前は核害ない 2年前は核害ない 2年前は核害ない 2年前は核害ない 2年前は核害ない 2年前は核害ない 2年前は核害ない 2年前は核事ない 2年前は核事ない 2年前は核事ない 2年前は核事ない 2年前は核害ない 2年前は核害ない 2年前は核事ない 2年前は核害ない 2年前は核ましている 2年前は表している 2年前は核害ない 2年前は表している 2年前は表している 2年前は表している 2年前は大きない 2年前は表している 2年前はまる 2	被災状況 ※複数選択可	□ 床上浸水(浸水高:約 cm) □ 井砂がある □ 床下が端れている □ 床、壁が端れている □ かどが生えている □ 悪臭がする □ よく分からない □ その他()
災害ボララティアセンターへ依頼した(依頼内容:)		□ 2年前も今年もほぼ同じ □ 2年前は床下浸水だった □ 2年前は床上浸水だった (浸水高:約 cm) □ 2年前は被害なし
9-7-9-7-9-7-9-0 個旧坊家にのものがある ―― 電気 「ガス 」 水道 」 電話 □ インターネット □ キッチン □ お風呂 □ 給湯機 □ トイレ ―― 電気 「ガス □ 水道 □ 電話 □ インターネット □ キッチン □ お風呂 □ 給湯機 □ トイレ ―― 後の生活再建について ―― 日常 (1階 ・ 2階以上) □ 公営住宅 □ みなし仮設 □ 親成宅 □ その他()) ―― 日本の再建予定 □ 「最初の路出と清掃のみで修繕はしない □ 修繕を検討 □ 解体を検討 □ 解体を検討 □ 別の場所に移り住む (検討場所:) □ その他()) ―― 現在の生活環境と健康面について ―― 日本の・一 日本の 「銀が:) ―― 第四 正 □ なし □ あり (誰が:) ―― 第名: □ 受診する必要がない □ 問題な受診できている (誰が:) ―― 再院名: □ 受診する必要がない □ 問題な受診できている (誰が:) ―― 再院名: □ 受診するとでいない (単節)・ ○ 第四 正 □ なし □ あり (誰が:) ―― 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	被災後の片付け	□ 災害ボランティアセンターへ依頼した(依頼内容: →現林:□ 活動が完了した □ 籍続中 □ 追加で頼みたい □ まだ来ていない □ 災害ボランティアセンターへ依頼していない → 依頼していない理由:□ 絹み方が分からない □ 弾絡手段がない □ 何を頼めるのか分からない □ 災害ボランティアセンターを知らない
今後の住まい予定 □ 音宅(1 階 ・ 2 階以上) □ 公営住宅 □ みなし仮設 □ 親成宅 □ その他()) 自宅の再建予定 □ 家財の揺出と清掃のみで修繕はしない □ 修繕を検討 □ 解体を検討 □ 解体を検討 □ 解体を検討 □ 別の場所に移り住む (検討場所:) □ その他()) 現在歴・治療中 □ 特になし □ 持点がある (誰が:) → 満年 □ なし □ あり (誰が:) → 満名: □ 受診する必要がない □ 問題な受診でさている (誰が:) → 清除名: □ 受診する必要がない □ 問題な受診でさている (誰が:) → 清除名: □ 受診する必要がない □ 問題な受診でさている (誰が:) → 清除名: □ 受診する必要がない □ 別しな 受診できている (誰が:) → 清除名: □ 受診すると要がない □ 別しな 受診できている (誰が:) → 清除名: □ 受診するとできていない (と) 別している (誰が:) → 清除名: □ 受診できていない (と) 別している (誰が:)) → 清除名: □ 受診できていない (と) 別がある (誰が:)) → 清除名: □ 受診できていない (と) 別がある (誰が:)) → 清除名: □ り □ をいましている (まず:)) → 清除名: □ し □ ない □ に □ に □ ない □ に □ ない □ に □ に □ に □ に □ ない □ に □ に □ ない □ に □ に □ に □ に □ に □ ない □ に □ ない □ に □ に □ に □ ない □ に □ に □ に □ に □ に □ に □ に □ に □ に □	復旧状況	□ 復旧がまだのものがある→□ 電気 □ ガス □ 水道 □ 電話 □ インターネット □ キッチン □ お風呂 □ 給湯機 □ トイレ
自宅の再建予走	後の生活再建り	τους
日宅の再建予定	今後の住まい予定	□ 自宅(1階 ・ 2階以上) □ 公営住宅 □ みなし仮設 □ 親戚宅 □ その他(
既往歴・治療中 日 特になし ・高血圧 はし あり (誰が:) ・ 高血圧 はし あり (誰が:) ・ ・ 高原病 はし あり (誰が:) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	自宅の再建予定	
既往歴・治療中 持病がある (誰が:) ・	現在の生活環境と	・ 上健康面について
□ 問題な(受診できている(雑が:) → 病院名: □ 受診できていない/ 困難がある(誰が:)	既往歷·治療中	- 局血圧 □ なし □ あり (誰が:) - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	受診の状況	□ 問題なぐ受診できている (誰が:)→病院名: □ 受診できていない/ 困難がある (誰が:)
□ 薬を服用していない □ 問題なく服用できている (誰が:) □ 関題なく服用できている (誰が:) □ 服用できていない/ 国種がある (誰が:) → 39.4 ★ 「一 受会できていない □ 薬局がやっていない □ 薬局がままりがない □ 行く結婚がない □ 行く気が記念ない □ その他 ())	内服の状況	□ 問題なく服用できている(誰が:)

害後の健康状態	□ 変化なし □ 疲労がたまっている □ 日常生活に支障が生じている □ その他 ()
精神面	□ 変化なし □ 気持ちが落ち込む □ 不安感が強い □ 気分が高揚している □ その他 ()
睡眠	□ 変化なし □ 眠れない □ 何度も目が覚める □ 常に眠い □ その他 (
食欲	□変化なし □増えた □ 減った 食事量 □ 変化なし □増えた □ 減った
食事内容	□ 変化なし ▶現在の内容 □ 自炊している □ インスタント食品が中心 □ スーパー等のお惣菜を購入している □ 外食が多い □ その他 ()
理・食事の環境	□ 問題ない □ かセットコンロを使用している □ 食事を準備できる環境がない □ 食事を準備する時間がない □ 食事を準備する体力がない □ やる気が起きない □ その他()
車·移動手段	□ 自家用車 □ 親戚等の送迎 □ 車両は元々保持していない □ その他主な移動手段(
今後の出費	□ 問題ない □ 家屋の修繕 □ 車の購入 □ ローンが残っている □ 保険や制度を活用する予定 □ 家屋・家電・日用品等の購入 □ 学用品の購入 □ どうしたらいいか分からない □ その他()
保険加入状況	□ 加入していない □ 地震・水害保険に加入している □ 地震保険のみ加入している □ 水害保険のみ加入している
の他 今後の生活の再変	に向けて、お困りごとや不安などがあればご自由にお書きください。

アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。 ご回答いただいたご意見・ご質問については、必要に応じて詳細の確認のためご連絡または、お伺いさせていただく場合がございます。 よりよい生活再建に繋げていため、連絡先を教えてください。

氏名:

連絡先(携帯または自宅):

(ご都合の悪い時間帯:



ポスティング用の調査票の例 (愛媛県大洲市)

○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

※アンケート調査は、差し支えない範囲でご記入ください。

3675

あなたの世帯についてお伺いします。

問 1 世帯主の氏名、現在のお住まい、連絡先についてご記入ください。また、当てはまる性別に〇印をご記入ください。

世帯主名		性別	男	女
記入者名				
被災住所	大洲 市			
現住所	市・郡			
電話番号	_	_		

問2 現在のご家族の人数は何人ですか。記入者を含む家族全員の人数をご記入ください。

	未就学児	人
\$ #4.5	小中学生	A
家族全員	15歳~64歳	人
	65~74歳	人
	75歳以上	人
	障がい (疑い含む) のある方	人

水害後のお困りごとについてお伺いします。

問3 何か水害後のことで不安に感じている事はありますか?

ある ない

問4 問3で「ある」と答えた方にお聞きします。困りごとや悩みごとについて、大洲市 地域支え合いセンターへの相談を希望しますか?どちらか当てはまるもの一つに 〇印をご記入ください。ご希望の場合は、相談員が訪問又はご連絡させて頂きます。

希望する 希望しない

これからのお住まいについてお伺いします。

問5 住まいの再建の状況について伺います。当てはまるもの一つに〇印をご記入ください。

完了(転居を含む) 完了だが不十分 修繕・建設中

2枚目に続きます

未着手

)

- 問6 問5で「完了だが不十分」「未着手」と答えた方にお聞きします。住まいの見通し がたたない理由として当てはまるもの全てにO印をご記入ください。
 - 1. 修繕業者が見つからない
- 2. 修繕目途が決まっていない
- 3. 資金繰りに悩んでいる
- 4. 家族間で話がまとまらない
- 5. 希望に合う物件・土地が見つからない 6. 考える余裕がない

7. その他(

生活・健康面についてお伺いします。

問7 体調面で気になっていることはありますか?当てはまるもの一つに〇印をご記入 ください。「ある」と答えた方は、具体的な内容をカッコ内にご記入ください。

ある

「ある」と答えた方(具体例:不眠・食欲低下・精神的不安など)

ない

(

問8 問7で「ある」と答えた方にお聞きします。そのことについて、通院等はされてい ますか?どちらか当てはまるもの一つに〇印をご記入ください。

はい いいえ

- 問9 被災により世帯全体の収入に変化がありましたか。当てはまるもの一つに〇印をご 記入ください。
 - 1. 大きく減っている
- 2. 少し減っている

3. 変わらない

4. 増えている

5. その他(

6. 答えたくない

気になっていること・悩んでいること、行政や地域支え合いセンターへご意見ご要望等 がありましたら、ご自由にご記入ください。

)

ご協力ありがとうございました。 このアンケート用紙を同封の返信用封筒に入れて、ご返送ください。





地方公共団体の不在連絡票の例①(大分県津久見市)

○災害名:平成29年台風第18号

ご不在連絡票

様

津久見市社会福祉協議会・災害ボランティアセンターから、この度の台風 18 号に関する被害の状況等について、ボランティア活動を行ったお宅を訪問しております。

本日、お伺いいたしましたが、ご不在でしたので、 後日改めてご訪問させていただきます。

お手数をおかけしますが、よろしければ調査期間中でご都合の良い日時をご連絡いただけたら幸いです。

調査期間:10月12日(木)~10月22日(日)

津久見市社会福祉協議会 津久見市災害ボランティアセンター

否

訪問日時:平成29年10月 日、 時 分ごろ訪問しました

訪問スタッフ氏名:

地方公共団体の不在連絡票の例②(宮城県仙台市)

○災害名:東日本大震災(平成23年)

平成26年 月 日

応急仮設住宅にお住まいの皆様へ

仙台市長 奥山 恵美子 (公 印 省 略)

住まいの再建に関する訪問相談について

日頃より本市の行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本市では応急仮設住宅に入居しているすべての皆様を対象に、今後の住まいの 再建に向けた方針や検討状況、現在の生活状況などについてお話をお聞きし、必要な 支援情報を提供させていただくための戸別訪問を実施しております。

これまでにも何度か電話または訪問をさせていただいておりますが、電話番号の 未登録や不通、不在等により連絡が取れない状況が続いております。本戸別訪問の趣旨 をご理解いただき、恐縮ではありますが、下記【問い合わせ先】までご連絡ください ますよう、よろしくお願い申しあげます。

また、今後も訪問に向けたお電話および直接の訪問を継続させていただきますので、 ご了承願います。

なお、お忙しく訪問相談の時間が取れない方につきましては、電話聞取りにて対応 させていただくことも可能ですので、お電話の際に申し付けください。

【 問い合わせ先 】

d) アセスメントの実施

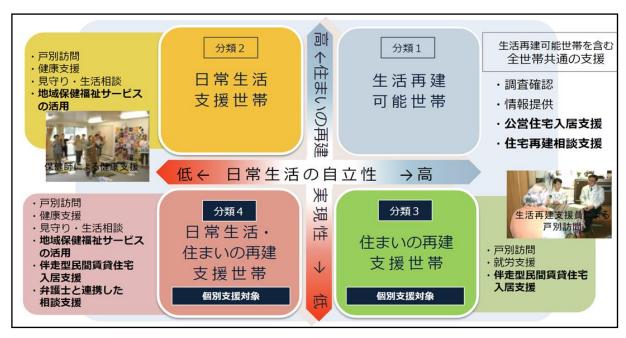
基本的考え方・取組

- 訪問等により取得した情報を基に、個々の被災者についてアセスメントを実施 する。
- アセスメントは、アウトリーチにより集約した被災者の状況を、住まいの再建 にあたっての支援の必要性と日常生活の自立にあたっての支援の必要性の 2 つの軸で評価する場合が多い。
- アセスメントの結果に基づき、自立・生活再建にあたっての継続的に寄りそった支援の必要性や、継続的な支援が必要な場合の今後の見守り・相談等の実施頻度を判断するほか、ケース会議での議論のたたき台として活用する。

【実施にあたってのポイント・留意点】

①アセスメントについて、仙台市では東日本大震災からの自立・生活再建支援にあたって、被災世帯が抱える課題を「住まいの再建の実現性」と「日常生活の自立性」の2つの軸により評価し、支援対象世帯を4つに分類することで、見守り・相談等の実施頻度や必要な支援の検討の基礎としている。この手法は平成30年西日本豪雨において被害を受けた岡山県倉敷市や愛媛県大洲市でも活用されている。

以下はこの2軸・4分類で整理を行う方法に従うアセスメントの手法である。なお、この手法はあくまで例示であり、参考としつつも地域の実情に応じて適切なものを検討されたい。



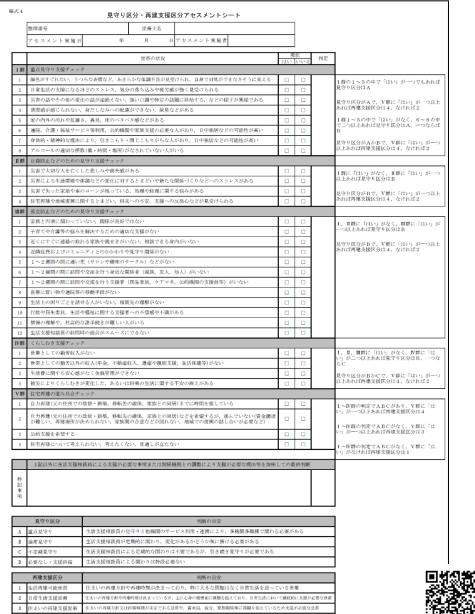
出典:仙台市提供資料

分類1:生活再建可能世帯	・住まいの再建方針や再建時期が決まっており、日
	常生活において特に大きな問題が見られない世帯
分類 2:日常生活支援世帯	・住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、
	健康面に課題を抱えているため、日常生活におい
	て継続的な支援が必要な世帯
分類3:住まいの再建支援	・住まいの再建方針が未定である世帯や、資金面、就
世帯	労、家族関係などに課題を抱えているため、定期的
	(月1回程度)な個別訪問や支援が必要な世帯
分類4:日常生活・住まい	・住まいの再建に関して課題を抱えているだけでな
の再建支援世帯	く、日常生活においても、健康面、生活資金、就労、
	家族間トラブル等を抱えているため、定期的(月 1
	回程度)な個別訪問や支援が必要な世帯

②「住まいの再建の実現性」と「日常生活の自立性」の評価軸で、アウトリーチにより得られた情報を基に評価を行い、分類を決定する。評価の実施にあたっては、地方公共団体ごとに地域の実情に応じた方法で判定基準を設定することが必要である。訪問等を行った福祉関係者等の経験に基づく判断により評価を行う場合も想定される一方、客観的な指標により評価を行う場合も考えられる。例えば、チェックリストの活用により判定を行っている長野市や坂町の地域支え合いセンターの例などが参考となる。また、より精緻に分類を行う場合は、コラムに掲載しているダイバーシティ研究所の例などが参考となる。

チェックリストによる分類の例 (広島県坂町)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
 - ▶ 坂町の地域支え合いセンターが実施したアウトリーチでは、「はい」と「いいえ」のチェックを行うだけで、見守り区分と再建支援区分を決定できるアセスメントシートを利用している。





コラム9: アセスメント手法の例

- 「住まいの再建の実現性」、「日常生活の自立性」の評価軸からさらに要素を分解し、より精緻にスコアリングを行うことも可能である。平成30年7月豪雨での広島県坂町の調査を実施した一般財団法人ダイバーシティ研究所では、「住まいの再建の実現性」、「日常生活の自立性」の評価軸からさらに分解して判定要素とスコアを設定している。
- ダイバーシティ研究所の例では下記の表のように2つの評価軸で A から G までの項目にわけ、それぞれの項目について重みづけを行っている。なおダイバーシティ研究所は0を最大とし減点方式でスコアを設定している。

ーンティ研	究所はOを最大とし減点万式で人コアを設定している。
評価軸	判定要素
住まいの 再建実現性	〈住まいの方針に関する事項〉 A 住まいの再建方針・再建時期の不安定さ →家屋の被害状況や建替補修の意向、現在の居所と今後の見通し等について、0~-34ポイントで評価 〈金銭や就労に関する事項〉 B 金銭的な困窮度 →日常生活や生活再建、住宅再建における金銭に関する不安や困窮、困難について、0~-12ポイントで評価 C 就労支援の必要度 →求職状況や就労希望について、0~-3ポイントで評価
日常生活 の自立性	 〈健康に関する事項〉 D 健康面での不安要素 →医療機器等の利用状況や発災後の体調、食事や通院・治療、服薬等の状況について、0~-19ポイントで評価 E 介護等の再構築、継続の必要度 →日常的な介護の必要度、被災による必要性の増加等の状況について、0~-14ポイントで評価 〈生活に関する事項〉 F コミュニティに関する不安要素 →被災によるコミュニティからの分離や再編、人間関係等に関する状況について、0~-8ポイントで評価 G 生活困難、支援者の不在 →日常生活の困窮や困難、支援者の有無について 0~-25ポイントで評価

● この評価ポイントを集計した結果を用い、下記の基準で評価ポイントの累計と 特定項目の該当性により判定を行っている。

	住まいの再建実現性	日常生活自立性
1	評価ポイントの累計が – 9ポイン	評価ポイントの累計が – 9 ポイン
評価ポイントの累計	トを下回る場合「住まいの再建実	トを下回る場合「日常生活の自立
による判定	現性が低い」	性が低い」
2	一定程度の住宅被害があり、金銭 不安が大きいと推定される場合、 「住まいの再建実現性が低い」と 判定する。	被災後の日常生活を送る上で、不 安要素が非常に大きいと考えられ る場合、「日常生活自立性が低い」 と判定する。
特記事項による判定		
	<条件> 罹災証明書の大規模半壊以上の世帯で、次の条件に該当する。	<条件> 健康面や生活の維持やコミュニティとの関係に課題があると思われ

コラム9: アセスメント手法の例

ア) 高齢者のみ世帯

・就労による収入がない

イ) ア)以外の世帯

- ・求職している
- ・仕事がない
- 持ち家で住宅ローンがある
- ・再建費用や生活費用が足りない

る世帯。

ア) 要配慮者がいる世帯

・調査員所見において「見 守りの必要性が高い」と 判断

イ) 高齢者のみ世帯

- ・今後の居住について考え られない
- ・食事に困難あり
- ・買い物に困難あり
- ・情報の入手が不十分
- この判定手法を用いた場合の評価の結果の例は、以下のとおりである。
- このようなスコアリングを行うことで、4類型での分類のみならず、類型内における被災者の位置を確認できるため、よりきめ細やかな支援を実施するための材料となる。

<評価結果の例>

			〜計価売を277	יי/		
		A	B	©	D	
世春	帯の状況	乳帯労の損は安らえ悪安 がは我。はかだ不出天も るに家一補が安を候が というの転。それ の転のとにない でである。 でである。	自宅は大規模半壊 で家屋の複数箇所 に被害があるが再 サしているが足りない。 家族に要配慮者は おらず、健康状態 は良好。	老しは生能にプめにり化は活不ッは 夫夫部だを制が、不、あ心用足ト不 に介壊。修いAに関いるでは、 二介環。修いAにのし容災調さるず 人護。修いAにのし容災調さるず をいるしのし容災調さるず をいるででして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでいる。 をいるがでいるが、 をいるがでいるが、 といるが、 とい。 といるが、 といる と、 といる と、 といる と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	70 自壊入送住は利認る身援よ区いりい性が完成によりのサいはを発調報わ人災話守いはを災だはかと以話守いしずれ、てのがけいはを災だはかと以話守いがけ後たしずれ、てのいかがけ後たしずれ、てのいかがけると、	
住まいの再建	住まい の方針 に関す る評価	一部損壊(-2)	大規模半壊(-4) 再建費用不足 (-1) 複数箇所被害 (-2) 見通し不安(-1)	一部損壊(-2)	大規模半壊(-4) 複数箇所被害 (-2) 見通し不安(-1)	
建実現性	金銭や 就労に 関する 評価	評価ポイントなし	再建費用不足(-1)	年金生活(-1)	年金生活(-1) 仮設住宅入居 (-2)	

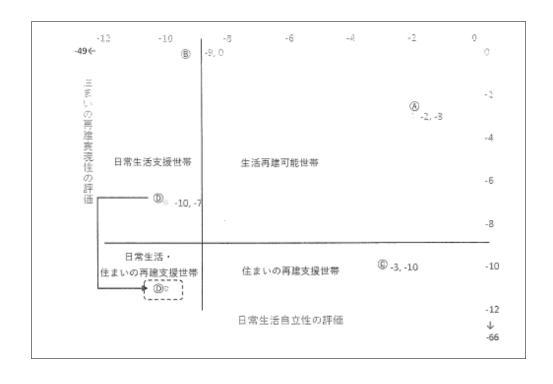
発災直後~避難所運営段階

避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階

応急仮設住宅供与段階以降

コラム9: アセスメント手法の例

日常生	健康に 関する 評価	乳幼児がいる世帯 (-1) 子どもが不安 (-1)	評価ポイントなし	高齢者がいる世帯 (-1) 要介護(-1) 食事に変化(-1) 心身不調(-2)	高齢者がいる世帯 (-1) 要介護(-1) 心身不調(-2)	
活自立性	生活に関する評価	町外転出(-1)	評価ポイントなし	高齢者のみ世帯(- 1) 移動制限(-1) 買い物困難(-1) 生活用品不足 (-1) 情報不足(-1)	高齢者のみ世帯 (- 1) コミュニティ分離 (-1) 情報不足 (-1)	
	まいの再 実現性の 評価	-2	-9	-3	-10	
	常生活自 生の評価	-3	0	-10	-7 特記事項判定	
世	帯判定	生活再建可能世帯	住まいの再建支援 世帯	日常生活支援世帯	日常生活・住まい の再建支援世帯	



(5) 災害ケースマネジメント情報連携会議の実施

基本的考え方・取組

- 被災者の支援の全体状況について共有するため、市町村の関係部局の職員、地域支え合いセンター等の支援拠点の職員、関係機関等で、情報共有を行う災害 ケースマネジメント情報連携会議を開催する。
- ●避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階における災害ケースマネジメント情報連携会議では、災害ケースマネジメントの全体の進捗状況の把握を行うとともに、被災者の個別訪問の状況やケース会議の開催状況等について共有することが想定される。

【実施にあたってのポイント・留意点】

- ①発災直後〜避難所運営段階においては、情報連携会議は必要に応じて実施すればよいが、避難所閉所検討〜応急仮設住宅供与段階以降の被災者の自立・生活再建支援に主眼が移っていく段階では、定期的に情報連携会議を開催し、関係者の連携体制の強化を図ることが望ましい。
- ②情報連携会議は、災害ケースマネジメントに連携して取り組む、行政や NPO、弁護士会、建築士会等の士業団体等が全体の状況を共有するための場であり、個人の支援方策等の検討については、より参加者を限定したケース会議で実施する。このため、情報連携会議では個人情報を取り扱うことは想定されない。
- ③情報連携会議の内容として想定される例は、以下のとおり。
 - ▶ 避難所の被災者、在宅避難者の状況 等(健康相談等の状況 等)
 - ▶ 災害ボランティアセンター、地域支え合いセンター等の支援拠点の状況
 - ▶被災者の状況について調査を行っている段階の場合、その進捗状況
 - ▶インフラの復旧・復興に関する状況や今後の整備の見通し等
 - ▶ 今後の災害ケースマネジメントの実施方針、スケジュール等
- ④この段階では、避難所で生活する避災者の数も減ってきていることが想定されるが、避難所で引き続き生活を送る被災者は、なんらかの課題を抱えていると考えられる。被災者の抱える大まかな課題について情報連携会議で認識を共有しておく。

(6) 災害ケースマネジメントケース会議の実施

基本的考え方・取組

- アセスメントの結果等を踏まえ、継続的な支援が必要とされた個々の被災者について、アウトリーチにより得られた情報や平時の福祉サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施する。
- ケース会議は主に下記の事項を議題とする。
 - ▶ケース会議の対象とする被災者に関する情報の共有
 - ▶被災者の自立・生活再建にあたっての課題の抽出・整理
 - ▶ 支援方策の決定・順位付け
 - ▶被災者の課題解決に向けた長期・短期の目標や達成時期の目安設定
 - ▶ 被災者支援に係る役割分担の確認

【実施にあたってのポイント・留意点】

- ①ケース会議の構成員は、地方公共団体の災害対応、福祉、就労、教育、住宅等関係部局の職員に加え、社会福祉協議会、NPO、民生委員、社会福祉士等福祉関連業務従事者、弁護士、建築士、司法書士等の士業関係者等が想定される。
- ②なお、被災者が必要とする支援は、自立・生活再建の段階によって異なることが 想定されるため、ケース会議の構成員についても段階に応じて適宜見直していく ことが想定される。例えば、この段階であれば、弁護士や建築士、平時の福祉サ ービス提供者、ファイナンシャルプランナー等、平時の生活に戻っていくための 支援へのニーズが高くなると考えられる。
- ③ケース会議は、個人情報保護の観点からも委託先等にまかせきりにせず、市町村が関与して実施することが望ましい。
- ④ケース会議の運営を委託している場合であっても、市町村が構成員の選定や支援 関係機関、関係者の調整・連携、個人情報の管理等、他の災害ケースマネジメントの取組と比較してより主導的に関与することが望ましい。また、委託契約において特に個人情報に係る守秘義務に注意する。
- ⑤社会福祉法の重層的支援体制整備事業による支援会議や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議が設置されている市町村においては、特に福祉による支援が重要となる被災者の支援方策の検討にあたって支援会議を活用することも検討する。具体的な支援会議の活用方法については第10章参照。
- ⑥ケース会議で支援を検討する際には、その後の課題の発生まで見据える必要がある。長期的な視点で被災者の自立・生活再建を支援することが重要であり、数年後に生活困窮に陥る可能性がないか等についても考慮することが望ましい。
- ⑦ケース会議の実施にあたっては、会議の円滑な進行の観点から、ファシリテーターの活用やファシリテーションに係る研修について実施することが望ましい。
- ®アウトリーチにより得られた情報のほか、平時の福祉サービスの提供のために福祉関係者が有している情報を活用することでより効率的・効果的な支援につなげることができる。ただし、平時の福祉サービスの提供の際に個人情報を災害時に活用することを利用目的として明示していない場合は、ケース会議で情報の提供

を行うことについて本人の同意を得る等が必要となるため注意が必要である。個 人情報の取扱については第5章参照。

(7) 支援記録の作成

基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントの実施にあたっては、被災者ごとに支援記録を作成し、相談時の状況、ケース会議で決定した支援方策等を記載する。
- 支援記録の記載事項として想定される主な項目は以下のとおり。
 - ≽被災者の氏名、住所、電話番号。
 - ▶世帯状況(家族構成、健康状態、就労の状況 等)
 - ▶住家の状況
 - ▶ 訪問時の聞き取りの内容
 - ▶ 自立・生活再建の方向性に係る本人の希望
 - > 被災者の抱える課題
 - ▶ケース会議で決定した支援方策
 - ▶支援の経過
 - > その他、地域の状況に応じた事項

【実施にあたってのポイント・留意点】

- ①支援記録の作成にあたっては、災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳の活用が可能である。被災者台帳には、次の一~七までを記載することとされているほか、台帳の作成にあたって市町村内で有している個人情報の目的外利用や当該台帳情報の市町村内での利用、他の地方公共団体への提供等を行うことができることとしており、地方公共団体の実情に応じて活用されたい。なお、支援記録の作成にあたってのデジタル技術の活用については第11章参照。
 - ◎被災者台帳の記載事項
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 性別
 - 四 住所又は居所
 - 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
 - 六 援護の実施の状況
 - 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ②避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている被災者の情報や災害ケースマネジメントケース会議でその構成員から共有された平時の福祉サービスの利用状況等の情報についてもこの支援記録を活用して集約することで、平時の利用サービスも含め、被災者の状況を一元的に把握することができ、効率的な被災者支援につなげることができる。その際、個々の個人情報の取扱にも注意すること。

支援記録の作成例① (宮城県仙台市)

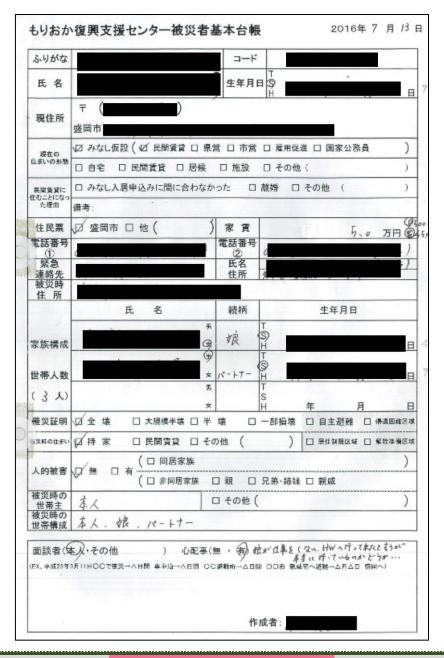
- ○災害名:東日本大震災(平成23年)
- ○個別支援シート:
 - ▶ 個別訪問等での聞き取り内容や各種支援情報を集約し、関係者のワーキング グループでの情報共有や支援方針の検討を行うためのツールとして活用。

連番	個別支援シート	出力日	H31.08.28
反設契約番号 Z10000	分類 3 退去日 2019/08/31		
1. 基本情報		ジェノグラム(家族	構成)
カナ氏名 せンダイタロウ 漢字氏名 仙台太郎 電話番号	性別 男 生年月日 S25.01.01 年齢 69		
現況住所 仙台市青葉区〇〇都	MANUFACTURE OF THE STATE OF THE		
住居種別仮設民賃	仮設終期 延長種別		
震災住所 仙台市宮城野区〇〇)番地		
震災前住居種別 持家戸建	り災判定 大規模半壊		
解体状況 未解体	再建方針 市内_現地修繕		
生活保護 1 移転	対象区分		
世帯状況			
力ナ氏名 性別	生年月日 仮設退去日		
漢字氏名 続柄	年齡 異動事由		
センダイ ハナコ 女仙台 花子配偶者	\$26.01.01 68		
センダイ ジロウ	S55.01.01		
INTERNATION 1			
親族情報			_
	続柄 続柄		_
キーパーソン 氏名			٦
キーパーソン 氏名 1 住所			_
1			<u> </u>
1 住所 連絡先 ニーパーソン 氏名	続柄		
1 住所 連絡先	続柄		
1 住所 連絡先 ニーパーソン 氏名	続柄 [

、共団体	の取組	事例			
仮設契約番号 2	Z10000 4) 類	3 退去日 201	9/08/31	
			3 返五日 201	9/08/31	
2. 訪問調査等で再建に向けた		水灰灰			
	住宅を補修して任	きみたい 子	:復興公営住宅		
支援者から見 家族の間で再	た課題 建方針の相談を	できていな	い様子		
課題解決に向	けて関わりのあ	る支援機関	及び支援状況		
	健康課題	生活資金 地域環境			
3. 支援方針					
支援方針					
留意点					
支援の役割を	· 分担等				
14/04715					
WG経過					
		A siere	N + C - 004	(00 (04	
仮設契約番号 Z)類 (3	3 退去日 201	9/08/31	
4. 訪問時の聞き接触要因	確認日	7年到十七	住まいの再建聞き	File Lich six	健康聞き取り内容
	ME 883 □ H26.08.27	訪問		復興公営住宅で	
			の再建を希望 世帯主は〇〇で記 は無職。		中
H27年度訪問	H27.05.25	来庁	主対応。自宅を修 希望している。 息子と意見が合わ		通院継続中。
			150 1 C/60 50 10 41		
5. 支援経過					
まちづくり推進課					
家庭健康課					
障害高齢課					
	支援内容 隨害高齢課に来	所 制度に	ついての問い合わ	入力課	入力者
1120.12.03	一一日日田田田				
保護課					
その他支援機関					
被災者生活支援					
	支援内容			入力課	入力者
H29.05.06	本人より復興公 合わせあり。手	宮住宅の申 続きを案内し	し込みについて問 _{ンた。}	\ <u></u>	
社会福祉協議会					
社会福祉協議会					

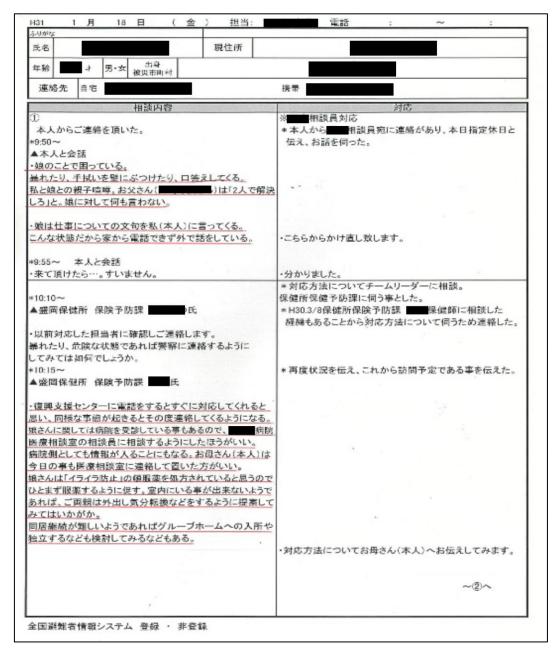
支援記録の作成例② (岩手県盛岡市)

- ○災害名:東日本大震災(平成23年)
- ○もりおか復興支援センター被災者基本台帳:
 - ▶ 平成23年7月、盛岡市内において賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の運用に伴い、もりおか復興支援センター(広域避難者を対象とした支援拠点)が開設されて以降、センターに登録した世帯の支援記録として、表計算ソフトを利用し、被災世帯別の台帳「もりおか復興支援センター被災者基本台帳」を作成した。



○支援記録カルテ:

▶ その後、「もりおか復興支援センター被災者基本台帳」に改良を加えるとともに、支援・聞き取り記録を「支援記録カルテ」として分離。「支援記録カルテ」は、センター職員による個別訪問後または窓口・電話等での相談を受けた後に、その内容を記録したものであり、紙出力の状態で保存した。また、集計用・分析用に表計算ソフトを利用し作成していた被災者情報一覧データの項目等は、その後岩手県に提供し「被災者情報システム」として活用されることとなった。



支援記録の作成例③ (岩手県岩泉町)

- ○災害名: 平成 28 年台風第 10 号
- ○生活支援シート(被災者台帳):
 - ▶ 生活支援員の聞き取りにバラツキが出ないようにするために活用。生活状況 や Activities of Daily Living (ADL) の把握を優先事項としている。

		生	活支	援シ	ート	(#:	帯の	基本	情幸	굿)		
地区					行政区				ł	出当		
lubs 878	III im						b. ## 4					
	状況 番号				避難区	り災証明番号 初回面接			捻日			
	作主			(性別・		年月	日生)	_	裁業	135 1-1	
21 444	場所住所								連絡	4:0		
現在	の居住形態								連絡	先②		
再建	方法		再建	完了				仮設i	是去状	沈		
家族構成	② 含杂杂杂类 (****** ******************************					(*	***** ***** ***** ***** *****	***生	, ****)		
			生活再	津に向け	た各種支	援	申請状況	及び組	E 済状	況		
基礎支援金 応急修理 義援金			授金		加算支护	金金	町独	支白	授金	半壊支援金		
					4 3 0 0							
## 生活 現在の生活 今後の生活 一				環境調査 - 暖房 毛布・布団 1			食事					
入浴 トイレ 収入			汉入		固定電	話	#	特電	話	ぴーちゃん		



○訪問記録:

▶異なる生活支援相談員が訪問しても、進捗状況の把握が出来るように訪問記録を時系列で残すように配慮している。

訪 問 記 録

P 11	主 訴 進捗状況 0	
AM PM		
応対者の続柄		
相談員名		
日 付	主訴	
AM PM		
eterate la the consent hard	-	
応対者の続柄		
相談員名		
日 付	主蒜	
н п	T 101	_
Department Street Spring		
AM PM		
応対者の続柄		
7 0 77 11 3 470117		
相談員名		
口付	· 訴 進捗状況	
AM PM		
AM PM		
応対者の続柄		
相談員名		
和欧貝石		
日付	主訴	
AM PM		
応対者の続柄		
相談員名		
INVECT		



(8) 課題に応じた支援へのつなぎ・支援の実施

基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントケース会議等により、支援方針が決定している場合 は、適切な支援手段へのつなぎを実施する。
- 4.2 (4) のアウトリーチ等により得た情報が、もっぱら支援が必要な被災者を把握するためのものである場合など、支援方針を決定する観点からより詳細な情報が必要な場合は、支援が必要と判断した被災者に対し再度のアウトリーチを行う。②参照。
- 「つなぎ」とは、単につなぎ先を紹介するだけではなく、必要に応じてつなぎ 先まで同行し、そこでのアドバイスや意見を踏まえて被災者とともに今後の対 応を検討することまで含むものである。
- 被災者の利用できる支援メニューは付属資料 2 に整理しているので参照されたい。
- 避難所で生活する被災者が、課題を抱えている場合、避難所から次の生活の場への移転にあたって保健師や福祉関係者による支援を行うことも想定される。③参照。
- 仮設住宅の供与に関し、賃貸型の仮設の入居においては、高齢者、障害者、生活困窮者など配慮が必要な者に対して特に留意が必要である。

【実施にあたってのポイント・留意点】

① 主なつなぎ先と専門的な支援の内容は以下のとおり。

連携先	有する専門性
社会福祉協議会	自治会・町内会等の地縁組織と日頃の事業・活動を通じてつながりを持っており、
	地域との幅広いネットワークを有するほか、地域に福祉サービスを提供している
	場合もありつなぎ先としても想定される。
地域包括支援	高齢者の総合的な支援を実施するための拠点であり、被災者が高齢者の場合に介
センター	護、介護予防、保健医療、生活支援等について相談する際の連携先として想定さ
	れる。
社会福祉法人・	特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の社会福祉事業を行っており、災害時に
社会福祉施設	は定員を超過しての高齢者や障害者の受け入れや、福祉避難所の開設・運営など
	福祉サービスによる支援が必要な被災者の支援が想定される。
ケアマネジャー	要介護者や要支援者に対し、訪問介護やデイサービス等のサービスに係るケアプ
	ランの作成等を実施しており、要介護者や要支援者の自立的な生活に必要な支援
	に関する知識と技術を有している。被災者が要介護者や要支援者である場合の連
	携先として想定される。
相談支援専門員	障害福祉サービスなどの利用計画の作成、日常生活や社会生活を営む上での諸般
	の相談支援を実施しており、障害のある者の自立した生活の支援に関する知識と
	技術を有している。被災者が障害のある者である場合の連携先として想定され
	る。
生活困窮者自立	生活困窮者の生活の困りごとや不安について、支援員が相談を受けて、支援の方
相談支援機関	向性を相談者と一緒に検討、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立
	に向けた支援を実施しており、被災者が生活困窮者である場合の連携先として想
	定される。
居住支援法人	住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定。
	住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談や見守りなど要配慮
	者への生活支援を行っており、入居支援の観点から連携先として想定される。
法律関係	法律知識を基に、法的な課題に関する各種相談に応じる。契約関係、債務整理、

発災直後~避難所運営段階

避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階

応急仮設住宅供与段階以降

連携先	有する専門性
(弁護士・司法 書士等)	登記等権利義務関係等の場面や、各種支援制度の利用についての整理、助言の場面での支援が想定される。また、法テラスの法律相談は、政令で指定された災害の場合には資力要件なしに無料法律相談を受けられる場合がある(該当しない災害の場合は収入や資産(預貯金・不動産等)が一定額以下である者が対象。)。
ファイナンシャ ルプランナー	資産に関する専門性を有しており、税の減免等の各種制度の情報提供や相談、すまいの再建にあたっての資金繰りの相談等での連携先として想定される。
建築士	住宅が被害を受けた場合において、危険度の判定、損壊の程度の判定、修繕の可能性の判断等での連携先として想定される。
不動産関係(宅 建業者、不動産 鑑定士、土地家 屋調査士、大家 等の団体等)	不動産流通業者において被災者に対する賃貸住宅等の斡旋の協力や土地の売買、不動産の評価等での連携先として想定される。
建設関係 (地域の工務 店、UR 等)	住宅の応急的な修理や再建等の場面での支援が想定される。また、UR は、被災者向け UR 賃貸住宅の提供や建設型応急仮設住宅建設支援等を実施している。
NPO 等	それぞれの団体が支援の対象としている生活困窮者や外国人等と日頃の事業・活動を通じてつながりを持っており、それぞれの対象者に対する専門性や抱える課題についても詳しい。また、災害時の被災者支援を専門とする NPO もあり、公的な支援との連携により隙間ない被災者支援に資する。

②4.2(4)のとおり、アウトリーチにより被災者の状況を把握し、アセスメントを行うことで、支援が必要な被災者の把握ができる。他方で、支援の実施にあたっては被災者のより詳細な情報が必要と考えられる場合は、4.3の記載を参考に再度支援が必要な被災者にアウトリーチを行った上で、災害ケースマネジメントケース会議を実施し、支援方針を検討し、支援を行う。

特に調査対象者が多い災害の場合は、まずはスクリーニングを行い、支援が必要な被災者を特定した上で、当該被災者に対して改めてアウトリーチを行うことで必要な情報を把握することが効率的であると考えられる。

③ 避難所の閉所に向けて、避難所で生活する被災者が福祉等の課題を抱えている場合、平時の制度利用の有無を確認し、制度を利用している場合は、当該制度の担当部局から、声がけなどを行うといった支援が必要な場合がある。その際、避難所運営の補助等を行っている民間の支援団体等とも連携し、被災者と丁寧なコミュニケーションをとるほか、必要な被災者支援手続きの補助等を併せて行うと効果的であると考えられる。

要介護者、障がい者など配慮が必要な者に対して、市営住宅 等とのマッチングを実施した例 (熊本県熊本市)

〇災害名:平成28年熊本地震

〇取組内容:

- ▶ 熊本市では、要介護者や障がい者等の要援護者の住まいをどのように確保するかという課題に対し、個別世帯ごとに、身体障害や介護度などで優先順位をつけ、市営住宅等とのマッチングを行った。
- ▶ まず、熊本市を支援していた応援自治体の保健師も含めた個別勧奨チームによる避難所の状況調査や、介護保険台帳、障害福祉サービス利用台帳などから得られる世帯情報等を活用し、マッチングに必要な個別世帯ごとの情報を記載した個票を作成した。
- ▶ つぎに、個々の世帯を①高齢者世帯、②障害者世帯、③指定難病医療受給者や妊産婦がいる世帯、のカテゴリーに分類し、カテゴリーごとに配慮が必要な事項が重い順に並べ優先順位を決め、優先度の高い世帯から上記の①~③のカテゴリー間で比較を行った。
- ▶ そのうえで、最も優先されるべきとされた世帯から、身体的ニーズ・家族構成・居住地域などを勘案し、確保した個別住宅とのマッチングを行うことで入居支援に取り組んだ。

(9) 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の対応で地方公共団体が利用可能な支援 メニュー

支援メニュー

<①被災高齢者等把握事業(厚生労働省老健局)>

○目的:

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

○実施主体:

災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市区町村等 ※民間団体(介護支援専門員等の職能団体等)へ委託可

- ○補助率:
 - ①特定非常災害の指定がある場合 10/10
 - ②上記以外の場合

1/2

○実施内容:

被災した在宅高齢者等に対して、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、災害救助法の適用から概ね3か月以内の間で、集中的に以下のような事業を実施する。

- ア 避難行動要支援者名簿等に基づく被災した在宅高齢者等への個別訪問による 現状把握の実施
- イ 必要に応じた関係支援機関へのつなぎの実施
- ウ 個別訪問に基づく専門的な生活支援等の助言の実施
- エ その他被災者の状態悪化の防止を図るため、被災高齢者等の把握と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業
- ※高齢者に加えて、障害者も対象として事業を実施している。

支援メニュー

<②被災者見守り・相談支援等事業(厚生労働省社会・援護局)>

○目的:

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。

このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

○実施主体:

都道府県、市町村等(委託可)

- ○補助率:1/2
 - ※特定非常災害の場合

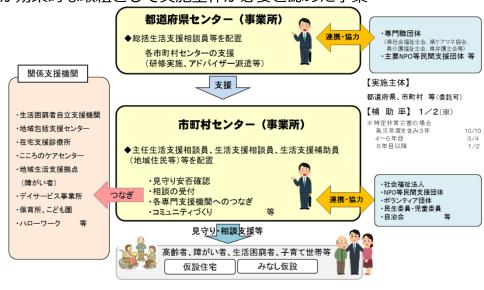
発災年度を含み3年 10/10、4~5年目を3/4、6年目以降 1/2

※R3年度~、自治体負担について特別交付税措置(地方負担額×0.8)

○事業実施期間:

災害救助法に基づく応急仮設の供与期間中

- ○実施内容:
 - (1) 被災者の見守り・相談支援等を行う事業
 - ア 応急仮設住宅への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ
 - イ 応急仮設住宅入居者の日常生活に関する相談支援、生活支援を行った上 で、必要に応じた関係支援機関へのつなぎ
 - ウ 応急仮設住宅入居者の日常生活の安定確保に資する情報提供
 - (2) 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業
 - ア 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施
 - イ 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施
 - (3) その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業



発災直後~避難所運営段階

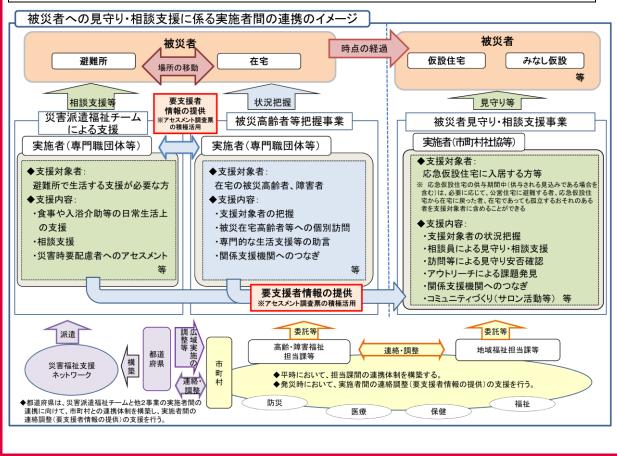
避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階

応急仮設住宅供与段階以降

支援メニュー

【通知】被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について (令和2年12月7日: 社援地発1207第1号等)

- ○被災者への見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて、以下の事業が実施されているところ。
 - ・災害派遣福祉チーム(DWAT)による避難所で生活する支援が必要な方の入 浴介助等の日常生活上の支援や、災害時要配慮者が抱える課題を解決するた めの相談支援等
 - ・「被災高齢者等把握事業」による、在宅で生活する高齢者、障害者へのケアマネジャー等の専門職による生活支援の助言等
 - ・「被災者見守り・相談支援等事業」による、応急仮設住宅に入居する方等への 見守りや相談支援等
- ○被災者の状況に応じて切れ目のない支援を実施するにあたっては、支援に関する情報共有など、各事業が十分な連携の下で実施されることが重要であることから、その留意事項について地方公共団体へ通知が発出されている。



4.3 応急仮設住宅供与段階以降の対応

応急仮設住宅供与段階以降では、4.2の取組によって明らかになった自立・生活再建支援が必要な被災者を中心に、継続的な支援を実施する。個別訪問、見守り、相談を実施し、被災者の状況を把握しつつ、ケース会議での支援方策の検討、必要な支援へのつなぎの流れを継続的に実施し、被災者の自立・生活再建を支援する。

日常生活の自立性に課題を抱える被災者に対しては、長くつながりを保ちつつ、必要に応じて通常の福祉サービス等へつなげる方向で支援を実施する。他方で、住まいの再建実現に課題を抱える被災者に対しては、仮設住宅の供与期間や住宅再建支援措置の期限等があることから、自立・生活再建の目標を持って支援を実施する。

なお、被災者の自立・生活再建の方向性を尊重し、行政からの押し付けとならないように配慮する。

また、支援の実施にあたっては、応急仮設住宅を出たあとに顕在化すると想定される生活困窮や高齢者の Activities of Daily Living (ADL) の低下等の課題についても配慮する。

応急仮設住宅の供与後に災害ケースマネジメントを始める場合であっても、開始に あたって行うべき内容は 4.2 に記載が多いため、そちらも参照されたい。 (1) 応急仮設住宅供与段階以降の災害ケースマネジメントの必要性

基本的考え方・取組

- 応急仮設住宅供与段階以降においては、避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階で実施したアセスメントの結果を用いて、支援が必要な被災者に対し、継続的に寄り添った支援を実施する。
- 応急仮設住宅への入居が必要となる被災者は住家被害も大きく、住宅の新築、他地域の住宅への転居、親族との同居、災害公営住宅への入居等の選択肢がある中で、様々な意思決定を行う必要があり、必要となる知識も多様である。このため、行政と専門的な知識を有する民間団体が協働して支援を実施することで、被災者の自立・生活再建の早期化、生活の悪化の防止を図ることが望ましい。

【実施にあたってのポイント・留意点】

①応急仮設住宅供与段階以降の支援は、最も期間が長く、継続的に寄り添った支援を実施する。発災直後や避難所閉所検討段階で災害ケースマネジメントを実施しなかった場合であっても、被災者の自立・生活再建を支援する観点から、応急仮設住宅供与段階以降の支援は特に重要であり、応急仮設住宅への入居が必要となるような災害の場合には、災害ケースマネジメントの実施が強く推奨される。

(2) 応急仮設住宅供与段階以降の災害ケースマネジメントの実施体制

基本的考え方・取組

- 応急仮設住宅供与段階以降においては、継続的に被災者に寄り添った支援を行い、被災者とともに解決方策を見つけ出す知識と経験が必要であることから、福祉サービスや住宅再建に活用できる支援メニュー等の専門的な知識を有している者が支援を行うことが望ましい。
- 地方公共団体内部では、福祉部局や防災部局が中心となることが想定されるほか、横断的な知識を有する総括担当部局が主体となることが想定される。また、福祉的な専門性を有する社会福祉協議会や被災者支援を専門的に行う NPO との協働も効果的である。

【実施にあたってのポイント・留意点】

- ①連携が想定される機関等は以下のとおり。
 - ▶ 社会福祉協議会
 - > 生活困窮者の自立相談支援機関等福祉関係者
 - ▶ 弁護士、建築士その他専門的な知識を有する者
 - > 居住支援法人
 - ▶被災者支援に関し知見を有する NPO 等
- ②アセスメントの結果に応じ、生活の自立に課題を抱える被災者に対しては福祉関係者が中心となり支援を行い、住まいの再建に課題を抱える被災者に対しては、専門的な知識を有する住宅関係部局や弁護士会、建築士会、専門 NPO が中心となり支援を実施するなど、課題に応じた支援者の配置も考えられる。

(3) 支援拠点設置の検討

基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントの実施にあたって、必要に応じて、個別訪問、見守り 支援、各種支援制度の情報提供や地域のコミュニティづくり等を行う拠点を設 置する。
- 実際には、被災者見守り・相談支援等事業の委託により「地域支え合いセンター」という名称で運営されることが多いが、市町村が直接役場内に拠点を設置することも想定される。それぞれの状況等に応じて設置・運営方法を検討する。
- 応急仮設住宅供与段階以降は、被災者の自立・生活再建を図るため、継続的な 支援を実施する必要があることから、地域支え合いセンターなどの支援拠点の 設置を積極的に検討する。

- ①地域支え合いセンター等の設置が難しい場合は、実情に応じ、地方公共団体に窓口等を設置し、支援拠点とすることも想定される。
- ②支え合いセンター等の支援拠点を立ち上げなかった場合、災害から一定期間が経過した後に発覚する被災者の課題に対応することが難しくなる。例えば、水害の発生から半年程度たってから「壁にカビが生えた」、「家の中が臭い」、「生活がしんどい」という話がでてきたときになかなかその声を拾えないこともある。後から「こんなに大変な人がいた」とならないようにするためにも支援拠点の設置は重要である。
- ③都道府県や都道府県社会福祉協議会は、必要に応じて地域支え合いセンターを支援するため、研修の実施や人材派遣等を行う。

- (4) アウトリーチによる被災者訪問、相談、見守り等の実施
- a) 総論

基本的考え方・取組

- アウトリーチによる被災者の状況の把握は、災害ケースマネジメントの核となる要素の一つである。支援漏れを防止し、被災者一人ひとりに寄り添った支援を実施する観点から、適切なアウトリーチが必要である。
- 応急仮設住宅供与以降の段階におけるアウトリーチは、応急仮設入居者や在宅で被災生活を送っている者のうち、支援が必要な者に対して、継続的に実施する。
- また、アウトリーチに加え、相談窓口にくる被災者に対しても、相談事に対応 するほか、他に抱える課題がないか被災状況の把握を行うとともに、支援情報 の提供等を行う。
- 応急仮設住宅供与段階以降における支援は、市町村職員と社会福祉協議会や NPO 等が協働して実施することが想定される。
- ●特に生活の自立に課題を抱える被災者に対しては福祉の観点が重要となるため、福祉業務の従事者が伴走型の支援を行うことが望ましい。

- ①この段階から初めてアウトリーチを実施する場合は、被災者の状況の把握のため、 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階(4.2)に記載された取組も参考とする こと。
- ②避難所等から応急仮設住宅への移行に伴い、特に賃貸型の仮設住宅への入居が進むと、発災前のコミュニティ維持が難しくなることから、地域から孤立し、普段の生活を送ることが難しくなる被災者もいるためアウトリーチの実施にあたり留意すること。
- ③被災者台帳に「援護の実施状況」として罹災証明書の取得等の状況を記載している場合には、被災者台帳を基にして、利用可能な支援制度を利用していない被災者を洗い出し、利用していない理由等をアウトリーチにより確認するといったことも検討する。
- ④被災者の状況の把握にあたっては、質問に対する被災者の回答のみならず、短い コミュニケーションでも繰り返し訪問を重ね、被災者の顔色や部屋の汚れ、家の 外観上の問題、臭いなどを訪問時に確認するなど、本人の回答内容以外の部分か らも情報を拾い上げていくことが重要である点に留意する。

b) 訪問、見守り・相談の実施体制

基本的考え方・取組

- 個別訪問、見守り・相談といったアウトリーチの取組は、複数名で実施することが望ましい。必要に応じ、民間団体などとの連携を積極的に検討する。
- 実施にあたっては、被災者の状況を詳細に聞き取り、抱える課題を把握し、支援方策を検討するためのベースとするための調査であることを考慮し、被災者の過度な負担とならない範囲で丁寧に実施する。
- 訪問等を実施する者に対しては、事前に伴走型で支援するために必要な福祉サービスや住宅再建に活用できる支援策に関する基本的な研修を受講させることが望ましい。なお、平時から訪問等を実施する者が決まっている場合は、平時に訓練を実施する。
- 個別訪問の対象者や実施頻度は、アセスメントの結果に応じて判断する。

- ① 複数名で実施することで、一人が被災者とのコミュニケーションを担い、一人が 記録するといった役割分担ができることに加え、聞き取り内容を相談員間で確 認し被災者の支援ニーズについて話し合いながら整理することができ、適切な 聞き取りにつながる等のメリットがある。また、訪問にあたり精神的な負荷がか かる場合もあるため、負担の分散の観点からも複数名での実施が望ましい。
- ②研修については、一般的な新任スタッフへの研修(社会福祉協議会が支援相談員を採用する場合は、社会福祉協議会の事業概要や地域支え合いセンターの業務に関する説明会を実施。)のほか、ヒアリングに関する研修や自立・生活再建支援制度に関する研修が想定される。また、これまで災害ケースマネジメントに取り組んできた市町村の事例に関する研修や訪問等を行う中でのOJT、研修をロールプレイで行うことも有効である。
- ③個別訪問により被災者の状況を把握し、課題を引き出すためには、被災者とアウトリーチ実施者の信頼関係の構築が重要であり、信頼関係の構築に資する研修等によりノウハウを身につけることが重要である。また、訪問を担う者に対しては、心のケアやメンタルヘルスの研修等についても行うことを検討する。研修については第6章参照。
- ④研修には、地方公共団体内の関係部局、協働して支援を行う社会福祉協議会や NPO 等の団体が参加し、災害ケースマネジメントに取り組む者が広く共有する ことが望ましい。
- ⑤訪問等アウトリーチの実施頻度については、アセスメントの結果を踏まえ、個々の被災者ごとに判断する。アセスメントの結果に基づき、支援体制のリソースも勘案しながら、アウトリーチの期間を設定する。なお、継続的に支援を行っていくにつれて、個々の被災者ごとにアウトリーチが必要な間隔も明らかになるため、最終的に同じアセスメント区分であっても個々の被災者に応じてアウトリーチの期間は異なるものになると考えられる。
- ⑥なお、被災者の環境も変化するため、分類の変化があることも想定し、支援の必要性の度合いが低いと判断された被災者であっても、再建が進んでいないことが

見受けられる場合には、改めて訪問等を行うことが必要である。

⑦平時の福祉施策を活用した災害ケースマネジメントの実施については第 10 章参 照。

コラム10: NPO 等による見守り・相談の実施、転居支援の例

- 東日本大震災の被災者への支援として仙台市は、NPO 等と協働し、被災者伴走型生活支援事業を実施した。この事業は、特に沿岸地域の県内市町や福島県から避難してきた被災者が主に入居した建設型応急住宅への個別訪問等の支援を行うものである。(平成23年6月~)
- この事業を担ったのが、平成 23 年 3 月 3 日に設立した一般社団法人パーソナルサポートセンター(以下、PSC)である。PSC は 14 の NPO 等が連携し、組織した団体で、各 NPO が支援してきた高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの自立支援のノウハウを活用し、被災者のニーズや復興のフェーズにあわせ、傾聴中心の訪問支援、個別のケースに対応する支援、仮設住宅内の住民同士の交流や軽作業(仕事)を提供するコミュニティワーク支援、ひとりひとりの希望や個性にあう仕事を見つけ、企業とマッチングする伴走型就労支援事業などを実施してきた。
- 2015 年4月からは、仙台市内の応急仮設住宅等に入居する被災者のうち、復興公営住宅の抽選に漏れた低所得・低資産の方や世帯主の DV 等により復興公営住宅に入居できない方など、制度の狭間に陥った被災者に対し、仮設住宅からの転居に関する相談をうけ、住まいの確保と転居後も可能な限り転居先に住みつづけることができる支援(具体的には、通院への配慮や制度上の福祉サービスが転居しても継続して使える場所の選定など。)を実施している。
- 2018 年 3 月の当該事業終了までに、291 件の相談を受け付け、延べ 4,558 件 対応し、189 件の転居支援を行っている。
- 現在、この転居支援のノウハウを活かし、住宅確保要配慮者居住支援法人として、住まいに困っている方に伴走型の住まいと住まい方の支援を実施している。









支援頻度の設定例① (宮城県仙台市)

- ○災害名:東日本大震災(平成23年)
- ○取組内容:

分類	特徴	支援頻度
分類1: 生活再建可能 世帯	・住まいの再建方針や再建時 期が決まっており、日常生 活においても特に大きな問 題等が見られない世帯。	・当該世帯に対しては、年に 1 回の電話連絡等による状況確認、相談会や生活再建 に関する支援金などの支援情報の提供を 実施。
分類2: 日常生活支援 世帯	・住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、健康面に課題を抱えているため、日常生活において継続的な支援が必要な世帯。	・当該世帯には、区保健福祉センターの保健師等による継続的な健康相談や指導といった健康支援のほか、声がけや見守り訪問を実施(月1回程度)。
分類3: 住まいの再建 支援世帯	・住まいの再建方針又は再建 時期が未定である世帯や、 資金面、就労、家族関係な どに課題を抱えているた め、定期的な個別訪問や支 援が必要な世帯。	・当該世帯に対しては、個別訪問を通じて、 住まいの再建に向けた情報提供や相談支援を行うほか、就労支援を実施している NPO 等と連携した伴走型の就労支援、不動産団体と連携した賃貸・建売住宅等の不動産情報の提供を実施(月1回程度)。
分類4: 日常生活・住ま いの再建支援 世帯	・住まいの再建に関して課題を抱えているだけでなく、 日常生活においても、健康 面、生活資金、就労、家族 間トラブルなどを抱えてい るため、定期的な個別訪問 や支援が必要な世帯。	・当該世帯に対しては、個別支援シートを各区の WG で策定し、早い段階からそれぞれの世帯の状況に応じたきめ細やかな支援を実施(月1回程度)。

支援頻度の設定例② (岩手県盛岡市)

- ○災害名:東日本大震災(平成23年)
- ○取組内容:
 - ➤ 訪問頻度や優先度については、被災の状況を基に、以下の a~e の 5 段階に分類。また、支援拒否世帯に対しては、訪問や電話は行わないものの、安否確認のため、窓の外から様子の確認等を実施。

a.重点支援	定期訪問や電話により、支援対象者の状況に応じて、それぞれ7日、14日又
	は30日の間隔を目安にコンタクト
b.通常支援	定期訪問や電話により、支援対象者の状況に応じて、それぞれ 60 日、90 日
	又は 120 日の間隔を目安にコンタクト
c.不定期支援	不定期訪問や電話により、支援対象者の状況に応じて、それぞれ半年又は1年
	の間隔を目安にコンタクト(郵送のみの世帯や施設入所も含む。)
d.支援拒否	支援対象者の状況に応じて、それぞれ 30 日、60 日又は 90 日の間隔を目安に
	見回りを実施
e.支援不要	施設入所者等

支援頻度の設定例③ (愛媛県大洲市)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
 - ▶「住宅再建状況」と「健康・日常生活面」の軸ごとにアセスメントを行い、 その2種で判定が異なる場合は、重い方の判定を優先している。例えば、A ~Dの判定区分は以下のような形である。

分類	特徴	支援頻度
A判定	・住宅再建状況としては、応急仮設住宅等を退去し、恒久的な住まいを確保済みのような、住宅再建が終了した世帯を指す。 ・健康面や経済状況等に不安もなく、社会との交流も頻繁にある。	・訪問頻度は「必要に応じて訪問」を想定。何かあれば相談窓口につながるような情報提供等を行うが、基本的には、支援終結とする。
B判定	・住宅再建状況としては、住宅の建設、 購入、修理の契約が完了、民間賃貸住 宅や公営住宅の入居契約、申し込み済 みの段階など、再建がほぼ完了に向か っていると見なすことができる世帯を 指す。 ・生活面では、社会とのつながりは一定 程度あるが、健康面では体力低下等が みられ、就労収入にも不安定要素が残 っている状況。	・訪問頻度は「半年に1回程度」を想定。
C判定	・住宅再建状況としては、建設や修理の場合の見積取得、中古住宅の物件探し、賃貸物件の内見といった、再建に向けた具体的な行動がある世帯を指す。 ・健康面では、介護が必要な状態であることや、社会とのつながりは、月1回外出する程度である。	・訪問頻度は「2か月に1回」程 度を想定。
D 判定	・住宅再建状況としては、自力再建が何らかの理由で困難であると判断される世帯や、再建に向けての具体的な行動がない世帯を指す。 ・健康面において、在宅での生活に困難が認められる場合や、経済状況において生活保護受給が相当の状況であると判断されるケース。	・訪問頻度は「2週間に1回」程 度を想定。

c) 確認すべき内容

基本的考え方・取組

- ●応急仮設住宅供与段階以降は、多様な課題を有する被災者の自立・生活再建に向けて、継続的な支援を実施する段階である。訪問時には、これまでの状況から変わりがないか丁寧に聞き取りを行うとともに、つなぎ等の結果を踏まえて、再建の方向性の確認等を実施する。
- 訪問時に被災者に確認すべき内容の例は、以下のとおりである。

<住まいの再建の実現性関係>

- ▶ 住宅の再建に係る意向(修理、新築・購入、公営住宅、賃貸住宅等)
- ▶罹災証明書の取得状況(全壊、大規模半壊、半壊等)
- ▶ 経済状況等(就労、収入(給与所得、年金等)、資産、債務等)
- ▶ 住宅再建の進捗状況(見積もりの取得、請負契約の締結状況等)

<日常生活の自立関係>

- ▶ 家族の状況(家族構成、健康状態、要支援者の該当 等)
- ▶ 健康状況 (既往歴・医療機関の受診状況)
- ▶避難生活における住環境(食事、入浴、トイレ、冷暖房の有無等)
- ▶ 近隣との関わり方、買い物への交通手段 等
- ▶ その他抱える課題について
- 訪問時に聞き取り等を行った被災者の個人情報は、支援の実施にあたりケース会議での利用や支援関係機関への提供を行うことが想定されることから、調査票等において、個人情報の利用目的を明示する。個人情報の取り扱いについては第5章参照。

- ①この段階のアウトリーチにより収集すべき情報は、災害の種別や地方公共団体の特徴に応じて異なるが、概ね上記に集約されるものと考えられる。次頁以降に地方公共団体が実際に使用したものを掲載するので参考にされたい。
- ②各項目について、繰り返し訪問を行うことで課題が明確になっている場合は、すべての項目を毎回確認する必要はないと考えられるが、生活状況に変化がある場合も想定されることから、生活に変わりがないか改めて確認することも重要である。
- ③個人情報については、提供が想定される団体名、内部利用又は外部提供される情報の種類等の説明を行い、被災者の個人情報の提供等が適切になされることにより支援が円滑に実施されること、被災者自身が支援に関する情報を得やすくなること等を説明し、理解を得られるように取り組む。

相談シートの例(岩手県岩泉町)

○災害名: 平成 28 年台風第 10 号

(***** * ******)

- ○取組内容:
 - ▶表計算ソフトで管理している被災者台帳に罹災証明書発行者の情報を反映している。相談を受ける都度、入力し、生活支援シートに反映するようにしている。

生活支援シート (世帯の基本情報) 地区 行政区 被災状況 り災証明番号 世帯番号 初回面接日 世帯主 (性別・昭和 年 月 日生) 職業 り災場所住所 連絡先① 現在の居住形態 連絡先② 再建方法 再建完了 仮設退去状況 6**** 1)***** (***** · *****/+ · *****) (***** • *****<u>/|:</u> • *****) (**** • **** 生 • *****) (***** • ***** 生 • *****) (***** · *****<u>/|:</u> · *****) (**** • ****生 • *****)

	生活再	津に向けた各種支	援申請状況及び組	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
基礎支援金	応急修理	義援金	加算支援金	町独白支援金	半壊支援金

(Q)*****

(***** · *****<u>/|:</u> · *****)

		生活環	境調査		
調查日	現在の生活	今後の生活	暖房	毛布・布団	食事
入浴	トイレ	収入	固定電話	携帯電話	ぴーちゃん

· 信考



訪問記録

H	付	主	訴	進捗状況	0
AM	PM				
応対者	の続柄				
相談	員名				
Н	付	主	訴		
AM	PM				
応対者	の続柄				
相談	84				
作歌	. 以名				
日	付	主	訴		
AM	PM				
応対者	の続柄				
相談	員名				
П	付	主	訴	進捗状況	
AM	PM				
応対者	の続柄				
相談	員名	= =			
-	7.6	->-	er.		
Ħ	付	主	訴		
AM	PM			 	
0.07				 	
応対者	の対応性				
相談	日名			 	
THE	, PC-14			 	



- ○岩泉よりそい・みらいネット相談シート:
 - ▶ 岩泉よりそい・みらいネットが相談内容の記録及び共有のために使用。

岩泉よりそい・みらいネット 個人票

受付No.	日付	氏	名	性別	生年	月日	年齢
	住所		地区	連絡	各先	家系	区区
相談方法	相談	種別	相談和	重別②	被災の有無		

主訴

対応

具体的な支援方法

結果(最終相談日)

連携先の有無

岩泉よりそい・みらいネット 個人票

受付No.	日付	氏名	性別	生年月日	年齢

支援経過①	

支援経過②



(5) 災害ケースマネジメント情報連携会議の実施

基本的考え方・取組

- 被災者の支援の全体状況について共有するため、市町村の関係部局の職員、地域支え合いセンター等の支援拠点の職員、関係機関等で、情報共有を行う災害 ケースマネジメント情報連携会議を開催する。
- 応急仮設住宅供与段階以降における災害ケースマネジメント情報連携会議では、災害ケースマネジメントの全体の進捗状況の把握を行うとともに、被災者の個別訪問の状況やケース会議の開催状況等について共有することが想定される。

- ①応急仮設住宅供与段階以降では、定期的に情報連携会議を開催し、関係者の連携 体制の強化を図る。
- ②情報連携会議は、災害ケースマネジメントに連携して取り組む、行政や NPO、弁護士会・建築士会等の士業団体等が全体の状況を共有するための場であり、個人の支援方策等の検討については、より参加者を限定したケース会議で実施する。このため、情報連携会議では個人情報を取り扱うことは想定されない。
- ③情報連携会議の内容として想定される例は、以下のとおり。
 - ▶ 地域支え合いセンター等の支援拠点の状況
 - ▶ 応急仮設住宅又は被災した自宅で生活を送る被災者の状況
 - ▶ 支援が必要な被災者への対応状況
 - ▶ コミュニティ支援活動の状況
 - ▶ インフラの復旧・復興に関する状況や今後の整備の見通し等
 - ▶ 今後の災害ケースマネジメントの実施方針、スケジュール等

(6) 災害ケースマネジメントケース会議の実施

基本的考え方・取組

- 個々の被災者の状況について、アウトリーチにより得られた情報や平時の福祉 サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検 討するケース会議を実施する。
- ケース会議は主に下記の事項を議題とする。
 - ▶ケース会議の対象とする被災者に関する情報の共有
 - ▶ 被災者の自立・生活再建にあたっての課題の抽出・整理
 - ▶ 支援方策の決定・順位付け
 - > 被災者の課題解決に向けた長期・短期の目標や達成時期の目安設定
 - ▶被災者支援に係る役割分担の確認

- ①ケース会議の構成員は、地方公共団体の災害対応、福祉、就労、教育、住宅等関係部局の職員に加え、社会福祉協議会、NPO、民生委員、社会福祉士等福祉関連業務従事者、弁護士、建築士、司法書士等の士業関係者等が想定される。
- ②なお、被災者が必要とする支援は、自立・生活再建の段階によって異なることが 想定されるため、ケース会議の構成員についても段階に応じて適宜見直していく ことが想定される。例えば、この段階であれば、弁護士や建築士、平時の福祉サ ービス提供者、ファイナンシャルプランナー等、平時の生活に戻っていくための 支援へのニーズが高くなると考えられる。
- ③ケース会議は、個人情報保護の観点からも委託先等にまかせきりにせず、市町村が関与して実施することが望ましい。
- ④ケース会議の運営を委託している場合であっても、市町村が構成員の選定や支援 関係機関、関係者の調整・連携、個人情報の管理等、他の災害ケースマネジメントの取組と比較してより主導的に関与することが望ましい。また、委託契約において特に個人情報に係る守秘義務に注意する。
- ⑤社会福祉法の重層的支援体制整備事業による支援会議や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議が設置されている市町村においては、特に福祉による支援が重要となる被災者の支援方策の検討にあたって支援会議を活用することも検討する。具体的な支援会議の活用方法については第10章参照。
- ⑥ケース会議で支援を検討する際には、その後の課題の発生まで見据える必要がある。長期的な視点で被災者の自立・生活再建を支援することが重要であり、数年後に生活困窮に陥る可能性がないか等についても考慮することが望ましい。
- ⑦ケース会議の実施にあたっては、会議の円滑な進行の観点から、ファシリテーターの活用やファシリテーションに係る研修について実施することが望ましい。
- ⑧アウトリーチにより得られた情報のほか、平時の福祉サービスの提供のために福祉関係者が有している情報を活用することでより効率的・効果的な支援につなげることができる。ただし、平時の福祉サービスの提供の際に個人情報を災害時に活用することを利用目的として明示していない場合は、ケース会議で情報の提供を行うことについて本人の同意を得る等が必要となるため注意が必要である。個

4.3 応急仮設住宅供与段階以降の対応

人情報の取扱については第5章参照。

(7) 支援記録の作成

基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントの実施にあたっては、被災者ごとに支援記録を作成 し、相談時の状況、ケース会議で決定した支援方策等を記載する。
- 支援記録の記載事項として想定される主な項目は以下のとおり。
 - ▶ 被災者の氏名、住所、電話番号
 - ▶世帯状況(家族構成、健康状態、就労の状況 等)
 - ▶ 住家の状況
 - ▶ 訪問時の聞き取りの内容
 - ▶ 自立・生活再建の方向性に係る本人の希望
 - > 被災者の抱える課題
 - ▶ケース会議で決定した支援方策
 - ▶ 支援の経過
 - ▶ その他、地域の状況に応じた事項

【実施にあたってのポイント・留意点】

①支援記録の作成にあたっては、災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳の活用が有効である。被災者台帳には、次の一~七までを記載することとされているほか、台帳の作成にあたって市町村内で有している個人情報の目的外利用や当該台帳情報の市町村内での利用、他の地方公共団体への提供等を行うことができることとしており、地方公共団体の実情に応じて活用されたい。なお、支援記録の作成にあたってのデジタル技術の活用については第11章参照。

◎被災者台帳の記載事項

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

②避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている被災者の情報や災害ケースマネジメントケース会議でその構成員から共有された平時の福祉サービスの利用状況等の情報についてもこの支援記録を活用して集約することで、平時の利用サービスも含め、被災者の状況を一元的に把握することができ、効率的な被災者支援につなげることができる。その際、個々の個人情報の取扱にも注意すること。

支援記録の作成例④ (宮城県仙台市)

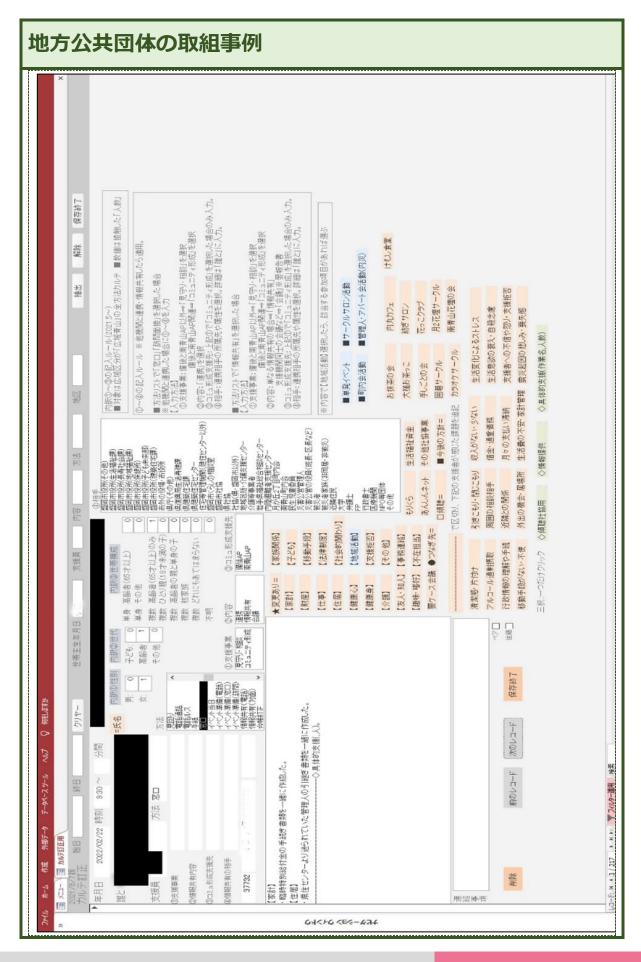
- ○災害名:東日本大震災(平成23年)
- ○個別支援シート:
 - ▶ 個別訪問等での聞き取り内容や各種支援情報を集約し、関係者のワーキング グループでの情報共有や支援方針の検討を行うためのツールとして活用。

連番	個別支援シート	出力日 H31.08.28
反設契約番号 Z10000 分	3 退去日 2019/08/31	
. 基本情報		ジェノグラム(家族構成)
カナ氏名 センダイタロウ	性別 男 生年月日 \$25.01.01	
漢字氏名 仙台太郎	年齢 69	
電話番号		
現況住所 仙台市青葉区〇〇番	Manufacture de la Maria Control de Maria	_
住居種別 仮設民賃	仮設終期	4
	延長種別	_
震災住所 仙台市宮城野区〇〇	番地	
震災前住居種別 持家戸建	り災判定 大規模半壊	
解体状況 未解体	再建方針 市内_現地修繕	
生活保護 1 移転	対象区分	
世帯状況		
カナ氏名 性別	生年月日 仮設退去日	
漢字氏名 続柄	年齡 異動事由	
センダイ ハナコ 女	\$26.01.01	
仙台 花子 配偶者	68	
センダイ ジロウ	\$55.01.01	
仙台 次郎 子	39	
Marie III		
親族情報		
キーパーソン 氏名	続柄	
1 住所	Technique .	
連絡先		
キーパーソン 氏名	続柄	
2 住所		
連絡先		

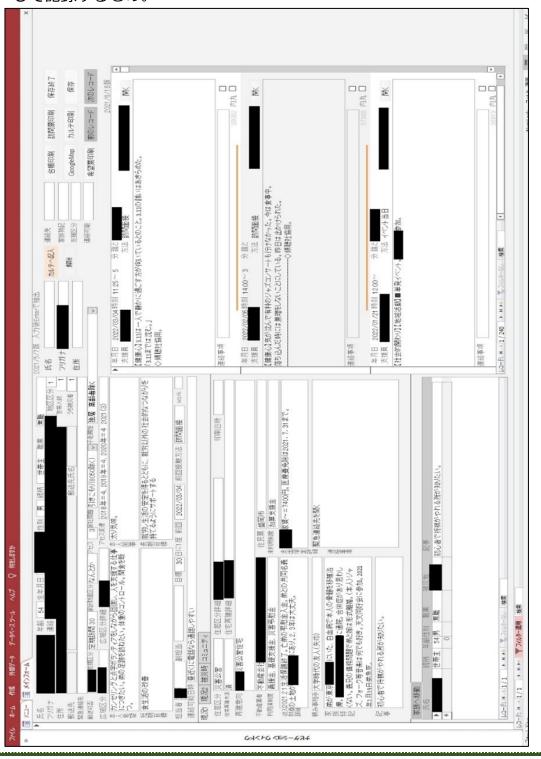
 仮設契約番号 Z10000 分類 3 退去日 2019/08/31 2. 訪問調査等で把握した課題や状況 再建に向けた本人の希望 世帯主:被災住宅を補修して住みたい 子:復興公営住宅 支援者から見た課題 家族の間で再建方針の相談をできていない様子 課題解決に向けて関わりのある支援機関及び支援状況 課題分類 健康課題 生活資金 再建資金 家族関係 判断能力 京結 東議日報 地域環境 資格疑義 市外公共 放射線量 3. 支援方針 支援方針 変援の役割分担等 WG経過 (仮設契約番号 Z10000 分類 3 退去日 2019/08/31 4. 訪問時の聞き取り内容 接触要因 確認日 確認方法 住まいの再建聞き取り内容 健康聞き取り内容 「方法 住まいの再建を希望 の再建を希望 のの病でのの病院に通い中中での病理を希望 のの病でのの病院に通い中中での病理を希望 のの病でのの病院に通い中中での病理を希望 のの病でのの病院に通い中中での病理を希望 のの病でのの病院に通い中の病理を希望 のの病でのの病院に通い中の病理を希望 のの病でのの病院に通いている。子は無職。
再建に向けた本人の希望
世帯主:被災住宅を補修して住みたい 子:復興公営住宅 支援者から見た課題 家族の間で再建方針の相談をできていない様子 課題解決に向けて関わりのある支援機関及び支援状況 課題分類 健康課題 生活資金 再建資金 家族関係 判断能力 手続困難 地域環境 資格疑義 市外公共 放射線量 3. 支援方針 支援方針 を提力針 図意点 を接触要と では、
家族の間で再建方針の相談をできていない様子 課題解決に向けて関わりのある支援機関及び支援状況 課題分類 健康課題 生活資金 再建資金 家族関係 判断能力 方統因難 地域環境 資格疑義 市外公共 放射線量 3. 支援方針 支援方針 室意点 変接の役割分担等 WG経過 下
課題分類 健康課題
手続困難 地域環境 資格疑義 市外公共 放射線量 3. 支援方針 支援方針 審意点 支援の役割分担等 反設契約番号 Z10000 分類 3 退去日 2019/08/31 4. 訪問時の聞き取り内容 確認力法 住まいの再建間き取り内容 接触要因 確認日 確認方法 イまいの再建間を取り内容 1回目訪問 H26.08.27 訪問 子対応。仙台市の復興公営住宅での再建設を希望であままは〇〇で就労している。子は無職。
支援方針 図意点 支援の役割分担等 WG経過 WG経過 (表別 で
図念点 支援の役割分担等 WG経過
支援の役割分担等 WG経過 DD設契約番号 Z10000 分類 3 退去日 2019/08/31 1. 訪問時の聞き取り内容 接触要因 確認日 確認方法 住まいの再建聞き取り内容 健康聞き取り内容 1回目訪問 H26.08.27 訪問 ア対応。仙台市の復興公営住宅で の再建を希望 世帯は〇〇で就労している。子 は無職。
WG経過 Table Tabl
及設契約番号 Z10000 分類 3 退去日 2019/08/31 - 訪問時の聞き取り内容 接触要因 確認日 確認方法 住まいの再建聞き取り内容 健康聞き取り内容 1回目訪問 H26.08.27 訪問 子対応。仙台市の復興公営住宅で の再建を希望 世帯報: は○○○で就労している。子 は無職。
反設契約番号 Z10000 分類 3 退去日 2019/08/31 1. 訪問時の聞き取り内容 接触要因 確認日 確認方法 住まいの再建聞き取り内容 健康聞き取り内容 1回目訪問 H26.08.27 訪問 デ対応。仙台市の復興公営住宅で の再建を希望 世帯 は○○○で就労している。子 は無職。
及設契約番号 Z10000 分類 3 退去日 2019/08/31 - 訪問時の聞き取り内容 接触要因 確認日 確認方法 住まいの再建聞き取り内容 健康聞き取り内容 1回目訪問 H26.08.27 訪問 子対応。仙台市の復興公営住宅で の再建を希望 世帯報。
E. 訪問時の聞き取り内容 接触要因 確認日 確認方法 住まいの再建聞き取り内容 健康聞き取り内容 1回目訪問 H26.08.27 訪問 子対応。仙台市の復興公営住宅で の再建を希望 世帯主は○○で就労している。子 は無職。
・ 訪問時の聞き取り内容 養触要因 確認日 確認方法 住まいの再建聞き取り内容 健康聞き取り内容 1回目訪問 H26.08.27 訪問 子対応。仙台市の復興公営住宅で の再建を希望 世帯記は〇〇で就労している。子 は無職。
接触要因 確認日 確認方法 住まいの再建聞き取り内容 健康聞き取り内容 1回目訪問 H26.08.27 訪問 子対応。仙台市の復興公営住宅で の再建を希望 で再建を希望 は無職。
1回目訪問 H26.08.27 訪問 子対応。仙台市の復興公営住宅での再建を希望世帯主は〇〇で就労している。子は無職。
の再建を希望 中 世帯主は〇〇で就労している。子 は無職。
H27年度訪 問 H27.05.25 来庁 主対応。自宅を修繕して住むことを 通院継続中。 希望している。 息子と意見が合わない。
5. 支援経過 まちづくり推進課
家庭健康課
♥ 医睡尿病 章害高齢課
入力日 支援内容 入力者 入力課 入力者
H28.12.03 障害高齢課に来所、制度についての問い合わせ
その他支援機関
坡災者生活支援室
入力日 支援内容 入力課 入力者
H29.05.06 本人より復興公営住宅の申し込みについて問い 合わせあり。手続きを案内した。
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

支援記録の作成例⑤ (岩手県盛岡市)

- ○災害名:東日本大震災(平成23年)
- ○「もりおか復興支援センター被災者情報データベース」①:
 - ▶ 盛岡市内に災害公営住宅が建設されることにより、賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の終了が発表された時期から、各種相談などが増加。情報量の増大により、表計算ソフトによる支援記録では集計・分析・報告が難しくなった。そこで、これまでの被災世帯別の台帳「もりおか復興支援センター被災者基本台帳」と「支援記録カルテ」の内容をリレーショナル・データベース管理ソフトに移植する計画を立てた。2019年3月、被災世帯別の基本台帳と支援記録カルテを一体化した「もりおか復興支援センター被災者情報データベース」を構築。検索・集計・分析への活用と訪問計画のスピーディな管理を開始。
 - ▶次頁はセンター職員による個別訪問後または窓口・電話等での相談を受けた つど、また他の支援機関(行政・社会福祉協議会・民生委員等)との情報共 有を行ったつど、その状況をボタンやキーワード選択によって入力する画面 である。データベース管理ソフトを利用し、被災世帯別に台帳と支援記録力 ルテを作成し管理。入力時のキーワード選択によって、世帯の状況、課題別 の集計を行うほか、戸別訪問では支援頻度に合わせたタイミングで訪問カー ドを自動生成し、記録から分析を行うことで状況に合わせた支援を実施。



- ○「もりおか復興支援センター被災者情報データベース」②:
 - ▶②の内、左は世帯状況の一覧を示し、変化があれば修正を行う。右は1枚目 で記録した日々の訪問、相談、情報共有等、支援記録の詳細内容をカルテと して記録するもの。



支援記録の作成例⑥ (岩手県岩泉町)

- ○災害名: 平成 28 年台風第 10 号
- ○生活支援シート(被災者台帳):
 - ▶ 生活支援員の聞き取りにバラツキが出ないようにするために活用。生活状況 や Activities of Daily Living (ADL) の把握を優先事項としている。

		生活	文版ン	ート (†	世帯の	基本	情報)			
地区	:			行政区			担当			
4et+ <<<	4lvan		b) 655 ±	EI児番	n.					
被災状況 世帯番号				避難区分	り決面	此归金	初回面	接日		
	带主			(性別・昭	和年月	日生)	職業	***		
り災場所住所						連絡先①				
現在の居住形態							連絡先②			
再建	方法		再建完了			仮設:	退去状況			
家族構成	(☆☆☆☆。 ②★☆☆☆ (☆☆☆☆。 (☆☆☆☆。 (☆☆☆☆。	(***** . *****/ <u> </u> . *****)				(*********************** (***********				
	(多 本文文文 (****** · **************************									
10	7林士			ナた各種支担	使申請状況 加算支払		経済状況 町独白支	ia A	半壊支援金	
261	基礎支援金 応急修理 義援金		板並	/川昇.又1	发生	可無日义	仮並	十聚又恢宏		
		1		生活環境	能調査					
i	調查日	現在の生活	舌 今後	の生活	暖历	ţ	毛布・布	iШ	食事	
入浴		トイレ	1	収入	固定電	活	携帯電	話	ぴーちゃん	



○訪問記録:

▶異なる生活支援相談員が訪問しても、進捗状況の把握が出来るように訪問記録を時系列で残すように配慮している。

訪問記録

H	付	主	訴		進捗状況	0
AM	PM					
応対者	の続柄					
相談	員名					
H	付	主	訴			
AM	PM					
応対者	の続柄					
相談	員名					
				T		
日	付	主	訴			
AM	PM					
心对者	の続柄					
la sk						
相談	. 具名					
П	付	主	訴		進捗状況	
Н	1.1	.15.	pνr		XE19-1/1/10	
$\mathbf{A}\mathbf{M}$	PM					
	の続柄					
ルレハコー	V 2 NOLTES					
相談	員名					
11110						
日	付	主	訴			
AM	PM					
応対者	の続柄					
20.757.11	- NACII 1					
相談	員名					
12-29						
		1				



支援記録の作成例⑦ (北海道厚真町)

- ○災害名:平成30年北海道胆振東部地震
- ○被災者支援台帳(個別シート):
 - ▶表面は被災者の世帯状況に加え、各支援制度の活用状況等を転記し、再建に向けた進捗状況を把握。裏面は課題や訪問記録を記載。

	世帯番号		方書						
			世帯状況			り災証明			
	続柄	カナ氏名	氏名	性別	生年月日	状態区分	判定	被災場所	用途
1									
2									
3									
4									
5									
	1		応急仮認	14 字笔	7. 民状況				
		设住宅等入居施			及去状况 图去状况	退去日	転居先	再建	意向
1	70 70 10 10	XIII 0 37 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	21 137	~		221	TA/H 70		
2									
3									
4									
5									
		市 港士坪	広	¥			羊松人(匠)	小中 建作为	
/		再建支援 途区分		完了	公費解体	一次受付	養援金(町) 建築·購入	の 申請状況 修繕受付	
1	л	灰区 刀	中明状况	元」		一次文刊	建采	沙哈文的	
2									
3									
4									
5									
	и								
			主支援制度申請				ト種支援金·義援金		
<u>/_</u> 1	リフォーム支援	住宅復旧支援	住宅再建融資利子助成	▼葉 持ち家	住宅建築促進		支援制度	既支	裕額
2						①基礎約	建支援制度		
3						②加算支			
4							か配分(町)		
5							分(道分含む)		
				-		②1次配	分(新築·購入)		
							分(修繕)		
							分(賃貸住宅)		
						4_住宅災害			
							宅の応急修理		
		その他の	V4:0				オーム補助金		
	が仕事に	その他の	11/1/1				日支援事業補助金 融資利子助成事業		
	直轄砂防対						· 在建築事業補助金		
	ICL TO IVI X	1 25 20 25				0_14 りが江	- し柱木宇木州の立		
							合計		

技術 カナ氏名 氏名 性別 生年月日 状態区分 判定 再達私刊 再達休光 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日			101 -011 -1151	-							
対応日 年 月 日 対応場所 対応場所 対応 対応 対応 日常生活と対応世帯 対応 日常生活と対応世帯 対応 日常生活と対応世帯 対応 日常生活と対応世帯 対応 日常生活とが、	 结柄	力士氏名			性別	生年日日	北能区分	り災証明 判定	再建意向	再建状況	
まいの再建 日本 日 日 対応場所 日本 日 日 対応場所 日本の他 日常生活では世帯 日本 日 日 対応場所 日本 日 日 対応場所 日本 日 日 対応場所 日本の他 日常生活で表現世帯 日本	ניורטעה	刀八八石	10.1	1	工力」	工十万日	1人总区力	刊足			
まいの再建 日本 日 日 対応場所 日本 日 日 対応場所 日本の他 日常生活では世帯 日本 日 日 対応場所 日本 日 日 対応場所 日本 日 日 対応場所 日本の他 日常生活で表現世帯 日本											
まいの再建 日本 日 日 対応場所 日本 日 日 対応場所 日本の他 日常生活では世帯 日本 日 日 対応場所 日本 日 日 対応場所 日本 日 日 対応場所 日本の他 日常生活で表現世帯 日本											
はいの再建 日本 月 日 対応場所 日常生活支援世帯 日本にの再建・日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活でいて 日常生活について 接済面について 支援の希望について その他 日常生活について その他 日常生活について その他 日常生活について その他 日常生活について その他 日本に											
はいの再建 日本 月 日 対応場所 日常生活支援世帯 日本にの再建・日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活でいて 日常生活について 接済面について 支援の希望について その他 日常生活について その他 日常生活について その他 日常生活について その他 日常生活について その他 日本に											
はいの再建 日本 月 日 対応場所 日常生活支援世帯 日本にの再建・日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活でいて 日常生活について 接済面について 支援の希望について その他 日常生活について その他 日常生活について その他 日常生活について その他 日常生活について その他 日本に											
はいの再建 日本 月 日 対応場所 日常生活支援世帯 日本にの再建・日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活でいて 日常生活について 接済面について 支援の希望について その他 日常生活について その他 日常生活について その他 日常生活について その他 日常生活について その他 日本に											
### ### ### ### #####################											
# 住主いの再建 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活支援世帯 日常生活でついて 日常生活について 日常生活について 経済面について 接済面について その他 対応者 被害について その他 日常生活について その他 日常生活について その他 日常生活について その他 日本 日 日 対応場所 対応者 を表記について 日本 日 日 対応場所 対応者 を表記について 日本 日 日 対応場所 対応者 を表記について 日本 日 日 日 対応場所 日本									•		
サポート C 住まいの再建・日常生活支援世帯 伊康生活支援世帯 健康・医療について 日常生活について 地域・交友関係について 表演の希望について 表の他 対応日 年 月 日 対応場所 対応者 被害について 一人の被害 (日本まいの被害 (日本の被害 (日本のな))) (日本のな)) (日本のな) (まいの再建										
型成の 日常生活支援世帯 登康・医療について 日常生活について 日常生活について 技術面について 支援の希望について 支援の希望について その他	サポート						111.400				
健康・医療について 日常生活について 日常生活について 接済面について 支援の希望について その他 対応日 年 月 日 対応場所 対応者 被害について	セスメント		1				世帝				
住まいの再建について 日常生活について 接済面について 支援の希望について 支援の希望について その他 対応場所 対応者 被害について 口人の被害 口住まいの被害 口件事の被害 根語の本語について 現在の生活について 回帰来・医療 口帯生活 □地域・欠友関係 「経済面 □支援の希望 その他 根談観要 日帯生活 □地域・欠友関係 「経済面 □支援の希望 日帯生活 □地域・欠支関係 日帯生活 □地域・欠支関係 日帯生活 日本生活 日本年 日本生活 日本・日本生活 日本生活 日本・日本生活 日本生活 日本生			ロ 日常会	土活文班	反凹市	,					
住まいの再建について 日常生活について 接済面について 支援の希望について 支援の希望について その他 対応場所 対応名 被害について 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	/pm ext										
日常生活について 経済面について 支援の希望について その他 対応日 年 月 日 対応場所 対応者 被害について □人の被害 □仕事の被害 相談事項 現在の生活について □規章・医療 □日常生活 □地域・交支関係 □経済面 □支援の希望 その他 相談朝妻 対応概要 対応概要 □相談のみ終了 □相談継続(次回相談予定: □専門家協議(協議: □行政窓口へ引き継ぎ(引継ぎ先:	健康・	 医療について									
日常生活について	住まいの)再建について									
地域・交友関係について 接済面について 支援の希望について その他 対応場所 対応者 被害について □人の被害 □住まいの被害 □仕事の故害 仕事の故害 相談事項 現在の生活について □対の被害 □日末生活 □地域・交友関係 □経済面 □支援の希望 対応収券要 対応収券要 日間談郷要 対応収券要 日間談郷表 (労働者 日間談郷表 日間談郷表 日間談郷表 日間談郷表 日間談郷表 日間談郷表 日間談郷表 (労働者 日間談郷表 日	11 5 0 10	17XE1C 7V.C									
対応日 年 月 日 対応場所	日常生	活について									
対応日 年 月 日 対応場所											
支援の希望について その他 対応場所 対応場所 対応者 被害について □人の被害 □仕まいの被害 □仕事の被害 根談事項 現在の生活について □健康・医療 □日常生活 □地域・交友関係 □経済面 □支援の希望 その他 日談概要 日間談のみ終了 □相談総続 (次回相談予定: □専門家協議 (協議: □行政窓口へ引き継ぎ (引継ぎ先:	地域・交流	友関係について									
支援の希望について その他 対応場所 対応場所 対応者 被害について □人の被害 □住まいの被害 □仕事の被害 相談事項 現在の生活について □健康・医療 □日常生活 □地域・交友関係 □経済面 □支援の希望 その他 相談概要 対応概要 □相談のみ終了 □相談継続 (次回相談予定: □専門家協議 (協議: □行政窓口へ引き継ぎ (引継ぎ先: □行政窓口へ引き継ぎ (引継ぎ先:	<u> </u>										
対応日 年 月 日 対応場所 対応場所 対応者 被害について	経済	面について									
対応日 年 月 日 対応場所 対応場所 対応者 被害について											
対応日 年 月 日 対応場所 対応者 根底のいて 日本の被害 日本の被害 日本の被害 日本の被害 現在の生活について 日本康・医療 日常生活 日地域・交友関係 日発済面 日本提の希望 その他 相談概要 対応概要 日相談のみ終了 日相談のみ終了 日相談継続(次回相談予定: 日本談話議(協議: 日本談話表) 日本談話表 (協議: 日本談記) 日本談記 (協議 : 日本談記) 日本記述 (協議 : 日本談記) 日本記述 (協述 : 日本談記) 日本記述 (協述 : 日本談記) 日本記述 (協述 : 日本談記) 日本記述 (協述 : 日本談記 (協述 : 日本述記 (協述 : 日本述述 : 日本述記 (協述 : 日本述述 :	支援の	希望について									
対応日 年 月 日 対応場所 対応者 相談事項 現在の生活について 日本・医療 日本常生活 日地域・交友関係 日発済面 日本提の希望 その他 相談概要 対応概要 日本 中間談のみ終了 日本 日本 対応区分 日本 日本 日本 中の必要 日本 中の必要 日本 中の必要 日本 中の必要 日本 中の必要 日本 中の表別を表示 中の表別を表示 中の表別を表示 中の表別を表示 中の表別を表示 中の表別を表示 中の表別を表示 中の表別を表示 中の表別を表示 <td r<="" td=""><td></td><td>7 - N.</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td>	<td></td> <td>7 - N.</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>		7 - N.								
対応日 年 月 日 対応場所 対応者 被害について	1	その他									
対応日 年 月 日 対応場所 対応者 被害について											
対応日 年 月 日 対応場所 対応者 被害について											
対応日 年 月 日 対応場所 対応者 被害について											
対応日 年 月 日 対応場所 対応者 被害について											
対応日 年 月 日 対応場所 対応者 被害について											
対応日 年 月 日 対応場所 対応者 被害について											
対応日 年 月 日 対応場所 対応者 被害について											
対応者											
対応者											
対応者											
対応者	谷体ロ	年 日	H 944	提託							
被害について		+ //	□ X1/(があげ							
相談事項 現在の生活について □健康・医療 □日常生活 □地域・交友関係 □経済面 □支援の希望 その他 相談概要 対応概要 □相談のみ終了 □相談継続 (次回相談予定: □専門家協議 (協議: □行政窓口へ引き継ぎ (引継ぎ先:	別心有	被宝	について		□ l a	被害 口仕まい	への被害 □4	事の被害			
その他 相談概要 対応概要 □相談のみ終了 □相談継続(次回相談予定: □専門家協議(協議: □行政窓口へ引き継ぎ(引継ぎ先:	相談事項			7					斉面 □支援の希望		
相談概要 対応概要 □相談のみ終了 □相談継続(次回相談予定: □専門家協議(協議: □行政窓口へ引き継ぎ(引継ぎ先:	加級手架			-							
対応概要 □相談のみ終了 □相談継続(次回相談予定: □専門家協議(協議: □行政窓口へ引き継ぎ(引継ぎ先:											
対応概要 □相談のみ終了 □相談継続(次回相談予定: □専門家協議(協議: □行政窓口へ引き継ぎ(引継ぎ先:	相談概要										
□相談のみ終了 □相談継続(次回相談予定: □専門家協議(協議: □行政窓口へ引き継ぎ(引継ぎ先:											
□相談のみ終了 □相談継続(次回相談予定: □専門家協議(協議: □行政窓口へ引き継ぎ(引継ぎ先:											
□専門家協議(協議: □行政窓口へ引き継ぎ(引継ぎ先:	対応概要										
対応区分 □専門家協議(協議: □行政窓口へ引き継ぎ(引継ぎ先:											
対応区分 □行政窓口へ引き継ぎ(引継ぎ先:		□相談のみ終	7 🗆	相談継	続()	火回相談予 定	2:			`	
□行政窓口へ引き継ぎ(引継き先:	対応区へ	□専門家協議	(協議:							奥斯烈教	
□その他(ᄼᆘᄱᅜᄁ	□行政窓口へ	引き継ぎ(引継ぎ	先:						
		□その他(_ (1594)	
										200	

(8) 課題に応じた支援へのつなぎ・支援の実施

基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントケース会議での議論を踏まえ、適切な支援手段へのつ なぎを実施する。
- 「つなぎ」とは、単につなぎ先を紹介するだけではなく、必要に応じてつなぎ 先まで同行し、そこでのアドバイスや意見を踏まえて被災者とともに今後の対 応を検討することまで含むものである。
- ●被災者の利用できる支援メニューは付属資料2に整理しているので参照されたい。

【実施にあたってのポイント・留意点】

①主なつなぎ先と専門的な支援の内容は以下のとおり。

連携先	有する専門性
社会福祉協議会	自治会・町内会等の地縁組織と日頃の事業・活動を通じてつながりを持っており、 地域との幅広いネットワークを有するほか、地域に福祉サービスを提供している 場合もありつなぎ先としても想定される。
地域包括支援センター	高齢者の総合的な支援を実施するための拠点であり、被災者が高齢者の場合に介護、介護予防、保健医療、生活支援等について相談する際の連携先として想定される。
社会福祉法人· 社会福祉施設	特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の社会福祉事業を行っており、災害時に は定員を超過しての高齢者や障害者の受け入れや、福祉避難所の開設・運営など 福祉サービスによる支援が必要な被災者の支援が想定される。
ケアマネジャー	要介護者や要支援者に対し、訪問介護やデイサービス等のサービスに係るケアプランの作成等を実施しており、要介護者や要支援者の自立的な生活に必要な支援に関する知識と技術を有している。被災者が要介護者や要支援者である場合の連携先として想定される。
相談支援専門員	障害福祉サービスなどの利用計画の作成、日常生活や社会生活を営む上での諸般の相談支援を実施しており、障害のある者の自立した生活の支援に関する知識と技術を有している。被災者が障害のある者である場合の連携先として想定される。
生活困窮者自立相談支援機関	生活困窮者の生活の困りごとや不安について、支援員が相談を受けて、支援の方向性を相談者と一緒に検討、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を実施しており、被災者が生活困窮者である場合の連携先として想定される。
居住支援法人	住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定。 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談や見守りなど要配慮 者への生活支援を行っており、入居支援の観点から連携先として想定される。
法律関係 (弁護士・司法 書士等)	法律知識を基に、法的な課題に関する各種相談に応じる。契約関係、債務整理、 登記等権利義務関係等の場面や、各種支援制度の利用についての整理、助言の場 面での支援が想定される。また、法テラスの法律相談は、一定の大規模災害の場 合には資力要件なしに無料法律相談を受けられる場合がある(該当しない災害の 場合は収入や資産(預貯金・不動産等)が一定額以下である者が対象。)。
ファイナンシャ ルプランナー	資産に関する専門性を有しており、税の減免等の各種制度の情報提供や相談、すまいの再建にあたっての資金繰りの相談等での連携先として想定される。
建築士	住宅が被害を受けた場合において、危険度の判定、損壊の程度の判定、修繕の可能性の判断等での連携先として想定される。
不動産関係(宅 建業者、不動産 鑑定士、土地家 屋調査士、大家	不動産流通業者において被災者に対する賃貸住宅等の斡旋の協力や土地の売買、 不動産の評価等での連携先として想定される。

4.3 応急仮設住宅供与段階以降の対応

連携先	有する専門性
等の団体等)	
建設関係 (地域の工務 店、UR 等)	住宅の応急的な修理や再建等の場面での支援が想定される。また、UR は、被災者向け UR 賃貸住宅の提供や建設型応急仮設住宅建設支援等を実施している。
NPO 等	それぞれの団体が支援の対象としている生活困窮者や外国人等と日頃の事業・活動を通じてつながりを持っており、それぞれの対象者に対する専門性や抱える課題についても詳しい。また、災害時の被災者支援を専門とする NPO もあり、公的な支援との連携により隙間ない被災者支援に資する。

②既存の枠組みによる支援や対応が難しい場合は、独自の支援策の実施や被災者支援を専門とする NPO との連携による支援について検討する。被災者の支援にあたっては、専門的なノウハウを有する NPO と連携し、官民で役割を分担してそれぞれの強みを活かして取り組むことが重要である。

これまで災害ケースマネジメントを実施した地方公共団体の独自の支援策については、付属資料3に整理しているので参照されたい。

コラム11: NPO による修繕支援の例

- 特定非営利活動法人である YNF は、2017 年 7 月に発生した九州北部豪雨の災害支援をきっかけに設立され、被災者一人ひとりの「生活再建」を目的に「在宅被災世帯」を中心に支援活動を行う団体である。これまで、平成 30 年 7 月豪雨、令和 2 年 7 月豪雨などの特定非常災害のほか、令和 3 年 8 月の大雨や令和 4 年台風第 14 号など局所的な災害でも支援活動を実施している。
- 個別訪問や相談支援のほか、浸水被害後の家財出しや床下乾燥対応などの家屋 保全作業や軽微な修繕作業などに取り組んでいる。
- 個別訪問は、被災エリアでローラー訪問を行い、住まいの再建が可能かといった視点で聞き取りを行い、損保未加入世帯などの「修理費が十分に工面できない」可能性がある世帯に対し、応急修理制度や生活再建支援金などを活用した修繕プランを提案し、予算が不足する場合には、床板貼やクロス貼り、壁の塗装など家屋の軽微な修繕を実施している。
- 相談支援として、個別訪問等で出会った支援制度を十分に理解できていない被 災者や自ら行政窓口を訪問できない被災者に対して、個別に再建プランを提示 するほか、行政窓口への同行支援も行っている。
- このほか、相談内容に専門性や資格等が必要な場合は、建築士の資格を持つスタッフが対応するほか、弁護士などの専門家へつなぎ、課題解決まで伴走している。
- 「修理費用の不足」に代表される既存の枠組みで対応できない被災者の課題に対しては、利用できる支援制度を活用した上で対応している。

(令和4年台風第14号での事例)

- 内水氾濫による被害を受けた 80 代高齢者夫婦の世帯の例。RC 造であったため、家屋内の床が全て利用できる状態ではなかったが、罹災証明書は「準半壊」。 生活費や貯蓄から修理費用を捻出することが難しかったため、応急修理制度や 見舞金等を利用してキッチン・廊下の床を修理。和室 2 室、洋間 1 室について は、YNF 及びボランティアにて中古畳の供与や修繕を行い対応した。
- 作業にあたっては、YNF スタッフの建築士が作業プランを立てるほか、困難な作業に関しては建築業者がボランティアとして対応するなどして、作業を進めた。





コラム12: NPO 等による非住家被害への支援の例

- 一般社団法人 OPEN JAPAN (オープンジャパン) は、被災地での重機作業や屋根上作業等の直接作業による支援、過去の経験や知識を活かした現場コーディネート、プロジェクト提案等、様々な災害支援を行う団体であり、多くの被災地で活動を行っている。
- 令和4年台風第15号に伴う大雨において被災した静岡県川根本町では、土砂が流入した非住家について、公的な支援制度が限られることから、町役場、社会福祉協議会と連携し、OPEN JAPANが重機等を用いた土砂の撤去等を実施。また、町役場は、非住家の住宅でも利用できる独自の支援制度を創設。役場と民間団体が協働し、既存の制度では難しい支援に取り組んでいる。





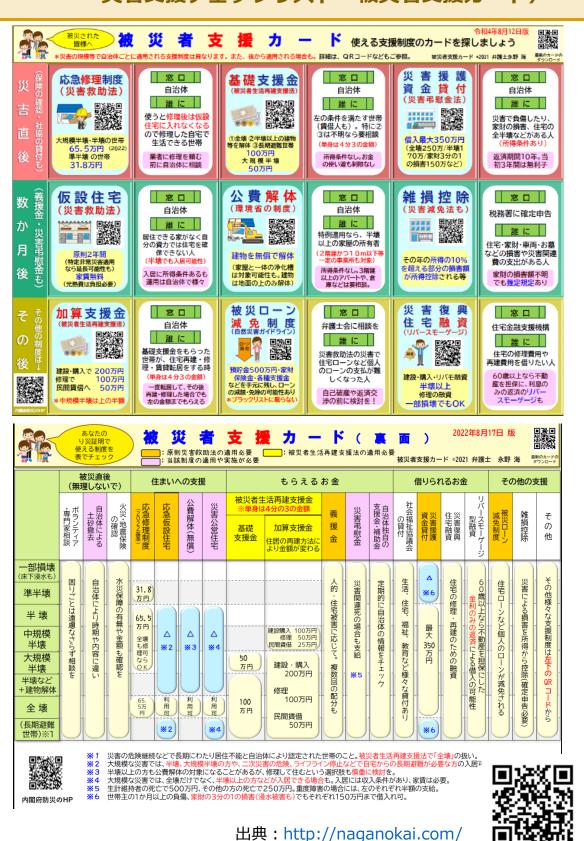
コラム13:被災者支援制度の紹介に活用できる資料の例(被 災者支援チェックリスト・被災者支援カード)

- 「被災者支援チェックリスト」は、被災者が利用できる支援制度を整理し、わかりやすくまとめたものである。弁護士の永野海氏が作成し、HP (http://naganokai.com/) で公表されており、被災者は自由に活用でき、後述の被災者支援カード同様、自治体による配布や活用の例もある。
- 被災者支援チェックリストは、金銭支援、住宅修理・再建、仮設住宅、ローン、 教育支援、雇用・事業、税金・保険料の減免といった課題ごとに支援制度を解 説している。折りたたむことで携帯しやすいサイズとなっている。



- 「被災者支援カード」は、ボードゲーム形式で支援制度の活用を学ぶために作った「被災者生活再建カード」(コラム 15: p.154) を、被災地で、被災された方の生活再建、住宅再建にそのまま活用できるよう改良したもの。
- カード表面は、支援制度を9つにしぼり、それぞれの内容や使用できる人、条件などが詳しく説明されている。
- カード裏面は、罹災証明書の種類等と、活用できる支援制度の関係が表でまと められている。
- 支援者が支援の際に使用すること及びそのまま被災者に配布することの両方 が想定されている。

コラム13:被災者支援制度の紹介に活用できる資料の例(被 災者支援チェックリスト・被災者支援カード)



避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階

応急仮設住宅供与段階以降

(9) 継続的な支援の実施

基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントの特徴は、被災者の課題が解決するまで継続的に寄り そった支援を行うことにある。
- 被災者の自立・生活再建まで、訪問、見守り・相談支援等のアウトリーチによる課題の把握、ケース会議での支援方針の検討、適切な支援策へのつなぎを繰り返し実施する。
- 自立・生活再建の方向性については、被災者の意向を丁寧にくみ取り検討を行うこと。また、被災者の自立・生活再建に係る希望は変化するものであることを前提に、寄り添った支援を行う必要があることに留意する。

- ①住まいの再建が課題となる者と日常生活の自立性が課題となる者では、そのゴールも異なる。前者のゴールは恒久的な住まいの確保であり、後者のゴールは必要な社会福祉制度への利用につなげるなど、自立した生活のために必要な支援を受けられるよう平時の施策に軟着陸させることである。
- ②特に、住まいの再建については、被災者が利用できる行政の支援の締め切りや仮設住宅の供与期間といった外生的な再建の期限があることから、計画的に支援を実施することが大事である。なお、市町村が期限をコントロールできる場合には、その設定について配慮することが必要である。
- ③生活の再建の希望は、変化するものであることに加え、家族内においても異なる場合がある。世帯主の意見が世帯の意見であるとせず、家族全員の意向を丁寧に聞き取り、再建の方向性について合意が図れるよう継続的に寄り添って支援していくことで満足度の高い生活再建につながる。
- ④被災者の自立・生活再建にあたって、みなし仮設に入居している場合や発災前に 生活していた場所と異なる場所への転居に伴い、災害前の地域コミュニティが維 持できないことも想定される。被災者がコミュニティから孤立しないよう、自立・ 生活再建支援に併せてコミュニティ支援の活動も必要となる。

コラム14: コミュニティ単位での継続的支援の例

- 気仙沼市の只越地区は、東日本大震災で津波により海に近い住居が流出。
- 神戸まちづくり研究所が、只越地区復興協議会からアドバイザーの依頼を受け、津波浸水地域の高台移転を希望する多くの住民のために、具体的なまちづくりの進め方について支援を実施した。
- 具体的には、被災住民の世帯ごとの個別ヒアリングを実施し、地区の住民合意により、高台移転の具体的な復興計画に住民の意見を反映させ、最終的に住民の希望する土地に防災集団移転促進事業による宅地造成及び災害公営住宅を完成、住民の意向を反映させた住まいの再建ができたと評されている。
- 被災住民の個別ヒアリング及び毎月開催された協議会は、建築士と弁護士が同席し、住民の合意形成や住民と行政の橋渡しを行うなどの支援がなされた。
- 個別ヒアリングを経た住民の意向は変わらず、多くの被災者が途中離脱することなく生活再建を果たした等の成果があがっている。
- 地域のコミュニティ・つながりの維持、住民の意向を尊重した生活再建の観点 等から、コミュニティ単位での支援も重要である。





(10) 応急仮設住宅供与段階以降で地方公共団体が利用可能な支援メニュー

支援メニュー

く被災者見守り・相談支援等事業(厚生労働省社会・援護局)>

○目的:

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。

このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

○実施主体:

都道府県、市町村等(委託可)

- ○補助率:1/2
 - ※特定非常災害の場合

発災年度を含み3年 10/10、4~5年目を3/4、6年目以降 1/2

- ※R3年度~、自治体負担について特別交付税措置(地方負担額×0.8)
- ○事業実施期間:

災害救助法に基づく応急仮設の供与期間中

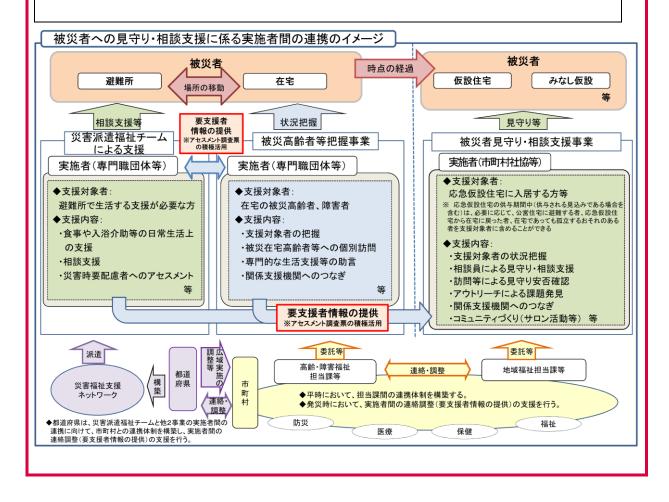
- ○実施内容:
 - (1) 被災者の見守り・相談支援等を行う事業
 - ア 応急仮設住宅への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ
 - イ 応急仮設住宅入居者の日常生活に関する相談支援、生活支援を行った上 で、必要に応じた関係支援機関へのつなぎ
 - ウ 応急仮設住宅入居者の日常生活の安定確保に資する情報提供
 - (2) 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業
 - ウ 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施
 - エ 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施
 - (3) その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業



支援メニュー

【通知】被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について (令和2年12月7日: 社援地発1207第1号等)

- ○被災者への見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて、以下の事業が実施されているところ。
 - ・災害派遣福祉チーム(DWAT)による避難所で生活する支援が必要な方の入 浴介助等の日常生活上の支援や、災害時要配慮者が抱える課題を解決するた めの相談支援等
 - ・「被災高齢者等把握事業」による、在宅で生活する高齢者、障害者へのケアマネジャー等の専門職による生活支援の助言等
 - ・「被災者見守り・相談支援等事業」による、応急仮設住宅に入居する方等への 見守りや相談支援等
- ○被災者の状況に応じて切れ目のない支援を実施するにあたっては、支援に関する情報共有など、各事業が十分な連携の下で実施されることが重要であることから、その留意事項について地方公共団体へ通知が発出されている。



第5章

災害ケースマネジメ ントの実施に係る個 人情報の取扱につい て 5.1 個人情報保護法制の概要

5.2 個人情報の利用・提供場面と本人同意

5.3 被災者台帳の作成・活用

5.4 参照先

第5章 災害ケースマネジメントの実施に係る個人情報の取扱に ついて

被災者一人ひとりの状況を把握し、課題やニーズに即した支援方策を検討・実施するためには、各種被災者支援制度の利用状況のほか、既往歴・障害・介護等の健康状況や、就労や収入・資産・債務等の経済状況等といった、被災者個々に関わる個人情報の適切な活用が効果的である。

また、被災者の支援にあたっては、地方公共団体の内部部局間の連携を密にするとともに、社会福祉協議会や NPO などの民間団体と連携しながら進めていくことが想定されるため、地方公共団体と民間団体間での被災者の個人情報のやりとりが発生する。

本章においては、災害ケースマネジメントの実施における個人情報の活用、取扱を 解説するほか、被災者本人から個人情報を取得する場面や、取得した個人情報を支援 関係者に提供する場面における留意点等を示す。各法令の規定の解釈や具体の運用等 については、各法令の通知やガイドライン等を参考にすること。

| 5.1 個人情報保護法制の概要

- ●地方公共団体の個人情報の取扱については、一般法としての「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)」のほか、同法以外の法令の規定が適用される場面があるため、各市町村においては、災害ケースマネジメントを実施する際にどのような取扱場面が生じるかを平時より想定し、発災後に混乱することがないよう、その際の各種法令上の取扱を確認しておく。
- 個人情報の取扱は、「保有」「利用」「提供」の場面で、それぞれ配慮が必要となる。
- ▶ 市町村が、個人情報を被災者から取得し保有するにあたっては、法令の定める 所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的をできる限り特 定しなければならない(個人情報保護法第61条第1項:個人情報の保有の制 限等)
- ▶ 各種支援制度利用申込書のように、被災者本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された本人の個人情報を取得するときは、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合等を除いては、予め本人に対しその利用目的を明示しなければならない(個人情報保護法第62条:利用目的の明示)
- ▶市町村の福祉部局が、平時の介護サービスの提供を利用目的(=当初の利用目的)として保有している要介護区分の情報を、発災後に支援方策を検討する目的(=当初の利用目的以外の目的)のために、同一の地方公共団体の機関(首長部局)の内部の防災部局で利用するときは、「利用目的以外の目的による利用」となるため、本人の同意を取得する等の検討が必要となる(個人情報保護法第69条第2項第1号又は第2号:利用及び提供の制限)
 - ※ただし、この場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する おそれがあると認められるときは、利用が認められないことに留意する必要が ある。
- ▶ 市町村の福祉部局が、平時の生活困窮世帯支援を利用目的(=当初の利用目的) として保有している世帯の情報を、発災後に、見守りをする社会福祉協議会等 の民間事業者に提供する場合、外部機関への「利用目的以外の目的による提供」 となるため、本人の同意を取得する等の検討が必要となる(個人情報保護法第 69条第2項第1号又は第4号:利用及び提供の制限)
 - ※ただし、この場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する おそれがあると認められるときは、提供が認められないことに留意する必要が ある。
- 取得した被災者の個人情報は、漏えい、滅失、毀損の防止等の適切な安全管理措置を講じる必要がある(個人情報保護法第66条第1項)。

5.2 個人情報の利用・提供場面と本人同意

● 利用目的の範囲内の個人情報の内部利用・外部提供

個人情報保護法上、個人情報を保有する際に、想定される地方公共団体の内部での利用及び民間事業者等の外部への提供を利用目的として特定しておくことで、当該内部利用又は外部提供が可能となる。

例えば、市町村職員が、発災直後に在宅避難者宅を個別訪問し、個人情報を取得する際に、「健康管理」のために、「市町村庁内のほか、地元の民生委員や他県から応援にきている保健師に提供する場合がある」と利用目的を特定し、本人に明示した上で取得すれば、その後、民生委員や保健師に提供する際に、本人同意は要しない。

● 利用目的以外の目的での個人情報の内部利用・外部提供

個人情報保護法上、個人情報を取得した際の当初の利用目的以外の目的のために、同一の地方公共団体の機関の内部で利用、又は外部へ提供する場合は、法令に基づく場合を除き、本人同意を取得するなど、個人情報保護法第69条第2項各号に該当する必要がある。ただし、この場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用及び提供が認められないことに留意する。

例えば、市町村の福祉部局が、要介護区分の情報を平時の介護サービスの提供のために利用することを利用目的(=当初の利用目的)として特定していた場合、発災後に、当該情報を見守り支援をする社会福祉協議会に提供することは、特定していた利用目的以外の目的での個人情報の提供となるため、提供のためには本人同意を得ることなどを検討する必要がある。

● 目的・提供先を含めた利用目的の明示

上記のとおり、地方公共団体の機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。) で個人情報を取得するときは、原則として利用目的を明示する必要がある。明示する内容は、利用する事務の内容、提供先等について、できるだけ具体的に特定することが求められる。

(例)

目的	生活相談、訪問活動、見守り活動、心のケア活動、サロン活動、 避難者の健康管理、自立・生活再建支援、情報発信 等
提供先	社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、地域包括支援センター等の支援関係機関、弁護士会等の士業団体 等

● 個人情報保護法上、利用目的以外の目的での個人情報の内部利用や外部提供については、本人同意に基づく場合のほか、例えば「本人が昏睡などの人事不省になり緊急に医療を受ける必要がある場合に本人の体質、血液型や既往症等の情報を市町村から医者に提供する場合」といった「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」にも提供が可能とされている。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用及び提供が認められないことに留意する必要がある。

利用目的・提供先の例① (熊本県八代市)

- ○災害名:令和2年7月豪雨
- ○取組内容:
 - 災害時に、市が委託した業者が、豪雨被災者のアセスメント調査を実施。調査票では、利用目的と提供先を明示し、同意を取得。

【調査票の例】

■調査の目的

この調査は一般財団法人ダイバーシティ研究所が八代市との協定により、令和2年7月豪雨で被害にあわれた皆さまの生活状況等をお聞きし、今後の復旧・復興を迅速かつ的確に進めるための基礎資料を作成することを目的として実施します。皆さまのご協力をよろしくお願いします。

- ■調査内容と個人情報の取り扱いについて
- 世帯情報、家屋状況、避難行動、健康や福祉、生活状況、今後の見通し、不安・心配ごと、をお聞きします
- 調査で得た個人情報は当調査の分析にのみ用い、他では使用しません
- 調査票および調査データは当法人および八代市が厳重に保管します
- 調査後、八代市からお問合せや訪問をさせていただく場合があります
- お答えいただいた内容は、個人情報保護条例等の範囲で、八代市や生活再建支援等を行う団体(社会福祉協議会等)と共有する場合があります
- 上記の内容について、調査委員から必要十分な説明を受けました
- 調査に同意・協力します

ご署名

出典:令和2年7月豪雨 八代市坂本町被災者アセスメント調査票(ダイバーシティ研究所)

利用目的・提供先の例② (佐賀県大町町)

- ○災害名:令和3年8月の大雨
- 〇取組内容:
 - ➤ 個別訪問の相談内容について、社会福祉協議会、NPO、災害支援を行う団体への情報提供の可否を確認する同意欄を調査票に設けた。ヒアリング時にその確認もしながら、個人情報に留意して対応。

	皆様からご提供いただいた個人情報や	ご相談内容については、	皆様との間の連絡のために利用させていただくほ	む、今後の生活再建に向けて
	よりよい支援活動を実施するために活	5用させていただきます。		
本人へ確認	支援の実施にあたり大町町をはじめ、	大町町社会福祉協議会、	各NPO等、災害支援に必要となる関係機関(者)	と情報共有することに同意し
※口頭確認	ます。			
		□ 同意する	□ 同意しない	

【調査票の例】

注: これらの事例は、改正個人情報保護法の施行(令和5年4月1日施行部分)前のものであることに注意。

く同意の取得や利用目的への理解を得るための留意点・工夫等>

● 利用目的以外の目的での個人情報の内部利用・外部提供にあたって本人の同意を 得る場合の留意点

同意の取得方法は、個人情報保護法上特段制限されていないが、同意の有無をめ ぐる紛争防止の観点から書面によることを原則としつつ、状況が切迫している場合 のみ口頭によることを認めるなど、同意を取得する内容や場面に応じて検討するこ と。

● 個人情報の利用目的について被災者の理解を得る工夫

被災者は災害により日頃とは異なる環境に置かれており慣れないことも多く、見守り活動のため等といっても、民間事業者等の外部に個人情報を提供することに理解が得られにくい場合が考えられる。このため、個人情報の取扱について被災者の理解を得やすい工夫を行うことが望ましい。

例えば、

- ▶ 民間事業者に委託を行う場合、市町村職員が、初回の訪問の際に、今後、見守り相談活動を行う事業者とともに伺い、支援活動の趣旨や内容を丁寧に被災者に説明する。
- ▶ その後、委託事業者が見守り相談活動を行う際も、当該事業者とわかるように、 腕章を付けたり、ポスティングするチラシ等にも、市章を印刷する等を行う。
- ▶ 初回訪問時に、利用目的への理解を得ることができない場合も、時間をおいて再 度訪問し、改めて趣旨等を説明する。

地方公共団体の取組事例

被災者の理解・同意を得やすい工夫事例 (岩手県岩泉町)

- ○災害名: 平成 28 年台風第 10 号
- ○取組内容:
 - ▶ 支援団体の岩泉よりそい・みらいネットの窓口が役場内にあったため、町職員が被災者宅への個別訪問に同行しやすかった。まず、町職員からよりそい・みらいネットの支援活動の目的や支援内容等を丁寧に説明した上で、その後、被災者から相談記録の受付シートの同意欄にて、同意を取得。

5.3 被災者台帳の作成・活用

- 市町村長は、災害対策基本法に基づき、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(以下「被災者台帳」という。)を作成することができる。
- 被災者台帳の活用は、支援漏れや手続の重複等の事態を防止し、公平な支援を効率的に実施することにつながり、災害ケースマネジメントの実施にも資するものである。例えば、被災者台帳を活用し、個々の被災者の支援制度の利用状況を把握した上で、支援制度を利用していない者に対して個別にその理由を確認するといった取組を行うことで支援漏れを防ぐことが可能である。
- 地方公共団体における被災者台帳の活用例として、以下のような取組が想定される。
 - ▶市町村庁内の各部局が持っている平時の福祉等の情報(要介護高齢者や障害者(児)等の情報)のほか、災害時の各種支援制度の受付状況や個別訪問時の調査票の調査結果等を基に、被災者台帳を作成し、被災者への支援漏れや手続きの重複等がないか確認するものとして活用
 - ▶ 発災後に、市町村庁内の関係部局から取り寄せた情報を基に被災者台帳を作成しておき、個別訪問調査を開始する際に、どの地区に何人の被災者がいるか、 重点的に訪問する必要がある人はだれかを把握するため活用
 - ▶ 被災者の再建状況等を記録した被災者台帳を作成し、本人の同意を得た上で、 その台帳に記載等された情報を、地域支え合いセンター等の支援拠点へ提供
- 被災者に関する情報を集約する方法や、支援関係者に提供する方法は、被災者台帳に限ったものではなく、各地方公共団体において工夫の上様々な手法が取られているが、災害対策基本法上の被災者台帳を作成する場合は、下記のような個人情報の取扱が可能となる。
 - ▶ 市町村が、被災者台帳の作成に必要な限度で、保有する被災者に関する情報を、 特定していた利用目的以外の目的で内部利用する
 - ▶被災者台帳を作成するために、市町村が、必要に応じて他の地方公共団体等に、 被災者に関する情報の提供を求める
 - ▶被災者台帳に記載又は記録された情報(以下「台帳情報」という。)の市町村内部での利用及び市町村外部への提供については、災害対策基本法で規定しており、
 - ・本人同意がある場合、
 - ・市町村内部で援護の実施に必要な限度で利用する場合、
 - ・義援金の支給に使用する場合など被災都道府県をはじめとする他の地方公 共団体が援護の実施に必要な限度で利用する場合

に可能である。

調査票の結果を活用して台帳を作成した事例 (佐賀県大町町)

- ○災害名:令和元年8月豪雨、令和3年8月の大雨
- ○取組内容:
 - ▶ 令和3年10月に、被害の状況、今後の生活再建意向、現在の生活環境と健康状況等を項目にしたアンケート調査票を作成し、個別訪問調査を実施。その調査結果を基に、被災者台帳を作成した。
 - ▶被災者台帳を活用し、住宅の応急修理や被災者生活再建支援金等の申請状況 などの情報を表計算ソフトにより作成し、手続きが未申請の方への連絡や住 環境の進捗状況、健康状態などを追記し、支援へつなげた。

複数のデータベースを活用し台帳を作成した事例 (愛媛県大洲市)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
 - ▶ 発災後、住家の被害認定調査・罹災証明書の交付・住宅の応急修理制度の受付状況、被災者の支援ニーズを把握するためのアンケート調査結果等について、各担当部署が別々のデータベースで管理していたため、被害が大きかった地域を中心に網羅的に訪問調査する際には、被災者台帳はなかった。その後、各データベースを統合する形で、被災者台帳を作成した。
 - ▶ 結合し作成した被災者台帳については、センター職員の訪問経過記録の入力 や各種被災者支援制度等の情報入力を行い、トリアージ判定に活用し、被災 者情報の可視化と行政との情報共有に活用した。

5.4 参照先

● 被災者台帳の作成等に関する実務指針(内閣府(防災担当)平成 29 年 3 月) https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/hisaisya_jitumuh ontai.pdf



● 個人情報保護法の各規定の解釈等については、個人情報保護委員会ウェブサイトで公表されている以下の資料を参照されたい。

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal



【行政機関等に係るガイドライン等】

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)
- ●個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)
- ●個人情報の保護に関する法律についてのQ&A (行政機関等編)

【個人情報取扱事業者等に係るガイドライン等】

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (外国にある第三者への提供編)
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編)
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (認定個人情報保護団体編)
- ●「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A

第6章

災害ケースマネジメ ント実施者の研修・ 支援について

- 6.1 災害ケースマネジメント実施者に対する 研修
 - 6.2 災害ケースマネジメント実施者に対す る相談体制
 - 6.3 災害ケースマネジメント実施者のメン タルケア

第6章 災害ケースマネジメント実施者の研修・支援について

災害ケースマネジメントの円滑な実施にあたっては、災害ケースマネジメントの実施を担う行政職員等に対する研修・支援が重要である。

平時から実施者への研修を実施し、災害時の対応に備えるほか、災害時に新たに雇用する等により災害ケースマネジメントを担うこととなる者に対しては、災害ケースマネジメントの実施と並行して研修を実施する。

また、災害ケースマネジメントは被災者に寄り添った支援を実施することから、災害ケースマネジメントの実施者自身のストレスにも留意し、必要に応じて心のケア等を実施することも必要である。

6.1 災害ケースマネジメント実施者に対する研修

(1) 研修の必要性

- 災害ケースマネジメントの実施にあたってはそれぞれの段階で異なる専門的知見が必要とされるほか、多くの関係者が連携して取り組むものであることから、調整や進捗管理といったマネジメントの観点からも事前に研修を実施することが望ましい。
- 研修は、災害ケースマネジメント全体を統括し、各取組の進捗を管理するためのものから、被災者との関係構築や状況を把握するための傾聴といったアウトリーチの実施に必要なものなど、それぞれの担い手に応じたメニューを用意し実施することが想定される。
- 研修は、担い手や必要とされる内容に応じ、市町村、都道府県、国がそれぞれの 観点から実施することが想定される。例えば、災害ケースマネジメントの運営全 体を担う行政職員向けの研修は、都道府県が実施し、個々のアウトリーチを担う 職員等に対する被災者との関係構築に関する研修は市町村が行うといった分担 が考えられる。

(2) 想定される研修の例

●各段階において必要とされるスキルと担い手の例は、以下のとおり。

災害ケースマネジメント全体を統括する者

▶ 災害ケースマネジメントの実施にあたって、全体を統括しマネジメントする。 このため、全体の流れや、多様な主体との連携、ケースマネジメントに携わる者の支援等、災害ケースマネジメント全般についての広い知識やスキルを 身につける必要がある。

想定される担い手:地方公共団体の災害ケースマネジメント担当管理職等

個別訪問等のアウトリーチの担い手

- ▶個別訪問等により支援が必要な被災者を発見し、それぞれの抱える課題を把握・分析し、必要な支援につなげる。このため、主に情報収集能力や被災者の課題を把握分析する能力が求められる。具体的には、被災者との信頼関係を構築する能力、被災者の状況を把握し、課題を適切に整理する能力等がこれにあたる。また、個別訪問従事者は、被災者と接し、直接的に課題を聞き取ることで大きなストレスにさらされることから、自身のメンタルヘルス等のケアについても研修が必要になることも想定される。
- ▶特に、信頼関係の構築は、被災者の状況を把握し、課題を引き出すために重要である。下記の①、②に示すような話し方・接し方の配慮に係る研修等を通じて、実際の支援の場で被災者との関係構築に資するスキルを身に着けておくことが望ましい。
 - ①被災者とのコミュニケーション

被災者とのコミュニケーションでは、生活再建を願うマインドが重要。他方で、実際の被災地での支援では、被災者への接し方や話し方に悩む支援者も多い。上手に表現するための技術も身に着けることで効果的なコミュニケーションの実施につながる。

コミュニケーションのテクニック例

言語的なテクニ	聴く技術(うなずき、あいづち、繰り返し、言い換え、要約、質問な
ック	ど)
	伝える技術(順序、方法、確認、説明、依頼など)
	共感する技術(共感的応答、内接的かかわり、励ましなど)
準言語的なテク	声のトーン、大きさ、話す速度、声の印象、抑揚、間など
ニック	
非言語的なテク	身振り・手振り、表情、目線、視線、姿勢、距離、座り方など
ニック	

大谷佳子著「対人援助の現場で使える聴く・伝える・共感する技術便利帳」をもとに作成

②被災者の気持ちを聴く

被災者は、被災した状況、避難生活における困りごと、今後の生活再建の見通しなど一人ひとり違いがある。他の被災者に配慮し、意向や不安、不満を言わずに我慢・遠慮している場合も多い。また、相談したいことがあってもだれに相談してよいかわからないため、何も言わない・言えない状況になりがちである。

このような状況において、被災者の自立・生活再建を進めるためには、 被災者の困りごとに気づいたり、声に耳を傾ける必要がある。

被災者に対して「何か困っていることはありませんか?」と聞いても、 見ず知らずの人にすぐに困っていることを伝える人は限られている。日常 的に挨拶や声がけをしながら、まずは顔を覚えてもらうことから始め、被 災者と一対一で話す際は、きちんと名前を名乗り、アウトリーチを実施し ていることを伝えるようにする。

被災者の気持ちを聴くためのポイント例

項目	対応例等
話しやすい雰	話しかけてきた相手に
囲気	・自分のやっていることの手をいったん止める
	・笑顔で相手を見る
	・同じ高さの目線で話を聴こうとする
先に挨拶する	・自分から先に挨拶する
	・声のトーンは明るく
	・作業の手はいったん止める
	・顔と体を相手に向ける
	・やさしい眼差しと表情を意識する
リラックスし	・挨拶のあとは、雑談でお互いの緊張をほぐす
てもらう	・相手を気遣う言葉や簡単な質問で、話を相手に向ける
	・質問するときは、はい・いいえで応えられるものを使う
積極的に聴く	・尋ねたいことがあっても、最後まで聴く
	・意見や助言は、話をひととおり聞いて必要性を判断する
	・すぐに自分の話を持ち出して話し手にならない
	・「でも」、「だけど」とすぐに反論しない
波長をあわせ	・相手の呼吸や話し方のペースにあわせる
る	・相手の仕草や動作、姿勢をさりげなく真似る

効果的なあい	・肯定的なあいづち「そうですね」「そう思います」「そのとおりで
づち	す」
	・中立的なあいづち「なるほど」「そうですか」「はい」「ええ」
感情表現を大	・うまく表現できない気持ちを受け止める
切にする	・感情表現を抑制したり、統御したりしない
	・感情をコントロールして、相手の感情に反応する

大谷佳子著「対人援助の現場で使える聴く・伝える・共感する技術便利帳」をもとに作成

想定される担い手:地域支え合いセンターの生活支援相談員、ケアマネジャー等の福祉関係者、民生委員・児童委員、シルバー人材等。 このほか、町内会役員や防災士等、被災者との信頼関係が 構築できる様々な主体が想定される。

長期的な相談・見守り支援等を担う相談員

▶ 継続的に支援が必要な被災者の伴走型支援を担う。情報収集能力、アセスメント能力に加え、被災者支援の方向性についても検討できることが求められる。このため、個別訪問従事者に求められるスキルに加え、自立・生活再建にあたって被災者が利用可能な支援策に関する知識や適切な支援策を検討する能力が求められる。なお、被災者が利用可能な支援メニューについては付属資料2参照。

想定される担い手:福祉担当部局職員、社会福祉協議会職員、ケアマネジャー、 生活困窮者自立相談支援機関の相談支援員等

災害ケースマネジメントケース会議の運営者

▶ 災害ケースマネジメントは、官民の多様な主体が連携して支援を実施する。 特にケース会議では、多くの関係者間で被災者に関する認識を共有し、それ ぞれの関係者が有する専門性に関しお互いの理解を深め、被災者の抱える課 題の解決に向けた議論を進める必要がある。このため、会議の進行をサポー トし、円滑な会議の進行ができるよう平時から研修を実施し、ファシリテー ションスキルを身につけておくことが望ましい。

想定される担い手: 地方公共団体の災害ケースマネジメント担当職員、包括的 支援の中核機関(重層的支援体制整備事業の多機関協働事 業の実施機関等)等

コラム15: 「被災者生活再建カード」の研修での活用

- ●「被災者生活再建カード」は、被災者が利用できる支援制度を整理し、わかり やすくまとめたものである。弁護士の永野海氏が作成し、HP (http://naganokai.com/)で公表されており、被災者は自由に活用できる。
- 被災者生活再建カードは、被災者が生活を再建するために必要な支援制度を具体的に検討するためのツールとして作成されており、支援制度の学習にも活用できるものである。HP 上で公表されている「ライフスタイル・住まいカード」とカードを並べるための台紙を併せて活用することで、個々の被災者の状況に合わせた支援制度の活用を検討することができる。
- 支援制度について、被災者の理解の促進を進めるとともに支援側の理解を促進することが重要であるが、被災者生活再建カードをつかったワークショップ等も開催されており、平時から災害ケースマネジメント関係者の研修にも活用できるものである。



出典: http://naganokai.com/



6.2 災害ケースマネジメント実施者に対する相談体制

- 多くの実施者にとって、平時から研修や支援制度の理解等をしていても、発災後の実践対応は経験がないことや、災害種別や被災規模等により、被災者数、被災者が置かれている状況が異なり、災害ごとに実施方針や支援方策を検討・判断する必要があることから、実際の災害対応では、事前研修ではカバーしきれない課題を実施者が抱えることも想定される。
- このため、災害ケースマネジメントの実施者に対する事前の研修に加え、実施者が抱える制度や手法等の疑問を相談することができる相談窓口の設置などの支援体制を整備することが望ましい。
- 具体的には、災害対応経験のある行政職員や災害ケースマネジメントに取り組んだ経験を有する地方公共団体、支援経験のある NPO、弁護士、学識者等と平時から協力関係を構築し、適宜アドバイスをもらえるような仕組みとしておくことなどが想定される。

コラム16: 弁護士や NPO が実施した支援者へのサポートの 例

<みやぎ被災者支援サポート弁護士(宮城県サポートセンター支援事務所と弁護士有志)>

- ○災害名:東日本大震災(平成23年)
 - 東日本大震災当時、支援者(NPO や相談員等)をサポートする仕組みが無かったため、宮城県サポートセンター支援事務所と有志の弁護士で協定を結び「みやぎ被災者支援サポート弁護士(サポ弁)」という相談窓口を創設。
 - 法テラスや弁護士会の相談は被災者本人に限られ、支援者が代わりに相談することは難しかった。そのため、サポ弁が、様々な法的課題を抱える被災者を支援する支援者からの相談等を受けられるようにした。
 - 相談をしやすくするために、まず、支援者から、電話・FAX で連絡をもらって、折り返しで弁護士から電話した。その結果、被災市町のサポートセンターの支援員、NPOやボランティアのみならず、地方公共団体職員、社会福祉協議会や地域包括支援センターの担当者からの相談も多く寄せられた。
 - 相談内容は、支援制度や住まいの再建に関する相談、原発事故対応、地方公共 団体職員や地域の支援者には立ち入りにくい家庭内の課題(債務整理、相続、 離婚、成年後見など)や地域コミュニティ支援など様々であった。弁護士だけ では解決できない課題は、他の専門家や支援者と連携して対応した。



6.3 災害ケースマネジメント実施者のメンタルケア

災害ケースマネジメントは、日頃からの訪問・相談支援業務等を通じて、直接被災者と向き合うことから、相談員等の災害ケースマネジメントの実施者への身体的なケアに加えメンタルケアが重要となるほか、直接被災者と接することのない実施者に対するケアについても配慮が必要である。

(1) メンタルケアの必要性

- ●発災後の相談支援等では、平時には想定されない多くの被災者への対応を要し、 また、相談業務に携わった経験がない職員が相談員として従事することも多くな ると想定される。
- 相談支援活動等は、被災者の自立・生活再建に向け、被災者が抱える様々な課題 を伺い、被災者に寄り添い、継続的に支援を実施することとなる。
- 相談員が円滑に相談業務を行うために、まずは、平時から研修を行うことが重要ではあるが、多くの相談員にとって、平時から訓練や支援制度の理解等をしていても、発災後の実践対応は慣れているものではなく、継続的に支援することにより、精神面に一定の負荷がかかるため、メンタルケアが必要になる。
- ●長期的な支援を実施するためには、相談員自身が悩み等を抱え込まないようにすることが重要である。相談員自身も被災者である場合も少なくないと考えられるところ、そのような場合には、より一層のケアの必要性が生じることに留意する。

(2) メンタルケアの実施内容

- ●地方公共団体や社会福祉協議会等の相談支援業務の実施者等は、常日頃より、相談員をはじめとした職員が業務面や健康面について相談しやすい環境作りを心がける。
- 精神面の専門的なケアとしては、臨床心理士等の専門家による定期的なカウンセリングなどを行うことが考えられる。
- カウンセリングの頻度は、その業務内容や地域の実情等により判断されるものであるが、カウンセリング受診の希望の相談等をしにくい相談員も一定数いることが想定されるため、相談員が希望をする場合のみではなく、定期的なカウンセリングの機会を設けることも検討する。
- ●相談しやすい環境作りとは、例えば、毎日、業務報告の機会を設けることや定期的な面談等を実施する等である。定期的な面談以外にも、相談員等の職員と接する中で悩みを抱えている兆候があった場合は、相談員等の職員に身近な職員がいれば状況等を確認し、必要に応じて相談員等の職員との相談の機会をもつなどの配慮を行う。
- ●地方公共団体や相談支援業務の受託者(社会福祉協議会等)が、日頃から付き合いのある臨床心理士等の専門家を有している場合は、その専門家に依頼することも想定される。

日々の活動の中でのメンタルケアの例 (広島県坂町)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
 - ▶ 地域支え合いセンター(社会福祉法人恩賜財団済生会へ委託)の職員が、訪問活動から帰ってきた際に、支え合いセンターの事務所内で、辛かったこと等を吐き出してもらうということを習慣化していた。
 - ▶ 訪問後に、訪問していない人と、当該職員が抱えている思い等を共有することで、当該職員自身の感じ方や視点を変えることができ、自然とメンタルケアにつながっていた。

専門的なメンタルケアの例① (愛媛県大洲市)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
 - ▶ メンタルケアとして、大洲市社会福祉協議会が普段から付き合いのある心理 士に依頼し、支え合いセンター職員の個別面談を年 1・2 回実施。
 - ▶ また、当初は相談業務に慣れず感情が不安定になる職員も多かったため、市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会がアドバイザー契約を結んでいる団体の支援を受けてヒアリング等を行い、職員の精神状態や、職員が上司になかなか相談できないことについても聞き取りを行った。このように、職員の状況を多方面から把握することに努め、職員の負担を軽減できるよう取り組んだ。その他、職員はメンタルケアの内容を含む研修会等にも参加した。





【県地域支え合いセンターでの研修会の様子】

専門的なメンタルケアの例②(佐賀県大町町)

- ○災害名:令和元年8月豪雨・令和3年8月の大雨
- ○取組内容:
 - ▶ 県精神保健福祉センターと連携を取りながら、町職員等のメンタルケアの取組も併せて実施した。
 - ▶ 具体的には、令和元年災害時は、個別相談等を実施するほか、町職員向け研修を実施した。令和3年災害時は、新型コロナウイルス感染症により研修会の開催ができなかったため、パンフレットの配布を実施した。
 - ▶個別相談は、県精神保健福祉センター職員を中心に来てもらったが、内容によっては、県精神保健福祉センター所長の精神科医や臨床心理士、保健師等にも対応してもらった。

日々のケア・専門的ケア・研修会等を組み合わせて実施した 例______

(北海道厚真町)

- ○災害名:平成30年北海道胆振東部地震
- ○取組内容:
 - ▶ 厚真町社会福祉協議会は、生活支援相談員(町社会福祉協議会職員)に対し 定期的に面談を行い、現在の業務内容と各自が取り組んでいることについ て、聞き取りを実施した。精神面のケアで大事なのは毎日の報告であること から、相談員が自分だけで抱え込まない状況を作るよう取り組んだ。
 - ▶また、町社会福祉協議会は、厚真町から定期的に臨床心理士を派遣してもらい、訪問を担当する生活支援相談員(町社会福祉協議会職員)の心の健康チェックを実施した。
 - ▶ その他、外部の専門家に依頼し、ストレスに関する研修会を実施した。



第7章

都道府県の役割

7.1 平時の都道府県の取組

7.2 災害時の都道府県の取組

第7章 都道府県の役割

災害対応の原則と同じく、被災者の自立・生活再建を支援する災害ケースマネジメントも市町村が主な実施主体として想定される。

他方で、市町村が災害ケースマネジメントを実施するにあたっては、都道府県による後方支援も重要である。例えば、平時において、都道府県が主体となって市町村の体制づくりや研修等の支援を実施するなど、市町村の実施体制の構築を促進するほか、発災後の災害ケースマネジメントの実施に際しては、都道府県が必要なアドバイスや人材派遣等の支援を行うといった支援が想定される。

広域的な災害が発生した場合の準備については第8章参照。

7.1 平時の都道府県の取組

(1) 都道府県レベルでの体制整備

● 災害ケースマネジメントに関連する被災者支援には、都道府県レベルでの連携体制の構築が求められるものもあり、都道府県が平時から取組を進める必要がある。例えば、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」の組成及び一般避難所への派遣は各都道府県が行うこととされているほか、都道府県社会福祉協議会や都道府県の災害中間支援組織等との連携体制の構築も都道府県の役割として挙げられる。

(2) 市町村向けの研修・人材育成の実施

- 災害時に市町村が災害ケースマネジメントを実施するためには、平時からの研修・人材育成を進めておくことが重要である。このため、これから災害ケースマネジメントの実施体制の検討や準備を行う市町村に対しては、都道府県が主体となって研修を実施すること等により市町村の取組を支援することが求められる。
- このように、これまで災害ケースマネジメントを実施したことがない市町村への 災害ケースマネジメントの浸透を図る場合は、市町村の担当者向けに、災害ケー スマネジメントの全体の流れや、多様な主体との連携、ケースマネジメントに携 わる者の支援等、災害ケースマネジメント全般についての広い知識やスキルにつ いての研修を行い、災害ケースマネジメントの担い手を育成する取組が必要とな る。研修の実施については第6章参照。

災害ケースマネジメントの推進に取り組む都道府県の例 (徳島県)

○取組内容:

- ▶ 徳島県では、県内での災害ケースマネジメントの取組を進めるため、「徳島 県災害ケースマネジメント推進協議会」を設置。
- ▶ また、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に 災害ケースマネジメントを位置づけている。
- ▶ 県や市町村、社会福祉協議会、士業(弁護士など)、NPO等が連携し、被災者から個々の被災状況・生活環境などの実情やニーズを聞き取り、様々な課題の解決に向けた支援制度等を提示する「災害ケースマネジメントを取り入れた訓練」や、市町村職員や自主防災組織等を対象に研修を実施している。



【災害ケースマネジメント の訓練の様子】



【市町村職員等の研修会の様子】

(3) 都道府県地域防災計画への位置づけ

- 都道府県における災害時の対応は、災害対策基本法第 40 条に規定するとおり、 都道府県知事が会長を務める都道府県防災会議が都道府県地域防災計画を作成 し、これに基づき実施されているところである。このため、地域防災計画に災害 ケースマネジメントに係る管内の市町村への支援を位置づけ、支援の実施根拠を 明らかにしておくことが望ましい。
- 国においては、防災基本計画に災害ケースマネジメントに関連する内容を位置づけており、被災者の自立・生活再建支援や被災者が容易に支援制度を知ることができる環境整備等を記載している。

【防災基本計画(抄)】

第2編 各災害に共通する対策編

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

国〔内閣府,厚生労働省〕及び地方公共団体は,被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう,見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに,被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(4) その他の制度等への位置づけ

都道府県地域防災計画に加え、都道府県地域福祉支援計画(社会福祉法第108条) に災害ケースマネジメントの取組を位置づけることや都道府県の災害対応に関連 する条例に災害ケースマネジメントに係る規定を設けることを検討することも想 定される。

地方公共団体の取組事例

災害ケースマネジメントを県の条例に位置付けている例① (鳥取県)

- ○災害名:平成28年鳥取県中部地震、令和3年7月の大雨
- ○取組内容:
 - ▶ 平成30年4月に条例に災害ケースマネジメントに関する規定を設け、恒久的な制度として位置づけた。
 - ◎鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例(抄) (被災者の生活復興支援体制の構築)
- 第25条の2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の 住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制 を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

災害ケースマネジメントを県の条例に位置付けている例② (徳島県)

- ○取組内容:
 - ▶ 令和4年7月に条例に災害ケースマネジメントに関する規定を設け、恒久的 な制度として位置付けた。
- ◎徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例(抄)第83条 (略)
- 2~4 (略)
- 5 県は、市町村その他の関係者と連携して、被災者の早期の生活再建を図るため、個々の被災者の被災状況、生活環境等に係る課題に総合的に対応する体制を構築するものとする。

7.2 災害時の都道府県の取組

災害が発生し、市町村が災害ケースマネジメントを実施するにあたっては、都道府 県はその実施が実効性をもって円滑に行われるよう後方支援やアドバイスを行うこ とが求められる。

(1) 災害時の都道府県の取組・市町村の支援

災害時における都道府県の取組や市町村の後方支援の例は、以下のとおり。

▶ 都道府県レベルでの情報共有会議(※)の実施等、NPO やボランティアとの連携の調整

災害時には、NPO やボランティアによる支援活動が実施されるところ、特に専門ボランティアの調整は災害中間支援組織を中心に県レベルで実施される場合もあり、情報共有会議等への参加、調整が必要。

※行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についての意見交換を行う会議

参照先: 防災における行政の NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック〜三者連携を目指して〜





URL:

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/pdf/h3004guidebook.pdf

> 災害ケースマネジメントの実施に係る人員派遣調整

小規模な市町村では、災害時に災害ケースマネジメントを担う職員を十分に 確保することができない場合も想定される。実情に応じて県職員の派遣、都道府 県内の地方公共団体間の職員派遣、他の都道府県からの応援要請等を検討する。

▶ 都道府県レベルでの災害ケースマネジメント情報連携会議の開催

都道府県は、市町村の実施する災害ケースマネジメントの支援及び市町村間の調整を担うことが求められる。このため、都道府県レベルにおいても、都道府県の関連部局、都道府県社会福祉協議会、都道府県レベルの士業団体、都道府県の災害中間支援組織等を構成員とする都道府県災害ケースマネジメント情報連携会議を開催し、市町村の災害ケースマネジメントの状況や都道府県の支援の方向性等、必要な情報連携を図ることが望ましい。

都道府県レベルの情報共有会議 (p.167 参照) が開催されている場合は、それぞれの会議の役割を明確化し、実施する必要がある。例えば、都道府県が被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援等事業を実施する場合は、その情報共有や連携を都道府県レベルでの災害ケースマネジメント情報連携会議で行うといったことが想定される。

> 仮設住宅の供与

災害救助法を適用し都道府県が救助を実施する場合における応急仮設住宅の 供与に関する連絡・調整を実施する。

参照先:災害救助事務取扱要領

URL:

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujo.html



▶ 災害ケースマネジメントの実施に活用できる事業の市町村への周知

厚生労働省の被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援等事業といった市町村が災害ケースマネジメントの実施にあたって活用できる事業について、 災害ケースマネジメントの実施を検討している市町村への周知・案内を徹底する。

> 都道府県による災害時の研修の実施

災害の規模によっては、都道府県が研修等を実施することで、市町村が個々に研修を実施する場合に比べ効率的になることも想定される。管内の市町村の状況に応じ、都道府県が一括で研修を実施することも検討する。

> 保健医療福祉調整本部との連携

災害時には、都道府県災害対策本部の下に、当該災害の対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部が設置される場合がある。保健医療福祉調整本部においては、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うこととされており、発災直後の災害ケースマネジメントの実施にあたっては、保健医療福祉調整本部との情報連携も重要である。

(2) 都道府県による実施

● 第7章の冒頭で述べたとおり、災害ケースマネジメントの実施主体としては、まず市町村が想定されるところであるが、都道府県が直接実施する場合も考えられる。地域の実情に応じ、都道府県が直接実施することについても検討する。

県が主体となった災害ケースマネジメントの実施例 (鳥取県)

- ○災害名:平成28年鳥取県中部地震
- ○取組内容:
 - ▶ 鳥取県中部地震では、建物の倒壊は少なかったが、一部損壊が 15,078 棟に上り、その後の被災者の生活再建が進んでいなかったことから、県が主体となり、鳥取県中部地震復興本部事務局と震災復興活動支援センター(公益財団法人とっとり県民活動活性化センターが受託)を中心に、個別訪問により被災世帯の状況を把握し、実態調査を基に関係機関によるケース会議で個々の生活復興プランを作成した上で、必要に応じて専門家を含む支援チームを派遣。
 - ▶ 平成 30 年 4 月には、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に災害 ケースマネジメントに関する規定を設けた。



【関係機関が参加したケース会議】



【被災者への個別訪問】

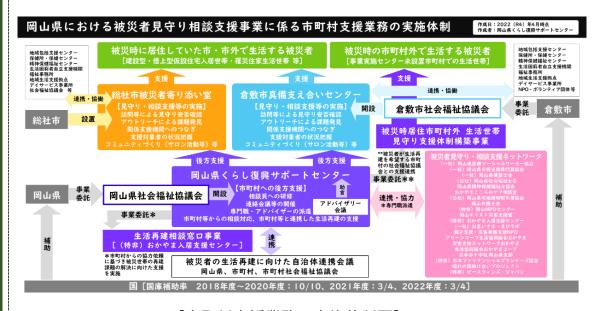
地方公共団体の取組事例 【生活復興プランの様式】 No. ①市町村名 ②地区名 生活復興プラン <個人情報> 男・女 生年月日 (大正・昭和・平成) 歳 住 所 電 話 番 号 (自宅·携帯) <家族情報> 家族構成 夫・妻・父・母・息子・娘・子・孫 (同居・独居) 場所(県外・県内) 関係性: 備 考: 住居情報 持ち家・借家 ブルーシート(有・無)/雨漏り(有・無) <その他> 大規模半線 ・ 半線 ・ 一部損譲 ・ 被害なし 罹災度 近隣との関わり方 親しい友人 (いる・ いない) 会う頻度: 定期訪問 (有・無) 相手: (車・タクシー・パス・自転車・その他 買い物へ行く場所 デイサービスの利用 (有・無) <相談内容> 【備考】 (困っていること・不安なこと・分からないこと等) 鳥取県中部地震復興本部事務局・震災復興活動支援センター 情報共有範囲 市役所・役場・その他 (専門家) 担当者:

被災者見守り・相談支援等事業を活用して、県が包括的・ 重層的に市町村支援を実施した例 (岡山県)

〇災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

〇取組内容:

- ▶ 岡山県では、平成30年7月豪雨の被災者の支援を実施するため、被災者見守り・相談支援等事業(以下「本事業」という。)に係る市町村支援業務を岡山県社会福祉協議会に委託し、岡山県くらし復興サポートセンター(以下「県センター」という。)を設置、総括生活支援員(市町村センターの生活支援相談員等を支援する役割)を配置した。
- ▶ 県センターが発災後早い段階から、災害ケースマネジメントを中心とした被 災者支援の必要性を市町村に伝え、被災者に近い市町村の強みと県域ならで はの強みを活かしながら、本事業と連動する形で、被災者の生活再建までを 含めた、市町村のサポートを実施した。
- ▶ 県センターの役割は、「単独の市町村では対応が難しい課題を抱える被災者や 支援者への支援体制を構築し、多様な分野の支援者等との連携・協働により 対応策を講じること」であった。そのため、総括支援員は、市町村が抱える 課題を、自ら出向くことにより発見し、課題解決のために必要な資源を調整 し、不足する資源は、県域の特性を活かして、分野横断的・業種横断的な連 携・協働によって創出し、具体的な事業化や制度改善に結びつけた。主な支 援例は、下記(1)~(8)。

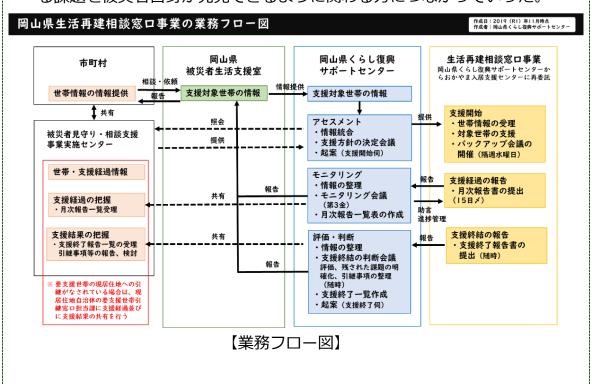


【市町村支援業務の実施体制図】

- ▶ 今回の災害では、生活圏域が重なっている市町村の被災が多かったため、具体的には、被災者が県内どこに住んでいても切れ目なく必要な支援を受けることができるように、
 - ・市町村センターの運営体制の整備促進
 - ・生活支援と生活再建の促進に必要な資源の創出
 - ・多分野・多業種の支援者間の相互理解の促進及び共通認識の形成によるネットワークの構築
 - ・支援従事者研修、メンタルヘルスケア

等を通して、市町村の被災者見守り・相談支援活動を後方から支援し、市町村におけるケースマネジメントを基盤とした被災者支援との連動性や相乗効果を高めるバックアップ機能を発揮した。

- ▶ 市町村の支援者からの相談にその場で対応できるように、県センターが市町村センターへ自ら出向いていく、アウトリーチを徹底した点が特徴的である。また、市町村や市町村センター主催の各種会議には毎回参加し、市町村センターの相談員等に対し、俯瞰的な視点で問いかける(例えば、「罹災住家生活世帯が気になる」という発言に、気になる内容とその数を把握しているか等)ことによって、被災者に対して、具体的な支援を提供することにつなげた。
- ▶ また、支援者への研修等を含めたサポートにおいて工夫した点は、相談員の経験が無い人が多かったので、支援方法といった技術や知識のインプットからではなく、支援者自らが自分の課題や悩みを見つけ、言葉で表現し、それを支援者間で共有することを第一に行い、その後、その制度的・学問的意味付け等を行うといったことを繰り返すことで、支援者自らが、経験を通してスキルアップできることを重要視した点である。これは、支援者が被災者と関わるときにも影響し、支援制度を単に紹介するのではなく、被災者が抱える課題を被災者自身が発見できるように関わる力につながっていった。



- ▶被災者の生活再建において、住まい確保は第一歩となるため、市町村の生活 支援相談員等が把握した住まい確保に関する市町村では対応が困難な課題に 対して、居住支援法人と連携して、住まい探しの具体化を後押しする仕組み を創り、住まい確保支援と本事業を連動させ、生活再建支援の相乗効果を図 った。
- ▶今回、市町村による事業の活用の有無、市町村の財政力や人員体制、地域の 社会資源の状況等に左右されずに、多様な分野の支援者との連携・協働により、重層的かつ包括的な支援を提供できた理由としては、県センターが研修 や会議を通して、支援フェーズごとの主な支援者との「目線合わせ」「相互理 解」「共通認識の形成」を実施し、連携・協働の基盤づくりをしてきたことが あげられる。
- (1) 市町村及び事業実施市町村センターへのアウトリーチと課題設定 センターへの訪問、各種会議への参加等を通じ市町村の支援者が抱えている 課題の対応策を協議、解決のための研修や会議等を企画した。
- (2) 市町村の事業実施体制整備の促進

訪問活動マニュアルの作成、アセスメントシート案の作成、災害ケースマネジメント実施等の生活再建支援に係る助言、視察(被災地等)及び勉強会を開催した。

(3) 支援者との関係性の構築

支援関係機関や全国の支援者への情報提供及び広報のために、県及び市町村の支援状況を伝える「くらし復興サポート通信」を発行し、県内外へ送付、被災者見守り相談支援ネットワークの形成につなげた。

(4)被災者の生活支援及び生活相談支援従事者への研修

市町村センター生活支援相談員、行政関係所管部門職員、社会福祉協議会職員、相談支援機関専門職、士業、NPO、ボランティア等の多分野・多業種を対象とした研修、包括的支援体制整備促進セミナー等を実施した。

(5)被災者の生活再建に向けた課題抽出や方策検討の会議

被災者の生活再建に向けた自治体連携会議、要支援世帯に係る市町村間連携会議及び事前支援調整会議、事業実施センター間連絡会議、災害時福祉支援体制の構築に向けた会議、被災者見守り・相談支援ネットワーク会議、被災者見守り・相談支援等事業実施センター機能の重層的支援体制に関する事業への移行検討会議等を実施した。会議という名称であるが、支援者自身が、実際のケースを基に、課題抽出等を通じて、自らができることはなにかといった支援方策を考える機会も兼ねており、また多分野・多職種の顔合わせの場になっていた。

(6) 生活支援及び生活再建支援における支援課題の解決促進

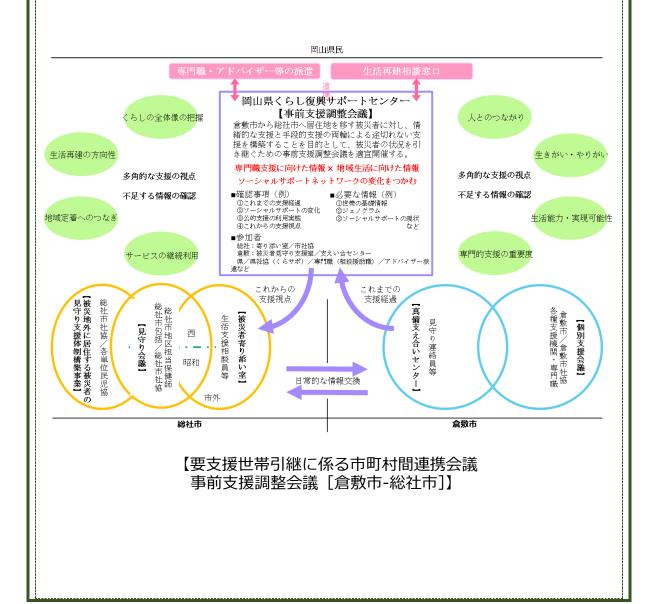
多分野・多業種のネットワーク形成、専門的課題等への対応に弁護士や司法 書士等の専門職をアドバイザーとして派遣した。

(7)生活支援及び生活再建支援に必要な仕組及び事業の構築

被災時居住市町村外生活世帯に対する初回訪問活動への専門職等同行事業、 現居住地における見守り体制構築事業、生活再建に課題を抱える世帯を対象 とした生活再建相談窓口事業等の主に被災時居住市町村外での生活再建世 帯に対する支援を事業化し、また、応急仮設住宅入居者への転居費用助成の うち引越に要する費用を、従来の後払いから被災者のニーズに応じて前払い 可とするなど、制度改善等による住まい確保支援との連携等を実施した。

(8) 市町村の支援者の支援

日々の活動における経験学習モデルを応用したリフレクションの徹底による「実践からの学び」により実践を改善する能力の向上と日々の業務への応用促進や、ケースカンファレンス等におけるファシリテーションの実施、個別面談やヒアリング等によるメンタルヘルスケア等を行い、市町村の支援者の支援を行った。



第8章

大規模広域災害の 発生に備えた 準備について

- 8.1 県内の市町村間の連携体制や近隣の都道 府県との連携体制の構築
 - 8.2 遠隔地からの応援体制の整備
 - 8.3 民間団体との連携

第8章 大規模広域災害の発生に備えた準備について

大規模な広域災害が発生した場合についても想定し、大規模な広域災害において災害ケースマネジメントを実施するために必要な管内の市町村間や都道府県間の連携体制の構築、人員の応援派遣等について準備しておくことが重要である。

8.1 管内の市町村間の連携体制や近隣の都道府県との連携体制の構築

- ●特定の都道府県において、大規模な災害が発生した場合には、当該地域における 人員の不足が想定されるため、管内の市町村間や近隣の都道府県との連携体制を 構築し、応援等を実施できる環境を整備することが重要である。
- 例えば、市町村相互応援協定を活用し、災害ケースマネジメントの実施に必要な 人員の確保を検討することが想定される。
- また、近隣の都道府県との連携として、被災市町村の被害認定調査業務や罹災証明書交付業務を他県職員が支援するといった取組が行われているところであるが、災害ケースマネジメントの実施にあたってもこのような連携体制が構築されることが望ましい。

8.2 遠隔地からの応援体制の整備

- さらなる大規模災害を想定した場合は、同時に被災することがない遠隔地の都道 府県との連携体制の構築が効果的である。
- 例えば、鳥取県と徳島県は、「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」 を締結しており、相互に広域避難を実施する際の避難者支援策について事前に検 討を進めることとされている。
- このような取組を参考に、災害ケースマネジメントの実施についても都道府県間で連携する取組を検討することが重要である。
- ●特に、これまで災害ケースマネジメントに取り組んだ経験のある市町村は、その 実施にあたってのノウハウを有しているため、そのノウハウを活かし、他の都道 府県で災害が発生した場合には、積極的に協力し、支援を実施することが期待される。

コラム17: 県外避難者への災害ケースマネジメントの実施例

- 愛知県被災者支援センターは、東日本大震災の広域避難者の受け入れに当たり、平成 23 年6月から愛知県が設置、認定 NPO 法人レスキューストックヤード等の NPO が委託を受け、官民連携の下、災害ケースマネジメントを実施し、被災者の自立・生活再建の支援を行ってきた。
- 愛知県被災者支援センターでは、パーソナルサポート支援チーム会議 (PS 会議。PS 会議の具体的な取組についてはコラム 2 p.24 参照。)を開催し、支援センターと弁護士、司法書士、臨床心理士、医療関係者、多文化ソーシャルワーカー、コープあいち、研究者等の主体を中心に、様々な支援主体が関わっており、それぞれの主体が自らの強みを活かし参画することで、法的支援、心の支援、多文化支援、医療・健康支援、行政相談等といった多様な支援を実施できる体制を整備している。
- 愛知県被災者支援センターでは、飛島村やコープあいち等の協力による米の全戸配布(年2回)および、保健師や臨床心理士等が同行する全戸個別訪問により、避難者一人ひとりとの信頼関係を構築しながら生活実態を確認。高齢独居、母子避難、ひとり親、障がい、多文化ルーツ、生活困窮など、個々が抱える課題を把握した情報をもとに、緊急性のある課題を抱え、行政・専門家などとの連携支援が必要な要支援世帯に対しての個別支援を実施している。



【パーソナルサポート支援チーム会議の様子】



【個別支援のための研修会の様子】





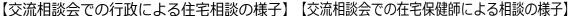
【全戸訪問のための専門家等事前オリエンテーションの様子】

コラム17: 県外避難者への災害ケースマネジメントの実施例

<事例>

- 避難先で家族と疎遠になり、借家でアルコール依存症に陥った高齢独居女性の 事例では、衰弱している状況を見守り訪問ボランティアが発見。支援センター 職員(コミュニティソーシャルワーカー)が保健師と訪問し、緊急入院の支援 を実施。急性期を脱したところで、本人や家族、市福祉事務所、医療ソーシャ ルワーカー、支援センターが今後の生活の場について検討。高齢者施設への入 所を本人が希望し、転居の際には市社会福祉協議会職員も引っ越しを手伝っ た。
- 原発事故帰還困難区域から夫婦で避難し、夫の死後、生活困窮に陥った高齢女 性の事例では、「お金を貸して欲しい」と連絡が入るようになり、行政と実態確 認をして生活保護受給につなげた。その後も「お金がない」と訴えることが続 いたため、住民票のある避難元行政にも連絡しつつ、市福祉課と地域包括支援 センターを交えて検討。認知力低下の影響で金銭管理に支障がでていること、 買い物や通院等にも問題が見受けられるため、地域で高齢者介護予防活動をし ている NPO の協力も得て、地域の見守りの目を増やして対応している。
- 愛知県被災者支援センターの特色として多文化支援が挙げられる。愛知県は、 三大都市圏の名古屋市を有し、外国人人口が全国で2番目に多いことからも、 ①愛知県に親族や知人がいた、②就労の機会を理由に、海外出身者とその家族 が 30 世帯ほど避難した。避難後数年間は音信不通で安否確認できなかったフ ィリピンルーツ世帯の事例では、多文化支援 NPO の協力を得て、母語であるタ ガログ語の通訳と同行訪問し、日本語が殆ど理解できないこと、妻が大病を患 っている等の課題を把握。以降、毎年行政や通訳と個別訪問を行い、行政サー ビスや地域の市民活動団体等の支援を紹介した。地域の多文化支援団体ともつ ながり、日常の見守り体制が強化された。多文化ソーシャルワーカーから多文 化に理解のある医療ソーシャルワーカーの紹介を受け、本人に寄り添った通院 支援も受けられるようになった。







8.3 民間団体との連携

- 大規模広域災害の場合には、被災した都道府県管外を拠点とする士業団体や NPO 等の民間団体から支援を受けることも想定される。平時から大規模災害時の全国 の民間団体からの受援を想定し、情報共有等の連携方法を検討しておくことが望 ましい。
- 一部の都道府県においては、災害時に NPO 等の多様な民間団体の活動の調整を 行う災害中間支援組織が活動している。他地域の NPO 等からの支援を受ける場 合には、地域内の NPO 等の調整を行っている災害中間支援組織との連携を検討 することも考えられる。

コラム18: 災害中間支援組織との連携

- 令和4年12月末時点で、19の都道府県域において、災害中間支援組織が活動 している。
- 例えば、佐賀県の佐賀災害支援プラットフォーム(SPF)は、令和3年8月豪 雨の際に、コロナ禍の中での被災であったことから、県内外の支援団体に活動 のガイドラインを示し、ガイドラインに沿って支援団体の面談を実施。活動期 間やエリア、専門分野等を把握し、定期報告を受ける仕組みを設けることで、 住民と支援者の双方が安心して依頼、支援活動を行うことができる体制を構築 した。

災害中間支援組織の活動状況



- 災害中間支援組織はない都道府県

JVOAD資料を基に内閣府にて作成

現在活動中の災害中間支援組織

北海道 北の国災害サポートチーム

岩手県 いわてNPO災害支援ネットワーク(INDS)

埼玉県 埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」

災害支援ネットワークちば(CVOAD)

東京都 東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議 神奈川県 災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわ(みんかな)

長野県災害時支援ネットワーク(N-net) **長野児**

南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会 静岡県

/静岡県災害ボランティア本部・情報センター

三重県 みえ災害ボランティア支援センター

京都府 京都府災害ボランティアセンター、災害時連携NPO等ネットワーク

おおさか災害支援ネットワーク 大阪府

兵庫県 災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議

奈良県 奈良防災プラットフォーム連絡会

岡山県 災害支援ネットワークおかやま/NPO法人岡山NPOセンター

災害支援ひろしまネットワーク会議 広島県

災害支援ふくおか広域ネットワーク(Fネット) 福岡県

佐賀県 佐賀災害支援プラットフォーム

能太県 特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク

宮崎県 特定非営利活動法人宮崎文化本舗

第9章

災害ケースマネジメ ントの評価と改善 (次の災害への備 え) 9.1 評価の必要性

9.2 評価と改善の例

9.3 平時の取組への反映

第9章 災害ケースマネジメントの評価と改善(次の災害への備え)

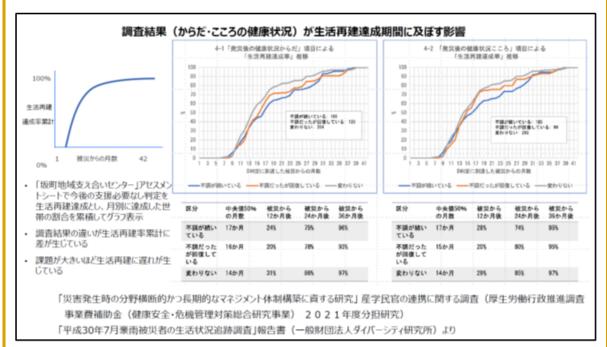
災害ケースマネジメントの実施が一定程度終了した段階で、取組の振り返りを実施し、取組の評価・改善策を検討することで、今後の災害での災害ケースマネジメントの実施に備えることが重要である。

9.1 評価の必要性

- 近年、災害が頻発化・激甚化していることを鑑みれば、被災した地方公共団体が 再び被災することも想定される。実際に、豪雨災害の数年後に再び豪雨災害が発生した地方公共団体の例もある。このため、災害ケースマネジメントを実施した 地方公共団体において、取組の振り返りを行い、明らかになった改善点を平時からの取組に反映させ、次の災害に備えることが重要である。
- 災害ケースマネジメントを実施したことで、NPO 等とのつながりの構築や平時の施策との連携に関するノウハウが深まると考えられる。得られた知識やノウハウを平時の取組に活かすことで、今後災害が発生し、再度災害ケースマネジメントを行う場合において、より効果的、効率的な実施が期待できる。

コラム19: 数年後にフォローアップを行い、アセスメント調査の判定等が適切であったかを検証した例

- 一般財団法人ダイバーシティ研究所では、平成 30 年 7 月豪雨の際に、広島県 坂町の委託により、発災直後に、坂町の被災者のアセスメント調査を行った。
- アセスメント調査手法等の研究のため、3年後にフォローアップ調査を実施した。



【調査結果の概要】

出典:ダイバーシティ研究所

9.2 評価と改善の例

● 想定される事例と当該事例における評価と改善方法の例を挙げる。

▶事例:支え合いセンターの設置に半年かかり、被災者の自立・生活再建にあたっての状況の把握、課題の抽出・整理が遅れた。

評価:アウトリーチの時期が適切であったか。

改善: 各災害種別や被害規模の際に、アウトリーチがどの段階から必要かを検討。段階ごとに、アウトリーチの目的(発災直後であれば、緊急の課題を抱えている人を把握する等。)、体制(支えあいセンター、行政職員、民生委員等)等を想定し、各支援関係者と準備をしておく。

▶事例:1年近くたって訪問した世帯が大きな課題を抱えていた。

評価:個別訪問において、被災者が置かれている状況を適切に把握できる 訪問体制になっていたか。

改善: 訪問すべき世帯の優先順位付けを実施する。アセスメント調査表等の調査項目を見直す。

▶事例:支援関係者の間で、被災者に関する情報が適切に共有できなかった。 評価:被災者に関する情報を適切に収集・整理し、支援が必要な者を把握 した上で、必要な関係者に提供できていたか。

改善: 被災者台帳をはじめとした、被災者に関する情報を集約するツールの整備。情報の共有範囲の設定。各種関係法令等の確認。

▶事例:仮設住宅入居者の地域コミュニティとのつなぎに課題。

評価:支援制度の利用状況等のみではなく、被災者がコミュニティとの繋がり等も構築できるよう支援できていたか。

かり寺も構築できるよう支援できていたが。 改善: 平時から地域コミュニティの繋がり作りに貢献している民生委員

等: 平時から地域コミューディの素がり作りに貢献している民主委員 等も、支援関係者として想定し、日ごろから顔が見える関係を築い ておく。

▶ 事例:発災後にどのような被災者支援をするか決まっていなかった。庁内 の役割分担がうまくできておらず、また共通認識も持てていなかっ た。職員が被災し、少人数で役割をこなすしかなかった。

評価: 事前に庁内の役割分担は決めていたか(どの具体度合まできめていたのか)。実際の対応とどういう乖離があったのか。

改善: 地域防災計画等の各種計画類や庁内の所掌事務等の見直し、庁内での訓練・研修の実施、発災後に庁内全体で共通認識を持つ場を設ける。被災者支援を統括するマネジャーを配置する。

アウトリーチの時期についての振り返りと対応例 (熊本県内市町村)

- ○災害名:平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨
- ○振り返りによる課題・教訓:
 - ▶ 熊本地震の際は、地域支え合いセンターをどのように設置し何の役割を担う かが決まっておらず、県・市町村・県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議 会との間での調整に時間を要し、一番早い地域でも、地域支え合いセンター の設置に半年かかった。そのため、特に、自ら声をあげることができない被 災者への早期の対応・支援に課題を残した。
- ○振り返り後の対応:
 - ▶ 令和2年7月豪雨では、熊本地震の教訓を生かし、発災直後から、県・市町村・県社会福祉協議会・県内市町村社会福祉協議会が連携し、支え合いセンターが必要な市町村では、それぞれ約3か月以内に設置し、被災者への訪問活動をより早期に開始できた。

関係者間での情報共有についての振り返りと対応例 (岩手県盛岡市)

- ○災害名:東日本大震災(平成23年)
- ○振り返りによる課題・教訓:
 - ▶ 盛岡市は、それほど被害が甚大ではなかったこともあり、宮城県や福島県等からの広域避難者が避難していた。広域避難者が、賃貸型応急住宅、公営住宅等へ入居するケースが急増したため、当該広域避難者を対象とした支援事業の拠点として、2011年7月に、復興支援センターを開所し支援を開始した(運営は一般社団法人へ委託)。
 - ▶ 支援開始当初(平成 23 年 7 月)は、被災者に関するケース記録等がデータベース化されておらず、盛岡市担当者と復興支援センターとの間の情報共有に課題があった。
- ○振り返り後の対応:
 - ▶ 表計算ソフトによるデータ管理が限界となったことから、震災から7年が経過したタイミングで、データベース管理ソフト「Microsoft Office Access」を使って職員がシステムを構築。活用可能なデータベース化がされ、行政等への分析情報などの提供がスムーズになった。

庁内全体の認識共有についての振り返りと対応例 (新潟県村上市)

- ○災害名:令和4年8月3日からの大雨
- ○振り返りによる課題・教訓:
 - ▶ 災害ボランティアセンターを閉鎖し、10月1日から見守り支援センターを 設置。被災者の生活再建に向け、幅広い分野での対応が求められることから、 福祉部局だけでなく、全庁的に事業の理解と共通の認識を図る必要があっ た。
- ○振り返り後の対応:
 - ▶ 発災後の支え合いセンター等の役割を、全庁的に理解してもらい、支え合いセンターが把握した課題を適切な部署等につなぐことができるように、市社会福祉協議会および同時に被災した関川村・村社会福祉協議会との合同による全体研修会を支え合いセンター開始の2週間後に開催。研修会には、各部局から最低1人は出席した。また、県社会福祉協議会にも参加を呼びかけた。

平時からの体制整備についての振り返りと対応例 (鳥取県)

- ○災害名:平成28年鳥取県中部地震、令和3年7月の大雨
- ○振り返りによる課題・教訓:
 - ▶ 鳥取県中部地震(平成 28 年 10 月)の際に設置した「震災復興活動支援センター」では、当初、地域コミュニティ全体への支援事業等は行っていたが、設置後1年間は個別訪問等による被災者の状況把握や相談支援等は行っていなかった。
 - ▶発災後1年半が経過しても、家屋修繕が進まない世帯が一定程度残っていた ことなどを踏まえ、平成30年4月以降、専門の支援チームを設けるなど、 県主導により市町や社会福祉協議会と連携し、個別訪問や相談支援等を開始 した。
- ○振り返り後の対応:
 - ▶ 鳥取県中部地震の際に実践した災害ケースマネジメントによる被災者支援の仕組みを全県に展開するため、令和3年4月、県は災害福祉支援センター(※)を設立。県災害福祉支援センターには、県中部地震で災害ケースマネジメントを中心的に実践した者を中核に据えて、県の防災、福祉部局とともに、市町村の防災、福祉部局等に対して、それぞれの自治体に応じた災害ケースマネジメントに取り組めるよう、意見交換等を実施。
 - ▶ その最中の令和3年7月、三朝町は、大雨による被害を受けたが、被災者への個別訪問やケース会議を実施したほか、町独自の支援策を創設するなど、災害ケースマネジメントによる被災者支援を行うことができた。

- ▶ また県中部地震の被災者支援のため、県が専門士業 4 団体(鳥取県弁護士会、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、鳥取県建築士会、鳥取県宅地建物取引業協会)と締結していた生活復興支援に関する協定を、令和3年12月に全県の被災者を対象とした協定にバージョンアップした。
- ▶ 令和4年10月には、県や市町村、県社会福祉協議会、専門士業団体等で構成する「鳥取県災害ケースマネジメント協議会」を設立し、協議会を通じて平時からの関係機関連携や災害時の実施手順の確認等を行うことにより、県が一丸となって災害ケースマネジメントに取り組む体制を構築した。

※鳥取県災害福祉支援センター:

災害時に備えた平時からの福祉支援活動の体制強化、災害派遣福祉チーム (DWAT) の事務局機能、災害ケースマネジメントの普及・啓発を目的として、 県社会福祉協議会内に設置された組織。



【専門士業団体との協定締結式】 (令和3年12月)



【鳥取県災害ケースマネジメント 協議会設立総会】 (令和4年10月)

災害ボランティアセンターの設置準備についての振り返り と対応例

(熊本県内市町村)

- ○災害名:令和2年7月豪雨
- ○振り返りによる課題・教訓:
 - ▶ 災害ボランティアセンターの設置場所は、被害が無かった地域の中から、広いスペースを確保でき、かつ避難所ではない場所又は仮設住宅予定地ではない場所とする必要がある。
 - ▶ 災害ボランティアセンターをスムーズに稼働させるためには、どこに開設するか事前に検討しておく必要があるが、令和2年7月豪雨時は、事前に検討できていなかった市町村が多く、設置場所の選定に手間取る場合があった。
- ○振り返り後の対応:
 - ▶ R2.7 豪雨から、災害ボランティアセンターの費用の一部が災害救助費の対象となったが、その条件として、発災後、市町村と災害ボランティアセンターの運営を担う社会福祉協議会等が委託契約を行う必要がある。このため、次の災害への備えとして、発災後の速やかな委託契約や災害ボランティアセンターの円滑な設置運営を目的とした、市町村と社会福祉協議会等の災害ボランティアセンター設置運営に関する協定締結を促進。県も自ら県内市町村を訪問し、積極的に働きかけを行った。令和4年10月時点で、全45市町村のうち、8割の地方公共団体で協定締結済みとなり、その協定の中で災害ボランティアセンター設置場所についても記載されている。



【熊本県内市町村の災害ボランティアセンターの様子】

9.3 平時の取組への反映

● 実施した災害ケースマネジメントの評価結果を踏まえ、改善を検討すべき平時の 取組の例は以下のとおり。

▶ 地域防災計画への反映

評価を踏まえ、災害ケースマネジメントの実施体制、実施方法等について 地域防災計画の記載事項の見直しや新たな記載事項を検討する。

▶ 平時の福祉施策とのシームレスな実施体制の整備

災害ケースマネジメントの実施により、災害時における福祉的な支援の実施についてもノウハウが蓄積されると考えられる。このため、平時の福祉施策の体制を活かした災害時の支援を検討する。例えば、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業において平時の取組を行いつつ、災害時における支援を想定した体制整備を行うことが考えられる。

加えて、災害ケースマネジメントの実施により得られた知見、枠組を、重層的支援体制整備事業等の平時の福祉施策の実施に活かすことも考えられる。

▶ NPO 等との顔の見える関係の維持

災害ケースマネジメントの実施により、NPO 等の連携体制の構築が進んでいると想定される。構築された関係を維持し、市町村において担当者が変わった場合であっても円滑な連携ができるよう、事前に連携協定を締結するほか、定期的な情報交換や意見交換の実施などに努めることが想定される。

> 平時の研修内容への反映等

災害ケースマネジメントの実施により、地方公共団体ごとに、地域の実情に応じた実施体制、手法がある程度確立していると考えられることから、そのノウハウを平時の研修内容に取り込み、平時の研修についても地域の実情に合わせたものに改善していくことが考えられる。

また、将来、災害が発生した場合に、災害ケースマネジメントを実施した 担当者が残っていないという状況であっても、円滑に災害ケースマネジメントを実施できるよう、ノウハウを組織内で伝え、共有しておくことが重要である。

第10章

福祉施策による災害 ケースマネジメント の実施 10.1 平時の福祉施策による災害ケースマネジメントの実施

10.2 支援会議の枠組みを活用した災害ケースマネジメントケース会議の実施

平時の福祉施策を活用して災害ケース マネジメントを実施する場合の留意点 等

第10章 福祉施策による災害ケースマネジメントの実施

災害ケースマネジメントの実施による支援が必要な被災者の中には、被災による生活の困窮、病気の悪化、コミュニティからの孤立などにより福祉的な支援が必要となる方もいる。

災害に起因し福祉的な支援を必要とする被災者については、平時から福祉サービスを受ける被災者と同様に、平時の福祉サービスの枠組み・制度を活用して支援を実施することも考えられる。

平時と災害時の支援を同一の枠組みで実施することは、支援をシームレスに行うことができるという利点があるため、地方公共団体におかれては、平時の福祉施策の検討・実施の段階から、平時の枠組みを活用し災害ケースマネジメントを実施することについても積極的に検討されたい。

10.1 平時の福祉施策による災害ケースマネジメントの実施

- 平時において生活課題や福祉課題を抱える地域住民やその世帯に対する支援は、 抱える課題ごとに、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生 活困窮者自立支援法等を根拠とする事業により実施されているところ。
- また、社会福祉法第 106 条の 3 において、市町村は、様々な地域生活課題に対応するため、地域住民等及び支援関係機関が相互に協力し、それら地域生活課題の解決に資するための支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされている。
- 災害ケースマネジメントでは、被災者へのアウトリーチ、アセスメント等を通じて、各被災者の抱える課題を把握し、高齢者、障害者(児)、生活困窮者、子育て世帯等のうち「日常生活面の支援が必要」である者に対しては、その課題にあわせ、あるいは、複雑化・複合化した課題を抱える場合には支援機関等が連携して包括的な支援体制を構築した上で、寄り添った支援を実施するものである。この点で、災害ケースマネジメントによる支援と、社会福祉法第 106 条の3に基づく包括的な支援体制によって行われる支援については、その目的を一にするものである。
- 令和 2 年度の社会福祉法改正においては、市町村が包括的な支援体制を整備するために行うことができる事業として、新たに重層的支援体制整備事業が規定された。重層的支援体制整備事業では、地域包括支援センター、障害者の相談支援センター、子ども・子育てに関する利用者支援事業を行う機関、生活困窮者自立相談支援機関等が連携して、地域生活課題を抱える方への包括的な相談対応、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関の連絡調整等の便宜供与を行う等の支援を一体的に行うこととしている。
- 上記のように、各支援機関等が連携して様々な課題を抱える者やその世帯に対する支援を行う枠組みは、様々な課題を抱える被災者の支援の実施にあたっても有効な枠組みである。
- これら、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な支援体制の枠組みを利用して災害ケースマネジメントに取り組むことは、効率的・効果的な被災者支援に資するものである。また、平時の枠組みを活用して、災害ケースマネジメントに取り組むことで、平時と災害時の支援をシームレスに実施することが可能である。

災害ケースマネジメントの実施に係る各支援機関の例

	「ジスルに示るロ文及成例の方
被災者の支援ニーズ	対応機関の例 (関係法令)
子育て世帯への支援	母子健康包括支援センター (母子保健法)
高齢者への介護支援	地域包括支援センター (介護保険法)
障害者(児)の支援	基幹相談支援センター (障害者総合支援法)
生活困窮の支援	生活困窮者自立相談支援機関 (生活困窮者自立支援法)

福祉施策の枠組による被災者支援の実施例 (愛媛県宇和島市)

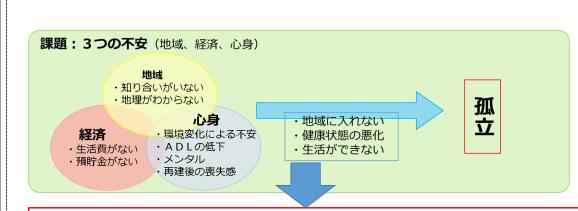
- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:

(総論)

- ➤ 愛媛県宇和島市は、平成 30 年 7 月豪雨により 13 名が死亡(災害関連死含む。)、住家は全壊 61 件、大規模半壊 116 件を含む 1,780 件が被害を受けた。
- ▶ 宇和島市では被災前の平成 29 年度から「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業を開始。平成 30 年度から令和 2 年度までは包括的支援体制整備事業、令和 3 年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでいる。
- ▶包括的支援体制整備事業の多機関協働事業で開催していた「相談支援包括化推進会議」の枠組みを活用した避難所でのアセスメントや重層的支援体制整備事業を活用した生活困窮者と被災者の支援の一体的な実施など、福祉施策の枠組みを活用した被災者支援を実施しているほか、今後の災害についてもこうした枠組みを活用すべく取組を行っている。

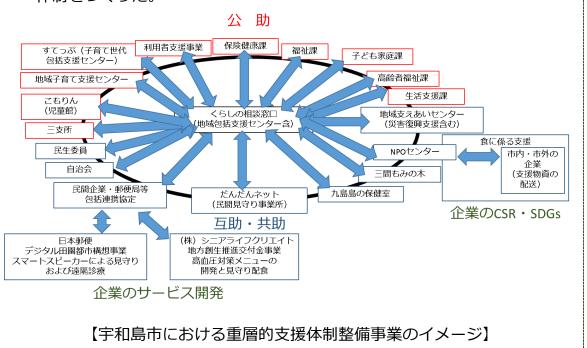
(取組の流れ)

- ▶ 発災後の避難所でのアセスメントに多機関協働事業で開催していた「相談支援包括化推進会議」を活用。被災状況や現在の生活について、深いアセスメントを実施し、住まい・生活に係るこまりごとを調査。継続的に寄りそった支援を実施することで、新たな住まいの確保・生活の再建を支援。
- ▶ 発災後の2か月間は、市保健師が県内保健師や外部団体と連携を取り、被害の大きかった吉田町全世帯の訪問を実施することで基礎データを把握。他方で、時間の経過によるニーズの変化を追えていなかったため、NPO、NGOとも連携し、継続的に訪問とアセスメントを実施。
- ▶ 被災から1年が経過し、支援制度の期限等が近づくなか、被災者の生活再建 を加速させるため、生活再建の問題について4類型に分け、それぞれワーキ ンググループを組織し支援のプランを強化。
- ▶ 圏域でのケア会議で災害をテーマに設定。介護支援専門員、社会福祉協議会、 担当保健師に加え、地域の病院、市の災害関連部局も参加。定期的に開催する中で、再び発生する災害に備え、平常時から取り組む必要があることを認識。
- ▶「新生活再建支援プログラム(終の棲家の確定)」により、仮設住宅等から退去し、被災者が新たな生活を始める中、新たな生活拠点で問題を抱えてしまう被災者がいたことから、生活再建後も、安心して暮らせるよう孤立リスクの高い被災者を中心に支援を実施し、地域とのつながりを確保。



目的:つながりを築き、再建後の孤立を防ぐ

- ▶ 発災から3年が経過し、近隣市では地域支え合いセンターの閉鎖が進む中、 宇和島市では被災した家屋が土砂災害特別区域(レッドゾーン)に存在し、 引き続き支援が必要であることや災害支援を通じて地域支え合いセンター が身につけた「寄り添い」の技術が、生活困窮や認知症への支援に活きることから、重層事業により運営を継続。
- ▶市役所内の体制においても、復興担当課から福祉部門に担当を移し、仮設住宅の生活再建に係るプランを生活困窮世帯の支援プランの一つとして、同の会議体(重層的支援会議)で支援することで、継続的な支援が可能となる体制をつくった。



発災後に福祉施策を活用:平時の福祉施策の支援関係機関等 と連携体制構築の例① (岡山県倉敷市)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
 - ▶ 発災直後の 2018 年 7 月 13 日~11 月 30 日にかけて、倉敷市保健師や岡山県介護支援専門員協会(ケアマネジャー等)が、真備地区内の全世帯に対して、個別訪問による健康面を中心とした状況把握を行った。

発災後に福祉施策を活用:平時の福祉施策の支援関係機関等と連携体制構築の例② (鳥取県)

- ○災害名:平成28年鳥取県中部地震
- ○取組内容:
 - ▶ 発災から1年半経過の平成30年4月以降、鳥取県中部地震復興本部事務局 と震災復興活動支援センターが、各市町や市町社会福祉協議会と連携し、個 別訪問を実施。
 - ▶ 複合的な課題を持つ世帯には、その課題にあわせた専門的な支援ができるよう、生活困窮者自立相談支援機関(市町社会福祉協議会が運営)、地域包括支援センター、とっとりひきこもり生活支援センターなどの支援団体の協力を得る体制を構築し、支援を実施した。

発災後に福祉施策を活用:平時の福祉施策の支援関係機関等 と連携体制構築の例③ (岡山県倉敷市)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
 - ▶ 倉敷市真備支え合いセンター(市社会福祉協議会に委託)には、当初から、 社会福祉法人めやす箱(生活困窮者自立相談支援事業を受託。)、社会福祉法 人リンク(真備地域生活支援センターを受託するほか、障害者支援関連事業 (児童発達支援事業、就労継続支援等)を実施。)の職員が常駐し、当該職員 が相談員として、障害者のいる世帯や就労・家計の不安を抱える世帯の個別 訪問等の対応にあたった。
 - ▶ 支え合いセンターの職員のみならず、このような職員が常駐することで、専門性が求められる支援にスムーズにつなぐことができた。

発災後に福祉施策を活用:平時の福祉施策への引継ぎの例① (北海道厚真町)

- ○災害名:平成30年北海道胆振東部地震
- ○取組内容:
 - ▶ 仮設住宅入居期間の終了時を一つの基準点と最初から考えていたので、アセスメントをした際に、「住まいの再建・日常生活支援世帯」の判断となった被災世帯については、出来る限り住宅再建の問題を早く解決して平時に引き継ぐと決めていたことが有効であった。
 - ▶ 生活支援相談員の活動に関しては、見守りの仕組みが続いているところもある。個人情報の取扱も生じてくるので、町では、重層的支援体制整備事業の枠組みを用いて構築予定。その中で、継続的に支援が必要な者をスクリーニングして、個人情報の取扱に同意する人には、重層的支援体制整備事業の中でアセスメントをしてプランを作り支援をするという体制に移行できればと考えている。
 - ▶ また、重層的支援体制整備事業への引継ぎをどのタイミングで行うかであるが、1カ月、2カ月、2年、3年後という時期によって引継ぎの意味が全く異なる。発災から時間が経過すると、発災由来の生活課題なのかという問題も出てくるので、このあたりも何かしら整理する指標や方向性の整理ができるとよいと考えている。

発災後に福祉施策を活用:平時の福祉施策への引継ぎの例② (宮城県仙台市)

- ○災害名:東日本大震災(平成23年)
- ○取組内容:
 - ▶ 災害公営住宅への被災者以外の入居が進んでいることや時間経過による状況の変化など、生活再建を目的とした従来の被災者支援制度の内容とは異なる場面が生じてきたことから、平時の施策として実施している地域コミュニティ活性化支援や個々の世帯の状況に応じた各種福祉施策への引継ぎを行ってきた。
 - ▶一方で、現在も主に心身の面で支援が必要な世帯が少なからず存在しているため、各区の保健福祉センターを中心に、被災者の健康支援や「仙台市震災後の心のケア行動指針(継続版)」に基づく被災者の心のケアに継続して取り組んでいる。
 - ▶ 引き継いでいく上で考慮したこととしては、最終的に平時の福祉に結びつけていくこと等について、たとえば市福祉部局など、あらかじめ WG メンバーの中で共通認識を持っていたことである。

発災後に福祉施策を活用:平時の福祉施策への引継ぎの例③ (愛媛県大洲市)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
 - ▶ 支え合いセンターの活動は、令和4年3月をもって終了したが、引き続き、 見守り等が必要と判断された世帯については、地域包括支援センター、生活 困窮者自立相談支援機関(運営主体は市社会福祉協議会)等が、個別世帯の 状況に応じて、支援を引き継いでいる。
 - ▶ 災害ケースマネジメントの実施関係者による情報共有や連携を図るための 連携会議の枠組は引き続き残し、支え合いセンターの活動終了後も、関係者 による情報共有等は行っている。

発災後に福祉施策を活用:平時の福祉施策への引継ぎの例④ (岩手県岩泉町)

- ○災害名: 平成 28 年台風第 10 号
- ○取組内容:
 - ▶ 発災をきっかけとして設置した何でも相談窓口は、建物被害だけでなく、災害を起因として健康、金銭、介護等様々な課題を抱えた世帯に対応する必要があるため、当初から対象者を限定していなかった。
 - ▶ 平時から様々な課題を抱えた世帯からの相談に対応するため、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業を活用し、社会資源のネットワークの構築に努めている。
 - ▶ 生活課題の解決に向けて、継続的な関わりが必要な世帯もあることから、地域や関係者がつながり続けることができるための支援について、ケース検討しながら体制構築をしている。

10.2 支援会議等の枠組みを活用した災害ケースマネジメントケース会議の実施

- 災害ケースマネジメントの実施にあたっては、4.1(6)、4.2(6)、4.3(6)等に記載のとおり、災害対応、福祉、就労、教育、住宅等関連部局ほか各種関係機関間で、被災者に関する情報共有や、連携して支援にあたるための支援方針の確認等を行うためのケース会議を適切に実施することが重要である。
- 一方、福祉関係各法においては、平時より、介護保険法に基づく地域ケア会議や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議など、関係機関間で対象者に関する情報共有や、支援方針の確認等を行うための会議体を組織できることとされており、そのような既存の会議体に、災害対応部局等が参加することにより、災害ケースマネジメントケース会議の機能を果たすことも考えられる。
- 特に、重層的支援体制整備事業を実施する市町村においては、社会福祉法に基づき、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うための会議(支援会議)を組織することができるとされている。
- 重層的支援体制整備事業を実施している市町村においては、対象者の属性等にかかわらず、この支援会議を活用し、本手引きにおける災害ケースマネジメントケース会議を実施することが可能である。
- その際、被災者は福祉的な課題に加え住宅の再建等、災害時特有の課題を併せてもつことも想定されることから、通常の支援会議等で想定されている支援関係機関のほかに、被災者の支援に関係する弁護士や建築士、NPOといった者も加える形でこの支援会議を実施することが想定される。
- その他、社会福祉法に基づく支援会議のほかに、活用できる既存の会議体は、以下のようなものがある。

対象者	既存の会議体 ※付は法律上の守秘義務あり
介護保険の被保険者	地域ケア会議※ (介護保険法)
生活困窮者	支援会議※ (生活困窮者自立支援法)
地域生活課題を抱える地域住民及びその 世帯	支援会議※ (社会福祉法)
要保護のこども	要保護児童対策地域協議会※ (児童福祉法)
障害者(児)	(自立支援)協議会 (障害者総合支援法)

10.2 支援会議等の枠組みを活用した災害ケースマネジメントケース会議の実施

- 重層的支援体制整備事業の支援会議の実施にあたっては、下記を参照すること。
- ▶ 重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル (厚生労働省 令和3年3 月31日)

https://www.mhlw.go.jp/content/tuuchi-sya0331-3.pdf



既存の福祉施策の会議体の活用の例 (鳥取県)

- ○災害名:平成28年鳥取県中部地震
- ○取組内容:
 - ▶ 複合的な課題で生活の復興が進まない世帯には、それぞれの課題にあわせた 支援が受けられるよう、行政(福祉課等)、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ひきこもり生活支援センター(NPO)などの支援関係機関の協力を 得ながら支援を実施した。
 - ▶ 多機関の連携による課題解決のための協議では、主に市町が主体となって生活困窮者自立支援法の「支援会議」を開催することで、個別の支援に必要な情報共有を図った。

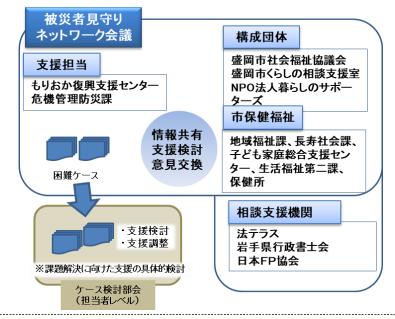
10.3 平時の福祉施策を活用して災害ケースマネジメントを実施する場合の留意点等

- 重層的支援体制整備事業等、平時から実施されている福祉関係の支援機関が、平時から実施されている福祉施策として被災者に対する支援を実施している場合であっても、災害ケースマネジメントの実施にあたっては、被災者の情報は、災害ケースマネジメントに携わっている関係者全体で共有しておくことが必要である。このため、例えば、災害ケースマネジメント情報連携会議等を活用し福祉事業関係者を含めた災害ケースマネジメントの関係者間で全体の実施状況を共有すること等を検討する。
- 福祉分野以外の課題が発生した場合等、社会福祉法の支援会議等の枠組みでの対応が難しい又は効果的でなくなったときは、災害ケースマネジメントケース会議で情報を共有、支援方策を検討すること等により、必要な支援につなげること等が必要である。
- 社会福祉法の支援会議等と災害ケースマネジメントケース会議を並行して設置する場合は、特に福祉的課題と住まいの課題の両方を抱える被災者をどのように取り扱うか、両会議間の情報連携をどのように行うか等を整理しておくこと等で円滑な支援が可能となると考えられる。
- また、社会福祉法の支援会議等を活用する場合であっても、あくまで災害ケースマネジメントの一部分として行われるものであり、災害ケースマネジメントの実施主体となる部局は、支援会議の実施状況等についても把握するなど、全体の管理を適切に行うことが求められる。

福祉事業関係者との情報共有の例 (岩手県盛岡市)

- ○災害名:東日本大震災(平成23年)
- ○取組内容:
 - ▶発災後に、個別のケースごとにその都度対応していたものに加え、平成 29年度以降、「もりおか被災者見守りネットワーク会議※」を開催し、盛岡市の各部署や生活困窮者自立支援機関等との間で、生活の困窮等の課題を抱える被災者に関し必要に応じて、支援困難事例の情報共有を行い、連携して対応。
 - ※もりおか被災者見守りネットワーク会議:

復興支援センターが主催し、市保健所、市地域福祉課、市長寿社会課、市生活福祉第二課、市子ども家庭総合支援センター、市くらしの相談支援室(生活困窮者自立相談支援機関)、市社会福祉協議会、NPO法人くらしのサポーターズ(生活困窮者支援団体)、市危機管理防災課が参加



第11章

災害ケースマネジメ ントの実施に係るデ ジタル技術の活用に ついて

- 11.1 災害ケースマネジメントにおける クラウド型被災者支援システムの活用
 - 11.2 その他のデジタル技術の活用の例

第11章 災害ケースマネジメントの実施に係るデジタル技術の 活用について

被災者支援システム等のデジタル技術を活用することで、個別訪問等で収集した被 災者の情報の管理・共有等を効果的・効率的に行うことが可能である。

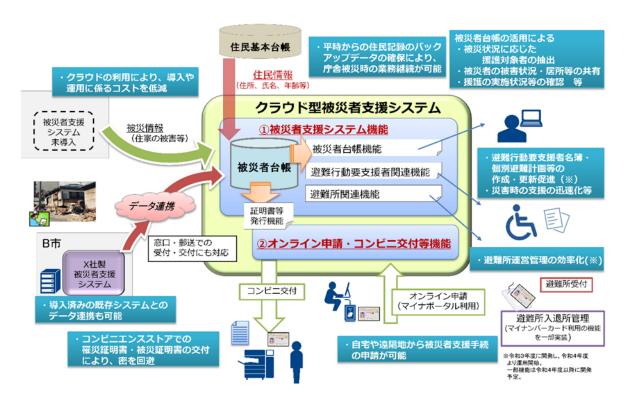
内閣府では、災害ケースマネジメントを初めとする被災者支援業務の迅速化・効率 化のため、地方公共団体の被災者支援に関するシステムとして、令和2年度から「ク ラウド型被災者支援システム」の開発に取り組んできたところであり、令和4年度か ら地方公共団体情報システム機構(J-LIS)により本システムの運用が行われている。

災害ケースマネジメントの実施にあたっては、このようなシステム等のデジタル技術を積極的に活用いただきたい。

11.1 災害ケースマネジメントにおけるクラウド型被災者支援システムの活用

(1) クラウド型被災者支援システムの概要

- クラウド型被災者支援システムは住民基本台帳から住民情報を取り込むことにより、簡易かつ迅速に被災者台帳の作成を可能とし、被災状況に応じた援護の必要な被災者の抽出や、援護の実施状況等の確認ができるほか、地方公共団体の福祉システムから出力された、要介護状態区分等の情報を取り込むことで、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成することができる。
- また、マイナンバーカードを活用して、罹災証明書や被災者生活再建支援金、災害弔慰金等のオンライン申請や、全国のコンビ二等での罹災証明書等の交付を行うことも可能である。



【クラウド型被災者支援システムの概要図】

(2) 避難行動要支援者関連機能

- 避難行動要支援者関連機能では、避難行動要支援者名簿の作成や更新に必要な避難行動要支援者に関する様々な情報を入力・蓄積でき、支援に必要な情報を一元管理することができる。
- 避難行動要支援者関連機能で管理している名簿情報は、一人一人ごとに、また、 複数の方を一括して印刷やファイル出力が可能である。また、災害対策基本法に 規定される範囲内で、庁内の関係部局は名簿情報を利用できる。

● 災害時には避難者名簿や被災者台帳と関連付けることで、避難行動要支援者の安 否情報等を確認可能である。



①-1 避難行動要支援者名簿作成

要支援者に係る様々な情報を収集・入力することで支援に役立つ名簿を作成

- 既存名簿(CSV形式)からの入力のほか、住 民基本台帳、既存福祉システム、情報提供 ネットワーク等から情報入力可能
- 要支援者名簿に必要な項目を網羅するほか、 自治体独自の項目を追加可能

①-2 個別避難計画作成

災害対策基本法の改正(令和3年)で努力義務 化された個別避難計画の作成が可能

- 要支援者名簿から容易に個別避難計画を作成 可能
- 計画に必要な項目を網羅するほか、自治体独 自の項目を追加可能
- 計画作成の優先度が高い要支援者を抽出可能

②情報間の連携

要支援者名簿、個別避難計画と避難者情報等の 関連付により、要支援者の迅速な支援が可能

- 被災者台帳、避難者名簿、避難行動要支援者 名簿、個別避難計画を相互に閲覧可能
- 個別避難計画画面では、避難時の経路や配慮 点、要支援者の避難有無、安否確認等がひと つの画面で確認可能

参考 発災時の連携について

- 発災時、避難所や災害対策本部等で入力された要 支援者に係る避難状況、安否等の情報が、要支援 者名簿や個別避難計画へ自動的に反映されます
- このため、福祉部門や避難支援等関係者は、上記のように他部門で入力された要支援者に係る情報の閲覧が可能となります

③被災者支援

要支援者の情報を支援に関連する複数部門が入 力・閲覧。抜け漏れない支援を実現

- 要支援者の情報を一元管理し、関係部門で共有。各部門における重複した情報管理をなくすことにより、支援活動の効率を向上
- 高度な検索機能(横断検索機能)により、大 量の情報の中から自部門の業務に関係する要 支援者の情報を抽出可能

参考 「横断検索機能」の特徴

- 横断検索機能では、「常備薬が必要な要介護区分 3以上の避難者」や「避難者のうち、住家被害が ある者」等、支援に必要な任意の条件を指定して 検索できます
- よく使う検索条件が最初から定義(プリセット) されているため、横断検索機能の習熟ができてな くても高度な検索が可能です

【避難行動要支援者関連機能の活用例(運用イメージ)】

<主要な機能一覧>

業務名	機能名		平時	発災時	応急期	復旧期
避難行動要支援者	避難行動要支援者	避難行動要支援者名簿の作成	0			
関連業務	関連システム	避難行動要支援者名簿の	C			
		CSV の取り込み)			
		避難行動要支援者名簿の検索	0			
		検索結果の CSV 出力	0			
		検索結果から一覧の印刷	0			
		検索結果から個票の印刷	0			
		印刷パターンの設定	0			
		被災者台帳との連携		0		
		被難者名簿との連携		0		
個別避難計画関連	避難行動要支援者	個別避難計画の作成	0			
業務	関連機能 	避難行動要支援者名簿から氏 名や住所等の取り込み	0			
		個別避難計画の CSV の取り 込み	0			
		個別避難計画の検索	0			
		検索結果の CSV 出力	0			
		検索結果から一覧の印刷	0			-
		検索結果から個票の印刷	0			
		印刷パターンの設定	0			

	被災者台帳との連携	0	
	避難者名簿との連携	0	

(3) 避難所関連機能

- 避難所関連機能では、避難所に避難してきた住民の情報を管理することが可能である。避難所の避難者数・要支援者数を自動集計、避難所外避難者の登録・集計が可能となっており、住民基本台帳から作成した避難者候補名簿の事前取り込みもできるため、避難者を氏名等で検索して登録することができる。
- また、避難所入退所管理アプリと連携することができ、避難所で入力したデータから避難者名簿・被災者台帳を作成、避難状況・被災状況を把握することが可能である。



①避難者入退所管理

発災直後の混雑時でも避難者の入退状況を抜け・漏れなく登録

- 住民基本台帳から作成した避難者候補名 簿を事前取り込みできるため、入所者を 氏名等で検索して登録
- マイナンバーカードから登録
- 全項目を手入力で登録
- 被災者の安否情報や被害状況も合わせて 登録

参考 「避難所入退管理アプリ」の特徴

- ご利用のPCにインストールを行うデスクトップ アプリケーションです
- ・ 避難所入退管理アプリはネットワーク(クラウド環境)に接続しなくても動作します

②避難所情報の管理・閲覧

避難所で入力したデータから避難者名簿・被 災者台帳を作成、避難状況・被災状況を把握

(避難所関連機能)

- 避難所の避難者数、要支援者数を自動集計
- 避難所外避難者の把握・集計
- 遊難所の開設状況や設備(発電機、トイレ等) 状況を登録管理

(被災者台帳機能)

- 住家・人的被害等の情報を把握
- 被災情報は罹災証明の発行に使用
- 自治体独自の入力項目も追加可能

③情報間の連携

避難者名簿と要支援者名簿等の関連付けにより、被災者の迅速な状況把握と支援が可能 (健康確保、関連死防止)

- 被災者台帳、避難者名簿、避難行動要支援者名簿、個別避難計画を相互に閲覧可
- 個別避難計画の画面では、避難時の経路 や配慮点、要支援者の避難有無、安否確 認等がひとつの画面で確認可能

参考 個別避難計画の作成&登録

本システムは、個別避難計画(令和3年の災害対策 基本法の改正により避難行動要支援者について作成 が努力義務化)の作成機能を備えています

【避難所関連機能の活用例(運用イメージ)】

く主要な機能一覧>

業務名	機能名		平時	発災時	応急期	復旧期
避難所関連	避難所関連	避難所一覧の CSV 取り込み	0			
業務	機能	避難所一覧の管理(発災前における避難	0			
		所整備状況の管理)				
		避難所一覧の検索	0			
		避難所結果の CSV 出力	0			
		避難所状況の管理(発災後における避難		0		

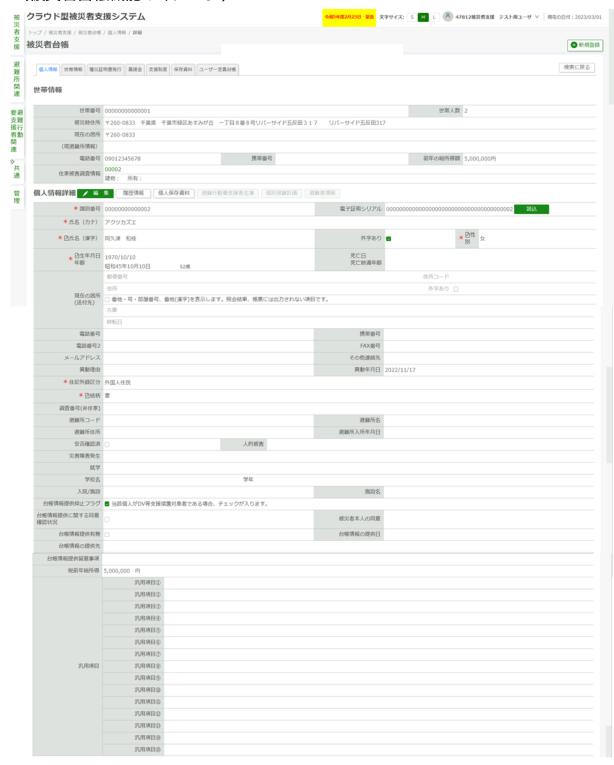
11.1 災害ケースマネジメントにおけるクラウド型被災者支援システムの活用

	所状況の管理)		
	避難所状況の検索	0	
	検索結果の CSV 出力	0	
	避難者名簿の管理・避難所アプリとの連	\cap	
	携	0	
	避難者名簿の検索	0	
	検索結果の CSV 出力	0	
	安否情報(武力攻撃事態系)CSV 出力	0	
	安否情報(自然災害系)CSV 出力	\circ	
	避難行動要支援者名簿との連携	0	
	個別避難計画との連携	0	
	被災者台帳との連携	0	
避難所入退	避難候補者名簿の作成	0	
管理アプリ	避難所における避難者の入退管理	0	
	避難者名簿の作成	0	

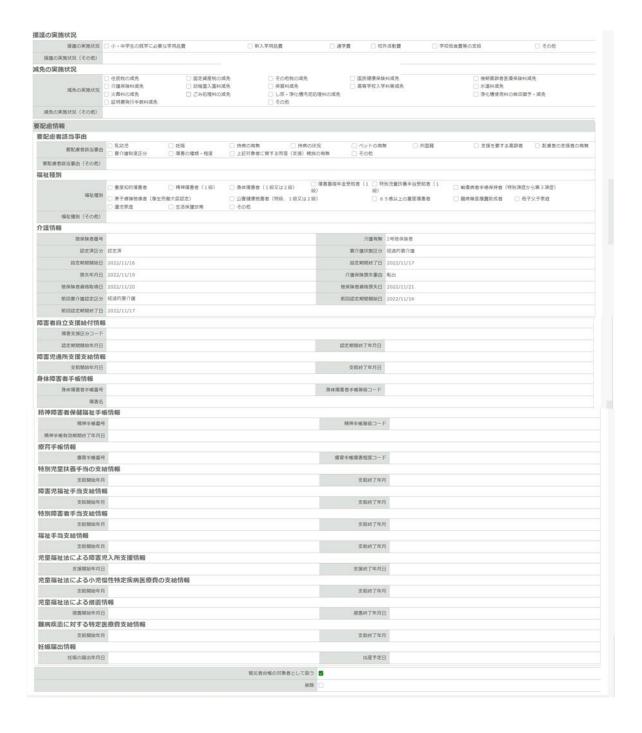
(4) 被災者台帳機能

● 被災者台帳機能では、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等の情報を一元管理することができる。また、避難行動要支援者 名簿、個別避難計画、避難者名簿の関連付により、被災者の迅速な状況把握と支援に貢献する。

(被災者台帳機能のイメージ)



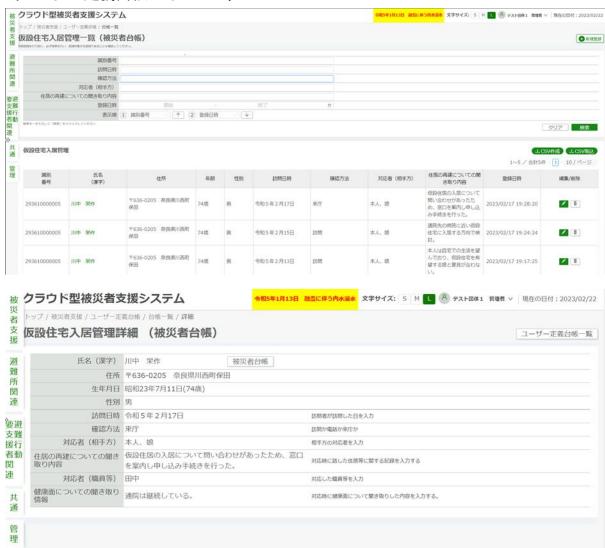
11.1 災害ケースマネジメントにおけるクラウド型被災者支援システムの活用



<ユーザー定義台帳機能>

- クラウド型被災者支援システムでは「ユーザー定義台帳」機能を設けており、本システムの被災者台帳等に予め用意されていない項目を台帳形式で新たに定義することができる。
- ユーザー定義台帳は台帳単位の履歴蓄積機能も備えており、被災者への個別訪問等の各種支援記録の管理が可能となる。

(ユーザー定義台帳のイメージ)



<主要な機能一覧>

1200110000						
業務名	機能名		平時	発災時	応急期	復旧期
被災者支援	被災者台帳	被災者台帳の管理		0	0	0
業務	機能	被災者台帳の検索		0	0	0
		被災者台帳の CSV 出力		0	0	0
		証明書発行・発行状況の履歴管理			0	0
		各種支援金・義援金管理			0	0
		保存資料管理		0	0	0
		ユーザー定義台帳		0	0	0

11.1 災害ケースマネジメントにおけるクラウド型被災者支援システムの活用

避難行動要支援者名簿との連携	0	
個別避難計画との連携	0	
避難者名簿との連携	0	

【詳細情報の参照先】 <クラウド型被災者支援システムについて> https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud_shien.html



11.2 その他のデジタル技術の活用の例

被災者台帳に関するシステムは、クラウド型被災者支援システムの他、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) 自身が構築、サポートを実施している被災者支援システム (内閣府が構築しているクラウド型被災者支援システムとは異なる) などの被災者支援のためのシステムが存在する。

加えて内閣府では、被災者台帳のサンプル⁷を内閣府 HP で掲載しており、地方公共 団体における被災者支援における被災者台帳作成事務を支援しているところである。

地方公共団体の取組事例

デジタル技術の活用例 (宮城県仙台市)

- ○災害名:東日本大震災(平成23年)
 - ▶ 平成 26 年に被災者の罹災状況や各種支援の情報等を集約・管理する被災者 支援基礎情報システムを構築。同システムは住民基本台帳と連携しており、 被災者情報に登録されていない被災者については住民基本台帳から被災者 台帳に世帯単位で登録していく仕組み。
 - ▶ 現状システムは平常時に操作ができないシステムであるため、災害時の円滑 な業務遂行が課題。今後は操作訓練を実施。





⁷ https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html



付属資料1 用語集

	用語	内容
あ	アウトリーチ	災害からの自立・生活再建の課題を抱えながらも自ら支援にアクセスできない被災者に対し、住居や仮設住宅等への訪問、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の仕組みづくり、当事者との関係づくりなどを行うことにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組。
	アセスメント	被災者の自立・生活再建に必要な支援を行うため、家族構成や 住家の被災状況、生業、金銭的課題その他住まいの再建に必要な 課題及び介護等の状況、病歴、服薬、その他日常生活上の留意事項 等に関する情報をもとに、被災者のニーズを把握し、自立・生活再 建に向けた支援の必要性について評価すること。
	応急仮設住宅	災害救助法に基づき、原則として、住家が全壊(全焼)又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに対して供与されるもの。「建設型応急住宅(プレハブや木造等)」、「賃貸型応急住宅(民間賃貸住宅)」、「その他適切な方法によるもの(トレーラーハウス等)」に分類される。
か	個別避難計画	災害対策基本法に基づき、市町村が作成する、高齢者や障害者など 自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等 のための計画。
2	災害ケースマネジメ	被災者一人ひとりの自立・生活再建に必要な支援方策や支援の
	ントケース会議	方向性について、行政と関係機関が連携して検討を行う会議。
	災害ケースマネジメ ント情報連携会議	市町村の関係部局の職員、地域支え合いセンター等の支援拠点の職員、関係機関等で、被災者支援の全体状況について情報共有を行うための会議。
	災害公営住宅	公営住宅法に基づき、一定の要件に該当する災害の場合に、災害により滅失した住居に居住していた低額所得者に賃貸する公営住宅。
	災害中間支援組織	中間支援組織とは、「市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援の資源の仲介、政策提言等を行う組織」と定義されている。中間支援組織自らがNPO等である場合もある。特に、被災地では、被災者支援に係る主体が多様化したことで、その活動の支援や組織間の調整を行う役割(=中間支援機能)が重要であり、災害中間支援組織は、「活動基盤の整備」「支援者・団体のコーディネート」等を担っている。
	災害ボランティアセン ター	近隣住民の助け合いだけでは対応できない規模の災害時に開設され、 ボランティアの力を借りて被災者支援や復旧・復興に向けた地域支援を行 うための拠点(市町村から要請を受けた社会福祉協議会により設置・運 営されることが多い。)。
	在宅避難者	様々な理由により避難所に滞在することができないため、ライフラインの止まった自宅もしくは損傷を受けた自宅で避難生活をおくる被災者。

用語	内容
	被災者への個別訪問等を実施した際に聞き取った内容やケース
支援記録	会議で決定した内容等、被災者の支援のために行ったことを記録
	したもの。
	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基
	づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽
	減するための活動を行う組織。災害対策基本法においては、「住民
	の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村が
宀→ 歴(((4□ 4帥	その充実に努めなければならない旨規定されている。
自主防災組織 	平常時には、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練
	の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備等を行
	い、災害時においては、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、
	住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動を行っ
	ている。
	社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団
	体(社会福祉法人)である。
	それぞれの都道府県、市区町村で、各種の福祉サービスや相談活動、
社会福祉協議会	ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な
	取組から地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に
	取り組んでいる。災害時には各市区町村で災害ボランティアセンターを設
	置・運営する。
	社会福祉法に基づき、社会福祉関係の事業を一体のものとして実施す
	ることにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援
*************************************	体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一
重層的支援体制整	体的かつ重層的に整備する事業。
備事業	本法に基づく各事業として、包括的相談支援事業、参加支援事業、地
	域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業
	等がある。
	災害救助法に基づき、住宅が中規模半壊、半壊(半焼)、準半壊の
	いずれかの住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模
住宅の応急修理	な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(い
	わゆる大規模半壊)した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイ
	レ等日常生活に最小限度の部分を応急的に修理するもの。
	生活困窮者自立支援制度については、生活困窮者自立支援法に基
	づき、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働によ
	る地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支
	給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子
生活困窮者自立相	どもの学習・生活支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括
談支援機関	的な事業を実施するものである。
	このうち、自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包
	括的に応ずる相談窓口となり、生活困窮者が抱えている課題を適切に評
	価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえて策定した「自立支援計
	画」に基づき支援するなど、包括的かつ継続的に相談支援を行うものであ

	用語	内容
		り、自立相談支援機関は、この事業を実施する中核的な機関としての役
		割を担っている。
た	地域支え合いセンタ - (被災者見守り・ 相談支援等事業)	被災者への見守り・相談支援(生活支援相談員等による個別訪問、見守り支援、各種支援制度の情報提供や地域コミュニティづくり等。)を行うための拠点として設置されるもの(市町村等から委託を受けた社会福祉協議会等の民間団体により運営されることが多い。また、名称も地域によって異なるが、「地域支え合いセンター」の名称で運営している場合が多い。)。
	地域福祉計画	社会福祉法に基づき、市町村が策定する「市町村地域福祉計画」及び都道府県が策定する「都道府県地域福祉支援計画」からなる。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするもの。
	地域包括支援センター	介護保険法に基づき、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の 支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療 の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア システムの構築に向けた中核的な機関として市町村が設置しているもの。
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、都道府県及び市町村の防災会議が作成する計画であり、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画である。
は	伴走型支援	時間をかけてアセスメントを行い、課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援。伴走型支援は、その人の相談を幅広く受け止め、その人とつながり、関係性を育むことが重要。伴走型支援では被災者の主体性を尊重するとともに、被災者の抱える課題に応じ専門的な支援に「つなぎ」、新たな課題が発生した場合は、「つなぎ直し」を行うことにより継続的に支援を実施する。
	被災者生活再建支援金	被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する制度。 住宅の被害程度に応じて算出される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて算出される加算支援金が支給される。
	被災者台帳	災害対策基本法に基づき、被災者の支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効果的に実施するため、被災市町村が、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した台帳。
	避難行動要支援者 名簿	高齢者や障害者等の災害時に自ら避難することが困難な避難行動要 支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施する

	用語	内容
		ための基礎とする名簿。災害対策基本法において、市町村に作成が義務
		づけられている。
		名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居
		所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支
		援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項が記載等されている。
		大規模災害が発生した場合に、都道府県災害対策本部の下に、その
		災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うために設置される
		本部。従来、保健医療調整本部が設置されてきたが、保健・医療・福祉
	保健医療福祉調整	の連携の重要性の高まりを受け、令和4年7月発出の厚生労働省の通
	本部	知により、保健医療福祉調整本部の設置が求められている。
		当該本部においては、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福
		祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分
		析等の保健医療福祉活動の総合調整が行われる。
ま		民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それ
		ぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を
		行うことにより、社会福祉の増進に努めるものとされている。
	民生委員・児童委	また、民生委員は、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねており、地域の
	員	子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての
		不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。一部の児童委員は、
		児童福祉に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受け
5		災害対策基本法に基づき、市町村の地域に係る災害が発生した 場合において、市町村長が交付する当該災害による被災の程度を
		証明する書面。
	 罹災証明書	│ 被害程度の区分は、住家の損害割合に応じて、全壊・大規模半 │ │壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない(一部損壊) │
	惟火弧奶音	壊・中枕候干壊・干壊・準干壊・準干壊に至りない(一部損壊) の6つに区分される。
		罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広 では、本種を受けるできます。
		く活用されている。
N		「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」
		の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分
	NPO	配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法
		に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法
		人)」という。

付属資料 2 主な被災者支援関連制度集

支援の類型	制度名(根拠法等)	ページ数
経済・生活面の支援	被災者生活再建支援制度(被災者生活再建支援法)	p.228
	災害弔慰金(災害弔慰金法)	p.229
	災害障害見舞金(災害弔慰金法)	p.229
	災害援護資金(災害弔慰金法)	p.230
	生活福祉資金貸付制度(福祉費(緊急小口資金・災害援 護費))	p.231
	教科書等の無償給与(災害救助法)	p.231
	雇用保険の失業等給付	p.232
住まいの確保・再建のた	住宅の応急修理(災害救助法)	p.233
めの支援	応急仮設住宅 (災害救助法)	p.234
	災害復興住宅融資(建設)	p.236
	災害復興住宅融資(購入)	p.237
	災害復興住宅融資(補修)	p.238
	公営住宅への入居	p.239

【留意事項】

本資料は、主な被災者支援関連制度について、以下より抜粋し作成したもの。その他の被災者支援関連制度については、以下を参照すること。

- ・「被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府防災(令和4年7月1日現在))」
 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsu
 ujou.pdf
- ・内閣府防災情報のページ>災害救助法https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujo.html



<経済・生活面の支援>

制度の名称	被災者生活再建支援制		当生活再建支援	(法)	
支援の種類	給付				
制度の内容	 災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給。 支給額は、次のとおり。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になることに留意。) 				
		基礎支援金	加算支援	金	
		(住宅の被 害程度)	(住宅の再建		計
	① 全壊		建設・購入	200 万円	300 万円
	(損害割合 50%以上)		補修	100万円	200 万円
	② 解体 ③ 長期避難	100 万円	賃貸(公営住宅 を除く)	50 万円	150万円
	④ 大規模半壊		建設・購入	200 万円	250 万円
	(損害割合 40%台)		補修	100万円	150 万円
		50 万円	賃貸(公営住宅 を除く)	50 万円	100万円
	⑤ 中規模半壊		建設・購入	100万円	100万円
	(損害割合30%台)		補修	50 万円	50 万円
		_	賃貸(公営住宅 を除く)	25 万円	25 万円
	● 支援金の使途はM 使用可能。詳しく	(は内閣府の	の防災情報のペ	ページ	
	https://www.bo	ousai.go.jp)/taisaku/seik	Katsusaik	en/snien
	sya.html	- 1 1 1 1		回旋器	数数回
	「被災者生活再發				
対象者	● 制度の対象は、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町 村等の区域に係る自然災害● 制度の対象となる被災世帯は、以下のとおり。①住宅が「全壊」した世帯				
	②住宅が半壊、又 むを得ず解体し ③災害による危険	った世帯			
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ている世帯			
	が困難な世帯 ⑤住宅が半壊し、	(大規模半均	喪世帯)		

とが困難な世帯(中規模半壊世帯)

● 被災時に現に居住していた世帯が対象となるので、空き家、 別荘、他人に貸している物件などは対象にならないため留意。

出席のなな	(((\$\p\p\)
制度の名称	災害弔慰金(災害弔慰金法)
支援の種類	給付
制度の内容	● 災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金の支給等
	に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給。
	● 災害弔慰金支給額
	生計維持者が死亡した場合:市町村条例で定める額(500)
	万円以下)を支給
	▶ その他の者が死亡した場合:市町村条例で定める額(250
	万円以下)を支給
対象者	● 災害により死亡した者の遺族
	● 遺族の範囲
	▶ 配偶者、子、父母、孫、祖父母
	▶ 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹(死亡した者の
	死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に
	限る)
	※対象は、1市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害
	等。

制度の名称	災害障害見舞金(災害弔慰金法)
支援の種類	給付
制度の内容	● 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場
	合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞
	金を支給。
	● 災害障害見舞金支給額は次の通り。
	生計維持者が重度の障害を受けた場合:市町村条例で定め
	る額(250万円以下)を支給
	▶ その他の者が重度の障害を受けた場合:市町村条例で定め
	る額(125 万円以下)を支給
対象者	● 災害により以下のような重い障害を受けた者
	1. 両眼が失明した人
	2. 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人
	3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を
	要する人
	4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する
	人
	5. 両上肢をひじ関節以上で失った人
	6. 両上肢の用を全廃した人
	7. 両下肢をひざ関節以上で失った人
	8. 両下肢の用を全廃した人
	9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する

障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※対象は、1市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 等。

制度の名称	災害援護資金(災害弔慰金法)		
支援の種類	貸付(融資)		
制度の内容	● 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、		
	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必		
	要な資金を貸し付け。貸付限度額等は以下のとおり。		
	貸付限度額		
	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		
	ア 当該負傷のみ 150 万円		
	イ 家財の3分の1以上の損害 250万円		
	ウ 住居の半壊 270 万円		
	工 住居の全壊 350 万円		
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		
	ア 家財の 3 分の 1 以上の損害 150 万円		
	イ 住居の半壊 170 万円		
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く) 250 万円 エ 住居の全壊(エの場合を除く) 250 万円		
	工住居の全体の滅失又は流失 350万円 貸付利率 年3%以内で条例で定める率(据置期間中は無利子)		
	賃刊利率 年3%以内で条例で定める率(括直期間中は無利于) 据置期間 3年以内(特別の場合5年)		
	「個世界的 3年以内 (特別の場合3年) 信選期間 10年以内 (据置期間を含む)		
	[反还为][0] 10 牛以()[[[[]]][[]][[]][[]][[]][[]][[]][[]][[]		
対象者	● 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主		
	1.世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1		
	か月以上		
	2.家財の1/3以上の損害		
	3.住居の半壊又は全壊・流出		
	● 所得制限があり、表の額以下の場合が対象。		
	世帯人員 市町村民税における前年の総所得金額		
	1人 220万円		
	2人 430万円		
	3人 620万円		
	4人 730万円 5人以上 1人増すごとに 730万円に 30万円を加えた額。		
	5 人以上 1 人皆 9 ことに 730 万円に 30 万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は 1,270 万円。		
	1以上ある場合などの自然災害。		

制度の名称	生活福祉資金貸付制度(福祉費(緊急小口資金・災害援護費)) - 生活福祉資金貸付制度(福祉費(緊急小口資金・災害援護費))	
支援の種類	貸付(融資)	
制度の内容	● 生活福祉資金は、低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対	
	して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を	
	貸し付けるもの。	
	● 生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難とな	
	った場合の少額の費用(緊急小口資金)」や「災害を受けたこ	
	とにより臨時に必要となる費用(福祉費(災害援護費))」の	
	貸付がある。それぞれの貸付限度額等は次のとおり。	
	緊急小口資金	
	貸付限度額 10万円以内	
	貸付利率 無利子	
	据置期間 貸付けの日から2月以内	
	償還期間 据置期間経過後 12 月以内	
	福祉費(災害援護費)	
	貸付限度額 150万円(目安)	
	貸付利率 連帯保証人を立てた場合:無利子	
	連帯保証人を立てない場合:年1.5%	
	据置期間 貸付けの日から6月以内	
	償還期間 据置期間経過後7年以内(目安)	
	● なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間	
	や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがある。	
	● このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、	
	不動産担保型生活資金がある。	
対象者	● 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯。	
	● 福祉費(災害援護費)については、災害弔慰金の支給等に関	
	する法律の災害援護資金の対象となる世帯は対象外。	

制度の名称	教科書等の無償給与(災害救助法)
支援の種類	現物支給
制度の内容	● 災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒 に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
対象者	● 災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け 学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒(特別支 援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、 特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学 校の生徒を含む)が対象

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	● 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活 及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就 職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満 たした者に支給するもの。 ● 災害により雇用される事業所が休業することとなったため、
	● 災害により雇用される事業所が体業することになりたため、 一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に雇用保険の基本 手当を支給する特例措置を実施する。
対象者	 災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される者で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者が対象。 激甚災害法第 25 条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される者で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた者が対象。

<住まいの確保・再建のための支援>

制度の名称	住宅の応急修理(災害救助法)	
支援の種類	現物給付	
制度の内容	 災害救助法に基づき、住宅が中規模半壊、半壊(半焼)、準壊のいずれかの住家被害を受け、自ら修理する資力がない帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難ある程度に住家が半壊(いわゆる大規模半壊)した世帯にして、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に最限度の部分を応急的に修理。(全壊(全焼)の場合は、修理ることで居住することが可能となる場合には、個別に対象することが可能。) 応急修理は、都道府県又は市町村が業者に委託して実施。 修理限度額は令和4年4月基準において1世帯あたり、 ① 大規模半壊、中規模半壊、半壊(半焼)の世帯:65万5千円以内 ② 準半壊(損害割合が10%以上20%未満)の世帯:31万千円以内 ● 同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみす。 ※詳細については、内閣府防災のホームページを参照。https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_c7.p 	
対象者	●災害救助法が適用された市町村において、罹災証明書に「全壊(全焼)、大規模半壊、中規模半壊、半壊(半焼)、準半壊」との記載がある者 ※応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が1カ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に対して、応急仮設住宅の入居が可能。(入居期限は災害の発生の日から原則6カ月)	

制度の名称	応急仮設住宅 (災害救助法)
支援の種類	現物支給
制度の内容	 【建設型応急住宅】 ●対象者 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(要個別協議) ●費用限度額は令和4年4月基準において次のとおり。 1戸当たり平均6,285,000円 ●住宅規模応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ●着工時期
	災害発生の日から 20 日以内(特別基準の設定可) 【賃貸型応急住宅】 ● 対象者 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの ※半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難 指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(要個別協議) ● 費用限度額 地域の実情に応じた額(実費) ▶ 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、 民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なも の ● 住宅規模
	世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模 ● 着工時期 災害発生の日から速やかに提供 ※詳細については、内閣府防災のホームページを参照。 https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_c2.pdf □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

備考

 応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急 修理の期間が 1 カ月を超えると見込まれる者であって、自宅 が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受 け、他の住まいの確保が困難な者に対し、応急仮設住宅の入居 が可能。(入居期限は災害の発生の日から原則 6 カ月)

制度の名称 災害復興住宅融資(建設) 貸付(融資) 支援の種類 制度の内容 ● 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、罹 (独立行政法 災証明書を交付されている者が、住宅を建設する場合に受け 人住宅金融支 られる融資。 援機構の場 ●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はない。 合) ※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2 分の1以上必要。 ● 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援 機構の定める基準を満たす必要がある。 ● この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、 据置期間を設定すると返済期間を延長することが可能。 融資限度額(※1) 返済期間(※2) 土地取得資金なし 2,700 万円 35年 土地取得資金あり 3,700 万円 ※1高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額 又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれ か低い額が上限となる。 ※2高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人 (連帯債務者を含む) 全員が死亡するまでである。 なお、元 金据置期間は設定できないことに留意すること。 (注) その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構 ホームページを参照すること。 (https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html) 対象者 ● 自身が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建 設する者で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」 又は「半壊」の「罹災証明書」の発行を受けた者。

制度の名称	災害復興住宅融資(購入)	
支援の種類	貸付(融資)	
制度の内容 (独立行政法 人住宅金融支 援機構の場 合)	 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、罹災証明書を交付されている者が、住宅を購入する場合に受けられる融資。 融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はない。 ※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要。 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たす必要がある。 この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することが可能。 	
	融資限度額(※1) 返済期間(※2) 3,700万円 35 年 35 年 35 年 ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限となる。 ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員が死亡するまでである。なお、元金据置期間は設定できないことに留意すること。 (注) その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページを参照すること。 (https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html)	
対象者	● 自身が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入する者で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」 又は「半壊」の「罹災証明書」の発行を受けた者。	

制度の名称	災害復興住宅融資(補修)
制度の名称 支援の種類 制度の大きなでは、 対象の大きなでは、 はないないは、 はないないないは、 はないないないは、 はないないないないは、 はないないないないは、 はないないないないないな	 災害復興住宅融資(補修) 貸付(融資) ● 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、罹災証明書を交付されている者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。 ● 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たす必要がある。 ● この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することが可能。 ※ 1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限となる。 ※ 2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員が死亡するまでである。なお、元金据置期間は設定できないことに留意すること。 (注) その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページを参照すること。 (https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html)
対象者	● 自身が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補 修する者で、罹災証明書の発行を受けた者。

制度の名称	公営住宅への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	● 低所得の被災者は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅 に入居することができる。
	● 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると 認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある。
対象者	●以下の要件を満たす者が対象。 ▶ 住宅困窮要件:災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな者 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体(都道府県、市町村)で別に定める場合がある。

【参考】被災者向けリーフレットポスター





ダウンロード先:内閣府防災情報のページ

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujo.html





ダウンロード先:内閣府防災情報のページ

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info saigaikyujo.html



付属資料 3 地方公共団体の独自支援制度等

被災した地方公共団体では、被災者に寄り添った支援を行うために、被災者の抱える課題や被災状況等に応じ、独自で被災者支援制度を創設する等の工夫がなされている。本資料では、今後、各地方公共団体が被災者支援方策を検討する際の参考となるよう、その取組の一例を紹介する。

幅広い検討の参考となるよう、制度の新規創設のみならず、既存制度を災害時用に拡張したもの等も紹介する。また、財源は、地方公共団体の自主財源のほか、「国や都道府県の補助金・交付金等」、「民間財源」、「寄付金」等が充当されているのも対象に含めている。

なお、掲載内容等は、当時のものであり、終了しているものも含むため、今後、新たな支援方策を検討する際は、各財源等の最新の情報を参考にすること。また、本資料で紹介しているものは取組の一部に限られるため、下記の地方公共団体では、本資料に掲載しているもの以外にも、各種の支援が実施されている。

地方公共団体名	対象災害	ページ数
1. 盛岡市(岩手県)	平成 23 年東日本大震災	p.244
2. 仙台市(宮城県)	平成 23 年東日本大震災	p.248
3. 岩泉町(岩手県)	平成 28 年台風第 10 号	p.274
4. 鳥取県	平成 28 年鳥取県中部地震	p.276
	平成 29 年台風第 18 号等	
5. 高槻市(大阪府)	平成 30 年大阪府北部地震	p.278
	平成 30 年台風第 21 号	
6. 倉敷市(岡山県)	平成30年7月豪雨	p.279
7. 坂町(広島県)	平成 30 年 7 月豪雨	p.282
8. 大洲市(愛媛県)	平成30年7月豪雨	p.283
9. 厚真町(北海道)	平成 30 年北海道胆振東部地震	p.284
10. 長野市(長野県)	令和元年東日本台風	p.287
11. 大町町(佐賀県)	令和3年8月の大雨	p.297

※その他、被災者生活再建支援法関連の都道府県独自支援制度(R4.12.1 時点(内閣 府防災担当)) **同金社**

https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/dokujishien_3.pdf

1. 盛岡市(岩手県)

対象災害:平成23年東日本大震災

制度名①:市立高校入学考査料及び入学料の免除

■制度創設の背景

・被災地から避難してきた世帯に対する支援として、県立学校での取組に合わせ実 施したもの。

■制度の内容

・東日本大震災で甚大な被害を受け、盛岡市立高等学校に入学、転入学した生徒に 対し、入学考査料及び入学料の免除及び還付を行うもの。

■制度の効果

・被災世帯の経済的負担の軽減による教育支援に寄与した。

■財源

制度名②:市立幼稚園入園料及び保育料の免除

■制度創設の背景

・被災地から避難してきた世帯に対する支援として実施したもの。

■制度の内容

・東日本大震災で甚大な被害を受け、市立幼稚園に入園した園児の保護者に対し、入園料及び保育料の免除を行うもの。

■制度の効果

・被災世帯の経済的負担の軽減による教育支援に寄与した。

■財源

_

制度名③:被災者生活再建支援事業

■制度創設の背景

・被災地から避難してきた世帯に対する支援として実施したもの。

■制度の内容

・盛岡市内に避難または移住した被災者を対象に、面接相談及び電話相談等を行い、 避難者等の課題の解決に向け、各種支援に関する情報の提供及び関係機関への紹介等により、避難者等の生活再建を支援した(「もりおか復興支援センター」において実施)。

■制度の実施状況・効果

・平成 23 年 7月 11 日のもりおか復興支援センター開所以来、平成 24 年 3 月 31 日までに、センターの利用者数は 15,707 人(うち、窓口相談 523 件、戸別訪問 件数 1,366 件)となっており、被災者の不慣れな地での避難生活を支える上で、 大きな貢献を果たした。

■財源

緊急雇用創出事業交付金(厚生労働省)

制度名4:避難者等リフレッシュ事業

■制度創設の背景

・被災地から避難してきた世帯の避難生活の不安を和らげるための施策が必要となっていた。

■制度の内容

・盛岡市内に避難又は移住してきている被災者を対象に、語らいの場の創出、各種 イベントへの招待などを行い、避難者等の元気の回復を図った。

■制度の実施状況・効果

・毎月1回以上、映画上映会、美術館見学、コンサートに被災者を招待すると同時 に語らいの場を設け、不慣れな地で避難生活を送る被災者の慰安と交流が図られ た。

■財源

<u>緊急</u>雇用創出事業交付金(厚生労働省)

制度名(5):被災乳幼児家庭支援事業

■制度創設の背景

・被災地から避難してきた世帯に対する支援として実施したもの。

■制度の内容

・盛岡市に避難した乳幼児家庭の支援に向けた歓迎フェスタの開催、子育てなんでも相談や母親へのリラックスタイムの場の提供のほか、ヒアリングやアンケート調査分析を行い、盛岡市における災害時の乳幼児支援対策のあり方を明らかにするとともに、災害時における対処等の啓発を実施した。

■制度の効果

- ・盛岡市に避難している沿岸地域等の被災乳幼児家庭の二ーズ等を把握し、効果的 な支援を行った。
- ・また、今後の災害等に備え、災害時における乳幼児家庭の対処方法や被災乳幼児 家庭への支援のあり方を明らかにすることができた。

■財源

緊急雇用創出事業交付金(厚生労働省)

制度名6:市内避難者等健康相談事業

■制度創設の背景

・被災地から避難してきた世帯に対する支援として実施したもの。

■制度の内容

・東日本大震災による避難所及び市内に居住する被災者の健康相談業務を行った。

■制度の効果

・避難所閉鎖までの間、毎日同じ職員が健康相談に従事できたことにより、被災者 との信頼関係を保つことができ、様々な相談に対応することができた。

■財源

緊急雇用創出事業交付金(厚生労働省)

制度名⑦:市税の減免及び納税相談

■制度創設の背景

・被災地から避難してきた世帯に対する支援として実施したもの。

■制度の内容

・東日本大震災で被災を受けた納税義務者が納付する市税(市民税、固定資産税、 軽自動車税等)の減免及び免除を行うとともに、期限までに納付が困難な場合に は納税相談を行った。

■制度の実施状況・効果

・減免等

市民税減免 45件 1,872,200円

資産税減免 14件 87,800円

軽自動車税免除 136件 720,900円

・納税相談

相談件数 14件 徵収猶予金額 92,596,450円

■財源

兴少 //

制度名⑧:国民健康保険税の減免及び一部負担金等の減免

■制度創設の背景

・被災地から避難してきた世帯に対する支援として実施したもの。

■制度の内容

・東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険税を減免するほか、医療機関での窓口負担や入院時の食事療養費などを免除した。

■制度の実施状況・効果

- ・国民健康保険税を減免することにより、被保険者の財政負担を軽減するとともに、 安心して制度を利用できるようにした(国保税減免額 21,177 千円)。
- ・東日本大震災において被災し、減免対象者要件に該当した被保険者の医療機関等で支払する一部負担金(窓口負担金)等について免除を行ったことにより、被災者に対する医療の確保が図られた(一部負担金等免除額 31,345 千円)。

■財源

—

2. 仙台市(宮城県)

対象災害:平成23年東日本大震災

制度名①:被災者生活再建相談事業(市委託事業)

(実施主体:復興事業局、公益社団法人仙台市シルバー人材センター)

■制度創設の背景

・被災者の恒久的な住まいの確保に向け、生活再建支援員(シルバー人材センター 登録会員)による応急仮設住宅入居世帯への個別訪問等を通じ、住まいの再建な どに関する意向確認や相談に応じるとともに、生活再建支援に関する各種情報を 提供。

■制度の内容

(1)被災者生活再建支援

・平成 24 年 5 月から実施した「住まいの再建に関する個別訪問」に続き、住まいの再建方針の早期確立に向け、平成 24 年 10 月から市内全ての応急仮設住宅入居世帯を対象に、津波浸水区域(独自支援区域)に居住していた世帯を皮切りに、プレハブ、公営等、民賃と順次個別訪問を開始し、生活実態、住まいの再建方針、再建上の課題等の把握のほか、情報提供を実施。把握した情報等については、各区の被災者支援ワーキンググループで共有し、各世帯を課題の有無や種別により4つに分類した上で、課題のある世帯に対し、区役所や社会福祉協議会等と連携しながら、個々の状況に応じた支援を展開。

(2) 災害公営住宅における孤立防止対策

- ・平成 26 年度からは、災害公営住宅入居者の孤立防止を目的に、健康支援や定期 的な見守り等が必要な世帯等を把握するため、入居世帯に対する個別訪問を実 施。訪問結果等は、復興公営住宅入居者ワーキンググループで共有し、引き続き 健康支援や見守り等が必要な世帯に対して、区保健福祉センターや社会福祉協議 会が訪問を実施。
- ・また、入居後の個別訪問により支援不要と見なされた世帯のうち高齢者のみの世帯等、健康面の悪化や孤立が懸念される世帯を対象にフォローアップ訪問を平成28年11月から実施。

※平成30年度で事業終了

<対象範囲>

●全応急仮設住宅入居世帯 12,009 世帯 (H24.3.31 時点)

青葉区 (H25.5月開始)、宮城野区(H25.1月開始)

若林区 (H24.10 月開始)、太白区 (H25.2 月開始)

泉区 (H25.5月開始)

●全災害公営住宅入居世帯 3,050 世帯 (H29.4.1 時点)

- ●フォローアップ訪問対象世帯 1,454 世帯 (H29.4.1 時点)
 - ・当初の訪問で支援不要と見なされた世帯のうち、高齢者のみの世帯、単身世帯、 中学生以下の子がいるひとり親世帯、高齢者と障害者のみの世帯。
 - ・当初の訪問で健康支援又は定期訪問とされた世帯のうち、関係機関による支援 が終了しているか、最近接触できていない世帯。

■制度の実施状況・効果

<訪問世帯数>

●応急仮設住宅:延べ 27,896 世帯

●災害公営住宅:延べ3,477世帯

●フォローアップ:延べ2,500世帯

●個別支援:延べ 2,094 世帯

※H24~H30 に訪問した世帯数の延べ件数。

- ※1世帯と計上されている中には、不在等により複数回訪問している場合もあり、延べ訪問件数は約6万件。
- ・全戸訪問を実施したことにより、情報の把握がしづらい市内各所の民間賃貸住宅 に点在する被災者の情報収集や書面調査では見えてこなかった個々の課題や健 康状態など把握が行えたことにより、円滑な生活再建支援につながった。
- ・また、災害公営住宅への入居後も訪問を継続したことは、お互いを知らない世帯が一時期に集中して入居する災害公営住宅において、生活が落ち着き、地域での見守り等を行う自治組織が形成されるまでの入居者の孤立を防止する効果があった。

■財源

制度名②:被災者の健康支援

(実施主体:区保健福祉センター(保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士)、 公益社団法人宮城県看護協会)

■制度創設の背景

・応急仮設住宅入居者及び浸水地域・宅地被害地域の在宅被災者に対し、心のケア を含む健康面の個別支援に加え、地域の見守り活動やコミュニティ支援を行って いる関係者や団体等と連携した孤立防止に向けた支援を実施。

■制度の内容

- (1)被災者の健康状態の把握
- ・宮城県民間賃貸借上住宅等入居者健康調査(H30年度終了)、災害公営住宅入居 者健康調査等から、身体と心の健康面での支援対象者を把握し、保健師、看護師 の訪問等による健康支援につなげる。
- ・なお災害公営住宅入居者健康調査は宮城県の実施が R2 年度で終了、R3 年度以降は仙台市が同様の調査を実施している。

<対象範囲>

- ◆全応急仮設住宅入居者
- ●災害公営住宅入居者、防災集団移転先で生活再建を果たした被災者、浸水地域 で生活する被災者
- (2)要支援者への個別支援
- ①区保健福祉センター等の専門職による個別支援
- ・仮設住宅、復興公営住宅等の入居者や防災集団移転地区、浸水地域等の住民のうち、心身の健康不安がある者、単身高齢者など必要な方に、保健師、看護師、歯科衛生士、心理相談員などが家庭訪問や電話等による個別支援を実施している。
- ②まちの保健室の実施(令和元年度~)
- ・公益社団法人宮城県看護協会に委託し、宮城野区、若林区の復興公営住宅近くの 商業施設を利用し、被災者の生活に身近な場で気軽に相談できる健康相談会を開 催している。

<対象範囲>

- ●全応急仮設住宅入居者
- ●災害公営住宅入居者
- ●浸水地域・宅地被害地域の在宅被災者
- (3)被災者同士や地域との交流の機会をつくる支援
- ・災害公営住宅集会所や市民センター等で健康相談会や健康講座、運動教室などの 健康づくりの場を設けるとともに、社会福祉協議会の地域支えあいセンター等と 連携し、被災者同士の交流等を通して孤立を防止し、また地域とつながるような

働きかけを実施。

<対象範囲>

- ●全応急仮設住宅入居者
- ●災害公営住宅入居者
- ●浸水地域・宅地被害地域の在宅被災者
- (4)健康づくりや心のケアの情報発信と啓発
- ・健康情報の提供や相談窓口の周知啓発資料を同封。

<対象範囲>

- ●全応急仮設住宅入居者
- ●災害公営住宅入居者
- ●浸水地域・宅地被害地域の在宅被災者

■制度の実施状況・効果

- (1)被災者の健康状態の把握・(2)要支援者への個別支援
- ●被災者健康調査
- ・借上げ民間賃貸住宅(H24~H30)

有効回答数:31,855 要確認者:4,657 継続支援数:2,555

・災害公営住宅(H27~R3)

有効回答数:18,955 要確認者:4,916 継続支援数:1,373

・防災集団移転地区(H29~R3)

有効回答数: 2,479 要確認者: 180 継続支援数: 71

- ●訪問、面接、電話等による健康支援(延支援数)(H23~R3)
- ・応急仮設住宅

プレハブ住宅 26,558件

公務員等住宅 6,225件

借上げ民間賃貸住宅 49,842件

- ·復興公営住宅 27,048 件
- ・地域在住者 22,079件
- ●継続支援世帯数(年度末の件数)
- ・継続支援世帯は減少しているが、令和3年度では支援対象者の約9割は心理面を理由としており、支援が長期化している。また問題も複雑化しているため、

様々な関係機関が連携し丁寧に対応していく必要がある。

●まちの保健室による健康相談の実施

宮城野区1施設、若林区2施設

開催回数 38回 延べ利用者数:583人

※買い物ついでに相談することができ、気軽に利用できる場として利用された。

- (3)被災者同士や地域との交流の機会をつくる支援
- ●健康講座、運動教室など地域の集いの場の支援
 - ・開催回数 3,808 回 参加者延べ人数:50,585 人
 - ・震災から 11 年が経過し被災者の高齢化が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響による地域活動の縮小により、地域の集いの場が衰退している問題がある。再開、定着の支援が引き続き必要と考えている。
- (4) 健康づくりや心のケアの情報発信と啓発
 - ・合計:67,835枚
 - ・健康づくりや健康相談窓口等の情報を掲載したリーフレットを定期的に配布。 コロナ禍で集合による健康講座が開催できなかった時期は、この手法による啓 発を中心に行ってきた。

■財源

——H26:宮城県緊急雇用創出事業補助金

制度名③:被災者への情報提供事業(実施主体:復興事業局)

■制度創設の背景

・応急仮設住宅等の入居者や震災にともなう市外への転出者等に対し、様々な媒体 や手法等により、生活支援に関する情報やコミュニティの維持につながる地域情 報等を継続的に提供。

■制度の内容

・復興定期便(H23.10~):

生活支援情報やイベント情報を取りまとめた資料を毎月1回郵送等で提供。対象は、応急仮設住宅入居者や津波浸水区域に居住していた方等のうち、送付を希望する方(市外避難者も含む)。提供資料は、被災者支援制度のお知らせ、各種相談窓口の紹介、NPO等が実施する被災者支援事業のチラシ、被災者支援を目的としたイベント案内など。市内居住者と市外居住者で提供する資料を分類。

※平成30年度で事業終了

<対象範囲>

全応急仮設住宅入居者及び関係機関等

■制度の実施状況・効果

復興定期便(H23.10~)※第 69 号まで発行

·累計発行部数

市内: 416,267 部、プレハブ: 62,381 部、市外: 44,449 部

その他(民生委員・児童委員、関係機関等):100,662部

・災害の発災後、市 HP 等の閲覧が難しい者や市外へ避難した者などの、本市の支援情報の入手が難しい方々への情報提供ツールとして大きな役割を果たした。 H26 年度以降は、被災者間の同郷サロン会やサークル活動等の情報も掲載するなど、提供情報の拡充も行った。

■財源

制度名④: ひとり暮らし高齢者等生活支援システム(市委託事業)(実施主体:復興 事業局)

■制度創設の背景

- ・応急仮設住宅入居者を対象に、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、18歳以上のひとり暮らしの重度身体障害者等に対し、緊急時の対応機能を備えた機器を貸し出し、見守りや孤独感の解消を目的としたサービスを無償で提供。平成 25年5月から、高齢者が利用する機会の多いプレハブ仮設集会所等にも、防犯や緊急時の対応のための通報機器を設置。
- ・平成 26 年度からは、災害公営住宅入居者の孤立防止や新たな生活の場での不安 感軽減ため、利用対象を災害公営住宅入居者にも拡大。

■制度の内容

- ①緊急通報サービス
- ・自宅からの非常通報のほか、外出時(宮城県・岩手県・福島県)の通報にも対応 し、警備員が駆けつけて支援を実施。また、火災や煙、ガス漏れを感知し、自動 的に通報。
- ②見守り(安否確認)サービス
- ・在宅時にトイレのドアの開閉が12時間以上ない場合、自動的に通報。
- ③日常会話サービス
- ・コールセンターを設置し、24時間の会話サービスを提供。
 - ※平成29年度より日中のみ
- ※令和2年度で事業終了
- <対象範囲>

全応急仮設住宅入居者及び災害公営住宅入居者のうち

- ・65歳以上のひとり暮らしの方(日中にひとり暮らし状態となる方を含む)
- ・重度の要介護者と同居しているなど、緊急時に対応できる方がおらず、実質的 にひとり暮らしと同じ状況とみなされる 65 歳以上の方
- ・身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級の方で、18歳以上のひとり暮らしの方

■制度の実施状況・効果

- ·利用世帯数(最大): 438 世帯(平成 25 年 4 月 1 日時点)
- ①・②通報件数:6,536件、2,145件 緊急搬送398件
 - ※通報件数にはシステム端末の操作ミスや長期外出時の設定漏れなどによる誤 報含む。

③:16,342件

- ・いつでも会話ができる窓口があったことにより、ひとり暮らしの高齢者等の精神 的な支えとなった。
- ・また、システムからの通報により救急搬送された事例や、中には一命を取り留め た事例もあり、ひとり暮らしの方の孤立死を防ぐ観点からも役に立った。
 - ※令和2年度の事業終了時、希望者については、平時の高齢者福祉施策として実施している「仙台市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム」(有償)への移行を行った。

■財源

制度名(5):被災者交流支援事業(実施主体:区役所)

■制度創設の背景

・災害公営住宅等に入居する被災者のコミュニティ形成を、区役所が直接又は団体 助成により支援する。

■制度の内容

- ①被災者交流支援(企画事業)
- ・各区において、災害公営住宅入居者等と周辺住民の交流の機会づくりを進め、被 災者の孤立防止などにつながるさまざまな事業を企画・実施。
- ②被災者交流活動助成(助成事業)
- ・町内会をはじめとした地域団体等が行う被災者交流活動に対し、公募により1事業あたり10万円を限度として補助。
- ※令和3年度で事業終了
- <対象範囲>
 - ・全災害公営住宅入居者及び災害公営住宅周辺町内会 等

■制度の実施状況・効果

①被災者交流支援(企画事業)

区まちづくり推進課・家庭健康課において延べ68事業を実施。

②被災者交流活動助成(助成事業)

延べ 325 事業 (※) に対し 29,310,532 円の助成を実施 (※新型コロナウイルス感染症の影響による中止を含む)。

・住民が交流の場に参加することで、住民同士が体調を気に掛け合う等の自然な見守り合いがなされるようになり、コミュニティ醸成のきっかけとなった。また、 継続的な活動を目指す団体もあり、地域コミュニティの形成につながる効果が得られた。

■財源

制度名⑥:被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業 (実施主体:仙台市健康増進センター)

■制度創設の背景

・被災者のために介護予防教室を開催し、避難生活の健康維持を図るとともに、新 たなコミュニティ形成を図る。

■制度の内容

・被災した高齢者の生活不活発病等を防ぐために、健康増進センター職員が災害公 営住宅等に出向き、介護予防のための運動教室を実施。

※令和2年度で事業終了

<対象範囲>

・災害公営住宅、被災地等に住んでいる被災高齢者及びその家族等

■制度の実施状況・効果

・H24~R2 年度 回数:719回(延べ参加者数:8,082人)

・生活機能の改善を行うとともに新たな交流の場・新たなコミュニティの場として 活用された。

■財源

制度名⑦:被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業 (実施主体:子供未来局)

■制度創設の背景

・東日本大震災により被災した子どもやその家族等を支援するため、N P O やボランティア団体等が実施する被災者相談・援助活動に対し、事業に要する経費を補助。

■制度の内容

・市内において、一時預かりや被災児童等の心を癒すイベント・講習会等の開催、 子どもの遊び場の提供、その他被災児童等への支援のために特に必要と認められ る事業を実施するNPOやボランティア団体等に対し、それら支援活動に要する 経費を補助。

<補助事業例>

- ・被災児童を対象としたお話会・演劇ワークショップ
- ・被災した母親を対象としたグループケア・サロン
- ・被災児童を対象とした遊び場提供事業
- ・被災者を対象とした常設の支援センター運営事業
- ・被災者を対象とした託児等事業
- ・小中学校等で実施する被災児童によるワークショップ
 - ※平成 25 年度で事業終了

<対象範囲>

・東日本大震災により被災した子ども及びその家族等

■制度の実施状況・効果

【被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助金】

- ・平成23年度:決算額 1,118千円 交付団体 8団体
- ・平成24年度:決算額2,599千円 交付団体 10団体
- ・平成25年度:決算額2,935千円 交付団体7団体

■財源

<u>- 子育</u>て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)(宮城県)

制度名8:震災に伴う子どもの心のケア(実施主体:教育委員会、子供未来局)

■制度創設の背景

・学校や幼児健康診査などあらゆる機会を捉えながら、東日本大震災により心に影響を受けた子どもたちやその保護者の心のケアを適時、適切に実施。

■制度の内容

- (1) 震災に伴う児童生徒の心のケア
 - ・東日本大震災の影響による児童生徒の心のケアを適切に行うため、被災校をは じめとした市立学校に対し、スクールカウンセラーの追加配置や心の健康調査 を行うなど、学校における中長期的な取組みを実施。

<対象範囲>

- ・市立小学校、市立中学校、市立高等学校、市立特別支援学校及び市立中等教育 学校に通学する児童生徒
- (2) 幼児健康診査における子どもと保護者に対する心のケア
 - ・幼児健康診査の機会を活用した、震災後の子どもと保護者に対する心と身体の 状況と必要な相談・支援を実施。

<対象範囲>

- ・幼児健康診査を受診する子どもと保護者
- (3)「子どものこころの相談室」における心のケア
 - ・子どもの心のケアを図るため、専門医による個別の診察と相談を実施。

<対象範囲>

・仙台市内に居住する 18 歳未満の子どもと保護者

■制度の実施状況・効果

- (1) 震災に伴う児童生徒の心のケア
 - ・全市立学校(小・中・高・中等教育学校・特別支援学校)188 校に、週 1 回ず つスクールカウンセラーを配置し、相談体制を整えた。
 - ・27 中学校区においては小中学校に同じカウンセラーを配置し、小中連携に生かすことができた。
- (2) 幼児健康診査における子どもと保護者に対する心のケア
 - ・1 歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査・3歳児健康診査において、 事前に「こころとからだの相談問診票」を送付し、健康診査当日に保健師によ る問診及び相談を実施している。
 - ・状況により、5区役所で実施している「子どものこころの相談室」における相談につなげる。
- (3)「子どものこころの相談室」における心のケア
 - ・市内 5 区役所において「子どものこころの相談室」を予約制で開催し、専門医

または心理士等の相談を実施している。

・子どもと保護者の心身の状況を把握のうえ、必要な診察・保健指導等を行い、 相談支援の充実を図るため、震災から 10 年を経過したことを受け、改めて事業目的を整理し、令和 3 年 3 月に「仙台市子どものこころのケア事業実施要綱」を定めた。

■財源

- (1) 震災に伴う児童生徒の心のケア
 - ・緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金(文部科学省)
 - ·教育支援体制整備事業費補助金(文部科学省)
- (2) 幼児健康診査における子どもと保護者に対する心のケア
- (3)「子どものこころの相談室」における心のケア

H23~25:子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)(宮城県)

H26:被災した子どもの健康・生活支援対策等総合支援事業費国庫補助金(厚生労働省)

H28~R2:被災者支援総合交付金(厚生労働省)

R3~: 子ども・子育て支援事業交付金(利用者支援・母子保健型)(厚生労働省)

制度名9:子育て家庭への支援

(実施主体:仙台市子育てふれあいプラザ(のびすく))

■制度創設の背景

・子育てを総合的に支援し、子育てが安心してできるまちを目指し、乳幼児の親子 がのびのび過ごせるスペースでの交流や一時的な預かり(託児)を行うほか、親 子が楽しめるイベントを開催。また、子育てに役立つ情報提供や相談にも対応。

■制度の内容(一例として青葉区の事業を紹介)

<内容>のびすく仙台(青葉区中央)

- ・全国からの被災者支援事業を実施
- ・母親の心のケア講座を開催
- ・福島からの避難者親子向けサロン・イベント・交流会を開催 等
 - ※平成27年度で事業終了

<対象範囲>

東日本大震災による市外からの避難者等

※"のびすく"のほかに、市内で活動している子育て支援団体が震災により他の自治体から避難してきた親子を対象にサロンやイベント活動などの支援を実施。

《支援団体》

- ・ふくしまほっこりカフェ
- ・一般社団法人マザー・ウィング
- ・災害子ども支援ネットワークみやぎ
- NPO法人チャイルドラインみやぎ ほか

■制度の実施状況・効果

【のびすく仙台】

●全国からの被災者支援事業

実施回数:19回/参加者数:のべ1,069名

●母親の心のケア講座

実施回数:8回/参加者数:のべ86名

●福島からの避難者親子向けサロン

実施回数:13 回/参加者数:76 名

・被災者親子を対象としたサロンやイベントの開催により、被災者に寄り添った支援を実施した。

■財源

- 市一般財源 ※施設の指定管理料の中で事業を実施

制度名⑩:仙台市災害危険区域内移転者支援に関する補助金交付事業(遡及分・直 接補助分)(実施主体:都市整備局)

■制度創設の背景

- ・防災集団移転促進事業では、移転先における土地購入・住宅建築に対する利子相 当額補助等の支援を受けることができるが、集団移転先の宅地以外の場所に単独 で移転する方に対しては、このような支援がなく、課題となっていた。
- ・他都市の事例収集を行う中で、防災集団移転促進事業と併用し、がけ地近接等危 険住宅移転事業により単独移転者への補助を行っていたことが分かり、津波被災 地域でも活用できる制度であることが確認できたことから、単独移転者について は、基本的にがけ地近接等危険住宅移転事業を活用して支援することとした。
- ・一方で、がけ地近接等危険住宅移転事業は、事前の補助申請が必要であるが、交付申請前に住宅ローンの契約等が終わっていた方も多かったことから、独自支援制度を創設し、遡及対応として支援することとした。

■制度の内容

・災害危険区域から単独で移転する方で、がけ地近接等危険住宅移転事業による支援制度を開始する前に住宅ローン契約等が終わっていた方に対し、事後申請により住居の移転に伴う費用(引越し費用等)、移転再建資金の借入利子相当額を助成する事業、並びに住宅建設購入等経費の一部を補助する制度。

■制度の効果

・単独で移転した方の住宅再建の負担を軽減した。

■財源

東日本大震災復興基金交付金(津波被災住宅再建支援分)【県より配分】

制度名⑪: 仙台市津波被災宅地防災対策に関する補助金交付事業(実施主体: 都市 整備局)

■制度創設の背景

・災害危険区域に指定した地域と同程度の被害を受けながら、集団移転の対象から 外れた区域に居住していた被災者から、住宅の再建に対する支援の要望が多くあ げられたことを踏まえ、本市独自の支援制度として創設し、支援することとした。

■制度の内容

・災害危険区域以外の区域のうち、防災施設整備後も浸水が予測される区域(区域A)における現地での住宅再建のために、震災時の所有者自らが 50cm 以上の盛土または住宅の基礎の嵩上げ等の宅地防災対策を実施する場合に、工事に要した費用の一部を補助する制度。

■制度の効果

・区域 A で現地における宅地防災対策を実施した方の負担を軽減した。

■財源

| 東日本大震災復興基金交付金(津波被災住宅再建支援分)【県より配分】|

制度名②:仙台市津波浸水予測区域からの住宅の移転再建に関する補助金交付事業 業(実施主体:都市整備局)

■制度創設の背景

・災害危険区域に指定した地域と同程度の被害を受けながら、集団移転の対象から外れた区域に居住していた被災者から、住宅の再建に対する支援の要望が多くあげられたことを踏まえ、本市独自の支援制度として創設し、支援することとした。

■制度の内容

・災害危険区域以外の区域のうち、防災施設整備後も浸水が予測される区域(区域 A)に居住していた方が、市内の市街化区域に移転して住宅を再建する場合に、住居の移転に伴う費用(引越し費用等)、移転再建資金の借入利子相当額を助成する事業、並びに住宅建設購入等経費の一部を補助する制度。

■制度の効果

・区域 A からより安全な地域に移転して再建した方の負担を軽減した。

■財源

- 東日本大震災復興基金交付金(津波被災住宅再建支援分)【県より配分】

制度名③: 仙台市津波被災地域住宅再建の促進に関する補助金交付事業(実施主体: 都市整備局)

■制度創設の背景

・津波被害を受けながら、集団移転の対象から外れた区域に居住していた被災者から、住宅の再建に対する支援の要望が多くあげられたことを踏まえ、本市独自の 支援制度として創設し、支援することとした。

■制度の内容

- ・移転再建:津波被害を受けた地域のうち、災害危険区域及び区域 A を除く区域 (区域 B) に居住しており、大規模半壊以上の被災住宅を移転再建する方等が、 市内の市街化区域に移転して住宅を再建する場合に、住居の移転に伴う費用(引 越し費用等)、移転再建資金の借入利子相当額を助成する事業、並びに住宅建設 購入等経費の一部を補助する制度。
- ・現地再建(建て替え):被災時に区域 A または区域 B に居住しており、大規模半壊以上の被災住宅を現地で建て替える場合に、建て替え資金の借入利子相当額、 住宅建設購入等経費の一部を補助する制度。
- ・現地再建(修繕):被災時に区域 A または区域 B に居住しており、大規模半壊以上の被災住宅を現地で修繕する場合に、修繕資金の借入利子相当額、修繕経費の一部(100万円を超える修繕経費にかかる部分に限る。)を補助する制度。

■制度の効果

・区域 A・区域 B に居住していた方の住宅再建の負担を軽減した。

■財源

東日本大震災復興基金交付金(津波被災住宅再建支援分)【県より配分】

制度名⑷:仙台市津波被災者再建支援金交付事業(実施主体:都市整備局)

■制度創設の背景

- ・津波被災地域においては、住宅の流失に加え、家財・自動車などの動産も津波で被害を受けるなど、地震による住宅の損壊被害に比べて、より多層的な被害を受けているものの、被災者再建支援制度上、必ずしも被災程度に応じた支援になっていなかった。
- ・津波被災からの住宅再建にかかる経済的負担の軽減につながる支援として、津波 被災者再建支援制度を創設した。

■制度の内容

・津波被災地域(災害危険区域、区域 A、区域 B)に居住し、かつ住宅またはその 土地を所有していた方等で、かつ被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給した 方に対し、安全な住まいの再建を果たされた場合に 20 万円を支給する制度。

■制度の効果

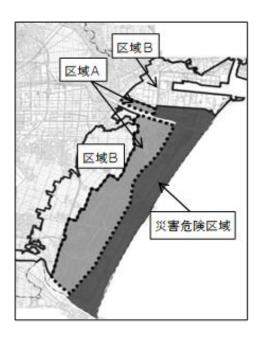
・住宅再建後の家財購入などによる被災者の負担を軽減した。

■財源

東日本大震災復興基金交付金(津波被災住宅再建支援分)【県より配分】

・区域 A:津波防災施設を整備してもなお、津波の浸水が予測される区域で、災害危険区域を除く区域

・区域 B: 東日本大震災で津波浸水被害を受けた区域で、災害危険区域 及び区域 A を除く区域



制度名⑤:被災者伴走型生活支援事業(市委託事業) (実施主体:一般社団法人パーソナルサポートセンター)

■制度創設の背景

- ・絆支援員が、個別訪問や相談、コミュニティ活動支援などを行い、関係機関や地 域団体と連携しながら「見守り」と「つなぎ」を基調とした支援を実施。
- ・平成 27 年度より、仮設住宅からの転居が困難な方に対し伴走型による民間賃貸 住宅入居支援を実施。

■制度の内容

- ・暮らしに関する相談を受けた場合、専門家(暮らし再生プランナー)からの助言のもと、世帯の状況に応じ、専門的な機関や支援プログラムを紹介。健康面や生活面に課題がある場合は区役所へ情報提供を行い、対応について相談。また、就労支援を希望する場合は同法人の就労支援事業を紹介。
- ・平成 27 年度より「仙台市住まいと暮らしの再建サポートセンター」を設置し、 独力で仮設住宅からの転居が困難な方に対し、本人の意向を伺いながら物件探し や、引越し手続きのサポートを行うなど、転居のための相談・支援や転居後のア フターフォローを実施。
 - ※平成 29 年度で事業終了

く象位>

借上げ公営住宅等入居者

※転居支援に関しては、全応急仮設住宅入居者等

■制度の実施状況・効果

【見守り】 訪問件数: 108,010件、面談件数: 72,443件

【転居支援】相談件数 291 件、支援件数:延べ4,558 件、

転居決定件数:189件

・被災者の見守り時に受けた相談により、被災世帯の詳細な状況把握や、その相談 内容を踏まえたつなぎを行うことで、各被災者が適切な支援策を活用することが できた。

■財源

H23~27:宮城県緊急雇用創出事業補助金

制度名66:個別訪問事業

(実施主体:社会福祉法人仙台市社会福祉協議会(地域支えあいセンター事業)

■制度創設の背景

・地域支えあいセンターの生活支援相談員が、みなし仮設住宅(借上げ民間賃貸住宅・借上げ公営住宅等)を個別訪問し、入居世帯の生活課題や福祉ニーズに関する支援情報の提供及び地域内での孤立を防ぐ定期的な安否確認を実施。

■制度の内容

・地域支えあいセンター事業を周知するとともに、地域での孤立を防止するため、 見守りニーズを把握。健康面や生活面に課題がある場合は区保健福祉センター等 へ情報提供を行い、対応について相談。また、就労支援を希望する場合は、パー ソナルサポートセンター(PSC)等の就労支援事業を紹介。

<対象範囲>

・みなし仮設住宅入居者

※ただし、世帯状況等調査票が回収されたみなし仮設住宅入居世帯のうち、社会 福祉協議会への情報提供に同意した世帯。

※支援対象世帯: 460 世帯(H29.4.1 現在)

■制度の実施状況・効果

・延べ訪問回数 24,977 回(H24.5~H30.3.31)

・個別訪問を通して、被災者世帯の生活状況やニーズを把握し、被災者が抱える問題の整理及び自立に資する情報提供を行った。また、相談から医療や福祉、就労などの専門機関につなぐことができた。

■財源

~H26:宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金

制度名①:常設相談、巡回相談

(実施主体:社会福祉法人仙台市社会福祉協議会(地域支えあいセンター ー事業))

■制度創設の背景

・地域支えあいセンター《常設相談》や市民センター等《巡回相談》において、被 災者の生活上の様々な相談に対応。

■制度の内容

・平成 24 年 5 月から地域支えあいセンターを設置し相談体制を確保したことにより、巡回相談を平成 26 年 3 月で終了。健康面や生活面に課題がある場合は区保健福祉センター等へ情報提供を行い、対応について相談。また、就労支援を希望する場合は P S C 等の就労支援事業を紹介。

く対象>

全応急仮設住宅入居者、全災害公営住宅入居者

- ※地域住民の利用も可
- ※みなし仮設住宅入居者のうち、社会福祉協議会への情報提供に同意した世帯に 対しては、ダイレクトメールによる相談案内を通知。

■制度の実施状況・効果

- ・延べ相談件数 2,784 件(令和 3 年度末現在)
- ・個別訪問と同様に、被災者世帯の生活状況やニーズを把握し、被災者が抱える問題の整理及び自立に資する情報提供を行った。また、相談から医療や福祉、就労などの専門機関につなぐことができた。

■財源

制度名18:地域交流事業

(実施主体:社会福祉法人仙台市社会福祉協議会(地域支えあいセンター ー事業))

■制度創設の背景

- ・被災者や地域住民の交流の場など、ともに支えあう地域づくりを支援するため交 流イベントやサロン活動等を開催。
 - ※地域コミュニティの活性化に向けた仕組みづくりのための支援として「つなぐ・つながるプロジェクト」を実施(H28.11~)

■制度の内容

- ・同郷の被災者や地域住民が集う交流事業の開催や、区保健福祉センターや地域の 支援団体と連携したサロン活動を実施するほか、自主的なサロン活動の支援を行 う。
- ・災害公営住宅住民と地域住民の参加を得て、災害公営住宅建設地域におけるコミュニティ形成の支援を目的とした「みんなの作品展」を開催。
- ・平成 28 年 11 月から、災害公営住宅における支援団体の活動内容等を掲載した 事例集(つなカタログ)の作成や、それを活用した交流会の開催をコーディネー トするなど、町内会活動を自発的・継続的に行えるよう、人材育成やコミュニティを活性化させるための仕組みづくりを行う。

<対象>

- ・全応急仮設住宅入居者
 - ※みなし仮設住宅のうち、社会福祉協議会への情報提供に同意した世帯に対して はダイレクトメールによるサロン案内を通知。
- ·全災害公営住宅入居者
- ・地域住民
- ・災害公営住宅の町内会(集団移転先地、津波浸水想定地域にも拡大)
 - ※「みんなの作品展」「サロン立上げ応援プログラム」については実施を希望する 災害公営住宅等が対象。

■制度の実施状況・効果

- ●地域交流事業(交流イベントやサロン)
- ・本会主催サロン開催数:1,286 回(H23.12.1~H29.3.31 開催分)
- ・平成29年度よりサロンの自主グループや住民主催のサロンが増えたことに伴い、 支えあいセンターでサロンを主催せずに、住民主体のサロンの開催支援に比重を 移した。
- 「みんなの作品展」「演奏会」「復興文化祭」を開催
- ・交流イベントやサロンへ参加することにより新たな交流のきっかけや孤立感の緩和となった。「みんなの作品展」「演奏会」「復興文化祭」は、自身の発表の場とな

り生きがいづくりに貢献できた。

●つなぐ・つながるプロジェクト

①復興公営住宅自治会役員等の情報交換会

開催数:32回(R3年度末現在)市域、区支部開催

②「つなカタログ」を作成し災害公営住宅自治会他へ配布

発行回数:5回(R3年度末現在)

■財源

制度名(9):情報コーナー

(実施主体:社会福祉法人仙台市社会福祉協議会(地域支えあいセンター 事業))

■制度創設の背景

・被災者支援情報やイベント・サロン情報等が身近な場所でいつでも入手できるよう。 う、市民センター等に被災者のための情報提供コーナーを設置。

■制度の内容

・仙台市や関係機関、支援団体等が発行する被災者支援情報やイベント、地域で開催される催しなどの情報を収集又は依頼を受け、情報コーナーに設置するラックにチラシ等を配架。

<対象>

仙台市内の市民センター、その他市社会福祉協議会区事務所等

■制度の実施状況・効果

- ・市民センター54 カ所に設置(その他、区支部社会福祉協議会事務所等 12 カ所に 設置)。
- ・生活再建に必要な情報提供をはじめ、市外から転入している方にとって、出身地 の広報紙が、貴重なふるさとの情報源となった。

■財源

制度名20:災害公営住宅定期訪問事業

(実施主体:社会福祉法人仙台市社会福祉協議会(地域支えあいセンター 事業))

■制度創設の背景

- ・地域支えあいセンターの生活支援相談員が災害公営住宅を個別訪問し、入居世帯 の生活課題や福祉ニーズに関する支援情報の提供及び地域内での孤立を防ぐ定 期的な安否確認。
 - ※フォローアップ訪問(H28.10~)

地域支えあいセンターで一度自立と判断した世帯や復興公営住宅ワーキング グループで支援不要と判断された主に 80 歳以上の高齢者のみ世帯を訪問対象 に加え、社会的孤立のリスクの視点で訪問。

■制度の内容

・世帯の自立に向けた生活支援を目的に、二ーズ及び健康面・生活面の状況把握を 行う。また、情報提供等により課題解決や自立を支援する。支援活動を進めるに あたっては関係機関・団体と協力・連携し実施。

く対象>

- ・「復興公営住宅入居者ワーキンググループ」において、「見守りの必要性」があると判断された世帯
 - ※主に高齢・病気・障害・その他の理由で孤立が心配される世帯
 - ※定期訪問対象世帯: 721 世帯(H29.4.1 現在)
 - ※フォローアップ訪問
- ・市の生活支援員の個別訪問後、最初のワーキンググループにて、「支援不要」となった世帯のうち、概ね80歳以上の高齢者のみ世帯
- ・過去に定期訪問歴があり、自立とみなし「支援不要」とした世帯のうち、概ね 80歳以上の高齢者のみ世帯

■制度の実施状況・効果

- ・延べ訪問回数 8,171 回(R3 年度末現在)
 - ※フォローアップ訪問も含む
- ・主に高齢に伴う健康不安や生活困窮等様々な理由で孤立が心配される世帯に継続的に訪問し、相談を受ける中でその世帯に必要な情報提供及び医療や福祉、就労などの専門機関につなぐことができた。

■財源

制度名②: 再建済み世帯定期訪問事業

(実施主体: 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会(地域支えあいセンター 事業))

■制度創設の背景

・みなし仮設住宅の契約終了後もその住宅に住み続けることが決まっていて、かつ 社会的に孤立するリスクのある世帯などへ訪問。

■制度の内容

- ・個別訪問時の記録により引き続き見守りが必要と思われる世帯等について、定期 的な訪問活動により見守りを続けつつ、早期に地域の見守り活動へつなげること を目指す。
- ・みなし仮設住宅を出て、災害公営住宅以外の新たな住まいに入居した世帯、または、みなし仮設住宅の契約が終了し、世帯があらためて賃貸契約を結んで同じ住居に住み続ける世帯。

※支援対象世帯: 6世帯(H29.4.1 現在)

■制度の実施状況・効果

- ・延べ訪問回数 369 回 (R3 年度末現在)
- ・主に高齢に伴う健康不安や生活困窮等様々な理由で孤立が心配される世帯に継続的に訪問し、相談を受ける中でその世帯に必要な情報提供及び医療や福祉、就労などの専門機関につなぐことができた。

■財源

~H26: 宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金

3. 岩泉町(岩手県)

対象災害:平成28年台風第10号

制度名①:住宅再建支援事業補助金

■制度創設の背景

・住宅再建にあたり、被災者生活再建支援法による加算支援金のみでは被災者の負担が大きく、再建が進まないことが見込まれたことから、被災者生活再建支援金(加算支援金)と同額を、町で補助。

■制度の内容

・全壊・大規模半壊世帯について、その再建方法に応じて補助。

新築・購入 200万円

補修 100 万円

賃貸 50 万円

※単身世帯は上記金額の3/4

■制度の実施状況・効果

- ・最終の補助件数は、332 件となり、住宅再建の負担軽減を図ったことで、早期の 住宅再建に資することができた。
- ・また、補助金によって新築や補修などの、自立再建の割合が高まった。

■財源

町一般財源

制度名②:建設資金借入金利子補給補助金

■制度創設の背景

・住宅の新築等により再建する被災世帯が金融機関から借入した場合、その後の返済が生活の大きな負担となるため、返済額のうち利息相当分について町が補助し、生活の再建を支援するもの。

■制度の内容

・金融機関等からの借入利息に対し、最大 300 万円を上限として、一括補助。

■制度の実施状況・効果

・最終の補助件数は、34 件となり、住宅再建の負担軽減を図ったことで、早期の住 宅再建と、その後の生活支援に資することができた。

■財源

町一般財源

制度名③:引越費用給付

■制度創設の背景

・被災者が応急仮設住宅等の一時避難先から再建先へ引っ越す際に、引越費用等の 負担軽減を図るため、これを支援するもの。

■制度の内容

・1世帯あたり7万円

■制度の実施状況・効果

・最終の給付件数は、201 件となり、再建後の引越費用の負担軽減が図られたとと もに、再建先での生活にスムーズに移行することができた。

■財源

町一般財源

制度名4:岩泉よりそいみらいネット事業

■制度創設の背景

・緊急支援が収束しつつある中での被災者の生活再建において、今後は情報弱者や 避難行動要支援世帯などに対する生活・相談支援が必要となることを想定し、多 職種・多機関協働による「何でも相談窓口」を設置した。

■制度の内容

- ・対象:対象者は限定せず、町民全体
- ・相談会の頻度:月4回
 - ※その他、役場担当課内にも相談支援包括化推進員を配置し、相談をいつでも 受けられる体制を作った。

■制度の効果

・生活困窮の相談、仮設入居に伴う家族間のトラブル、河川改修に伴う遺産相続の 相談など、専門性が求められる相談にも対応することが出来た。

■財源

- ・事業立ち上げ当初は民間団体のボランティアベースでの支援と共同募金を財源に 実施。翌年度からは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(厚生労働省)を活 用。
 - ※現在は岩泉よりそいみらいネット相談会として実施しており、厚生労働省の重層的支援体制整備事業(多機関協働事業)として継続中。

4. 鳥取県

对象災害: 平成 28 年鳥取県中部地震

制度名①:鳥取県被災者住宅再建等支援制度

■制度創設の背景

- ・鳥取県では、平成 12 年 10 月に発生した鳥取県西部地震による甚大な被害からの早期復興を目的に、全国初の被災者住宅に対する助成制度「鳥取県西部地震被災者向け住宅復興補助金」を創設した。
- ・上記の制度を契機とし、地震、風水害等の自然災害による住宅被害からの再建に 資するため、平成13年7月6日に「鳥取県被災者住宅再建等支援条例」を制定 し、県、市町村相互扶助による「鳥取県被災者住宅再建等支援制度」を創設した。
- ・平成 28 年 10 月に発生した鳥取県中部地震が初の制度適用となったが、一部損壊の住宅が1万5千棟にのぼったため、全壊、半壊に限っていた支援対象を臨時的に拡充し、一部損壊の住宅も支援対象とした。
- ・平成29年12月には条例を改正し、一部損壊に対する支援も恒久化している。

■制度の内容

- ・県・市町村が共同で基金を造成し、一定の基準を超える被害が発生した災害を対象として、全壊から国の「被災者生活再建支援制度」の対象とならない一部損壊までの住宅被害状況に応じて被災者に支援金を支給する。
- ・また、中山間地域での局所的な災害等で被災世帯が少ない場合でも支援できるよう制度の発動要件を緩和しているほか、国制度では適用が一部地域に留まるような自然災害の場合でも、県内全ての被災世帯に対象範囲を拡大し、広く県民の住宅再建を支援する。

【支援金額】

全壊:最大300万円 大規模半壊:最大250万円

中規模半壊:最大100万円 半壊:最大100万円

一部損壊:最大30万円

■制度の実施状況・効果

・平成 28 年 10 月に発生した鳥取県中部地震では、総申請数約 1 万 3 千件のうち、 1 万件が一部損壊であり、これらを支援対象としたことにより、地域の早期復興 への後押しとなった。

■財源

(※) 基金への出資割合は県:5/10 全市町村 5/10

対象災害: 平成 29 年台風第 18 号等

制度名:小災害被災者に対する見舞金

■制度創設の背景

・災害救助法が適用されない災害の被災者の保護を図るため。

■制度の内容

・対象災害:市町村または2以上の市町村により形成されている集落を単位として、 同一原因による災害により住家の被害を受けた世帯が10世帯または住家に被害 を受けた者が40人以上に達した災害

• 見舞金額:

全壊、全焼又は流出により住家が滅失した場合:5万円

半壊又は半焼により住家が著しく損傷した場合:2万円

■制度の実施状況・効果

・平成 29 年台風第 18 号では、21 世帯に見舞金を支給し、復興の一助として効果 があった。

■財源

県一般財源

5. 高槻市(大阪府)

対象災害: 平成30年大阪府北部地震及び台風第21号

制度名①: 高槻市一部損壊等住宅修理支援金

■制度創設の背景

・地震災害で被災者生活再建支援法の適用を受けたが、一部損壊に対しての支援が なかったことから、市独自制度として創設。

■制度の内容

・生活基盤となる住宅等に「一部損壊」以上の被害を受けた市民に対し、修繕に要 した費用の一部を支援。※平成 30 年台風第 21 号も対象

く支援額>

- ・災害による住宅等の修繕に要した経費(消費税及び地方消費税を含む)の総額が、
 - 50万円以上の場合は、5万円
 - 30万円以上50万円未満の場合は、3万円を支援する。

<支援対象>

- ・災害により「一部損壊」以上の判定を受けた、以下のもの
 - ①住宅(市内に存する建物、借家・共同住宅の場合は所有者が市内に居住すること)
 - ②従事者 5 人以下の店舗等(事務所等の所在が市内であること)
 - ※個人の場合は、申請する災害の発生時に本市に住民登録していること。

■制度の実施状況

最終申請件数 8,398 件

■財源

市一般財源



6. 倉敷市(岡山県)

对象災害:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

制度名①:住まいの伴走型支援事業

■制度創設の背景

・応急仮設住宅の入居期限(当初は2年間)が迫るなかで、「職人や材料不足でリフォームが間に合わない」、「退去後に行く場所がない」、「希望通りの物件が見つからない」などの被災者の不安の声が複数あった。

■制度の内容

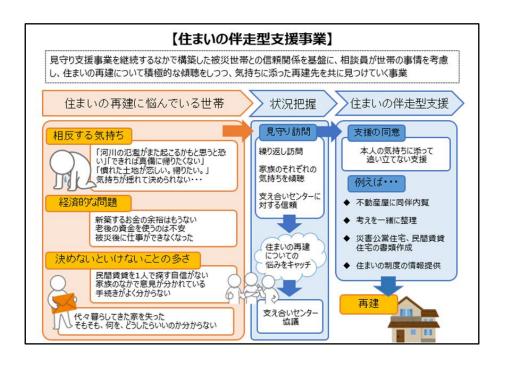
・見守り支援事業を継続するなかで構築した被災世帯との信頼関係を基盤に、相談 員が応急仮設住宅入居者の世帯の事情を考慮し、住まいの再建について積極的な 傾聴をしつつ、気持ちに添った再建先を共に見つけていく事業を実施(社会福祉 法人めやす箱、社会福祉法人リンクに委託)。

■制度の実施状況・効果

・約 90 世帯の応急仮設住宅入居者に実施し、自力での住まいの再建が困難な被災 者の再建を後押しすることができた。

■財源

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(厚生労働省)



制度名②:り災住家長期居住者等アドバイス事業

■制度創設の背景

・被災世帯の中には、り災住家をセルフビルドしながら住んでいる世帯があり、「この部分が気になる」、「この材料を使ってもいいのだろうか」等の悩みを抱えながら、修理が不十分なままのケースがあった。

■制度の内容

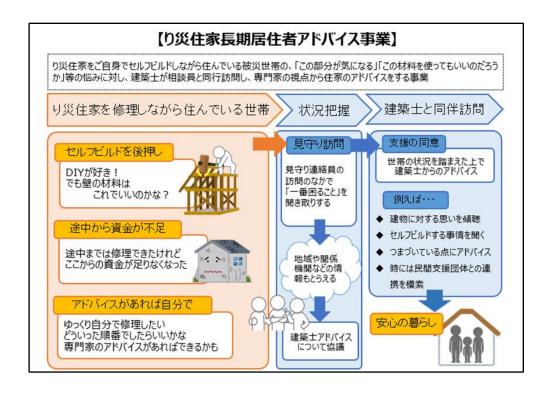
・り災住家に建築士が相談員と同行訪問し、専門家の視点から、住家のアドバイス をする事業を実施した(岡山県建築士会倉敷支部に委託)。

■制度の実施状況・効果

・約30世帯に実施。現場へ同行訪問し、世帯の生活状況や健康面と併せて、住家の状態を確認できたことで、セルフビルドの進捗確認やアドバイスだけでなく、家主の住家への思いにも寄り添った声掛けができ、セルフビルドをする上でのモチベーションにつながった。

■財源

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(厚生労働省)



制度名③:介護支援専門員による見守り再訪問事業

■制度創設の背景

・住まいの再建をした後に、「新しい土地になじめない」、「夫が真備に帰りたいと言い張りケンカが絶えない」といった悩みや相談を、特に高齢世帯から多く受けた。また、孤立防止の観点からも気になるケースがあった。

■制度の内容

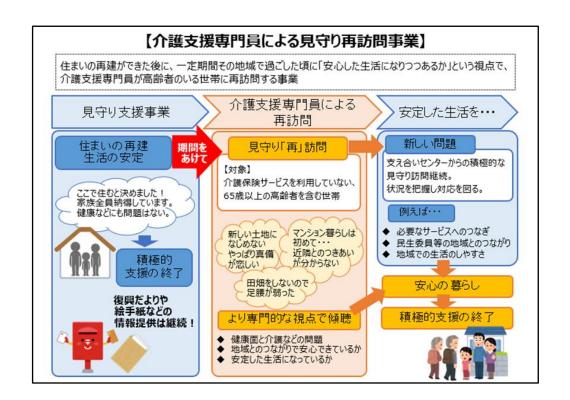
・住まいの再建ができた後、一定期間その地域で過ごした頃に「安心した生活になりつつあるか」という視点で、介護支援専門員が高齢者のいる世帯に再訪問する 事業を実施(岡山県介護支援専門員協会に委託)。

■制度の実施状況・効果

・約 2,200 世帯に実施し、専門的な視点で、今後の見守り訪問の必要性について最終判断を行うことができた。また、被災世帯が「忘れられていない」という安心感にもつながった。

■財源

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(厚生労働省)



7. 坂町(広島県)

对象災害:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

制度名①: 坂町住宅被災者再建支援助成金

■制度創設の背景

・被災者の住宅再建を後押しするため。

■制度の内容

<対象>

- ・豪雨災害発生時に坂町内に居住していた方で、かつ、次の項目のいずれかに該当 する方が、坂町内へ転居する場合、助成金を給付。
 - (1)罹災証明書の発行を受けた方で、応急仮設住宅等に入居し、供与期間内(供 与期間が延長された場合はその期間内)に当該住宅を退居した方
 - (2) 次のアまたはイのいずれかに該当し、応急的な住まいを退居した方
 - ア 罹災証明書で全壊または大規模半壊の判定を受けた方
 - イ 罹災証明書で半壊の判定を受けた後、やむを得ない事由により、当該 住宅を解体した方

金額:1世帯当り5万円

提出書類・添付書類:

坂町住宅被災者再建支援助成金交付申請書、罹災証明書の写し、再建先の入居に関する契約書等の写し、振込先預貯金口座の写し、代理人により申請の場合は、委任状及び代理人本人を確認できる書面等、ただし、代理人が住民票記載の者である場合は、委任状を省略することができる。

■制度の実施状況・効果

- ・令和5年2月13日に被災者の住宅再建が全て完了した。
- ・助成件数は、275件であり、被災者の生活再建資金の一部として役立ち、感謝 の声を多くいただいた。

■財源

町一般財源

8. 大洲市(愛媛県)

对象災害:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

制度名①: 仮住まい被災者定住支援補助金

■制度創設の背景

- ・災害公営住宅をはじめ「公営住宅」に入居する際は「被災者生活再建支援制度の 加算支援金を申請・受給していないこと」が要件になるため、応急仮設住宅など 一時的な住居から定住先(災害公営住宅等)に転居する場合に、災害公営住宅に 定住する場合は一律 10 万円、その他住宅に定住する場合は一律 15 万円を支給 するもの。
- ・災害公営住宅は、当市では3団地50戸を整備した(R3年4~10月入居=42世帯)。
- ・なお、大洲市復興計画の事業メニューの一つとして、当制度により、「人口流出対策」及び「定住対策」に取り組んでいる(R2~R4)。

■制度の内容

・被災世帯が、令和2年4月1日以後に、一時的な住居(仮設住宅等)から定住先 (災害公営住宅等)に転居する場合に支給。

災害公営住宅に定住する場合:一律 10万円

その他住宅に定住する場合 : 一律 15万円

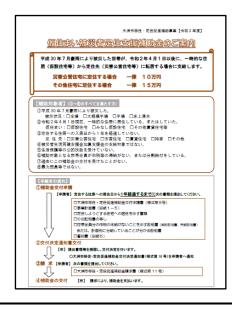
※ 上記の他、各種証明書交付手数料や介護保険料等の減免や免除の他、各種市 民サービスなどに対して支援を行った。

■制度の実施状況・効果

- ・制度の周知については、広報誌や HP をはじめ、災害公営住宅説明会や市地域支 え合いセンターの支援活動等で行った。
- ・最終(予定)補助件数は49件となり、初期の目的は達成できたと考えている。

■財源

市一般財源



9. 厚真町(北海道)

对象災害: 平成 30 年北海道胆振東部地震

制度名①:厚真町住宅復旧支援事業補助金

■制度創設の背景

・地震被害において、大規模な土砂災害の他、地盤変動による住宅基礎の傾斜等よる被害が多数発生。傾斜の復旧については多額の費用を要することから、修繕による自力再建を促進するため支援制度を創設。

■制度の内容

<対象>

・住宅基礎の復旧工事と、それに併せて実施する住宅下の地盤改良工事に関係する 費用の一部を助成

<補助額>

・対象工事に要した費用から 50 万円を控除した額の 2 分の 1 以内(上限 300 万円)

■制度の実施状況

・令和4年12月末時点で補助件数は21件。

■財源

ふるさと応援基金(ふるさと納税)、町一般財源

制度名②:厚真町持ち家住宅建築促進支援助成金

■制度創設の背景

・震災からの住宅再建にあたり、町内での建設促進のための支援制度として創設。

■制度の内容

<対象>

・町内での住宅再建者(罹災証明書の判定が全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊)。

<補助額>

定額:120万円

■制度の実施状況

・令和 4 年 12 月末時点で補助件数は 93 件(住宅再建に併せ、定住に向けた公営 住宅からの建て替え等についての申請もあった。)

■財源

<u>ふるさと応援基金(ふるさと納税)、町一般財源</u>

制度名③:厚真町住宅再建融資利子助成・リバースモーゲージ利子助成

■制度創設の背景

・震災からの住宅再建にあたり、町内での建設促進のための支援制度として創設。 併せてリバースモーゲージ制度の活用を図る。

■制度の内容

<対象>

- ・町内で住宅を再建するために金融機関などから融資を受け、次のいずれかの要件 を満たす方
 - ①応急仮設住宅(みなし仮設等を含む)の入居者であり、供与期間内に退去される方
 - ②全壊、大規模半壊、半壊の罹災証明判定を受けた方

<助成額>

借入額×利率×80%(上限額 100 万円)

リバースモーゲージの場合は借入額×利率×80%×20年(ト限 100 万円)

※ 利率は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の借入時の利率と実際の借入計画の利率のいずれか低い利率とする。

■制度の実施状況

- ・令和4年12月末時点での補助件数は34件(内、リバースモーゲージは0件)
- ・住宅金融支援機構の災害復興住宅融資以外の融資制度を活用した場合でも申し 込みを受け付けた。

■財源

ふるさと応援基金(ふるさと納税)、町一般財源

制度名④:住宅リフォーム補助金(胆振東部地震)

■制度創設の背景

・半壊および一部損壊の住宅の所有者、管理者、占有者が行う復旧工事に要する費 用の一部を支援するために創設。

■制度の内容

<対象>

地震発生時の住宅の所有者、管理者または占有者

- ※仮設住宅などへの入居の有無は不問。
- ※管理者または占有者の承諾を得たものに限る。

<工事内容>

屋根、床、内外壁、基礎、梁、ドア、窓、内装仕上げ、上下水道の配管、ガスの配管、吸排気設備の配管、電気・電話線・テレビ線の配線、トイレ、浴室 等

※付属建築物(外構工事や物置、車庫等)、舗装等の外構や、併用住宅の非住宅部分の復旧に関する工事は除外。

<補助額>

・半壊の場合

(対象工事費-住宅応急修理制度対象額-30万円)×0.3

・一部損壊の場合

(対象工事費-30万円)×0.3

上限額:50万円

■制度の実施状況

- ・令和4年12月末時点で補助件数は620件。
- ・現在も申請は受け付け中、引き続き申請が続いている状況。

■財源

ふるさと応援基金(ふるさと納税)、町一般財源

10. 長野市(長野県)

对象災害:令和元年東日本台風

制度名①:長野市地域公民館災害復旧支援金

■制度創設の背景

・地域公民館は地域コミュニティ活動の拠点であるが、既存制度では改修費等の一部補助(上限あり)のみであった。被災地区のコミュニティの再構築・育成のため、早期復旧を図る必要があることから、被災地区住民の費用負担を減らすことを検討の上、実施した。

■制度の内容

改修費用から他の補助・支援金等を控除した額 10 分の 10 ※令和 2 年度のみ

■制度の実施状況・効果

・補助件数は 17 件となり、地域公民館の早期復旧が図られた。

■財源

長野県のコミュニティ復興支援交付金

制度名②:長野市復興支援金

■制度創設の背景

・長野市では「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」に基づき長野市版都市内分権を推進。住民自治協議会が行う災害からの復旧及び復興等に係る事業に対し、市として支援を検討し、また、仮設住宅で生活する住民が孤立しないよう支援を検討の上、実施した。

■制度の内容

<対象> 被災した6地区の住民自治協議会

<内容>

- ・安全・安心の再生や地域コミュニティ機能の維持・再生等の事業に対し、地区ごとに被災の程度により設定した限度額の範囲内で 10/10 補助。
- ・仮設住宅設置地区に、入居者との交流事業等に対する補助。
- ・期間は、令和2年度のみとしていたが、令和4年度まで延長。ただし、仮設住宅 設置地区への補助は令和3年度まで。

■制度の実施状況・効果

- ・区費の徴収が困難であったり、地区外の仮設住宅等で生活をする被災者がいる中でも、住民自治協議会の活動が維持、実施された。
- ・災害の教訓から、地域防災力の強化が図られた。

■財源

令和2年度:長野県のコミュニティ復興支援交付金が3分の2

令和3~4年度:市一般財源

制度名③: 応急仮設給水栓の設置

■制度創設の背景

<u>・浸水被害を受け</u>た被災者が多く、支援を検討の上、実施した。

■制度の内容

<対象>

・敷地内の全ての水道が給水管の破損等により使用できない方

<内容>

・建物内の清掃・復旧に必要なことから、応急仮設給水栓1栓を、上下水道局が設置

■制度の実施状況・効果

・堆積土砂の除去・建物・家財等の清掃を行う事が出来たことから、早期の生活再 建が図れた(実施件数 7 件)。

■財源

水道事業

制度名4:排水管の閉塞除去

■制度創設の背景

・浸水被害を受けた被災者が多く、支援を検討の上、実施した。

■制度の内容

<対象>

・宅地内の排水管が土砂堆積により閉塞した方

<内容>

・宅地内の検査孔から清掃桝(埋設区間)までの状況調査と、閉塞除去を上下水道 局が実施。

■制度の実施状況・効果

・土砂を撤去し閉塞を解消することで、早期の生活再建が図れた(実施件数 35 件)。

■財源

下水道事業

制度名⑤:被災家屋等における上下水道料金の減免

■制度創設の背景

<u>・浸水被害を受け</u>た被災者が多く、支援を検討の上、実施した。

■制度の内容・実施状況

<対象>

・全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水)、一部損壊(床下浸水)の罹災証明書が発行 された家屋等の上下水道契約者

<内容>

・床上浸水:2か月または4か月分の上下水道料金を免除

(実施調定件数 水道 4,692 件 下水道 4,939 件)

・床下浸水: 令和元年 10 月使用分を含む請求額から8㎡分に相当する上下水道料

金を減額(実施調定件数 水道 287件 下水道 555件)

■制度の効果

被災者の早期の生活再建

■財源

7.5

制度名⑥:給水装置・排水設備工事検査手数料等の減免

■制度創設の背景

・被害を受けた被災者が多く、支援を検討の上、実施した。

■制度の内容・実施状況

<対象>

・自らが居住もしくは事業の用に供する建物の再建(市内に限る)者

<内容>

給水装置、排水設備工事の検査手数料等の減免

(実施件数 給水 251 件、排水 265 件)

■制度の効果

被災者の早期の生活再建

■財源

_

制度名⑦:避難者が居住する住宅の上下水道料金の減免

■制度創設の背景

・浸水被害を受けた被災者が多く、支援を検討の上、実施した。

■制度の内容・実施状況

<対象>

・全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水)の罹災証明書の交付を受けた、応急仮設住 宅等に避難する世帯

<内容>

上下水道料金の全額または一部免除

<期間>

住宅の種別により1年から3年までの居住期間

(実施調定件数 水道 6,355 件 下水道 7,144 件、R4.11 末現在)

■制度の効果

被災者の早期の生活再建

■財源

制度名⑧:各種証明書交付等手数料減免

■制度創設の背景

・被災者の生活再建に資するため、市民税関係、固定資産税関係、住民票・戸籍・ 印鑑証明関係などの証明書等の手数料減免を実施したもの。

■制度の内容

~R2.3:被災地区に住所を有する個人又は法人

R2.4~:罹災証明書交付を受けた個人(相続人を含む)若しくはその

同一世帯に属する個人又は法人

※本制度は、令和5年度末まで継続予定

■制度の実施状況・効果

・各年度の減免金額(R元年度:20,799 千円、R2 年度:1,153 千円、R3 年度: 539 千円、R4 年度:63 千円(R4.10 月現在))

■財源

_

制度名9:託児業務(臨時託児所の開設)

■制度創設の背景

・台風により被害にあった自宅の片付けなどのため、保護者による保育が困難な子 どもを無料で預かる「臨時託児所」の開設について検討の上、実施した。

■制度の内容

<対象>

託児を希望する保護者(おおむね満1歳から就学児前までの子ども)

<内容>

託児場所:公立保育園の一室

託児時間:平日・土・日・祝日 9時~16時

食事・おやつ:昼食は避難所用弁当(大人と同じ)、その他、避難所にあるくだ

ものや飲み物を提供。

料金:無料

■制度の実施状況・効果

- ・子どもを安全な場所に預けることで、保護者の子育ての負担が軽減されるととも に、被害を受けた自宅の片付けなどの作業効率が上がった。
- ・子どもが託児所を利用することで、遊びなどにおいて子ども同士の関わりが増え、 精神的にリラックスできたように思われる。

■財源

なし



制度名⑩:復幸ハウス設置事業補助金

■制度創設の背景

- ・市営住宅が整備されていない被災地区(長沼地区)において、同地区を離れられない低所得者の住まいを早期に確保させる必要があったため、トレーラーハウス(容易に移動設置できる住宅)等を早期に設置。
 - ※当該制度ではトレーラーハウス等を「復幸ハウス」と呼称

■制度の内容

く対象>

長沼地区で居住家屋が被災し、現に住宅に困窮している低所得者 長沼地区に復幸ハウスを設置し居住する者

<補助額>

建築物本体の購入費以外の費用(上限:300万円)

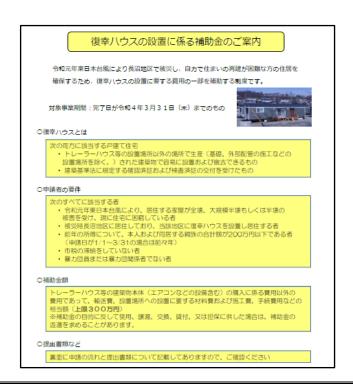
(輸送費、設置に係る材料・施工費、手続き費用など)

■制度の実施状況・効果

- ・最終、補助件数は2件。
- ・被災地区(長沼地区)に戻り生活したいと思っていたが、退去期限が迫っても、なかなか居住先を決めることができなかった方が、期限内に退去し、次の住まいを確保できた。

■財源

市一般財源



制度名印: 長野市令和元年台風第 19 号による災害に係る災害見舞金

■制度創設の背景

- ・既存の長野市被災者生活再建支援制度では、半壊以上の被災者のみ対象。
- ・ただし、令和元年東日本台風では、一部損壊(半壊未満)で床上浸水の被害を受けた被災者が多く、見舞金の支給を検討の上、実施した。

■制度の内容

<対象>

罹災証明書で一部損壊(床上浸水)の世帯

<支給額>

一世帯あたり 50,000 円

■制度の実施状況・効果

・最終の支給件数は、364件となり、早期再建を支援する効果があった。

■財源

市一般財源

制度名②: 長野市被災者生活再建支援制度

■制度創設の背景

・既存の被災者生活再建支援制度(当時)では、大規模半壊以上の被災者のみ対象 のため、半壊の被災者への支援を検討の上、実施した。

■制度の内容

<対象>

罹災証明書で半壊の世帯

く支給額>

一世帯あたり 500,000 円 (単数世帯は 3/4 の額)

■制度の実施状況・効果

・最終の支給件数は、1,295 件で、早期再建を支援する効果があった。

■財源

制度名(3):雨水貯留施設災害復旧助成制度

■制度創設の背景

- ・台風災害により、これまで市の助成事業で設置した雨水貯留施設が破損・滅失し、 使用できない状態になってしまった。
- ・既存の助成制度は、設置から7年(※)経過しなければ、新規申請ができない決まりがあり、設置してまもなく被災してしまった方は対象外(建物1棟に対し2基目としての申請は可)であったが、このような被災者に対し、市の治水事業に再度ご協力いただけるよう検討し、新たな制度を設けることとなった。
 - ※一般的な雨水タンクの耐用年数を考慮し、助成制度開始当時に決定したもの。

■制度の内容

<対象>

・罹災証明書により、設置されていた建物が被災したことが確認でき、既設の雨水 貯留施設が破損・滅失し使用できなくなった方。

<補助額>

雨水貯留施設購入費用の4分の3

限度額:容量 100L 以上 500L 未満 37,000 円

容量 500L 以上 75,000 円

■制度の実施状況・効果

- ・これまでの補助件数は、10件。
- ・令和元年東日本台風のみならず、以降の災害で被災し、既設の施設を使用できなくなった方を対象に事業を継続。

■財源

- 市町村の一般財源 ※一部、社会資本整備総合交付金(国土交通省)



制度名⑭:長野市災害対策資金等利子補給金(長野市中小企業振興資金融資制度)

■制度創設の背景

・長野市中小企業振興資金融資制度において、災害関連資金は利子補給を実施して いなかった。直接被災事業者の事業再建・継続のための資金繰りを支援するため 利子補給の実施を検討の上、実施した。

■制度の内容

<対象>

・長野市中小企業振興資金融資制度の災害関連資金(※)に関し、令和元年 10 月 12 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に貸付を受けた中小企業者等(罹災証明書の交付を受けた者)

<補助額>

初回の償還から24回分(2年間分)の利子を補給

(※)対象となる災害関連資金

長野市中小企業振興資金融資制度のうち

①災害対策資金

融資限度額 3,000 万円(設備・運転それぞれ) 利率 0.80%

②経営安定特別資金(災害関連対策)

融資限度額 5,000 万円(他の経営安定特別資金との合計) 利率 1.50%

■制度の実施状況・効果

・申請件数は 27 件であり、事業再建・継続の支援に一定の効果があった。

■財源

市一般財源

制度名⑤:長野市被災中小企業者支援事業補助金

■制度創設の背景

・国の持続化補助金の対象外となっている中小企業者(小規模事業者を除く)を対 象。ハードの復旧に対してはグループ補助金が充実していたが、事業再建・再構 築に向けてソフト面の支援が必要となっていた。

■制度の内容

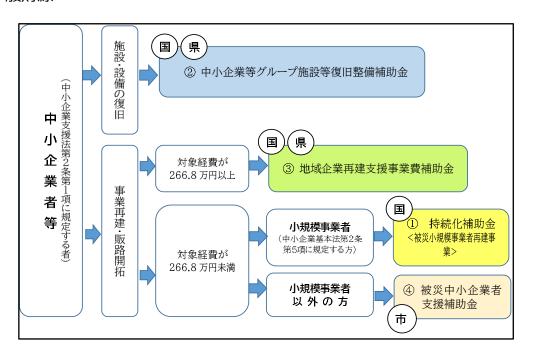
- ・直接被害を受けた中小企業(小規模事業者を除く)を対象に、事業再建・再構築 に要する費用(機械装置費、広報費、開発費、資材購入費、役務費、賃料、設備 処分費、外注費等)の一部を補助
- ・補助率 3/4、補助上限額 200 万円

■制度の実施状況・効果

・申請件数は31件であり、事業者の事業再建・再構築に一定の効果があった。

■財源

市一般財源



11. 大町町(佐賀県)

対象災害:令和3年8月の大雨

制度名①:大雨被災者住宅再建補助金

■制度創設の背景

・新築の建設・購入等をする方に補助を行い、町に住み続けてもらえるよう創設。

■制度の内容

<対象>

新築建設・購入者又は中古住宅の購入者

<補助額>

新築(建設・購入):100万円

中古住宅購入:50万円

※被災者生活再建支援制度の加算支援金の申請期限と合わせた期限としている。

■制度の実施状況・効果

・現在申請件数は1件。

■財源

町一般財源

制度名②:被災者暮らし再建補助金

■制度創設の背景

・被災住宅の修理にあたり、衛生面に問題(カビ)があるため、応急修理制度に加 えて追加改修をする場合の経費を支援。

■制度の内容

<対象・内容>

準半壊以上:上限50万円

一部損壊(床上):上限10万円

※共に工事費の 3/4 以内

■制度の実施状況・効果

・浸水被害を受けた床及び壁の改修費用を町が支援することで、衛生面の確保及び 被災者の負担軽減につながった。

■財源

町一般財源

制度名③:事業再興頑張ろう応援金

■制度創設の背景

・町内の事業者へ応援金を支給することで、事業継続につなげる。

■制度の内容

<対象>

被災証明書及び罹災証明書発行世帯

<内容>

商業者 50,000円

農業者 30,000円(他設備機械等で20,000円加算)

■制度の実施状況・効果

・商業者と農業者合わせて 73 件の申請があり、事業継続につながった。

■財源

町一般財源

【索引】地方公共団体の取組事例

地方公共団体名(人口) 【対象災害がある場合は記載】 ※人口: R4.4.1 時点			ページ 数	
都道府県	鳥取県(約 55 万人) 【平成 28 年鳥取県中部地震、 令和 3 年 7 月の大雨】	7.1	災害ケースマネジメントを県の条 例に位置付けている例①	166
		7.2	県が主体となった災害ケースマネ ジメントの実施例	170
		9.2	平時からの体制整備についての振 り返りと対応例	190
		10.1	発災後に福祉施策を活用:平時の 福祉施策の支援関係機関等と連携 体制構築の例②	200
		10.2	既存の福祉施策の会議体の活用の 例	205
	岡山県 【平成 30 年 7 月豪雨(西日本豪雨)】 (約 185 万人)	7.2	被災者見守り・相談支援等事業を 活用して、県が包括的・重層的に市 町村支援を実施した例	172
	徳島県 (約 72 万人)	7.1	災害ケースマネジメントの推進に 取り組む都道府県の例	164
		7.1	災害ケースマネジメントを県の条 例に位置付けている例②	166
吏	北海道厚真町 (約 4 千人) 【平成 30 年北海道胆振東部地震】	3.1	総括担当部局を取組主体とした例	18
町村		4.3	支援記録の作成例⑦	127
		6.3	日々のケア・専門的ケア・研修会等 を組み合わせて実施した例	159
		10.1	発災後に福祉施策を活用:平時の 福祉施策への引継ぎの例①	201
	岩手県盛岡市 (約 28 万 5 千人) 【東日本大震災(平成 23 年)】	4.2	支援記録の作成例②	91
		4.3	支援頻度の設定例②	109
		4.3	支援記録の作成例⑤	122
		9.2	関係者間での情報共有についての 振り返りと対応例	189
		10.3	福祉事業関係者との情報共有の例	207
	岩手県岩泉町 (約8千人) 【平成 28 年台風第 10 号】	4.1	地方公共団体の調査票の例①	45
		4.2	支援記録の作成例③	93
		4.3	相談シートの例	112
		4.3	支援記録の作成例⑥	125
		5.2	被災者の理解・同意を得やすい工 夫事例	144
		10.1	発災後に福祉施策を活用:平時の	202

地方公共団体名(人口) 【対象災害がある場合は記載】 ※人口:R4.4.1 時点		取組事例のタイトル	
		福祉施策への引継ぎの例④	
	3.1	新たに実施部局を設置し、連携体制を構築した例	19
	4.2	地方公共団体の不在連絡票の例②	78
宮城県仙台市	4.2	支援記録の作成例①	89
(約106万5千人)	4.3	支援頻度の設定例①	109
【東日本大震災(平成 23 年)】	4.3	支援記録の作成例④	120
	10.1	発災後に福祉施策を活用: 平時の 福祉施策への引継ぎの例②	201
	11.2	デジタル技術の活用例	219
茨城県常総市 (約6万2千人) 【平成27年9月豪雨】	3.2	協定を活用し連携体制を構築している例①	27
新潟県村上市 (約5万7千人) 【令和4年8月3日からの大雨】	9.2	庁内全体の認識共有についての振 り返りと対応例	190
長野県茅野市	3.3	災害対策本部員に民間団体を位置 づけている例	30
(約5万5千人)	4.1	現地に支援拠点を設置した例	38
【令和3年9月豪雨・土砂災害】 	4.1	発災直後のアウトリーチの実施例 ①	42
静岡県磐田市 (約 16 万 5 千人) 【令和 4 年台風第 15 号】	4.2	水害の際に、罹災証明書の取得状 況を地図上にプロットし、個別訪 問先を検討した例	62
愛知県岡崎市 (約 38 万 5 千人)	3.3	災害ケースマネジメントを地域防 災計画に位置づけている例	29
	3.1	複数の部局連携による実施体制の 構築例	20
	4.2	地方公共団体の調査票の例③	71
岡山県倉敷市 (約 47 万 9 千人) 【平成 30 年 7 月豪雨(西日本豪雨)	10.1	発災後に福祉施策を活用:平時の 福祉施策の支援関係機関等と連携 体制構築の例①	200
	10.1	発災後に福祉施策を活用:平時の 福祉施策の支援関係機関等と連携 体制構築の例③	200
£ \$ 12 15 mg	3.2	地域包括支援センターの会議を活 用している例	27
広島県坂町 (約1万2千人) 【平成30年7月豪雨(西日本豪雨)	3 4.2	被災者支援にあたって聞き取り調 査を実施した例	64
	4.2	地方公共団体の調査票の例②	67
	4.2	チェックリストによる分類の例	81

地方公共団体名(人口) 【対象災害がある場合は記載】 ※人口:R4.4.1 時点	取組事例のタイトル		ページ 数
	6.3	日々の活動の中でのメンタルケア の例	158
愛媛県宇和島市 (約6万7千人) 【平成30年7月豪雨(西日本豪雨)】	10.1	福祉施策の枠組による被災者支援 の実施例	198
	3.2	協定を活用し連携体制を構築している例②	27
	4.1	災害ボランティアセンターと地域 支え合いセンターを並行して設置 した例	38
 	4.2	地方公共団体の調査票の例④	72
(約4万1千人)	4.2	ポスティング用の調査票の例	75
【平成30年7月豪雨(西日本豪雨)】	4.3	支援頻度の設定例③	110
	5.3	複数のデータベースを活用し台帳 を作成した事例	146
	6.3	専門的なメンタルケアの例①	158
	10.1	発災後に福祉施策を活用: 平時の 福祉施策への引継ぎの例③	202
	3.2	地域おこし協力隊を活用している 例	25
佐賀県大町町	4.1	発災直後のアウトリーチの実施例 ②	43
(約6千人) 【令和元年8月豪雨、	4.2	地方公共団体の調査票の例⑤	73
令和3年8月の大雨】	5.2	利用目的・提供先の例②	143
	5.3	調査票の結果を活用して台帳を作 成した事例	146
	6.3	専門的なメンタルケアの例②	159
熊本県内市町村 【平成 28 年熊本地震、	9.2	アウトリーチの時期についての振 り返りと対応例	189
令和2年7月豪雨】	9.2	災害ボランティアセンターの設置 準備についての振り返りと対応例	192
熊本県熊本市 (約 72 万 9 千人) 【平成 28 年熊本地震】	4.2	要介護者、障がい者など配慮が必要な者に対して、市営住宅等とのマッチングを実施した例	
熊本県八代市 (約12万3千人) 【令和2年7月豪雨】	5.2	利用目的・提供先の例①	143
大分県津久見市 (約 1 万 6 千人) 【平成 29 年台風第 18 号】	4.2	地方公共団体の不在連絡票の例①	77

おわりに

「災害ケースマネジメント実施の手引き」は、地方公共団体、福祉関係者、NPO等の民間団体、士業、有識者等の多様な主体におけるこれまでの災害ケースマネジメントの取組を参考に、標準的な取組と呼べるものを整理したものです。

全国の地方公共団体におかれては、本手引きを参考に、地方公共団体の実情に応じた実施体制・取組を平時から検討いただき、今後の災害ケースマネジメントの実施に備えていただきたいと思います。

また、災害ケースマネジメントの実施には、官民の連携が欠かせません。本手引きは、地方公共団体が取り組む際の参考となるよう作成したものですが、協働して災害ケースマネジメントに取り組んでいく民間の皆様にも参考としていただき、取組への理解を深めていただけますと幸いです。

今後、災害ケースマネジメントに取り組む地方公共団体が増えることで、さらにノウハウが蓄積していくと予想されます。

内閣府としても、このような今後の蓄積を本手引きの中に反映することで、より使いやすいものとなるよう絶えず検討を行うとともに、説明会や研修などを通じ、災害ケースマネジメントを担う人材の育成や取組手法の全国への普及を進めてまいります。

また、「令和4年度災害ケースマネジメントの手引書作成に関する有識者検討会」 において明らかとなった長期的な検討課題について、地方公共団体や有識者、関係団 体、関係省庁等の意見を聞きながら検討を行ってまいります。

(謝辞)

本手引きの作成にあたって、地方公共団体、福祉関係者、NPO等の民間団体、士業、 有識者等の関係者の方にヒアリングの対応、取組事例の掲載許可、手引きの内容への コメントなど、多大なご協力をいただきました。協力いただいた皆様に対して、深く お礼申し上げます。

●令和4年度災害ケースマネジメントの手引書作成に関する有識者検討会

〈委員〉※五十音順、敬称略 ◎は座長

(学識者・関係団体)

◎鍵屋 一 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学

科教授

栗田 暢之 特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

(JVOAD)代表理事

阪本 真由美 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授

菅野 拓 大阪公立大学大学院文学研究科准教授

高橋 良太 社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部部長

吉江 暢洋 日本弁護士連合会・災害復興支援委員会委員長

(地方公共団体)

岩手県岩泉町、鳥取県、徳島県、熊本県八代市

(関係省庁)

厚生労働省

災害ケースマネジメント実施の手引き

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当)

令和5年3月 初版 発行



内閣府(防災担当)